金光数學

金光教教学研究所紀要

27

1987

金光教教学研究所

金 光 教 学 ——金光教教学研究所紀要——

1987 No. 27

「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレト	リック		
――「覚書」「覚帳」のテクスト分析ノート――			
	早 川	公 明…	·· 1
佐藤範雄の感化救済活動			
――両大戦間期における大逆事件連座者及び			
無政府主義者達との交渉を中心に――			
	渡 辺	順 一…	42
戦後民主改革と教団「統合」の課題			
	橋太	美智子…	77
	Heavily	人口。	• •
「広前歳書帳 (教祖御祈念帳) について			
リム則成音帳」(教性仰折急帳)について	J. BB	1171 444	117
	小	照雄…	.117
資料 金光大神事蹟集四			159
教団史資料目録(10)——教団史資料八			201
昭和61年度研究論文概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		235
紀要掲載論文検討会記録要旨			244
₩₩₩₩₩ ₩ ₩ ₩₩₩₩			0.40
教学研究会記録要旨			248
集 報 ——昭和61.4.1~62.3.31——			262
(第26号正誤表 p.272)			

――「覚書」「覚帳」のテクスト分析ノート―

早川公

明

じめに〉

合は

図との関わりや、更には両書が我々にとって有する、作品としての基本的性格について明らかにしていきたい。 働きを担う結果になっているのかを考察することを試みる。そしてそれに基づいて、それら記述表現上の特徴と創作意 る記述表現上の特徴を、主として修辞的観点から検討することによって探り、それらが両書の記述上にあって如何なる 本稿では、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」(以下それぞれ「覚書」「覚帳」と略記)両書に共通して見出され得

果的にそうした役目を果たすことになっている点は否めないし、また次に述べる役割もそうした効果と無関係ではない にいう修辞、即ちレトリックとは、とかくそう受取られがちな、弁論のための優れた説得技術だとか、文芸上の文飾技 法だとかいった技巧的な役割の面を重視する意味でのみ考えているのではない、ということである。もちろん修辞が結 考察の背後にある筆者の問題意識については、結びに述べることとして、ここで付記しておきたいことは、この場合

1

のだが、むしろことでは、修辞がその根底にもつ今一つの重要な役割、

(4682)

「発見的認識の造形」と言われる役割を重視し

て考えていくつもりである。

もって示した。また、同一の出来事の記述が両書で表現上に大差のない場合は、 なお、本稿での「覚書」「覚帳」からの引用及び典拠箇所の指示については、 原則として「覚帳」に拠ることとし 『金光教教典』収録分の章節項番号を

、ありのままの表現

かつ「覚帳」の場合には、章節項番号のみを示した。

々指摘されてきていることである。では、この"ありのままの表現"といった印象は、記述上のどういう面からもたらといった形容があてはまるそれ、一口に言って"ありのままの表現"ということが言えよう。このことは、従来から屢 されてきているのであろうか。以下では、それを主として修辞的な側面に注目することによって探ってみたい。 「覚書」「覚帳」の記述スタイルについて、全体から受ける印象を先ずもって述べれば、端的には"率直"、平明、

法)、引喩(暗示引用)、活喩(擬人法)、詞喩・字喩、声喩(擬声語)を含める場合がある。一方、比喩表現以外の修辞 ち比喩表現には、直喩・隠喩・換喩・提喩という四つの基本型が区別でき、またそれらとは別に、一連の同系列の比喩じられなさ 修辞法は、大まかに言って、比喩表現(転義表現)と、その他の修辞表現とに分けられる。 そのう 法として、 を重ねて文を構成する諷喩(寓喩)が区別される。以上に加えて、派生的な広義の比喩表現として、転喩、張喩、 所謂文飾の感 以上の他に、対比法、列叙法、緩叙法 (曲言法)、 反語、 先ず始めに、修辞学上で取上げられる文章表現術としての様々な修辞法について略述しておこう。 逆説・対義結合、中断・黙説・未決などが挙げら

れる。

言ってよく、必ずしも文飾技巧に結びつくものではない。結局のところ、両書からは様々な修辞表現が認められはする 飾としての技巧的効果を狙った表現は、何ら特徴的に見出されない。語彙は当時のとの地方の日常的基礎語に限られ、 きるであろう。即ち、「覚書」「覚帳」の記述には、突飛な比喩、 度を問題にするのであれば、その限りでは一般の文章記述と比べてさしたる特異性が見当たらない、とひとまず判断で ものの、殆どは既に常套句化・慣用語化されていた用語によるものであって、もし、文飾や技巧としての意味でその頻 表現は単刀直入で、淡々として、むしろ飾り気のない記述と言うほうが当たっていよう。それが から比較的見出し易いのは、対比法と列叙法である。しかしこれらは、修辞法とはいっても文章表現術の基本的作法と れ、それもさして頻繁なわけではない。擬声語・擬態語の類もわずかに見られるに過ぎない。以上に対して両書の記述 である。俚諺・格言の引用 った、特に文飾の際立てに用いられがちな修辞法は、 喩表現は語句のレベルで結構見出せるものの、その大部分は、当時の常套句と言えるものである。 用例一覧」参照)。今、その結果のみをとこに記すと、次のようなことが言える。 筆者は、 過去二年「覚書」「覚帳」の記述を、これらの修辞法に照らしつつ検討してきた (本稿末尾の補注Ⅰ「修辞法 (引喩) は時々認められるが、どれも当時の言い習わしとして一般的なものであったと思わ 量の割合からすれば極めて少なく、それらもまた殆どが常套句的 殊更な誇張や擬人化など、奇を衒った表現、 確かに、隠喩や換喩などの基本的な比 "ありのままの表現: 誇張法や擬人法とい

例えば誇張法の如く見方を現実以上に上乗せしたり、その他種々の比喩表現のように、 原因となっていると思えるからである。 との点について特に考えておきたい。というのは、それがまた "ありのままの表現" という印象を深めさせる ところで、両書の記述中で比較的頻度が目立つ修辞法の一に列叙法による表現があることを前記した。 列叙とは、 出来事を表現する上での最も素直な述べ方であると言える。 見方を転ずることによって間に

という印象を我々に与える先ず第一の要因であると言えよう。

3

る現実とを極力似せて表現しようとする時に生ずる。その列叙法には、列挙法と漸層法という二種の型があって、それ 合わせたりせず、その逆に、言葉の量を敢えて現実に対する感じ方とつり合わせ、文章の外形とそれによって造形され

ぞれに性格・作用を異にする。「覚書」「覚帳」に多いのは前者であって、後者の例は極めて少ない。

とにかく、内輪きげんよういたし。もの言いでも、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。 神のこと家内中忘れな。人を頼むことすな。良し悪しし、神任せにいたせい。 心配すな。世は変わりもの、 五年の辛抱いたし。 (17·1·3~6)

代記的記述には、当然ながら伴いがちなものである。その上、両書には文末に独特の連用中止法 ための、一打ち書きや「……こと」といった箇条列挙型の表現による備忘録・記録文の類、 ズムと融合して、結果的には却って懇ろな説得の調子を生じさせている。また、列叙法は、要件を簡略に整理して記す が数多く認められる。それらは、くどくどしさを感じさせるよりも、むしろ表現の長さにみあった内容が、 右の用例や、或いは「覚書」における立教神伝の記述に見られるように、対比的な語尾を伴った列叙表現 或いは日記・伝記などの年 (後述) がとられてい 繰返しのリ

書における列叙法の多用もまた〝ありのままの表現〟という印象をもたらす第二の要因に挙げ得ると思えるのである。 然的なものであって、事柄の漸層法的強調や様々な言葉による色づけのためのものではないととが知れる。それ故、両 あった分だけの言葉の姿態が造形化されたもの、或いは箇条列挙型・年代記的記述の性格や連用中止の文体から来る必 以上、両書に多く認められる列叙法のような連鎖形式による表現について概括して言えば、 それは、 事柄の軽重にみ

て、それらのことも、列叙表現を頻繁にする一因となっている。

所に見られるということがある。一般の文章記述においても、文の流れを続ける場合、接続言を置かずに連用止めで繋 連用中止 「覚書」 「覚帳」の記述にあって注意を惹かれることの一つに、 文末を連用中止形で閉じている箇所が随

ている。こうした連用中止の多用は何に起因するのか?

いでいく仕方は屢々見受けられよう。ところが両書では、そうした場合に限らず、①通常なら終止形か、

さもなければ

「候」を加えて文が閉じられるところ、或いは回通常なら命令形で記述されるところ、にまで多く連用止めが用いられ

確かな原因は摑み得ないが、筆者はそこに以下のような推測

ーどうしてこういうこと 筆者は、 両書が創作された意図に関わる重大な中身は、そのうちの一方の作品である

うか」
書」の、次の記述部分に明示されていると考える。

悲しいやら。 たの。また元の書き口を書けい。 どうしてこういうことができたじゃろうかと思い、氏子が助かり、神が助かる其方の悲しいのでなし。神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、 神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなり 神ほとけには口もなし。うれしいやら (「覚書」3・6・2~4)

意図の中にも共通してあったものであると推察される。少なくとも「覚帳」の場合にも、後年のある時期から振返って、 る。否、そればかりではなく、 けは、たまたま「覚書」の上で、教祖の大患の出来事を記述する際に神の側からの表白として示されているものの、 いうことができたじゃろうか」という双方に共通の問いに促されて「覚書」が執筆され続けた、と思われてくるのであ は「覚書」執筆の命が下って以来、 するもの、即ち教祖自身による自問としての言葉でもあった、とみなし得よう。とのように考えてみると、との問い 問として表現されているが、同時にそれは、同じ感慨のもとに神の表白を言葉にもたらす教祖自身の思いともあい呼応 程に対してとの問いかけの意味が向けられていた、とみなされ得る。また、その問いかけは、直接には神自身による自 して神・教祖が関係を結ぶに至った過程と、以後その関係のもとで次々に生まれた不思議な働きの経緯との、その全歴 った重大なきっかけの一つとしての具体的な四十二歳大患時の神と教祖との出会いのみを指すのではなく、そのように で次々に生まれた不思議な働きの経緯全体を指摘している、と解し得よう。それは「こういうことができ」るようにな 点部)は、次に続く「氏子が助かり、神が助かることになり」を指している、つまり神と教祖との関係のとり結びの た、それぞれに共通する意図が、はからずも告白された結果になっていると思われるのである。ととでの問いかけ(傍 即ち、右の「どうしてこういうことができたじゃろうか」という言葉の上に、「覚書」「覚帳」という作品が書かれ との問いかけは、 ずっとその思いが神・教祖双方に保持し続けられていた、つまり、「どうしてとう 両書の執筆者である教祖の思いに限って言えば、既に「覚帳」の執筆

安政四年十月十三日の神の頼みはじめ――とりも直さず神・教祖の関係のとり結ばれる重要な一起点――が創作上の書 うしてこういうことができたじゃろうか」という問いかけによる執筆への促しが、作者の心に強く働いていたことを思 らは「覚書」「覚帳」それぞれに執筆上の意図がはっきり区別されていたというよりは、 明治九年までの出来事以降のことも、ずっと生涯にわたって書継がれていっていること、 出しに選ばれていること、そしてそれ以来の「お知らせ事」が、後年になるほど詳しく、しかも「覚書」に記述された に思いを至らせる時、 そこでは共通して、 先の「ど

わざるを得ないのである。

されている、 の多用) ことをもって、とにかく過去の歴程を一旦客体化して捉えてみることが求められ、それが実際の文章上に実現 た(接続言省略と連用止めの多用)。先ずは、 た(文飾技巧の感じられなさ)。出来事の因果関係の論理的帰結を記述上に直接反映させてしまう言葉は努めて差控えられ うになったのか、ということの内省的な確認が、作者としての教祖に、或いは神に求められていたと考えられるのであ 信仰的内 信仰上の出来事を、客観的に〝ありのまま〟に見つめ直すことを。即ちそこでは、どうして氏子が助かり神も助かるよ ける生の歴程を、努めて客体化してみることを要請したと言えるであろう。極力主観による価値判断を排して、 の有無如何に拘わらず、 本章の終わりにあたり、 ら、との「どうしてこういうことができたじゃろうか」という問いは、 と考えられるわけである。つまるととろ、作者によるそうした両書の創作上の意図が、 そのためには、 そして、もし右のような問いかけが両書の創作上に共通する意図としてあったことが認められるとするな 前記してきたような記述上の文体に反映している、とみなし得よう。 「覚書」「覚帳」両書の、読者として把握すべき基本的性格について、 出来事の記述上に文飾を施したり殊更な感情移入を持ち込むことは何ら必要とされ 出来事をそれが生起した時間的順序に従ってありのままに記述する(列叙法 自ずからに、先ず教祖の信仰上にお 以上の考察から帰結 作者による修辞意

7

結びによって、神・人双方の助かりがなぜ可能になったのか、を確認することにあった。 それである、という点である。そしてその場合、読者としての作者に向けられていた自問とは、 の記述を通して、改めてそこでの自己の生のあり方を見つめ直すための、内への謙虚な自省を目的とする自問的形式の しての外向きの主張や応答を目的としたそれではなくて、何よりも作者自身を先ず最初の読者の位置につかせ、 するところを断っておきたい。それが、手控えふうであれ、或いは自叙伝風であれ、要するに両書とその作者、 その読者との関係において先ず留意さるべきことは、以上述べたように、 両書の記され方が、作者による他の読者に対 即ち、両書は先ずもって、右 神・教祖の関係のとり 出来事 両書と

二、対比

のような問いかけのもとでの信仰的な内省を、その作者と共に読み手にも迫る書である、

と結論づけられる。

て、その全体から受ける印象の第二に挙げられる。そとで本章では、両書中のお知らせの記述から伺い得る二項対立的 らせ部分にあっては、二項対立の構図を強く示している、と思われることである。これが、両書の記述スタイルについ るのは、対比法による表現である。そして、そのことを通して筆者に印象づけられることは、 な事項に注目して、それらが両書で果たしている作用を考察し、更にそのことを、前章に述べたような両書の創作意図 前章で述べたように、基本的には殊更な修辞技巧の認められない両書の記述にあって、修辞法上最も頻繁に観察でき 両書の記述が、 特にお知

尾に付した補注Ⅱである。以下では、それをもとに検討してみたい。@ 両書のお知らせ記述中に見出される対比表現のうち、 その頻度に基づいて様式別に示してみたのが、

との関わりにおいて考えていきたい。

多くそのようにして見出される差異を際立った形で単純化し、二項対立形式での認知がなされる時なのだと言える。 見抜かれたりする。そして鋭敏な洞察力や透視力が通念を打ち砕いて、既成の範疇の組替え・転換を生じさせるのは、 にしか見えない表面にも、ある特別な関心をもって観察する者の目には、様々な差異が見分けられたり、意外な裏面が の関心に応じて異なり、従って見分けられた世界は、それぞれに異なる姿を見せる。無関心な傍観者には全面的に一 世界の事象を見分けるための、ごく一般的な認知法ではある。けれどもその見分け方は、それを捉える側

るまで、 の有様が、「此方」の眼から極めて批判的に捉えられていることである。そこでは家業の営み方から信仰の在り方に至 差異の見分けを示す対比表現の頻出することであり、そして、それらの記述を通して明らかなことは、 ←→「世間」という対比で言いあてることのできる、教祖の側での信仰的な生活態度と世間の人々一般の生活態度との 世間のしきたり・習わし、 世間的通念といったものが、「此方」の在り方との対比のもとで、対立的に映し 当時の「世間

そのような観点を念頭に置きつつ両書のお知らせ記述全体を見わたす時、

第一に認められることは、

端的には「此方」

とである。とのように、現在及びそれ以前と、現在以後との時間対比による負から正への価値転換が繰返し示唆されて を楽しみにして今月今日を送るといった、ここからの将来を迎えるための心の仕構えについての指示がなされていると 者と後者における状態の、負から正への価値の転換を予告的に示唆するものである。そこから伺えるのは、将来を価値 過去・現在・未来の時間対比がこれもまた屢々認められるが、その多くは、 づけて来るべき時への注視を促し、それに基づいて、過去ないしは目先の難儀や不安に囚われがちな心を解き放ち、 . ることが、やはり両書の記述上の今一つの大きな特質として指摘されなくてはならないだろう。 両書を通じて今一つ注目されるのは、 時間に関する対比表現に伺われる一つの特徴的傾向である。 現在までと現在以後との対比によって、 両書には、

(4690)

「此方」 ←→ 「世間」と「現在及び過去」 ←→ 「将来」という二つの対比を基

9

10 の覆しがなされていっていると思われるのである。では、それらの対比構造に基づいた差異の見分けの中で、通念の転 の、それぞれの時空の有様が対照的に描かれるという結果が生み出されており、その構図のもとで、既成の世間的通念 本の軸として、それが緊密に絡み合わされることによって、「此方」の信仰的理想世界と、「世間」という現実世界と

覆・範疇の組替えといったととがどのように示されてきていると言えるであろうか。

例を示そう。 てとの形式を伴った対比表現は、まさしく当時の世間的通念と対立し、それを覆すべきことばとなる。以下に幾つかの転させることによって、そこに通念(定説)とは反対の意味を生じさせる表現形式のことである。従って、両書におい 逆* 説 合の少なくないことに気づかされる(本稿末尾の補注Ⅲ参照)。逆説とは、一般的常識・通念における意味連関の接続を逆 ところで、以上のような対比表現に注意してみる時、それらが、同時に逆説の形式を伴って記述されている場

2 難儀の諸相の見方

かけられるは同罪の罪、欲から。 一つ、盗人は貧から、両方の難。一つ、ばくちは重々の罪。人をかけることして取り、罪はほろびるということあり。一つ、人 一つ、押し取りは悪事者がすること、末は刈られ。

にも 「欲から」(盗まれた者についての指摘はないが、 暗にその場合も含めて「油断から」と 言換えてもよいだろう)という罪が も一旦その枠をとり外してみれば、難をしむけた前者の側にも「貧から」という難が見抜かれ、被害に遭った後者の側 られ、一方、盗みにあった者・掛けられた者は、被害者(難を被った側)という別の概念の枠に納められている。 罪のあることが指摘されている。通常からすれば、盗人・博徒は、 盗む側と盗まれる側、人を掛ける側と掛けられる側、両者を対比しつつ、そのどちらの側にも同様に難 悪人・罪人(難をしむける側)という概念の枠に納め けれど

と収納のし直しがなされているわけである。 見抜かれる。こうして盗人の「貧」も、 被害者の「欲」も、 改めて、 世の中の難儀の諸相をまとめた一つの概念の枠

(中) 対義結合

造の見直しと、それぞれについての意味の再確認を促す仕掛けをもっているととに気づかせられよう。 と思われている両者の関係概念に矛盾を生じさせることによって、却ってその関係への注意を喚起し、 おかげを知らせ、 「世間には死んで難儀、 両書の記述中には、 知っておかげ受けん人あり」「よいが難、 此方には死んで先でのおかげ」等々。これらもまた、難儀とおかげの関係について、 難儀とおかげの関係について対義結合の形式で示される表現が散見する。 難がよくなり、難逃れ」「神の道を勤め、 両者の対立的構 神を知らず」

記述には が、当時の一般的真理として認知されていたであろうか。また、「天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり」は とれがまた逆説を生みだす。「氏子あっての神、神あっての氏子」という今日では本教内に周知の言葉も、前半の指摘 摘されていることが、 どうか。 同時に真だとは思われていなかったような事柄が新しく指摘されることで、従来の観点の転換が迫られる場合があり、 それが対比表現を生む一つの原因でもあるのだが、むしろ、裏の認知が通念として理解されていなかった、或いは裏も ととして、裏まで示されるととはない。しかし、時には強いて裏を示すことによって事柄を一層印象づける場合がある。 ハ 通念の意外な 一般に、ある事柄の認知には、その反対ないし裏の認知が同時に伴っているはずで、普段はそれが当然了解ずみのと 対比表現中に認められる逆説的言表を幾つか例示してみたが、 諸宗教を統制し、人々を絶対的な力で支配する当時の「お上」に対する観念のもとでは、 当時の世間的な常識・固定観念を覆す逆説的表現を多く見出すことができるのである。近よ表現中に認められる逆説的言表を幾つか例示してみたが、他にも、対比表現中に限らず、 世間の通念からすれば如何に思いがけぬ斬新なことであったか、が了解されねばならないだろう。 その言表によって指 両書のお知らせ

11

反* 語

両書の対比表現を伴う記述にあって今一つ気づかされることは、その文脈上に、

記述が屢々認められることである。

村中の氏子が此方の宮のとしらえたの建てると言えば、石までも、くれと言えばやれ、……。

21 27

念は幾分なりとも皮肉な調子を帯びた言葉として表明されざるを得ないのだと言えよう。 の打ち砕きを促しているのである。けれども、通念の側の支持が余りにも強力に働いている中では、それと対立する観 ての世間的通念に則った行動や態度に対する、否定や覆しの意図がとめられている。いわば真意そのものは既成の観念 いずれも前後の文脈上に表現とは裏腹の真意が対比的に暗示されていて、そこには、表現面に述べられている当時とし 或いは神の確固たる不変性が強調されている場合がある。つまり、とれら反語形式で表現された記述箇所においては、 みいと申しておれい」といった反語的肯定をもって、却って、現実への拘泥よりも先を見通すことの大切さへの促しが、 前後に対比的記述がおかれるととによって、そのどれもが真意の裏返しであることの明らかに察知される反語表現が屢 々出現する。その他にも「仲ようせず末の難儀したければ、もちをせい」「日天四、月天四、金神をどうなりともして "あてこすり" 右の例では、 そのすぐ前に記述されている対比的文脈によって、それが決して本意として表明されているのではなく、 以外の何ものでもないことが明白となる。これと同様に、宮建築の動きに関わるお知らせ記述中には、

人代と神代 以上、両書の記述上に、対比構図に基づいた差異の見分けによって既成通念の覆しや転換がどのように

クセントとなっている。 こうして、逆説や反語は、

両書の記述全体の対比構図を捉える時に察知されてくるところの、

両書に特有の修辞的ア

反語の形式をもって示された

という基本的な対比構造に基づきつつ、神・教祖・人々の関係の束の中から、現在を軸にした「これまで」と「これか 示されてきているかにつき、そこに認められる修辞上の働きに注目して見てきた。このととからは、 記述に認められる対比構造の全体を端的に言い表わすとすれば、次のお知らせの表現をおいて他にないであろう。 界と信仰に基づく世界との差異が見分けられるべく記述されていることが読みとれてくる。そのような両書のお知らせ の事態の転換や、 「此方」という神・教祖の関係場を立脚点にして、その内なる世界と外なる世界について、「此方」←→ 「難儀」と「おかげ」の諸相についての対立的な対比を際立たせて示すことによって、 「覚書」

代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心、安心になるもわが心。 わが力で何事もやり。 今般、 神が知らしてやること、そむく者あり。 神の教えどおりをする者は神になり。

そのことは、 と言ってもよいのではないか。それは両書にあって、その作品世界を読みとろうとする人々をして、 れる対比表現の基底に一貫して潜在しているのは、「神代」の原理と「人代」の原理の差異の提示であるとみなし得よ いる右の構成、 ことに集約的に示されてきているからであろう。そして、それらが「人代」と「神代」という二つの言葉に収斂されて 的に対比構成でなっており、しかもお知らせ中の記述全体を通して繰返し現れる様々の二項対立的パターンの基調が、 右は、 とうみてくると、 両書の記述中、 一章で述べたような両書の創作上の意図と、どういう関わりをもつことになるのであろうか。 新しい世界構成の枠組を形成せしめるための、 それはいわば両書のお知らせ中に示された世界の一つの縮図であると言ってもよい。 対比表現の仕組みは「覚書」「覚帳」という作品の性格を規定づけるほどの作用を及ぼしている とりわけ強く読者に印象づけられる箇所の一つであると言えよう。 一つの根本的な修辞上からの仕掛けとなっている。 それは、 即ち、 日常的世界の通念 右の表現が、 両書にみら 基本

者としての立場に立って先ず最初に求めたであろう世界であり、その意味ではもはや必ずしも作者のものではなくて、 事の中に「お知らせ」として記述されたその世界の上に託されていたのだと言えよう。それは、作者である教祖が、読 味内包としての意図を表わしていると考える。一章では、この問いかけによって、先ずは出来事を、それが生起した時 かれてきた一つの必然的帰結を示すものとして、結果的に両書が実現している意図、換言すれば両書に内在化された意 通念批判の書 両書が内在することになった自立的な世界である。そして、その世界は、本章に見てきたような強い二項対立の原理に 書きとめられたのであった。 とを断った。ただ、出来事の中にお知らせがもたらされ、そのお知らせに従って出来事を生きたその歴程が、 間的順序に従ってありのままに記述することをもって、とにかく努めて客体化することが作者に求められ、それに際し 因果的思考に基づいた出来事間の論理的説明づけを記述上に反映させることが極力差控えられたのだ、 「此方」と「世間」の差異が対比的に描かれている。とのととのうちにこそ、先の創作上の問いに応答すべ 筆者は、 それが、 その結果として、右の問いから導き出されるべき根拠を説明する役割は、 「どうしてとういうことができたじゃろうか」という作者の問いかけの姿勢から導 それぞれの出来 というと そのまま

われ、 自叙伝は、 れてきていることである。但し、両書にあっては、 原理の説明の役割を担っている、と言われている。「覚書」「覚帳」両書が自叙伝的性格を有しているとは時々指摘さわれ、また、神話は必ず強い対立の原理に基づいて語られ、その対極性こそは、その神話にとっての根拠に関わる根本 く異なるとされねばならない。つまり、両書の自叙伝的性格のもう一方に神話としての性格が押さえられねばならない ての問いとそれに関わる言表が、作者自身によって直接的に示されているのではなく、神の「お知らせ」として記され たその世界の中に、 必ず自他の峻別を強く示すととによって、他とは異なる自己の内面的本質が一体何であるのかを問うと言 右の問いを反映させることによって果たそうとされている、という点で、 出来事の記述上に、他とは異なるととろの自己の内面的本質に向け 一般的な自叙伝とは著し

き根拠が、読者としての作者に見出されようとしていたのではないか。

設けられた中心に視点を据えて、当時の世間の有様との対置のもとで新しい世界の原理を描き出すべく織り成された書 だろう。本章にみてきたような、両書のお知らせ記述部分に認められる強い対比的構成の叙述は、今述べたような両者の がもつ二つの性格に負うていると思われる。そしてそのことは、 結局両書が、「此方」という、 世間とは別のところに

けを迫る書でもある、ということができよう。 それは、 「覚書」「覚帳」両書の、読者として把握すべき基本的性格について、以上の考察から導かれる第二の帰結を断れば、 両書はまた、 神に基づく世界との差異の見分けのために、その一方で、 世間的通念に向けての批判的な問い

物であることを示唆するものである。

比 隃

要するに、そのような印象は、その部分の記述全体が、比喩的言表としてなされているととろから来ている、と筆者に いところから、 目にとまるととである (本稿末尾の補注収参照)。つまり、当時の教祖をとりまいていた日常的な生活世界への直接的指示 を字義通りに解しただけでは、そのお知らせ全体の意味が明らかにされ得ないような、暗示的で象徴性に富んだ記述が (いわば時々の具体的状況や特定の個人に向けられたもの) にとどまらず、というより、むしろその具体的意味が顕にされな 両書のお知らせ記述中で、今一つ注目されるのは、たとえ方言・俗言としての意味や背景の状況を知り得ても、 更に別の何かを暗示し、志向しているように感じとれる、そうしたお知らせ記述が散見するととである。 それ

意図との関わりを考察していきたい。 そとで本章では、 右のような場合を例に取り上げ、それが両書中で果たしている修辞上の役割、 及びそれと創作上の

比喻 比喩とは、 「従来見出されなかった二つの事情の間に、感情上の一致を見出す」時に生ずるものであり、二つ@

の事柄間に類推能力を喚起することによって、一つの新しい見方を導き出すことに外ならない。 との比喩 (特に隠喩) と、そとに関わる類推喚起の力について、そとに我々の世界認知の仕方に関わる重要な働きの

- あるととが指摘され、言語学や哲学上で注目されている。それらの指摘を筆者なりに概括してみると、
- との地上の経験的世界の範囲内で更に発見されるかもしれない何ものをも語り得なくなる。 げている。 未知(無名)なるものの命名……我々は、 語の比喩的使用とそは新しい意味の発見・世界の創造的認知のための主要な道具であり、 既知のものから未知のものへと向かうにつれて比喩の上に比喩を作りあ それなくしては、
- (=)に与って、 概念の流動による多義性の活性化と革新……一が可能になるのは、 想像力を刺激して、意味の創発を作動せしめるからである。 通常の概念や論理的な文法規則からの逸脱による意味の流動性や膨張を促し、 比喩が、日常言語のもつ素晴らしい富 我々の感覚・情動に直接訴
- 覚まさせる。 されている諸概念の仕切りを取払い、範疇の交ぜ合せを生じさせることによって、事柄の見方に新たな実在感を呼び 範疇の交ぜ合せによる日常性のひっくり返し……そのようにして比喩は、 通常の意識では、 全く異質なものと認識

みたい。 けである。 いわば、言葉を通してなされる、世界の創造的認知にとって、 そうした指摘を踏まえて、以下、 両書のお知らせ記述中の比喩的言表につき、具体例を示しつつ暫く論じて 比喩が重要な働きをなすものとして注目されているわ

隠* 喩 0 日天四月天四 六根のお祓、 大 井 田 田 田 田 鬼門金乃神社、 心経お読みなされ。金光大神社口で天地乃神御礼申し。とのうえもなし。 生神金光大神社、 当年で十三年に相成り。 辛抱いたし、 信徳をもって、 天地のしんと同根 (14 3 · 1 ~ 4)

(4697)

て様々に定義づけがなされてきてはいるものの、しかし、本来それはリアリティの直接の運び手として、かつて言葉に® てきていると考えざるを得ないのである。それらにあっては、その語が置かれている文脈との照応関係の中から、「社記述と照らしてみても、そこには、従来の「社」という語に一般的な意味として定着していなかった諸特性が付与され 我々をして、言語上の未知なる世界に足を踏み入れさせ、認識と想像力と感覚との間を探索する冒険へと誘うのである。 が不可能でそれ自身を新たな範疇と受けざるを得ないととろの〝根元的隠喩〟と言うべきだろう。とうして右の言葉は、 捉えられたことのない何かについての、これこそを新規の命名と言わざるを得ないような、その意味で他の語への置換 に纒わる既存の概念を有縁的契機とし、それとの比較において概念の拡張が要求されることによって、集団性・共同性 とによって、極めて暗示性を秘めた言葉となって示されてきている。との言葉が表現されている他の幾つかのお知らせ を調べてもそうした社殿が実在したわけではなく、また「……口で天地乃神御礼申し」という文脈の中で使用されると ・統合性・精神性・人格性等の一連のイメージが湧出し、 右のお知らせ記述において「(生神)金光大神社」という語は、語句自体何ら突飛な造語とは言えないが、 我々を多義の豊饒性へと誘い出す。 とれまでにとの語につい 状況的背景

構造化さ ほろせが出る。 さえおき。いつでも少々はうんかもおる。蚊に負けねば食わんのじゃ。 此方には油入れな。うんかが食うか食わんか、今夜此方広前来て寝てみい。蚊が食うか。其方は、日ごろ蚊に負けて ほろせが出るか負けるか。蚊が食わねば、うんかも食わんと思え。しぜん封じ残りが食うたら、手でお 「覚書」5・6・1~5)

ある。記述中、 現実上の出来事をもって、 蚊の話とうんかの話は、 将来の事態 互いに *実話、と、管話、の関係におかれ、その交錯によって構造化された隠 (うんかの発生) への対処の仕方を予知せしめようとしているお知らせで

(4698)

(諷* 喩)

を成立たせていると言える。つまり、ことでは、隠喩(教祖と稲、蚊とうんか)と換喩*

指示に自身の将来を託さなければならない。右の譬えは、こうして神体験のための新たな可能性を引き出す刺激を与え ために神から仕向けられた気づけの装置であることを悟って、 自らを適応させ、むしろその『異常』さこそ、既存の言葉の使用でなされる構造理解の枠を突破して新しい世界了解の 片付けられようとする。 解する道を選ぶか、という二つの世界の選択を強いる言語上の事件であると言える。前者の世界に住まう側の性向から る。 には馴染みのない世界からの呼びかけとをもたらすことによって、相異なる世界観の衝突という事態を惹起せしめてい 理解させようとする常識的世界からの呼びかけと、それらが照応する事柄として重ね合わされてしまうという、 田に油を入れない→稲をうんかが食い荒らさない)の組合せによる関係構造が用意された中で、受け手の選択が、 の有無に関わって試されているのである。とうして右の指示は、二つの話を、何らの因果関係も見出せない別事として いわば、 右の指示は、世界の常識的構造理解のための言語使用の仕方からして全くナンセンスな、得体の知れぬこととして 前者の呼びかけのままに慣れ親しんでいる世界に留まるか、或いは後者の呼びかけに心を委ねて譬えを了 しかし、もし後者の世界に踏み入る道を選ぶとすれば、 自らが神の語り出す世界の実在性を具体化すべく、 その譬えが喚起する奇妙な生々しさに 神への信頼 常識的

引* 喩 右のお知らせでは、 逆川と元より申し、昔より申し、 つ、なにかのこと、 当時の言い習わしであったろう文言が、引喩として列記されている。それは、 水が逆し流れるようになり。

ているのである。

る字義通りの事態が、具体的事件として起きているのを指して言われているのではなく、そのこと自体はあくまで「た 淵が瀬になり瀬は淵となり、たとえのこと。大水の時、 海のごとくと申すことあり。……一つ、備中 ととに記されてい 15·10·1~2)

(教祖に蚊が障らない→

括的に事象を捉えることを可能にする源でもあるからである。 場面を示すことによって、感性に直接訴えかける。そして、そうした思考に基づけられた表現は、 機能に与って、類似性注視への喚起を促すと共に、その幾つかは、 う。格言・俚諺等の前言引用は、 象の中に発見して、それとの対比を通してしか伝えられない、そのような隠喩的役割を担わされた引喩の姿を認め得よ 経験される以前の、 イメージが自己増幅しとそすれ、決して閉じてしまうととはない。その類推力とそは、 しかならない、そんな世相が三つの引喩をもって表現されてきていると思われるのである。そとには、 分違わず言いあて得る決定的本名なるものは存在せず、かといって干言万句を重ねようと、むしろ益々茫漠たる表現に とえのこと」としてもち出されているに過ぎない。この引喩の積重ねをもって構成された譬えが告知しているのは、 大きな、それも異変としか映りようのないカタストロフィー的な変動であろう。その名状し難い様相を寸 無定形な混沌の中に立ち現れようとしている観念を、それと類比し得べき既によく知られている現 概念的理解とは違った仕方での理解への接近を可能にする。 右の例のように生々しい臨場感を伴った視覚的典型 想像力の因であり、 何よりもまずその経験的 類推の喚起力の故に、 まだ言葉として 直観的

0 つ、金光とは金光ると書き。明い方はだれでも見ようが。おいおいには明い方へ人が来る。 くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあり。暗うては物事見えんと言うが、

19 その多くについては、語呂によって結合された二つの事柄を論理的な因果の連関から説明づけることが殆ど困難であり、 よる所謂語呂合せ的表現が散見する。とのような意外な一面を両書の記述が具えているととは留を通して、神の確信性を強烈に暗示する結果を生み出していると言えよう。両書の記述中には、 とのような意外な一面を両書の記述が具えていることは留意されてよいと思う。 とうした詞喩・字喩に

*黒、と、金、というイメージを対照的に取出し、各イメージに付随する価値づけの確かさ加減の比較

右の例では、

言葉にもたらすに際しての、作者自身によるそれら信仰上の常套語に対する意図的な〝異化〞の試みが察せられ、そと ・心神」などと当てて記されているところからは、 例えば「天地」が「雨土」に、また「神」が「上」に字喩的に対置され、「日天子」が「日天四」、「信心」が「心甚 たその意外性が不思議な共感を呼び起として、我々の常識の垣根を取払い、訴えかけを迫る場合がある。それにしても、 どもその結び合せが、論理的な連関を辿ることによって見出されるどんな帰結よりも遙かに興味深い洞察を提示し、 から生ずる何らかの感覚的相同性を契機にした、極めて直観的なイメージをもって結合されたものであろうから。 またそうすることが無意味に等しいであろう。それらは概念組織に基づいてではなく、同音異義語故の対照性・二重性 単に読み手の感じとり方とのみは言えない、抑々の「お知らせ」を けれ

ジの、それ自身による増幅の働きのほうへと我々の関心を向かしめている、と言えよう。 比喩としての意味との間の緊張――それは文脈との葛藤によって生ずるとされる――の中から湧き上がってくるイメー ずれも通常の論理的思考法による概念的意味把握を越えて、むしろ、表現上の字義と、その背後に感知される隠された 以上、両書に認められる比喩表現の幾つかを示してみたが、要するにそれらのお知らせ記述は、

から既成観念に囚われないイメージの広がり・迸りが、表現上にもたらされているのだと思えてならない。

方の"不変"の相が、様々な比喩をもってイメージ化されているととに気づかされるように思う。今それを概括的に述 そして、その観点から両書の記述に向かう時、 前章で述べた「人代」と「神代」についての一方の 変動, の相と一

が多い。 88 の世相の如何にたわいなく移ろい易いものであるか、またその変化が神の眼からすれば如何に「狂い」の様相を呈し、 それらは単なる自然界の異変事象として語られているのではなくして、 *変動*の相については、 前掲の引喩の例を始め、所謂天災地変を通してそのイメージが造形されている場合 「天地の道つぶれとる」とされる、そ

気ざわり」なものであるか、を察知させるための、 神の啓示の言葉として語られていると言えよう。

めの、 不動性がイメージ化されている。これらもまた、神に基づく世界の、如何に確かで堅実なものであるかを知らしめるた 中心の象徴化が図られると共に、その根づきどころは、例えば「天地のしんと同根」という表現の示すように、 いは親と子の間柄に通い合う慈愛の情の時代や状況に左右されぬ関係をもって、不変なるもののイメージが造形され いる。また後者については、先の金光大神社の例を始め、宮・社のイメージをもって、その共同性を培うための聖なる に思われる。先ず前者については、天(日月)の運行が地上にもたらしている恩恵的事象の永続的な繰返しの関係、或 それに対して「神代」の"不変"の相については、 神の啓示の言葉であることは言うまでもないであろう。 関係性と共同性の両面を通してイメージ化が果たされているよう 中心の

それらが繰返し出現することによって強調されるという役目を果たしていると思えるのである。では、両書における以 ってどういうことになるのか。 上のような比喩的言表は、 とうして、両書における比喩表現の多くは、「人代」の変動性と「神代」の不変性のイメージを際立たせ、 何によってもたらされてきているのか、またそれは、両書の創作上の意図との関わりから言

は表現し難い何かであったはずである。しかも、ここまでに見てきたようなお知らせの多くが指示しているのは、本章きたものである。なぜなら抑々の「お知らせ」とは、単に言葉と同一視できない、その意味で、それを直接言葉として 冒頭に断ったように、現実世界の具体的な出来事に対して向けられている公然たるそれではない。もしくは、単にそれ 界における出来事、 にとどまるものではない。それは、教祖によって初めて経験された、その不思議な宗教体験の中身としての信仰上の世 思うに両書の比喩表現は、 まさしく新しい神話の世界の出来事を指示するものなのである。 作者である教祖が、 神の啓示を「お知らせ」として言葉にもたらす時に必然的に成立して いわば、 かつて現実世界のものと

21

なり得たことのなかった何かが、

「お知らせ」として新たに言葉にもたらされているわけである。

(4702)

しかし、それに際し

造形化し得ない、ということになるのではないか。従って、「お知らせ」の言葉化とは、教祖自身にとっても極めてフ される事柄とのイメージ上の結びつきによって類推され得る言葉、即ち比喩をもってしか、その信仰上の世界は言葉に て用い得る言葉は、 現実世界を見分けるために教祖が用いていた既成のそれしかない。とすれば、現実世界の中に発見

ィクティヴな創造行為に外ならなかった、と言わねばならないだろう。

めのものであった。 者自身が読者の立場で、 と出会うことも、 果的に両書に実現されているところの、両書に内在化された意図を示すものであり、右の問いから導き出されるべき根 る。それは作者による問いかけが、 拠を説明する役割が、とうした比喩的言表での記述のうちに担われているのだ、とされねばならないだろう。 界開示の書 新しい神の世 イメージに従って思考する神話的思惟にとって、不可避な言語的戦術として存すると言えるからであり、 様々な比喩的言表によって、作者に体験された信仰世界での出来事が、神話として示されてきていると言え 神の意図が書物の上に言葉をもって内在化されることも、従って書物を通して、我々が教祖の見出した神 ができたじゃろうか」という作者の問いかけの姿勢から導かれてきている一つの必然的帰結として、 殆ど不可能であることを、以上に見てきたととが示しているからである。とうして、両書のお知らせ そして、以上本章に述べたこともまた、 その記述から「氏子が助かり、神が助かることにな」ったその筋道を辿り、意味を読みとるた 自ずからに然らしめた結果のものであり、 前章の終りに述べたことと同じく、「どうしてこういうこと またそのような表し方をもって、 即ち比喩 まず作 それ

三の帰結を述べれば、 本章の終りにあたり、以上から導かれてくる「覚書」「覚帳」の我々にとって把握さるべき基本的性格についての第 即ち新たな神の世界開示の書としてもある、というととになろう。そとには新しい神によって意図されている原 それは、 両書はまた、新しい神に基づいた信仰世界を、 ととに見てきたような仕方で開示してい

ている、 初的な救済の世界が提示され、 の読みとりに際しては、 宗教の言葉のもつ戦術的側面としての修辞の働きに、 以上のような仕方での言語化を通して、人々の既成の存在様態を根底から覆すべく仕向けられ 我々それを読む者の運命に関わる戒めと救けのメッセージが秘められている。 もっと注意が向けられてよいと思うのである。 そしてそ

〈お わ り に〉――「作品」としての「覚書」「覚帳」――

有する書物自体としての性格を考察してきた。最後に、考察の背後に抱いていた問題意識を記すことで、結びに代えた 以上三章にわたり、 「覚書」「覚帳」に記述された表現の修辞的側面に注目することによって、両書が我々にとって

にも従来とは趣が異なり、八作者との絆(人となりであれ、創作意図であれ)は、作品から帰納的に求められるそれが重視 造的側面に注意が払われ、また何作者と作品の絆(創作行為の面)より、作品と読者の絆(受容行為の面)のほうへと関係 自立性・自律性を一層前面に押し出そうというものである。即ち、かつての多くがそうであったように、作者の人生・解についての新しい取組みが提起されている。その特質を手短に述べれば、作品を作者の絆から解放して、作品自体の 考察の比重が移されることになる。もちろん、だからといって創作主体たる作者を無視するわけではないが、 うというのである。従って、そとでは、作品読解に際して従来以上に、⑴作品世界を築く記述言語のフィクティヴな創 の――作品として構成された世界とその構造の仕組みがもつもの――が直接読者に訴えかけてくる面に注意を集中しよ 人格やその境遇等、作品に外在する作者の意図の想定から出発して作品に向かうよりも、もっと作品自体に内在するも 近年、 「作品」(といっても、 ととでは文字言語で記述された、一方に作者、一方に読者を想定できるそれに限定しておく) の読

23

24 関連して

に意図を

作品に

向ける

作者の

面のみでなく、 むしろ結果として作品に内在化された意図を受けとる最初

の読者としての面に関心が寄せられてきているのである。

全体の共時相を見落としたりしがちではなかったか。 のための材料として用いたり、或いは、そこに記された出来事を通時的な相において把握することに力点を置き、作品 意を払ってきたと言えるであろうか。ともすれば作者たる教祖の生や人格の歴史的究明を眼目とするあまり、 記述によって構成された両書の、その構築物としての作品自体に内在化された意味や性格について、果たして十分な注 そうした点々を念頭に置きつつ「覚書」「覚帳」読解への取組み方に照らして考えてみる時、 両書をそ

と考えてみたのだが。 自身を作品とのコミュニケーションの位置につかせるために必要な前提として選んだ一つの恰好な基本的コードである、 鍵を求めるに際して、筆者なりに作者との距離を確認し、作品の言葉へ向かう姿勢を整えようとする上で、とりあえず 味を捉える上にも、それが一つの枢要な仕方であると思えたからである。それは、作品の「内」なる独特の世界を開く ての個性や特徴を割出す上にも、また作者の意図をそこから帰納的に求める上にも、そして作品自体に内在化された意 ものを概括的に捉え直してみたかったのである。それに際して、特にその修辞的側面に注目したのは、 の特徴的性格や、作品から帰納的に求められる作者との関係、或いはその作品に描かれた世界が我々に訴えかけてくる そのような反省に立って、「覚書」「覚帳」についても、 改めてそれを自立した作品として見据え、 両書の作品とし その作品として

し得る人格を有する存在として押さえられる必要がある。 創作品としての「覚書」「覚帳」は、今やそれ自身の自立性・自律性を具えた、 して創造された、新たなテクストであり、そとでとそ何かが明らかとなってくる場所として、力動的に捉えられるとと それは、 いわば教祖とその同時代との全てをコンテクストと 教祖自身にとっても一人の他者に比肩

考察を通して、現在、

筆者が抱く思いはこうである。

教祖の信仰的な生の、

教祖自身による捉え直しとして書かれ

私達は、

諸

々の出来事

、教学研究所所員)

注

1 うに述べている。 初の役割としてあったであろうはずの「発見的認識の造形」と 効果のみが強調されてきたため、元来レトリックが発生する当 いう働きが見落とされてきているという点を指摘して、次のよ 的に仕上げられていく過程で、あまりにも技巧や文飾としての の役割を引受けつつ近代にまで継承されてきたが、それが学問 得する表現の技術》、第二に《芸術的表現の技術》という二つ において、古代ギリシャで発達したレトリックは、 佐藤信夫『レトリック感覚』一〇~一九頁参照。 第一に 著者は同書

の認識をできるだけありのままに表現するためにこそレトリッ 負かすためだけではなく、ことばを飾るためでもなく、 はいったい、どうして忘れられたのだろう。本当は、 クの技術が必要だったのに。 ることすらできはしない、というわかりきった事実を、 ただけでは、たかの知れた自分ひとりの気もちを正直に記述す るかに多く、 ……森羅万象のうち、じつは本名をもたないもののほうがは 辞書にのっている単語を辞書の意味どおりに使っ (同書一九頁) 人を言い 私たち 私たち

3

25 2

例えば、

「覚書」については、高橋正雄による指摘(『「金

といった表現で、両書の記述スタイルに関しては区別なく取扱 われている(「宗教的自叙伝としての『金光大神御覚書』『お の最近の論文でも、 学』第八号二頁及び四~五頁)がある。なお、大渕干仭による 知らせ事覚帳』」紀要『金光教学』第二三号三頁)。 いだろう。因みに、両書の宗教学的意味を考察した荒木美智雄 ろからなされたものと考えることができる。また、こうした印 分に出来事の記され方についての表現上の特徴に注目するとこ る論文上での言及(「秋浮塵子の事蹟について」紀要『金光教 光大神」を頂いて』下巻二〇五~二〇六頁)や、福嶋義次によ *無目的的純粋性、という「覚書」に関する規定(「御伝記 《金光大神》について」『とりつぎ』第一集六~七頁)も、多 「覚帳」についても殆どそのままあてはまると言ってよ 「単純・簡略な、形式にとらわれない記述

4 合には、それを参照されたい。 本稿末尾に掲載した補注Ⅰ「修辞法用例一覧」にまとめて示し てあるので、以後において修辞法の名称に*印が付してある場 本稿でとりあげる各修辞法の名称についての解説と用例は、

リック認識』、中村明『比喩表現辞典』等を参照した。

以下の修辞法の名称については、佐藤信夫前掲書、同

(4706)

- ここうきょうこうこう こおってう こっこう まきごし 可見と言るが(そのことは以下で論述していくことになる)、但し、ことしては両書中で重要な役割を果たしていると考えるものであら とはいえ、筆者は、それらのうちの幾つかの修辞表現が結果
- ⑥ 本稿末尾の補注¶「修辞法用例一覧」参照。題とする限り、特徴として挙げるに至るほどのものではない。題とする限り、特徴として挙げるに至るほどのものではない。
- にいう『辞』)である、ということに深く関係している。詞・副詞等と同様、作者の主観的感情を反映する語(時枝文法詞・副詞等と同様、作者の主観的感情を反映する語(時枝文法にいうれは、体言・用言のような 客体化された語 (時枝文法にいう)大出晃『日本語と論理』一一五~一二二頁参照。要するにそ

10

との点とそ、かつて「覚書」の解釈が、「諸々の記された出

(3) もっとも、以上の理由からは、両書の連用中止形のうち、②(6) もっとも、以上の理由からは、両書の連用中止形のうち、②

(11)

は、「お知らせ事」のその都度の手控え・メモといった性格がは、「お知らせ事」のその都度の手控え・メモといった性格がの内容上の相違などによって、両書の執筆動機や意図にも自ずの内容上の相違などによって、両書の執筆動機や意図にも自ずから相違点があったであろうことは断るまでもない。また、出から相違点があったであろうことは断るまでもない。また、出から相違点があったであろうことは断るまでもない。また、出から相違点があったところから記されている、どちらかと言えば生時にまで強ったところから記されている。

それ故、そうした点を考慮して、それぞれの意図を厳密に区別にも幾分の性格的相違があったろうことは認めざるを得ない。を素材に用いたであろう「覚書」とでは、問いかけの姿勢自体より色濃く、従って、素材とされたであろう「覚帳」と、それ

して明らかにすることも一方では大切なことであろう。

しかしながら、創作意図についての大局的な観点からすれば、

- あったことは認められてよいのではなかろうか。 先の問いかけに関する限り、それが両書に共通する意図として所書に共通する見地を見出すことも大切であり、少なくとも、
- ならない、とされた由縁を示すものであろう。嶋義次・前掲論文、紀要『金光教学』第八号二頁)でなくては。のダイナミックスへの近づきを求めての問い」を問う試み(福来事の背後に一貫して流れる、神と教祖の関係の深まりと展開
- を分節する――の働きによって、世界の諸観念が我々に認識さる一言葉が自分自身を分節するとによって表現対象である世界でいるからに外ならない。対比とは、一つの言語体系に属する全ての語の観念が、それ自体で成り立つのではなく、他の全ての語との差異によって成っている、。というとと大いに関係していよう。即ち、言葉の基本的特性としての、。ととわけ、一言葉が自分自身を分節するととによってのではなく、他の全ての語との差異によって成っている。それは、対象を捉えようとく一般に認められる修辞法である。それは、対象を捉えようとく一般に認められる修辞法である。それは、対象を捉えようとく一般に認められる修辞法である。それは、対象法と同様、文章表現上最も基本的で、ご対比法もまた、列叙法と同様、文章表現上最も基本的で、ご対比法もまた、列叙法と同様、文章表現上最も基本的で、ご

島薗進は、

「新宗教の宗教意識と聖典」の中で、天理教教祖

それは「意味作用の原子的模型」(佐藤信夫『レトリック認識』 ある。上下・内外・大小・長短・前後・左右・明暗・遠近等々、 形で現れるのは、二項対立の形式でその差異が観察された時で れているからである。そして、その観念が最も単純に見え易い って、その基礎構造を形造っているものである。 一二〇頁)として、言語によってなされる世界分節の基底にあ

- ので、以下の論述については、補注Ⅱを参照されたい。 紙数の関係上、本文からは具体例を極力割愛せざるを得ない
- **1**3 の注写及び〈表Ⅳ〉参照 拙論「"此方" 考」紀要『金光教学』第二五号六二~六三頁
- 14) 着きにならんということもなし」(17・29・1)===との両様 は、先のため、……末々まで繁盛すること」(24・28・2~3) だん難を受け~>これからは、医師、法人いらぬように」(2 態への転換を、回明示的に告知する場合――「今までは、だん り←→瀬は淵となり」(15・10・1)「海川山でも、ずりこま と、10暗示的に告知する場合===「なにかのこと、淵が瀬にな 残りなく……おかげ知らせいたしてやる」(26・22・3)=== んとは言われぬ。いかなる大社、 ・1・5) 「みな目先のこと申し、先のため知らず◆→此方の 「天地の間のおかげを知った者なし←→おいおい……万国まで それらのうちには、これまでの負の状態から、将来の正の状 金刀比羅でも~~此方でも船

うが、但し、そとには『おふでさき』の場合のような「過去の 負の状態が急速に好転するといったラディカルな "世直り" 願 ついても、それと同様に、将来に対する価値づけが指摘できよ る(『日本人の宗教の歩み』三〇〇頁)。「覚書」「覚帳」に 世直りの願望と結びついた時間意識をもつことを読みとってい 中山みきの『おふでさき』をもとに分析を行い、その文体から、 ラディカルと言うよりは、時が自ずからに成熟することによっ 望」は認められない。むしろ、時間のより長い尺度での転換、 てなされる転換の待望が読みとれよう。

- 16 ば、 とそ重大であると考えるわけであるから、広い意味に解して用 なのではなく、通念とは反対の意味そのものを問題にすること いうことに過ぎない。しかし、今日一般の言葉づかいからすれ 一方に対置されている通念に対して〝逆説的〟関係にある、と対比して表現上に明示されている字義通りの意味内容が、もう いるようである。ことでは厳密に表現形式自体が考察上の問題 も、広義の意味において、そのことを認めざるを得なくなって の逆説とは言えない。あくまで、そこに取出した例は、通念と 殆どが、修辞学上にいう厳密な意味における表現形式そのもの なお、補注Ⅲに示した例は、対義結合の形式のものを除いて むしろその場合を「逆説」と呼ぶことが多いし、修辞学上
- ら氏子が難儀するのじゃ。好きな物食べて体の丈夫をつけてお その他にも、 「体毒と申すが、 腹の内の毒とること知らんか

その観点を全く逆転させた見方が提示されている例などを見出身体を傷めがちであったその当時の一般的養生の仕方に対し、に従って毒の除去されるのを待ち、却って体力の消耗を招いてかげを受け」(3・3・4~6)において、「毒断ち」の習俗

- (18) その最たるものこそ、「天地乃神が宮へ入りておっては、この世が闇になり」(「覚書」13・1・5)「神仏の宮寺社、氏の世が闇になり」(「覚書」13・1・5)「神仏の宮寺社、氏の世が闇になり」(「覚書」13・1・5)「神仏の宮寺社、氏の世が闇になり」(「覚書」13・1・5)「神仏の宮寺社、氏の世が闇になり」(「覚書」13・1・5)「神仏の宮寺社、氏の世が闇になり、「天地乃神が宮へ入りておっては、こ
- 日本開き、唐、天竺、おいおい開き」(21・27・5~6) 「氏子は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、
- 「(守り札について)無理にすすめれば祠掌をゆずりてやり」「氏神のように思えばどこへなりとも宮建て」(25・21・1)「氏神のように思えばどこへなりとも宮建て」(24・21・10)「無理に氏子がほかへ建てると言えば、どこへなりとはじめ、「無理に氏子がほかへ建てると言えば、どこへなりとはじめ、「無理に氏子がほかへ建てると言えば、どこへなりという。
- 面のみを辿ると、例えば、宮の建築や守り札の配布に関するおうした点を考慮に入れずに、ただ出来事の場面場面の記述の字果的に両書の記述表現上から生じている修辞作用であるが、と果的に両書の記述表現上から生じている修辞意識とは無関係な、結

(22・24・2) など。

知らせの指示が、全く逆の意味に受けとられかねなくなるだろ

関係に注意を仕向けさせるべく作用しているのであるから。返しとしての真意を暗に提示することにより、対立する二項の示することにより、また反語は、表面上の意味に対してその裏う。つまり、逆説は、意味連関上の定説に対してその逆説を提う。つまり、逆説は、意味連関上の定説に対してその逆説を提う。つまり、逆説は、意味連関上の定説に対してその逆説を提う。つまり、逆説は、意味連関上の定説に対してその逆説を提り。つまり、違いが、までとりあげた逆説や反語は、そのいずれも対置的な二事関係に注意を仕向けさせるべく作用しているのであるから。

中川久定『自伝の文学』一七二~一七四頁参照。

23

- 一八頁参照。 ❷ 磯谷孝「物語におけるヴィジョンと記憶」『記号学研究6』
- ◎ 瀬戸美喜雄『金光教祖の生涯』教学叢書2、二二二~二二三一八頁参照。
- 荒木前掲論文三頁参照。 図 この点についても、荒木美智雄によって既に指摘されている。

頁、荒木美智雄前掲論文など。

の性格」という時には、宗教学や文化人類学上で、世界各地に的な意味でひとまず押さえることとする。但し、「神話としていてあるとまで言われている。そうしたところから、筆者においてもその言葉を「神について話られたもの」というごく一般いてもその言葉を「神について語られたもの」というごく一般いてもその言葉を「神について語られたもの」というごく一般なる。他は、神話の研究者間で統一を見ないばか話の定義づけについては、神話の研究者間で統一を見ないばかなお、ことで「神話」の概念に関して付言しておきたい。神なお、ことで「神話」の概念に関して付言しておきたい。神なお、ことで「神話」の概念に関して付言しておきたい。神なお、ことで「神話」の概念に関して付言しておきない。神なお、ことで「神話」の概念に関して付言しておきない。神ないの性格」という時には、宗教学や文化人類学上で、世界各地に

大いに通ずる点が気づかれよう。それは、比喩においても、字

- されてきているそれを踏まえる意味で用いるつもりである。 存在する神話の中に共通して認められる特徴的性格として指摘
- れてよいだろう。 が中心となる「覚帳」においても、むしろ一層あてはまるとさ 第26回教学研究所総会発表)。そしてそれは、教祖晩年の記述 すものであろう(竹部教雄「『覚』のわれわれにおける意義」 るところから、その批判の書としての面が強調された由縁を示 に人間批判・文明批判の問題が入りこんで来ている点に注目す そのことこそは、かつて竹部教雄によって、「覚書」の記述
- 感覚』五三~五四頁から孫引)。 波多野完治「国語文章論」前篇の三(佐藤信夫『レトリック
- おける象徴と隠喩』、佐藤信夫前掲書、菅野盾樹『メタファー の記号論』、赤祖父哲二『日本のメタファー』、『思想』一九 ル『生きた隠喩』、G・レイコフ他『レトリックと人生』、K 以下に本稿で参照した主な文献を列挙してみる。P・リクー バーク『文学形式の哲学』、J・M・エディ『ことばと意味 ー言語の現象学』(特に第V章)、N・ペリン『聖書解釈に
- の中でも特に注目されているのが隠喩、 造的な隠喩、リクールの言う、生きた隠喩、である。 されていない、文脈上にあってイメージの喚起力を発揮する創 八一年四月号、『現代思想』一九八一年五月号。とうした比喩 とうした働きについては、前章で対比に関して述べたことに しかも用法的に慣用化

- して異なっていても、働きの上では自ずから対比のそれと通じ 義通りの意味と、譬えられた意味との二つの観念の緊張のもと て当然であると言えよう。 で働きが生じているわけであるから、その意味で、表現形式と
- は捉えきれない。 そのいずれの場合にも、単なる建造物としての宮・社の意味で る箇所を指摘しておく。(15・12・1)(15・13・4及6) (16·19·1及2) (16·27·1) (「覚書」22·3·1)。 本文に挙げた箇所の他に、「金光大神社」という語句の現れ
- 号六四~六五頁、高橋行地郎「生神金光大神社についての一考 二頁、参照。 生成過程に関する一考察」紀要『金光教学』第一九号二一~二 察」紀要『金光教学』第一五号五四頁、石河道明「天地書付の 橋本真雄「出社の成立とその展開任」紀要『金光教学』第四
- れた広義の隠喩(物語化された隠喩)の問題として扱われるこ の様式分類上『譬』又は『譬話』とされ、 造と言うべきもの。菅野盾樹前掲書三一頁参照。 在する観念の単なる翻訳などではなく、実に範疇そのものの創 字義的翻訳によって消去し得ない存在理由をもつ隠喩で、 ことに挙げたような例は、

 聖書神学の立場からすれば、 "寓喩" とは区別さ
- とになろう。一方、修辞学や言語学の立場からすれば、それは 同系列に属する隠喩を連結して言述のレベルへと拡大されたも *諷喩。とされて、それが隠喩の延長上に位置づけられる。 (4710)

表しておきたい。 表しておきたい。 ましておきたい。 で一致しているその共通面に目を向けようとしているのであるがあるでの共通面に目を向けようとしているのであるがあるから、とてはなろう。筆者としては、あえて名称や定義の問題にと

37

(1) 診・格言の機能として、(1) 攻撃的機能(批判的機能)(2) 経験 (1) 診・格言の機能として、(1) 攻撃的機能とは、その現象・ を関する。 (2) が様能(3) 数割的機能(4) 遊戯的機能などが挙げられている。 管野 を関する。 (3) をいることによって類 をいることによって数 をいることによってなる。 をいることになる。 をいる。 をいる。

「エピファー(転用喩法)」===通常のよく知られた意味を、れている。 なお、比喩による類推喚起の仕方には、次の二方法が区別さ

ぬ視点を強制するもの。 合によって、見たり経験したりしたことのない、思いがけ「ディアファー(並置喩法)」===並置された異質な語句の総

とわかるようにしむけるもの。

もっと漠然として問題を孕んだ意味へと広く拡大し、それ

六~二八八頁参照。 P・リクール前掲書二八三頁、J・M・エディ前掲書二八

するものであることが 察せられよう。 なお、 本文に 前記したよって、混沌の現実や構造不明の対象の感知を可能にしようとことに挙げた例は、前者の例に相当し、エピファー的使用に

次に「詞喩・字喩」の項でとり挙げる例が後者に相当すると言「金光大神社」の例も前者に、また「うんかと蚊」の譬えや、

図的な使用でそうなっているとは必ずしも言えまい。 されてきている面が多分にあろうし、それ故、その幾つかは意 せになる自由な当て字を駆使して書綴られたところからもたら については、両書が、わずか千字に満たない漢字と仮名の組合 ことあり」(24・15・1)など様々である。尤も、こうした点 5・1) 「正神とと巳生まれ三十八の年、三八足ろうたと申す 数詞による語呂合せ――「四月四日、此方始終仕合せ」(12・ した人は、家内中夜抜けいたし」(21・38・3)「地の狂い、 によるもの――「人には、なになりとも言い抜けして、銀子貸 家内中、身の改まり」(25・1・1)、 (回詞の類似語調の連結 こと、今のかかりの人では不信」(24・24・1)「巳の年より、 明丹、明らかになり、先午年には」(24・20・2)「此方普請 土。あめつちなくては、木、竹、草、五穀、実入らず。信心い またまた世の狂い。山川海、天地のこと」(24・20・3)、い たせば、でき、実入りよし」(20・18・7)「妙丹柿を食い。 それらは、

(水漢字の同音異義語によるもの――「天地とは雨

て用いられる場合のままあることを指摘し、そこにコモンセンろから、日本の宗教にあっては、それが教義の支柱的観念とし局面――」の中で、日本語の音声が語呂合せに適しているとと縁田東二は、「語呂合せの修辞学――宗教的レトリックの一

『現代思想』一九八四年二月号二六一~二七一頁参照。ルセンス顕現・マルチセンス形成の三層構造を見てとっている。スの破壊によるセンスの異化としての、ノンセンス発生・ダブ

- 現実の事象を伴っていると考えられる場合であっても、全く相の」(16・20・1)「海川山でも、ずりこまんとは言われぬ」の」(17・29・1)「地の狂い、……山川海、天地のとと」(24・20・3)など。またそのことは、たとえ「地震いり、天地乃神20・3)など。またそのことは、たとえ「地震いり、天地乃神20・3)など。またそのことは、たとえ「地震いり、天地乃神20・3)など。またそのことは、たとえ「地震いり、天地乃神20・3)など。またその正とは、たとえ「地震いり、世は変わりもの」(16・3・1)や「大雷。気ざわり、……世の狂いに相成り」(16・3・1)の例のように、背後に、大田の人の関係という。
- ……日天四が死ぬることはあるまい」(26・3・2~3)など。実入らず」(20・18・7)「日天四がおる間は苦世話にすな。(17・22・2)「天地とは雨土、あめつちなくては……五穀、「何事も変わることなし。月と潮の満ち干、変わらんから」

違ないと言えよう。

- うが」(26・3・2)など。 「親にかかり子にかかり、あいよかけよで立ち行き」(「覚書」13・1・7)「日天四がおる間み、天地のごとし」(「覚書」13・1・7)「日天四がおる間書」9・3・7)「子供のことは親が頼み、親のことは子が頼書」のが、12000年のでは、1200年の
- (22・36・1)、他に(26・20・1) (27・5・2) など。 ・1) 「宮殿楼閣七堂伽藍、いらかをならべて建て続けさする」 ・1 子供五人、五か所宮建て、それぞれの役さする」 (17・31

- (1) そこでは、現代に住まう我々の認知の仕方――とかく対象化して概念的に把握しようとする思考性向――の中で、次第に喪失されてしまいがちな、海山をはじめ我々をとりまく全ての事象と人間との間に存する親密な関係性、及びその関係のもとに認め合える互いにかけがえなきアイデンティティーを感受する力、換言すれば、事象の働きに生命を感得する鋭敏な精神、しかもそれを包括的に透視する眼力、そうした意味での直観的なかもそれを包括的に透視する眼力、そうした意味での直観的なかもそれを包括的に透視する眼力、そうした意味での直観的なかもそれを包括的に透視する眼力、そうした意味での直観的なお、総じて、一方が。驚く・狂う・変わる・つぶれる・ずりこむ。といった形容で、対照的に他方は、おさまる・たつ・りこむ。といった形容で示されてきているととも、たてぬく・できる。といった形容で示されてきているととも、たてぬく・できる。といった形容で示されてきているととも、たてぬく・できる。といった形容で示されてきているととも、たてぬく・できる。といった形容で示されてきているととも、たてぬく・できる。といった形容で示されてきているととも、
- うな事態は起とり得ないだろう。十月二十一日、元治元年正月朔日のお知らせなど)、というよ十月二十一日、元治元年正月朔日のお知らせなど)、というよにおいて別様の表現で示されることがある(例えば、安政六年って教祖に送り届けられたのであれば、同一のお知らせが両書って教祖に入いる表現通りの言葉をもうな事態は起とり得ないだろう。

それぞれのイメージの強調に深く関わっていよう。

りのまま。に過去の歴程が振返られたのであり、それが記述上とができたじゃろうか」という問いに導かれて、努めて『あは、決してそうは考えていない。確かに、「どうしてこういう述べているように見うけられるかもしれない。が、筆者としてままの表現』という印象を否定する、それとは全く逆の印象をままの表現』という印象を否定する、それとは全く逆の印象を

とう考えを進めてみると、結果的に、一章で述べた "ありの

"ありのままの表現"すらなし得ない、ということである。もだと考えている。むしろ、一・二・三章にわたって見てきたとだと考えている。むしろ、一・二・三章にわたって見てきたとに表現する、ということ自体のうちに、既に文章記述上の修辞に表現する、ということ自体のうちに、既に文章記述上の修辞に表現する、ということについては、一章で述べた通りであって、二・三章の場合も、一章の意図から導かれた必然的帰結って、二・三章の場合も、一章の意図から導かれた必然的帰結って、二・三章の場合も、一章の意図から導かれた必然的帰結って、二・三章の場合も、一章の意図からに表現がある。

哲学会)第一号一七頁参照。 長谷正当「宗教的言語の特性」『宗教哲学研究』(京都宗教の 長谷正当「宗教的言語の特性」『宗教哲学研究』(京都宗教

なく、世界の「発見的認識の造形」の役割としてのそれであるちろんその場合の修辞作用とは、技巧的文飾としてのそれでは

として立て、それをもとに正しい解釈と正しくない解釈とを分として立て、それをもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・れらはいずれも、作者との絆を作品読解上の規範のに置く。それらはいずれも、作者との絆を作品読解上の規範のに置く。それらはいずれる、作者とのと正して立て、それをもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・シ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・シ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・シ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・シ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・シ・主要な著作をもとに述べると、先ず美学一般の上では、ひ・シ・

哲学』において説かれている立場や論に負うた。越えているが。)以下の論述では、多く、佐々木健一『作品のの読み行為に力点が置かれ、単に自立性・自律性を説くことを(但し、バルトやヤウス、イーザーの立場では、更に読者の側ける、といった 旧来の読み方を 否定した点で 一致している。

補注I

修辞法用例一覧(本文3頁参照)

番号を示すが、「覚帳」の場合には、番号のみを示した。 「覚帳」の場合には、番号のみを示した。 はお () 内の数字は『金光教教典』収録分の章・節・項帳」から示した。 「覚帳」両書で表現上に大差のない場合、原則として「覚

(直喩(明喩))……「xはyのようだ」の如く、二つの事柄間(直喩(明喩))……「xはyのようだ」の如らかの類似性に基づく比喩表現で、その転義が説明的に言表されているもの。
とし(「覚書」3:1・1) o 日天四がおる間は苦世話にすな。といい、ないないの類似性に基づく比喩表現で、その転義が説明的に言表されているもの。

ないもの。性に基づく比喩表現であるが、その転義を示す説明的言表が「性に基づく比喩表現であるが、その転義を示す説明的言表が「にない。」

〔例〕o金光煮だしにいたし(「覚書」19・11・2) o谷中の若葉…

(20・16・2) o大神虫入りた(25・24・1) ・・提灯ともしあげ(「覚書」22・9・3) o天地の道つぶれとる

物等)に基づく比喩表現。 器と内容、地名と産物や人、発明者と発明品、所有者と所有器と内容、地名と産物や人、発明者と発明品、所有者と所ない。 「換喩」……隠喩が類似関係に基づいているのに対して、二つの

○ご膳食べかけ(27・8・6)(「覚書」5・9・5) ○肥灰さしとめに相成り候(3・14・2)(「覚書」5・9・5) ○肥灰さしとめに相成り候(3・14・2)

も同類一般を示すものは〔換称〕とも言われる。 (係、外延と内包の関係に基づく比喩表現(部分と全体という(提喩(代喩)〕……類・種・数量の含有被含有といった大小関

(例) o 屋敷内四つ足埋もり(「覚書」6・9・3) o 丸い穀食べず(20・18・8) o 夏物(21・10・4)

表現形式。 表現形式。 表現形式。

o私には、手を水へつけな、かけな。……母が……湯をわか天に一家をとしらえてやるぞ(「覺書」5・13・1) 「地間の氏子がみな、天に一家がないから……此方には、

してやれば水を打ちこみ(ユ・40・2~4)

具本生と手えるという意から則写去とら言つてる。たのでは抽象的になる場合に、視点を変えて側面的に描写し、果を表わす(或いはその逆)表現形式。様態を一般的に述べ「転喩(側写法)〕……換喩の一種で、因となる事柄をもって結

しゅうては畳の上の住みかならん(紅・38・2) (例)の医師、法人いらぬようにしてやるぞ (「覚書」5・1・4) 具体性を与えるという意から側写法とも言われる。

して、言い表わす表現形式。 〔張喩(誇張法)〕……事柄を、実際以上に拡大(或いは縮小)

していなせ(27・8・4)おり(21・26・3) ○海へ流すごとく……其方の着物みな負わおり(21・26・3) ○海へ流すごとく……其方の着物みな負わ

(引喩と暗示引用) ……故事・格言などを前言として援けにとって引用し、もって当面の事柄を示す表現法。明示的な単なるで引用し、もって当面の事柄を示す表現法。明示的な単なる

(例)。かり末代ということあり(12mm)のひととあり(20mm)のでと申すことあり(20mm)のでということあり(20mm)ののでと、骨おり損のでと申すことあり(20mm)ののでは、骨おり損のでは、

の性質を付与し、描写に生気を与える表現法。〔活喩(擬人法)〕……抽象的・観念的な事柄や無生物に、人間

世の狂い(タイ・20・3) 世の狂い(メイ・20・3) の地の狂い、またまた例)の日天四が、戌の年、頭の上を、昼の九つには日々舞うて

で、詞と字の両レベルがある。 義語を用いて、文章に洒落気・諧謔性・調子を与える表現法[詞喩・字喩] ……語呂合せ・地口・掛詞など、同(類似)音異

り (25・1・1) り (25・1・1) とうの両レベルがある。

模写して言語化する表現法。 〔声喩(擬声語・擬態語)〕……音声や動作・状態を、音感的に

ってくれ(「覚書」9・3・5) o腹がごろごろと鳴り(3・5・〔例〕 o つるりと寝入り(「覚書」5・4・2) oぽとぽと農業しお

2) 0 屁がかつかつ出 (26・19・2)

が互いに引立て合うようにする表現形式。

〔例〕 ※後に掲げる補注Ⅱ(次頁)参照。

「列挙法」……同類の言葉を羅列的に配し、事柄の印象を濃く「列挙法」……同類の言葉を羅列的に配し、事柄の印象を濃くねて、事柄を念入りに示す表現法。以下の二様が区別される。

天地金乃神を助けてくれ。家内も後家になったと思うてくれ。間もなし、……なんと家業やめてくれんか。……欲を放して、どり。願いがすみ、また農へ出、またも呼びに来。農業する「例」。外家業はいたし、農業へ出、人が願い出、呼びに来、も

め、事柄の印象を強めていく表現法。〔漸層法〕……同類の言葉を重ねるに従って、段々と語調を高い……ぼとばと農業しおってくれ(「覚書」9・3・2~6)

用むしん申し。見限りた女(「覚書」11・8・8~9)い知り。黒住のおかげもないはず。取り欲張り、彦助しば入

〔例〕 ㅇ神様へは信心すなと申し、心得の悪い母親と、この度思

逆を否定したり、または程度を弱めて表わすととで、却って〔緩叙法(曲言法)〕……或る事柄について、肯定する代わりに、

〔例〕 ㅇ海川山でも、ずりとまんとは言われぬ。いかなる大社、 世の狂いになれば変わるもの(エフ・29・1) 金刀比羅でも。此方でも船着きにならんということもなし。 積極的肯定の意を強調する結果を生じさせる表現形式。

〔反語〕……表現されている意味が、真意の裏返しになっている 言も含まれる。 また広義には「あてこすり」「あげ足とり」など、皮肉の文 とは反対の意味をはっきり表現しきってしまうものとがある。 ような言葉の用い方で、所謂修辞疑問の形式のものと、真意

「例」の悪うなったというて、なんの来るにおいびゃあ。 えばどとへなりとも宮建て(25・21・1) んだとてどうなりゃあ(「覚書」2・19・5) ○氏神のように思 。....死

〔逆説〕……一般的常識ないし通念における意味連関の接続を逆 (例) o うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。 年忌年忌に知らせいたし(「覚書」6・9・7) を生じさせる表現形式。次項の〔対義結合〕は、その一種。 転させることによって、そこに通念(定説)とは反対の意味

、対義結合)……「負けるが勝ち」など、通常からすれば意味的 に正反対であると思われている概念を並べて(その意味では

※後に掲げる補注Ⅲ(38頁)参照

合させてしまう表現法 〔対比〕の一種でもある〕一見矛盾した形の二項を一項に結

〔例〕○妻はおかげ知って知らず(「覚書」6・2・4)

※後に掲げる補注Ⅲ(38頁)参照。

〔中断・黙説・未決〕……文を途中で放置し、そこから全く別の 文を閉じてしまう(黙説・未決)とかすることによって、判 文に戻る(中断)とか、「そして、否、それだけである」 内容に移る、或いは全く別個の事柄を間に挟んだあと、元の 「何々なのだが……」など、文の流れの途中で絶句して突然

〔例〕○氏神はじめ神々は、みなことへ来とるぞ。○ことまで書 断や推察を読み手に委ねる情緒的な表現形式。

口を書けい。神々みな来ておるぞ(「覚書」3・5・7~3・7・1) いてから、おのずと悲しゅうに相成り候。……また元の書き

→ (中断)

補注Ⅱ o六月十五日、早々、大神、身。 25 12 1

お知らせ記述中の対比表現 (本文8頁参照

☆以下、「覚書」「覚帳」のお知らせ記述に認められる対比表現の中から、そ き出した。 き出すとととし、「覚帳」に同様の記述がないものに限り、「覚書」から抜 の頻度をもとにして、主なものを様式別に示す。原則として「覚帳」から抜 (4716)

A、神もしくは此方◆→人もしくは世間の対立的な対比 〔此方◆→世間〕

〔例〕 ㅇ世間の人は命延ばしと申し、 出。 ……此方には神がお るから、命延ばしにはおよばずこと。(16・26・10~11)

[神◆→人]

〔例〕 ㅇ神のこと家内中忘れな。 人を頼むことすな。 良し悪し し、神任せにいたせい。(17・1・3)

例も、特定個人に向けられているとはいえ、a¹ロ2に準ずる 2) (25・36・1~3) (「覚書」5・13・1) (同6・1・8) (同7・ 23·2·1) (23·17·5) (24·21·9) (24·28·1~3) (25·28· 8・5) (同10・4・6~7) (同11・1・4~5及8) なお、次の) (19·7·2) (20·16·1~2) (20·23·2) (21·27·5~6) (立に負うていると言える。(2・1・5)(2・5・3~4)(3 · 4 · 1 ~ 2) (3 · 5 · 1) (15 · 12 · 2) (16 · 1 · 1) (18 · 21 · 4 他にも、以下に挙げる例は全て、潜在的にこのa¹a゚の対

aş 〔例〕 0 一つ、 黒物、 くろずみ、 すみは黒し。 世は黒むがよし 〔此方(の広前) ←→他神仏(の宮寺)〕

Ъş

〔神――お上〕

(25 · 8 · 4 ~ 6)

ものと言える。 (22・3・2~3) (2・10・2~5) (2・21・9)

というととあり。暗うては物事見えんと言うが。 うが。おいおいには明い方へ人が来る。(21・30・1~2) 一つ、金光とは金光ると書き。明い方はだれでも見よ

に負うていると言える。(17・29・1) (21・27・5~6) (22・11 他にも、 以下に挙げる例は全て、潜在的にこのasの対立

> 3 (22・16・5)(23・23・4)(25・21・1~2)(「覚書」7・8

B、神——金光大神もしくは氏子或いはお上の並列的な対比 〔神——金光大神〕

「例」の日月天地金乃神は、氏子の目がつぶれても病気でも、 えい治さん。金光大神は、氏子の家内、鳥畜類までの

目、……なんでも諸事のことかなえてやり。

4 ~ 5)

〔神(又は此方) ――氏子]、或いは〔親――子] 他に(17・19・1)(「覚書」13・1・2)

[例] o 神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あっての神、神あ っての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、

他に(17・25・7)(18・3・3)(26・15・2)(「覚書」13・1・ あいよかけよで立ち行き、……。(「覚書」9・3・7)

7) なお、以下の例のような〔神――親〕の並列的対比も、 このb2に含め得る。 (22・4・4) (22・9・2) (26・3・2)

* 他に (12・10・1) (22 9 · 2 25 25 · 22 2

[例] o お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革。

bį [神a---神b]

[例] o 日天四回り月天四回り、日と夜の長短のこと、南北を

回り。 (12・9・1)

(4717)

(17・26・1) (17・26・3) (10・5・1) (13・3・2) (14・3・1)

C、過去・現在・未来など、時間の対比

先のため、おかげを受ける氏子のためになること、「例1〕。みな目先のこと申し、先のため知らず。此方のは、、〔今(現在)又は今まで(過去) ←→とれから(将来)〕

へ向き。(「覚書」21・11・1)

末々まで繁盛すること。(24・28・2~3)

※ 他に、以下の例は、一方の時間が、直接言葉に明示されていない場合もあるが、内容的には明らかに現在もしくは過去と将来との対立を示すものであり、全て潜在的に、とのこの対立に負うていると言える。(2・1・5)(3・11・1)(15・2・1)(15・2・3)(12・3・1~6)(24・25・2~3)(26・22・3)(「覚書」7・7・2)(同10・4・6~7)

〔例〕○昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になる。。〔昔(過去)←→今(現在)〕

ように教えてやる。 (24・25・2~3)

のであり、従ってcrに準ずるものである、と解し得よう。とは、現在に対して、これから将来のことを指示するも* 但し、この場合「昔へもどり、神代になるように……」

(例)。なにかのこと、淵が瀬になり瀬は淵となり、……。c、 〔将来における事柄どうしの対比〕

※ 他に (21・26・2) (25・28・2)

15 10 1

D、述語部分における語尾の対立的対比

(16・1)の何事も法どおりにはさせず、神の指図いたし。5、〔禁止(もしくは否定)←→許可(もしくは肯定)〕

〔例2〕○七夜に子供広前連れてまいり。氏神連れまいるにお

4) (22·11·1) (22·11·3) (22·34·2~3) (23·2·1) (24

・4・3~4) (24・5・5~6)(「覚書」7・8・7) (同8・7・8)

d; 〔有←→無〕

(「覚書」13・1・2)(「覚書」13・1・2)

・3) (「覚書」5・13・1) (同7・7・2) いると言える。 (15・12・2) (17・29・1) (20・18・7) (25・36) 他に、以下の例は全て、潜在的にとの4の対立に負うて

*

(4718)

e、(難儀(不安)~→おかげ(安心)」 E、事柄の内容上における主な対比

中にうせずだ)錐銭ノこければ、こうどせい。〔例1〕の仲よういたして末繁盛するがよければ、もちをすな。

仲ようせず末の難儀したければ、もちをせい。

[例2] ○世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかげ。 (17・25・4) (17・26・1) (20・7・4) (15・2・1) (16・2・1~4) (17・25・4) (17・26・1) (20・7・4) (18・2・1) (16・2・1~4) (17・25・4) (17・26・1) (20・7・4) (23・3・4~5) (23・17・4) (23・28・20) (24・28・20) (26・22・22・3)

して聞かせ。(24・5・5~6) も。出て歩く道でもなし。内で説諭とも理解とも話をあ、出て歩く道でもなし。内で説諭とも理解とも話を、〔祈念・祈禱←→説諭・理解〕

·9·3)(4·4·3·4)

(3·2·1) なお、次の二例もc2に準ずると言える。(6

·19·3)(4·4·3·4)

ex、〔直筆·書付◆→守り札〕

前者どうし、または後者どうしの並列的な対比として、以 と言える。(32・23・4)(25・36・1~3) なお、その他に、 と言える。(22・34・3) なお、その他に、 は出せい。(22・34・3) なお、その他に、 と言える。のの対立に負うている。 を言える。ののの対立に負うている。 を言える。ののの対立に負うている。

下の例がある。(18・3・1~2)(22・19・3~4)

お知らせ記述中の逆説的言表 (本文10頁及び注⑩参照)

文以下、「覚帳」を例にして、お知らせ記述にみられる主な逆説的言表の箇所なお、◎印のものは〔対義結合〕であることを示す。 なお、◎印のものは〔対義結合〕であることを示す。

▶日内方角とみてば、申と頂っこら司炎(ほう。でも願い断り申し(15・12・2)の日柄方角見るばかり、天地乃神に願うことなし。見ても見い

○何事も法どおりにはさせず、神の指図いたし(16・1・1)→日柄方角をみれば、神に願ったも同然と思う。

○一つ、盗人は貧から、両方の難。一つ、ばくちは重々の罪…→法(世間のしきたり)とそ、従うべきもの。

○一つ、物見聴聞のこと、むたいにとび出な。……世間の人は →おかげは、拝むことによって神から授かるもの。

しにはおよばずこと(16・26・10~11) 命延ばしと申し、出。一つ、此方には神がおるから、 命延ば

→命延ばしとして、物見聴聞を楽しむ。

o物事、使い物してよい者になろうと思うな。よいと思うこと は、神が指図いたしてやる(17・15・2)

→とかく、使い物して人の気にいろうとしがち。

◎日天四月天四丑寅未申鬼門金神 日本に知らん者なし、おか かげ受けん人あり (17・26・1~2) げ受けた者もなし。今般、結構なおかげを知らせ、知ってお

→おかげを知れば、おかげが受けられるはずと思う。

o海川山でも、ずりこまんとは言われぬ。いかなる大社、 比羅でも。此方でも船着きにならんということもなし (17・29 金刀

→金刀比羅の様な大社に異変が起きようなど、思いもよら

o一つ、子供三人縁談、かえことにいたせば、のしやらず。… ……世間は内輪相談と申し候。此方は神の指図(18・21・1~4)

o子供のこと神に任せ、義理を言うな。 義理を言う者は親類た りともおかげなし (19・7・2)

→世間では内輪相談によって結納を交わす。

◎よいが難、 →世間的な交際の上では義理が大事にされる。 難がよくなり、難逃れ(2・7・4)

→現状からのみ良し悪しを判断しがち。

o氏子は大谷村の金神社と申し。 天地金乃神、 生神金光大神 日本開き、唐、天竺、おいおい開き (21・27・5~6)

o 黒物、くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあ →村内秩序の保持にとっては村落祭祀の安定とそが大切。

り。暗うては物事見えんと言うが(21・30・1) →俚諺には″世はくろむがよし″と言われるが。

oとの人をにくいと思わず、かわいいと思い、二反の田地やっ てしまう気になれば…… (21・38・4~6)

金光大神、神じゃ。拍手打つな。拍手打つは法人のこと。神 →憎い人をいとおしんで田地を譲る気にはなれないもの。

o体毒と申すが、腹の内の毒取ること知らんから氏子が難儀す →法人に限らず、神道では拍手はつきもののはず。

に案内(22・11・3)

るのじゃ。好きな物食べて体の丈夫をつけて、おかげを受け (33・3・4~5) * (31・8・2~4) も同様。

o札の、守りの代、初穂、益を取るのという神とは、此方は神 がちがう (23・23・4)

→毒を取り去るためには毒断ちとそが当時の習慣

◎人代と申し、わが力で何事もやり。……昔は神代と申し、… →お札や初穂料による収益は神社の運営上不可欠と思う。

安心になるもわが心(24・25・1~3) …昔へもどり、神代になるように教えてやる。難儀はわが心、

→実学優先・立身出世の世相とそが肯定される。また、 難 (4720)

補注IV

暗示的・象徴的なお知らせ記述の様態(本文15頁参照)

☆お知らせの記述からは、それが単に、『覚帳』を中心にして、その様な箇たの構態を見出すことができる。以下に、「覚帳」を中心にして、その様な箇の様態を見出すことができる。以下に、「覚帳」を中心にして、その様な箇の様態を見出すことができる。以下に、『覚帳』を中心にして、その様な箇が見いる特定の状況や特定の構造をしまった。

している。この形式に含み得よう。

●神の道を勤めるものは、それだけ神のことをよく承知しため知らず。此方のは、先のため(24・28・1~3)○神の道を勤め、神を知らず、……みな目先のこと申し、先のを (24・28・1~3)

◎世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかげ。……先の世間には死んで難儀をまねくと考える。また年忌弔いを営む。
 ◆死が難儀をまねくと考える。また年忌弔いを営む。
 ◆老明神に出させ。……此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。天地へ身を任せば、難なく安心のこと(5:36 たし、聞かせ。天地へ身を任せば、難なく安心のこと(5:36 たし、聞かせ。天地へ身を任せば、難なく安心のこと(5:36 たし、間かせ。

a、物語や譬話の形式をもって告知されている言述。

o 先祖のことお知らせ。これより南前、多郎左衛門屋敷つぶれ

o 先祖のことお知らせ。これより南前、多郎左衛門屋敷つぶれ

の先祖のことお知らせ。これより南前、多郎左衛門屋敷つぶれ

方け、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。

海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり……。

(「覚髪」2・10・1~8)

※ 他に、「覚書」から(5・5・6~8)(5・6・2~5)(5・13・1~8)

※ 他に、「覚書」から(5・5・6~8)(15・10・1~2)(17・12・3~7)(19・7・1)(21・12・1~4)(21・30・1~5)(

神から宗教上の行い・振舞についての取決めや約束事が告知25・27・1~5)(26・24・1~3)など。

されている言述。 b、神から宗教上の行い・振舞についての取決めや約束事が告知

○金光、生まれ変わり。十か年ぶり風呂に入ることおさし許しくだされ。生まれ日改め。(「覚襲」17・4・1)(17・10・1)(17・25・2)(7・4・1)(8・3・1)(17・10・1)(17・25・2)(7・11・1 (18・13・1)(17・25・2)(7・11・1 (18・13・1)(18・11・1)(18・1)(1

c、未来を予告し、または未来の状況について指示する言述。 何事もみな天地乃神の差し向け、びっくりということもある 末の楽しみ。 (「覚帳」17・14・1~2) ぞ。夫婦、子供五人夫婦十人になり、干支の十二組み合わせ、

~2) (27·15·2) など。 2) (17 · 31 · 1 ~ 2) (20 · 12 · 1) (21 · 6 · 1) (21 · 27 · 5 ~ 6) · 1) (25·26·2) (25·30·2~3) (26·22·2~3) (27·5·1 (21·38·1) (24·20·2·3) (25·17·1) (25·24·1) (25·25 他に、「覚帳」から(16・20・1)(17・22・2)(17・29・1~

d、神から、知恵・教えについて諭し、指示する言述。 総氏子のこと、素人、玄人と申すことなし、大人、子供、鳥 く氏子から断り申すこと天地乃神が教えてやる……。 **畜類にいたるまで、人間が無礼いたす、当たりいたし。同じ**

3) など。 7) (20·16·1~3) (20·18·1~7) (21·6·1) (21·30·1~ 1) (15·12·2) (15·13·4·6) (16·19·1·3) (17·25·3· 他に、「覚帳」から(7・3・1)(11・7・1~8)(12・10・ (「覚帳」24・5・3~4)

e、神から教祖に対して謝意や称賛の意が表されてくる言述。 0 ると申しあげ。恐れ入ることなし。金光大神ができたらこそ 一つ、天地金乃神同様と申し、生神金光大神。恐れ入ります

> ぶれても病気でも、えい治さん……。(「覚帳」25・27・1~5) 氏子が助かることになり。日月天地金乃神は、氏子の目がつ

など。

他に、「覚帳」から(11・7・1~8)(14・3・1~4)(15・

佐 藤 範 雄 0 感 化 救 済 活 動

両大戦間期における大逆事件連座者及び

無政府主義者達との交渉を中心に

渡

辺 順

平 (|ハーニニᆍ) との交渉に注目し、彼等に対する感化救済活動の内容を究明しようとするものである。Ψ 維持法(以下治維法と略記)下で行なった、無政府主義者を始めとする左翼活動家達や大逆事件(幸徳事件)連座者武田九 が、教監を辞職(一九一七年)した後も、なお継続して行なった社会的諸活動、特に大正末から昭和初期にかけての治安 本稿は、 日露戦争後から約一〇年間、 教監として本教の教団的布教や社会的諸事業を推進してきた佐藤範雄(|ハロニテー)

は

U

8

K

任を回避しつつ、国民の「隣保相扶」による自力更生を、「天皇の慈恵」とイデオロギー的に結び付けることによって、 天皇制支配秩序の再編を成し遂げようとする、内務省の新たな社会政策の具体化としての公・私の慈善救済事業であっ 日露戦争終結後に地方改良運動の一環で内務官僚達が奨励した感化救済事業は、 国家の制度的・財的な救済保障・責 田とともに大逆事件に連座した森近運平(一九一一年刑死) 被差別部落・遊廓等の「改善」や、不良少年感化・出獄人保護等の感化救済活動に佐藤を駆り立て、また、 をも含むその者自身の全的救済を希求することとが、一枚のものと観念される特徴を持っていた。そして、その「信忠 とされた天皇の慈愛を実体的なものとして教示し、「忠良の臣民」に感化することと、一宗教家として「死生の安心」 く事業を宗教的立場から受けとめた彼の感化救済観は、「聖旨に背ける憐むべき我等の同胞」をも「一視同仁」視する、 る教義を有するもの」との宗教観や、教祖の「手代り」として、「世を救い、人を助くる」救済者としての生を生きよ意識では、「我国体に調和し、信仰によりて人に死生の安心を授け、人を善良に感化し、憐むべき者を真実に救済し得 うとする信念から、その事業を本教信仰者の本来的活動として遂行しようとしたものであった。すなわち、内務省の説 致」の救済観・信仰は、神と天皇の具体的慈恵に浴さしめるため、内務省主導型国家政策へ積極的に協力する形での、 そしてそれを受けた佐藤の活動は、 もとより教団的社会対応の一環に位置付けられるものではある。 の助命の嘆願運動へ彼を向かわせもしたのである。 しかし佐藤 同時に、 の

ていたのか、 の諸活動 一つは、 光教学』第二六号所収坂本論文の成果を踏まえ、次の二点を中心に、主に彼が晩年に展開した感化救済活動を考察する。 **慌期満州事変(一九三一年)を経て天皇制ファシズムへ移行する日本の政治過程の中で、** 本稿では、 両大戦間期の日本の政治過程の中でなされた彼の社会的救済活動の具体的展開相を、彼の当時にあっての信仰の実 その軌跡や内容にどのような個性的特徴と意味が認められるのか、という点である。そして二つには、それら佐藤 気が、 一般に「大正デモクラシー」と呼ばれる関東大震災(一九二三年)前後の天皇制の動揺・再編成期から、 また、 以上のような明治末期の佐藤の感化救済観の特徴や、 たがって本稿では、 当時の時代状況や人間状況に対する彼の本教信仰に基づく認識とどう切り結ばれるととによって発動され 武田等との実際の交渉を通して、 彼の諸活動の持つ教団的意味を問うことよりもむしろ、 佐藤が「救済」をどのような形で実現しようとしたのか、 同時期の本教及び佐藤の社会的諸活動を扱っ 佐藤の諸活動がどう位置付けら 国家神道体制という歴史制約 昭和恐 た

43

際に即して把握し、その社会的信仰実践としての可能性を探ることに努めることとなる。

旧漢字は新漢字に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記に改め、

宜句読点・送り仮名を付したことを断っておく。

資料については、

一、大正末期の佐藤の危機意識

る問題提起の言葉であった。 状に対する批判的認識と、 今後の自らの活動を、 のである。とのような教内事情を背景に教団運営を次代に委譲した佐藤は、教監辞職直後、昔教祖に初めて出会った時 業中心の教政方針は、 己批判とも受け取れる佐藤の表明ではあったが、実際には、「上より下まで、神に遠ざかり人間に近づきつつある」現 の一信者に帰って、新たな信仰的生を歩みたいという、還暦(一九一六年)に際しての心境を改めて表明するとともに、 ていた青年教師層に、本教の新機運の到来と受けとめられた。すなわち、一〇年におよぶ佐藤教監時代の布教・社会事 信」世代から次の世代へのこの教監更迭は、 九一七年(大正六)一月、佐藤範雄は教監職を畑徳三郎に譲り、教団運営を直接担う立場からは退いた。 青年に従って進み、青年の利用に任せようとするものであると提示した。 青年教師の間に、本教の「第一事業を閑却」するものとの反発を起とさしめる状況を生んでいた 「犠牲的信心と精神」を欠如しつつある本教青年に対する飽き足らなさからの、全教に対す 教祖の信心の体得による「内的信仰の充実」とそ本教の喫緊の課題と考え 教団運営についての自 「教祖直

るとし、 それでは、 全教に「信心の復活」を呼びかけていた佐藤は、還暦後のその新たな信仰的生を、どう歩むこととなったのだ 明治末期本教の社会的諸事業を推進するに際して、宗教の生命は「信念力」「感化力」 「実地実行」であ

ろうかの

適

三年)前後の時期である。 養のための社会教化活動を行なっていた。そのような佐藤が、主に大都市部において、社会状況に対する具体的でより® が行なった主な社会活動を示しながら、彼の国家状況に対する危機意識の内容を明らめておきたい。 実践的な活動を試み、 その過程で数多くの社会主義者・労働運動家達と出会うようになったのは、 関東大震災(一九二 五年一二月)というが、教監辞職後も彼は、 書に基づいた幻灯講演を実施するなど、本教が「世界的日本教」であることを世に知らすよう努めながら、国体観念涵 神」という「御前講演」を行ない、一〇月には『敬神崇祖憲政自治大精神』『皇国経典』を刊行、さらに全国各地で両 佐藤は還暦を迎えるにあたって、「氏子(佐藤―筆者)は必ず金光大神の世の通りにせよ」との神伝を拝受した(一九 左翼活動家達と佐藤との交渉については次章以下に譲るとして、ことでは先ず、 それまでの活動を継続する形で、 その年六月には 「敬神崇祖憲政自治の精

会」なる思想善導団体を東京で結成している。 の支援懇談会を主催した。さらに一九二二年(大正一一)二月、彼はその上杉や神崎一作(第五代神道管長)等と、「壬戌 防止方途に関する協議をも開催意図に含めて、当時、美濃部達吉との間で国体論争を行なっていた、憲法学者上杉慎吉 の協調を示した。また一九二〇年(大正九)には、神道各教派代表とともに、佐藤は、「危険的思想の伝播」の原因や 原敬内閣の内相・文相・陸相主催の人心指導協議会(一九一九年五月)に出席した佐藤は、以後、先の二書の幻灯講演や、 「現下の思想界と吾人の覚悟」と題する本教教師への講演を各地で実施し、内相床次竹二郎が主唱する民力涵養運動へ 米騒動(一九一八年)以後、全国各地において、組織的で大規模な労働争議・小作争議が激発する社会状況にあって、

壬戌会を組織…… 志文学博士芳賀矢一、畑徳三郎、 憂国の至情禁ずる能わず。仍て携えて上京し、 「ハルピン」より赤化の秘密書を入手す。 神崎一作、 加藤房蔵、 法学博士上杉慎吉、 宮内省御用掛国府種徳、 次いで十年、 浦塩を経て渡来したる危険極まる秘密書を 山本信哉、 文部次官南弘の両氏と会見後、 湯本武比古の諸氏と協議し、

45

46 のである。 傾向を帯びて急進化した労働争議の続発を背景とするものであり、 余儀なくされた状況 ととに示された共産主義宣伝文書に対する佐藤の危惧は、 こうした危機感は、 (1九二三年)下において、 一九二五年(大正一四)頃まで継続された、 非合法政党であった「共産党」の発覚や、 ロシア革命干渉戦争 そとに「赤化」への脅威を感取したことを物語るも 雑誌『日本主義』の発刊や、 (「シベリア出兵」) アナルコ・ で日本軍が全面撤 サンジ 大都市工場労働 カリ ズ 退を

の配布・郵送などの活動へと展開するものであった。

者並びに資本家に対する、

赤化防止・労資協調を主張する小冊子「醒めよ兄弟」「資本家に告ぐ」「露国革命の真相

動は、 的には、 風潮に 根源的には、 らぬ」と説いてい ものと把握する視座からの、 況全般を、 に関わる内容の る事を証するものなり。 「実意丁嚀の心がだんだん薄らぎつつある」との言葉でその状況を把握し、 米騒動鎮静化直後、 象徴される大戦後の国民意識・生活価値観全般の変容、 すでに教団的社会対応の範囲を超え出た、 当時台頭し始めた「 生命の根元たる地の大恩を忘却し、 uれる大戦後の国民意識・生活価値観全般の変容、に対する問題意識に根差すものであり、社会主義や自由主義等の「外来思想」を蔓延せしめた要因として彼が捉える、「新中間層 労資間に伝統的秩序 「神誡」・「神訓」を、 る で 佐藤は、 これらの内容からすれば、壬戌会を通じて労資の争闘状況へ向けてなされた佐藤の活動は、 是れ従来の教育にも社会政策にも、 維新」 「教祖遺訓」に基づく布教・教導の徹底を求めたものである。 騒動勃発の原因を「今回の暴徒騒擾事件は、 (関係等) や「互助」的関係 運動、 今後一層力説すべきととを本教教師に説いている。 特に上杉や平沼騏一郎等官僚層が領導するその潮流と軌を一にするものと位 天皇が「知食す」国土上の一切を私有財視する、 独自な社会的信仰実践としてなされたものであったが、 欠陥ありての事」と指摘し、 (世」と表現する)の回復を求めるものであった。 今や我国に忠実穏健なる気風欠乏し来たれ 教祖の信心によって「御国を救わねばな 主に「家業」や 壬戌会結成当時には、 とのととは、 「新中間層」の享楽主義的 我情我欲に呪縛された 「教祖遺訓」を しかし政治史 戦後の人間状 「我情我欲」 その活 より 佐藤

置付けられる性格のものである。

家衰亡の危機感にまで深められて行った。一九二五年 (大正一四) ところで、この佐藤の「赤化」に対する危機感は、大震災後の国内外の政治状況の変化とも関わって、大正末には国 の元旦に際して、その年七○歳を迎える佐藤は、

の如き「憂国」の思いを抱いたという。

年を迎うるも心常ならず。 たる事をも聞かざるなり。国を憂うる者の実に寝食を安んぜざるの秋なり。老いたる余も亦其の一人なり。今年新 明治御維新以来、未だ曽て今日ほど国家危急存亡の秋はあらず。更に未だ曽て今日ほど我が国民が我侭放埒になり

下で実施される、普選を通じた「赤化」を憂慮したのである。 を謳歌する国民全体の国家観念欠如を嘆き、 り得るものとして予感される、戦争勃発と革命情勢進展への危惧であった。佐藤はその危機意識から、 を吐露しているのである。 剛健以て皆元気で立ち働き、今の内に明治大帝の大御代に復す心がなくては日本国は滅亡するぞ」と、国体破壊の危惧 党」樹立の動きを問題にし、大震災の二か月後(一九二三年一一月)に発布された「国民精神作興に関する詔書」を受け 近年の労働争議・小作争議の続発や、政府の普通選挙(以下普選と略記)実施声明(一九二三年)以降活発化した「無産政 国際情勢の中での日本の孤立的立場を踏まえ、さらに国際連盟・ワシントン軍縮条約体制下での「平和」外交が常態化 密顧問官・各大臣・貴衆両院議員等政治家や全国四六○有余の新聞社へ合計五○○○部寄贈している。その講演では、 する中で行なわれた、ソビエトの思想宣伝やアメリカの太平洋軍事演習を問題視している。また国内状況については、 欲を示した。そして元旦、彼は「国家の現状と近き将来」と題する講演を行ない、三月にはその筆記録を自ら刊行、枢 彼はその年の賀状で、「平和の感冒」に罹った国民全体の意識を治療するべく、「平和の士気」作興に一石を投ずる意 「悪宣伝のため日本魂は占領せられ蹂躙されつつある現状である」、「恐れながら陛下が仰せ出された通り、 佐藤が大正末に抱いた「憂国」の思いは、 そして「日本国を呪う所の主義」たる社会主義や自由主義が蔓延する状況 当時の国内外の情勢から、 近い将来、 一自由」「平和」 現実に起こ

二、思想緩和懇談会「社交桜心会」

を持った佐藤が、 視野に含めつつ、主に社交桜心会での社会主義者・労働運動家達との交渉に注目し、一章に見た国家状況への危機意識 に佐藤が大逆事件連座者武田と交渉を持つ契機ともなったものである。そこで本章では、大成会における活動内容をも では二四名に及ぶ「在阪の各種思想の代表的人物」を集め、彼等に思想緩和を試みた。そして、この社交桜心会は、後@ 回会合(四月)では一〇名、玉水教会における第二回会合(六月)では一七名、真砂教会における第三回会合(一〇月) 動家達との三度にわたる懇談会の開催である。佐藤は、一九二五年(大正一四)、金光教難波教会を会場に開催した第一 必要」と考えた佐藤が、大阪府知事中川望と協議の上秘密裏に行なった、「社交桜心会」と称する社会主義者・労働運 れるなど、教団規模での社会対応の態勢確立がはかられていった。そして今一つは、「思想の緩和は思想家との接触を 部常任委員に名を連ね、兵庫(九月)・大阪(一一月)・岡山(同上)の各地支部とは別に金光教支部が設置(一〇月)さ や神道各教派・諸団体、国学院と連動して大々的になされており、また本教においても、畑徳三郎・長谷川雄次郎が本 名を本部委員に、井上哲次郎・平沼騏一郎等、天皇制イデオローグ五二名を本部指導会員に迎えて結成された「大成会」@ における、明治欽定憲法精神に基づく普選精神啓蒙の運動である。この大成会の組織化にあたっては、内務・文部両省 壬戌会が発起者となって、同会顧問有松英義(枢密顧問官)を会長に擁立し、神道諸団体・教派幹部や学者・政治家五 状況下で、壬戌会活動を母胎とする二つの社会活動を並行して行なっている。その一つは、普選法公布の翌々月七月、 一九二五年(大正一四)当時、佐藤は、同年五月普通選挙法(以下普選法と略記)並びに治維法が公布されるという政治 彼等に対して何をなそうとしたのかを捉えて行きたい。

ところで、社会主義運動及び労働運動は、大震災(一九二三年)以降、その様相を変化させていた。先ず、大正中期の

(一九二五年四月) するとととなった。 以下、との点に留意しながら、 佐藤の同会開催意図を探る。❸ 労働運動に多大な影響を与えた無政府主義が、 が影響力を伸ばしていった。次に、労働組合の代表的全国組織「日本労働総同盟」 したがって 直接行動論者やアナルコ系組合が 労働運動内で力を失い、 選法実施後の路線を共産主義的要素を除去した議会政策路線として示した指導者層の方針をめぐって、 軍部による大杉栄虐殺や「虎の門事件」(一九二三年)等を経て凋落し、 代わってマルクス主義理論 (以下総同盟と略記) (ボルシェヴィキズム) が、 左右両派に分裂

間にも無産政党創出の気運が高まっていたととが挙げられよう。 に立たされていたこと、そして今一つには、 義・無政府主義を標榜する活動家達に対する官辺の監視が一層強化されることとなり、それらの活動家達は存亡の窮地 私有財産制の否認を目的とする結社に関わる一切の行為 会同している点である。これらのことからは、 ぼ姿を見せておらず、主に「日本労働組合連合」や評議会等反(非)総同盟系全国組織の代表者達や、共産党員花岡潔 家・労働組合活動家達であった。それら参加者・参加団体を概観して言えることは、全会合を通じて、 日農と略記) 組合長杉山元治郎(第三回)を始め、「朝鮮人会」「水平社」をも含む各種無産者団体指導者達や、 合法組織「日本労働組合評議会」(以下評議会と略記)の中央委員長野田律太(第一回~第三回)、「日本農民組合」 (第三回) を始めマルクス主義者、 佐藤の呼びかけに応じて、 同会会合に参加した者達は、 さらには大正末には少数派となっていた無政府主義者・アナルコ系組合活動家達が 普選法公布によって総同盟だけではなく反 佐藤による同会開催の背景には、 (齒臟:煽動) を処罰対象に明記した治維法公布によって、 総同盟分裂後結成 (五月) 一つには、 されたボルシェヴィキ派の代表的 (非 「国体」「政体」の変革や 総同盟系無産者諸団体の 総同盟からはほ 左翼思想 (以下

49 加者の中では、 準備が再開され、 提唱者日農杉山を始め、 八月には「無産政党組織準備委員会」が結成されている。そしてその準備委員会には、 評議会野田、 日本労働組合連合坂本孝三郎 (第一回~第三回)、官業総同盟花岡 社交桜心会参

第二回社交桜心会が開催された普選法公布の翌月六月、日農の提唱で、絵同盟分裂後頓挫していた無産政党創

出

臣民翼賛の道』を刊行、各地に一万部を寄贈し、その精神普及に尽力した。彼は同書の中で普選実施に扶翼」するための「政治上の国民総動員」と捉える立場から、大成会支部組織化に奔走するとともに、 またその場に集まった他の無産者諸団体活動家達の気運を、単一無産政党創出へと導く上で、意味がなかったとは言え 藤の主催する懇談会への参加は、 うな彼等にとって、さまざまな対立的立場を持つ労働運動からは部外者であり、 各々の団体を代表して参画している。 一方、佐藤は、 先述したように七月には大成会を結成し、 普選実施を目前にした当時、 彼等は無産政党創出運動を中心的に担おうとしていた者達であった。そのよ 治維法下での無産政党の在り得べき可能性を探る上で、 普選の意義を「億兆心を一にして、 彼は同書の中で普選実施に際しての国民 かつ政府筋とも交流が深い、宗教家佐 天壌無窮の皇運を 一〇月には『準備

普選に臨んでは前来述ぶる如く社会主義者でも赤化運動者でも無政府主義者でもない、 上にも思想上にも国家危急存亡の秋なる事を国民が理解せずんば、社会主義者も愛国者も共に苦痛をなめねばなら 民として惟神の御政事を翼賛し奉る普選なれば愛国奉公の誠意を実現願いたい。 事になるのである。 $\dot{+}$ 略 偏に万世一系天皇陛下の御 今や経済上にも外交

の願いを次のように述べている。

スト教に対して示した姿勢と同様、国家的色運動に対するより積極的な働きかけとして、 翼賛」する無産政党創出を、 普選実施を目前に、 への家族国家観的同胞意識からの、 の活動家達を集めてなされた佐藤の思想緩和懇談会開催は、 無産政党誕生必至の情勢下で、その創出運動を中心的に担う諸団体の代表者達や、 参加者達に促そうとする意図が含まれていたとも推察される。 彼等自身に対する思想的矯化の試みであった。そしてさらに言えば、 国家的危機打開への協力を得るべく、 その総同盟を除外しての開催には、 右に窺える国家の命運に対する危機意識と、 「国体に調和する」つまり「惟神の御政事を かつて三教会同実現へ向けて彼がキリ 各種無産者団体 無産政党創出 さらには彼等

同会参加者達には、

普選とは無縁な無政府主義者・アナルコ系組合活動家達も多数含まれている。

とのことは、

それでは、

に赴任した、 団体と目した者達に対する、 佐藤の同会における思想的矯化の試みが、 往年の感化救済事業推進者中川望 感化救済の働きかけとしての性格をも持つことを示しているのである。 必ずしも無産政党創出運動とは関わらなくとも、 (内務省市) は、 同会開催経緯を次のように回顧する。 府警特高課が要注意 大震災直後府知事

共に相謀る所がありました。 ずる等献身的活動をつづけられました。 二人の間の秘密の関係で行われたのでありました。 して、毎月一回は必ず来阪して親しく指導に当られました。而して其都度経過の報告があり、 を挺して之が救済に当り、 界の傾向に対して深憂を抱いて居た佐藤師は、有為の士にして赤化して社会を毒し一身を誤るものあるを歎き、 (大震災後は―筆者) 特に思想方面の注意人物として目さるる大物は悉く大阪を中心として活動しました。予て思想 囹圄に在るものを訪れて赤誠を以て教誨し之を転向せしめ、 佐藤師はとれ等の人士を集めて「社交桜心会」を組織し、 -中略---一日長官室に私を訪ねられ、思想犯人矯化の方策を述べられ 金光教大阪支部を集会所と 更に転向後の自活の道を講 此事業は全く師と唯

中川の回顧からは、 社会運動の飛躍的発展 って、治維法公布に伴う処罰者続出を未然に防止しようとするものでもあったことがわかる。その意味で彼の試みは、 われることとなった青年達に対する教誨活動を、 佐藤の社交桜心会事業が、彼が大震災頃から行なってきた、思想のために「一身を誤」り獄舎に囚 ・組織化の時代を反映して、 思想的影響力を持つ在阪の中心的活動家達に対しても行なうことによ かつての森近への感化救済をより大掛かりな形で再現するものであ

その内容の一端は次のようなものであった。 取したであろうか。 二八名席定まるや、 社会主義自体に対して「国家の害毒」との見解を示していた佐藤は、 第三回会合について記した彼の記録によれば、 今日は何の故に斯く時間を遅れしやと問いしに、 懇談は朝一○時から夜九時まで終日行なわれており、 昨夜天王寺公会堂にて失業問題演説会のため 彼等との実際の懇談を通して何を感

検束されたる者あり。其を警察署に貰いに行きしなどにて遅れたりと云う。然れば昨夜如何なる事を言わんとせし、

其を縮尺して此席にて皆述べては如何にやと云いしに、各々所信を述ぶる所あり。余静かに聴取し、各自の意見に

佐藤は懇談後、各々の主張内容の要約を自らの手許へ届けさせているが、失業問題に凝縮された構造不況下での社会的 現実に対する彼等の批判的発言を、彼はどう聞き受けたのであろうか。参加者達(第三回)は各自、「寒いとと公園に

眠る人の群」(野田)、「自由と平等の世界へ」(杉山)、「寒空におもえやられる失業者の群」(北島元一郎)、「餓え

会主義理論よりも、 たる労働者にパンを与えよ」(藤岡房一)、 といった 言葉を一言ずつ書き残している。それらの言葉からは、 資本制の犠牲となった無産者達の状態に対する怒りや、そとからの解放への熱い思いが、 端的に読 彼等の社

これに対して佐藤は、次のように自らの実感を歌に表わした。

み取れるのである。

A)よるたびに人の心もしられけり かたる言の葉皆国の為め

でいる。 また彼は、 第一回会合では三首(B、C、O)、「社交桜心会」と命名した第二回会合では二首 $\widehat{(E)}$ (F) の歌を詠ん

(C)筆のあとみればうれしや皆ともに、皇国のためにつくす人かも、例よの人はとまれかくまれあひよりて、かたりかたれば吾友にぞある

凹此のままにすすみゆきなば皆共に うきせにしづむ世とはなりなむ

団生ひしげる浪花のよしのよかれよと老を忘れてかたるもつきじ団風ふかば花とちらなむ心もて手をやとらなむともにすすまむ

これらの歌からは、懇談会を開催するに際して佐藤が抱いていた、社会主義者も「同胞」との信念が、 彼等との実際

彼等の思想緩和に努力する自らの試みを正当なものとして、佐藤をより一層確信せしめるものでもあったろう。 同時にまた、 である故に普選を通じた挙国 藤が彼等に対して抱いた運命共同体的な、 そのような青年期を送り、 する思想自体に対して理解を示した訳ではなかったが、 ではなく、彼にとっては「公」としての意味を持つ「御国」の危機を救わんがために奔走していた佐藤は、 多くの教祖時代の布教者達と同様、その非合法の布教・救済行為に対する官辺からの干渉を受けながらも、教祖の信心 極めて近しい基盤に立脚していたととを示すものでもある。また公認教団設立(一八八五年)以前、 お野成政党・議会政治の現状への不信や、社会の底辺に押し込められた者達の「救済」へ寄せる熱情において、 する佐藤の心情的共感は、 彼等もまた自らの「吾友」と呼びかけ得る人間観を抱懐していたのである。このような懇談を通じての、 做された彼等との間に、 の交渉を通してより強固なものになっていたことが窺われる。 一家のためではなく無産者階級全体の解放のために突き動かされて行く熱情に対して、共感的理解を示したのである。 佐藤の率直な感慨が読み取られるべきであろう。必ずしも天皇制国家利益のために活動していたわけではない彼 の歌には、 飲食を共にしつつ行なわれた終日の懇談による、 佐藤はその信条的立場の相違、 危機に瀕した日本の中で共に生き、国家破局の際にはもろともに滅びざるを得ない者同士として、 「御国を救」うべく奔走する自らとの共通点なり、 そして還暦を過ぎた今、彼が信念とする教祖の信心に基づいて、一教団金光教の利益のため 彼の希望的理解という側面も勘案されねばならないとは言え、単にそれだけでなく、 一致体制実現への協力を彼等に要請しようとする、 また家族国家観的な同胞意識が表わされている。 「皇国のためにつくす人」との認識的枠組みや、 時代の享楽主義的風潮に逆行するその「犠牲的」 社会主義活動家達に対する共感と理解は、 しかも、 (A) (B) (C) (F) の歌には、 社会的現実に対する認識の一致点を発見し 佐藤の姿勢も窺えるのである。 また、 当局から「注意人物」と見 その規定性にも拘わらず、 青年佐藤は、 Eの歌には、 しかしながら、 参加者達に対 彼等が把持 両者が 他の数 一身 (4734)

53

社交桜心会は、中川知事退任の事情から三回で終了せざるを得なくなり、

想う」と記している。その言葉は佐藤の胸に、三〇歳の若さで刑死した森近との交渉をどう甦らせるものであったろう 大逆事件連座者との再度の交渉をもたらす契機ともなった。因に武田は第三回会合時の寄せ書に、 げたかは明らかでない。 昭和初年に展開された佐藤の、 ただ、 同会での、武田九平の実弟で大杉派無政府主義者である武田伝次郎との邂逅は、 該事件連座者仮釈放の請願運動や、 社交桜心会参加者である武田、 「十五年前の森近を

一、大逆事件連座者仮釈放の請願運動

昌(黒洋)、木本正胤(凡人)との引き続いての交渉内容を明らかにしたい。

う」との確約を得るに到った。 刑務所収監の事件連座者全員の仮釈放を請願する司法当局との交渉を展開したのである。そして翌年(一九二八年)三月 秘書井上鍵之助 れば仮出獄の道あり、之には引受人が必要」との示唆を得た。この司法次官の言葉に力を得た佐藤は、 と略記)大西、木本の、武田九平(以下武田《九》と略記)救出の懇請を受けてからのことである。佐藤は同月二六日上京 奔走することとなるのは、 (昭和二)一月、貴族院で否決された文部省宗教法案の再上程(一九二九年)のための協議・運動に精力を注いでいた 佐藤が、長崎県諫早刑務所に無期囚として収監されていた大逆事件連座者四名 林司法次官並びに立石行刑局長に面会を求め、林から「今回は該件に関する者には何等の恩典なし、 彼は井上を伴い再度同刑務所へ出頭、 (豊岡教会長)と共に諫早へ出張して、根本刑務所長等と懇談の上、武田(九)とも面会し、 一九二七年(昭和二)一月一四日、芸備教会(広島県深安郡 なお佐藤は、 との間、 後任江藤所長に司法省との交渉経過を説明し、 宗教制度調査会特別委員(一九二六年五月任命)として、)を訪れた武田伝次郎(以下武田(伝) (小松丑治、成石勘三郎)の仮釈放を求めて(武田九平、岡林寅松、)の仮釈放を求めて 一機を見て仮出獄を取計 同年四月二日、 帰郷後、 別に研究す 同

佐藤の思想緩和の試みがどれ程の効果を挙

ねている。 が、彼は度重なる上京の都度、 大阪に立寄り武田(伝)等と頻繁に連絡を取り、 大阪府警特高課や司法省との交渉を重

「大不孝」と受けとめていた佐藤は、事件から二〇年近くを経た後、当時の国家政策をどのように見、 それでは、 森近等一二名の刑死(一九一一年一月)後、 該事件を天皇に詫びるべき「吾人五千有余万の同胞」 改めてその連座 全体の

者達の仮釈放を国家に請願する自らの行為の意味を確認していたのだろうか。 「三・一五事件」(一九二八年)後、佐藤は他の宗教教派代表とともに文相水野練太郎(田中義一内閣)から思想善導対

策への協力要請を受け、五月二三日、大臣官邸へ出向いている。ところがその三日後に、 顧問の立場にあった床次竹二郎と対談し、政府当局に対する自らの意見を開陳している。 彼は、 当時野党・立憲民政党

紙の伝うる所によれば已に御自重の由なるが、目下は内閣、時局問題に対しては自重して無言の態度をとられ度し。 保安課事務員と面談。 長松井行刑局長と面談、 八時五十分床次民政党顧問と会談のため訪問。 (前首相、民政党顧問―筆者) にも言うつもりなり。 野田先生と省の玄関にて出会う。十二時過退所す。今日床次氏に語りたるところは、 大審院の林検事次長を訪いしに不在なれば名刺を置きて辞去す。十一時十分内務省に三橋 九時より約一時間語る。十時十分より司法省に出頭し、 党や若き者の言論までも圧迫するには及ばじ」と。 泉二 刑事局

府が五月一八日、 第一回普選実施の翌月惹起した三・一五事件前後、 由」とは、国民党革命軍の北上を阻止し張作霖政権を擁護すべく敢行した「山東出兵」(|九二元年四、五月)失敗の後、日本政 右に見られる佐藤の司法省出頭は第二回諫早出張報告のためであったが、その前になされた床次との会談内容には、 強硬な対外(中国)政策や厳罰主義的治安方針に対して批判的視角を有していたことが窺える。「已に御自重の 張に満州引揚げを勧告、それを受けて関東軍が満州で待機するに到った情勢を、 彼が、金融恐慌勃発直後政権を担当した田中内閣(一九二七―一九二 また言論圧迫につい

55

ての言葉は、

評議会・労働農民党・全日本無産青年同盟に対する解散命令(四月一○日)や、

閣議での国体変革罪に最高

56 賑恤が予定されていた「御大礼」(トローター゚ロマヘ) を前にした政府の厳罰主義的思想統制を、一つには時局問題への政府の 死刑を課す治維法変更案の緊急勅令による公布決定 (冷型 元明) を、受けてのものである。大正末から普選精神を国民に 評議会の野田(三・一五で起訴)や日農の杉山 (新鷹真景) 等との懇談を重ねてきた佐藤は、 大規模な恩赦や 動

もの」、 通じて、 基本的には何ら変らない。 図は、国民の臣民的自覚の涵養を目的とするものであり、 早刑務所訪問時の書状において、「老生は只一人にても陛下の民に陛下の御聖恩を知らしむる事をのみ念願と致し居候 佐藤の国家政策に対する批判的認識は、 兵後悪化の一途を辿った日中関係を憂慮し、政府に中国内戦への非干渉的態度の堅持を願ったのである。そして、 揺によるものとして、二つには無産者大衆を天皇からかえって離反せしめるものとして、批判的に捉えた。 その慈愛を彼等をも含む国民全体に理解させようとするものであり、その意味で、田中内閣の厳罰主義に対す 「思想界を緩和する上に偉大なる力あるものと存ぜられ候」と記している。そとで示された彼の請 天皇への「逆徒」として二〇年近い歳月を獄舎に繋がれた武田 ただし、その方法においては、 武田(九)等の仮釈放を求める次のような彼の意図と結ばれていた。 武田 天皇制的思想統合を目指すという意味では田中内閣 (九)等の身上に具体的に実現される天皇の「救済」を 允 等の仮釈放を求める理由につい 加えて、 の路線と て、 との 出

その関西地方筆頭として行動が逐一刑保局に報告されていた武田(伝) あくまでも運動の過程で次第に自覚された 第二義的意図であって、 る内在批判的要素を持っていたのである。 「之が叶えば吾人も改める」と自らの「転向」の意志をも表明した武田 だが右の意図は、 救出を訴える武田 後の事業に関わる援助を与えている。 佐藤の請願運動が武田 (会 等の懇請を彼がどう受けとめたのかが問われなければならない。 伝 等の懇請を受けて開始されたものであったことを考慮に入れるとき、 ととで**、** 当局から 彼が請願運動に乗り出した動機については、 との関係において、 「特別要視察人」に指定されてい (伝)、大西、木本に対して、 改めて佐藤の請願運動の動 佐藤は請願運動 警察との関係の た彼等、 の傍ら

にあって、獄中生活と人生への絶望を吐露する手紙に接した武田(伝)等は、 縊死(月秋日刑務所)、さらに岡本頴一郎が病死 てました」、との手紙を認めたという。三浦安太郎が獄中縊死 (「ホホートカ養病) 、佐々木道元が病死 (「電光療所) 、高木顕明が と明け暮れ、 彼等の請願が 移転を求める請願を、友人大西、木本とともに大審院検事総長等に対して起こしたのは、大正末のことである。 兄九平と同様金属彫刻業を営む武田 淡き希望を抱いて只管念じつつ生き延び来りしに、 成就せぬまま、 その彼が、 母親は病死し、 病気の母親を獄中の兄と対面させようと、諫早刑務所から堺刑務所へ武田 (伝 (鰊卓刑務所) するというように、該事件連座者達の訃報が次々と届けられる中 は、 弔報を受けた武田 和田久太郎とともに大杉派無政府主義者の関西における中心人物とし 九 は、 ああ何も彼も、 「互に息ある内に再び娑婆にて会う事もがな 先述のごとく佐藤との社交桜心会におけ 母の死によって只一つの望みも絶え果 五 の身柄の しかし

に到って、大正末には全く身動きの取れない状況に追い込まれていた。こうした中で、彼は前述したように「十五年前で にも特高の追求が及び、さらに、 理由には、 て徒食せんとするの類なれば純粋なる無政府主義運動として観るべきもの実に少し」と、当局からも見做される状態に 達が引き起とした福田大将狙撃未遂事件(一九二四年)や「ギロチン社」による銀行員襲撃殺害事件等によって、 あったのである。武田 に置かれていた。「加盟員の多くは無頼の徒にして確固たる思想的信念無く従て其多くは所謂『掠』と称し、恐喝に依 震災以降凋落の一途を辿った無政府主義は、 る知己を唯一の頼みに、芸備教会を訪れたのである。 そうした九平の絶望に加えて、兄の救出を願う武田(伝)自身もまた、当時苦境に立たされていた。先述のように大 とのような無政府主義自体の状態が関与していたのである。中でも武田 九 救出のためとは言え、武田 金属彫刻業の内弟子山田庄一 昭和初年頃には、 (伝) 等が「之が叶えば吾人も改める」と運動廃止を誓約した 警察からの徹底的取締りと大衆運動の中での孤立状況 (加盟・社)が、 収監者達の脱獄計画に加担し検挙される (伝) は、 関係が深い大杉の後継者 彼自身

57

主義者である前に、 の森近を想う」と記しているが、仲間達が厳罰に処され、かつての森近と同じ運命を辿らされている様を前に、 や、苦境に追い詰められた獄中の兄の助命を願う言葉に動かされて、今また大逆事件連座者達の救出に奔走し、 うな行き場のない絶望的状況の中で最後の拠り所を肉親との情愛に見出そうとする武田(伝)の、母親に対する孝行心 めて兄九平を獄中から救出することに残された希望を見出そうとしたとしても不思議ではない。そして佐藤は、 (伝) 等に対する社会的・経済的援助にも尽力したのである。 佐藤の目から見て武田兄弟は、 「神の氏子」であり、また天皇の「放蕩息子」であることに違いはなかったのである。 事件連座者 彼が そのよ

たことがわかる。 所長の深き考にて郷里親族の処へ引取り申候」と記されており、 とともに、成石についても、 (九) の様子を、「其後当所にて日々感謝の生活を送り真に順良の者と相成り居候えば乍他事御放念下り度」と報告する 無事帰着致し候」、 と報告している。 また、 その翌月になって出された立石前刑事局長宛礼状では、 難有さに感激罷 局長へあてて、「予てより格別御厚配煩わし候武田成石両名儀、今回天長の佳節に当り仮出獄の恩典に浴し候事聖恩の ため、井上を諫早刑務所に代理出頭させ、そして武田(九)の身柄を芸備教会に引取った後、松井行刑局長と泉二刑事 に限って、仮出獄が許可されることとなった。身元引受人として特赦の通知を受けた佐藤は、 さて、「御大礼」の翌年(一九二九年)四月二九日、長年「模範囚」として獄中生活を送った武田(九)・成石勘三郎 (カー筆者) 「武田と同様御配意御煩わし候成石勘三郎も、始め当所へ引取る心算に有之候いしが、同 在候。 中略 ――三日午後武田九平を引取り(成石は二日郷里へ帰り候由) 佐藤は成石をも含めて自らの許に引取るつもりであっ 当時、病床に伏していた 仮出獄後の武田 昨四日当方へ

と警察が社会の教導教化の点で同一目的を持つべきものであるとの観点から、両者の協力の必要を説き、警察官に対し て道徳的精神に基づく権力発動や社会教育者たる自覚の確立を促していた。その意味からすると、 佐藤は明治末の第二回感化救済講習会での講演の中で、仮出獄人保護事業や微罪不検挙を具体例に示しながら、 彼の武田 (伝 等に

受けて佐藤に願い出ているように、両者の関係はより人間的次元へと広がり、 社会教育者たるべきものとして彼が期待した特高警察等との協力関係を前提としていたが、ただ彼の場合は、 を新たに与え、 との実際の交渉は生活全般にわたる精神的・物質的援助を含めた人間的救済の次元でも展開された。 転向の確定のみを目標としたのではなく、むしろ運動廃止後の彼等自身の生活確保こそが中心的に願われており、 だが同時に明治末期の自らの独自な感化救済観をも継承しつつなされた社会的救済活動であった。すなわちその活動は、 猶予を保証し、「更生」への社会的保護をも奨励していた治安維持法体制を前提に、あるいはそれを先取りする形で、 出獄後、 に従って、 対する援助活動は、 佐藤は武田(伝)等との交渉をも継続しつつ、「更生」への願いを込めて武田 例えば一九二九年(昭和四)一〇月、武田(伝)が、諫早刑務所に残された小松丑治の救出をその妻の依頼を 他の修行者と同様に教会での生活を送らせ、 特高警察の暴力的取調べが捜査現場で日常化して行く中で、一面では自首者に対する減刑や刑執行 日常的に教導・保護を行なったのである。 深められている。 (九) に「信原幸道」という名 そして武田 しかも交渉が進む 九 単に思 の仮

四、武田九平との交渉

活動や、 とする請願運動の段階での彼の言葉からすれば、 への道を歩みつつある中、 放が実現して後、武田(九) っている。その武田 ここまで、

教監辞職後の佐藤の社会的諸活動を、 大逆事件連座者仮釈放の請願運動に焦点を絞って考察してきた。一九二九年(昭和四)、武田 九 への佐藤の感化救済(仮出獄人保護)は、 佐藤は、 が大阪で交通事故死する一九三二年 宗教法案上程のための運動を継続する傍らで、武田 社会教化上の効果を意識してのものというよりも、 主に無政府主義者を始めとする社会主義活動家達に対する感化救済 (昭和七)一一月まで、 前章で触れた「只一人にても」聖恩を知らしめたい 五 昭和恐慌下、国家が侵略戦争 に対する保護活動を行な むしろ武田 . 九 等の仮釈

59

60 が武田(九)をどのように救済しようとしたのか、また、その救済がどのようになし難かったか、を追求して行く。 するまでの武田 その人の助かりを願ってなされた教導・保護活動の要素がより強かったものと思われる。最後に本章では、交通事故死 £ の生活の実際に照明を当て、 やはり「警察との協力」を前提になされた保護活動を通じて、佐藤

て生活内容を申述すること、正業に就き善行を保つこと、等一○項目にわたる心得事項が記されているように、「大逆 例えば「仮出獄者心得事項」に、管轄警察官署の監督を受けその指揮命令に従うこと、毎月一回管轄警察官署に出頭し 足掛け四年間、佐藤や井上とともに芸備教会で暮した。だが彼は、教会で他の修行者と同様の生活を送ったとは言え、 (九)の保証人として、規定範囲内での彼の最大限の自由を確保するよう努力しつつ、その「更生」への協力を求め、 先述したように、仮出獄後、武田(九)は「信原幸道」として、大阪での生活を再開始(一九三二年三月)するまでの ^(系規定・11) の罪状を背負わされた無期囚であるととに変りはなかった。そして身元引受人たる佐藤、並びに警察や (九)の関係者等との事務連絡・交渉一切を担当した井上は、管轄の福山署や大阪府警特高課に対しては、 (九)に対しては、他の修行者と同様に扱い、本教信仰による教導を行なっていた。 (九) に対して、諫早刑務所から委託された保護監督者であったことに変りはない。 しかし、また同時に、

の好意を受け容れその教導に従いながらも、大阪での生活再起への焦燥に駆られていた。そして、 武田(九)は、二〇年に及ぶ歳月を獄中に費やし五五歳ともなった今なお、教会での修行生活を送る毎日の中で、 子とともに、佐藤が治安当局に対してどのような形で武田(九)の保護監督上の協力を求めていたのかが窺える。 度の武田 「一家族」と見做し、教会長としてその修行生活を見守りつつも、帰阪等の事情で彼が自らの手許を離れる場合には、 (昭和五) 九月には、 (九) 帰阪に際して佐藤・井上と武田(伝)や府警特高課との間で交わされた書簡には、 は 四年間の教会生活期間中、一九二九年 前年秋頃より神経衰弱症を患っていた武田 (昭和四) (伝) の見舞いのため、二度帰阪している。 これら二 六月に亡父一三回忌法要列席のため、 佐藤は武田 また翌三〇年 (九) を

職務上必ずしも大逆事件連座者達の仮出獄や社会への復帰を喜んでいた訳ではなかったにも拘らず、® 治安当局との協力関係をより緊密にしつつ保護監督を遂行しなければならなかった。また、特高等思想取締担当官達は、 (九) の「更生」への協力の期待と信頼を寄せていたのである。 佐藤は終始彼等に、

武田(伝)宅に到着した。一方、佐藤はその後も引き続き彼や武田(伝)等と交渉を持ち、井上を介して何くれとなく その生活の新出発を激励・援助している。以下、武田(九)からの書簡を紹介しつつ、三月当時未だ昭和恐慌の真只中 立至」ったとして、身元引受人を湯川安太郎(玉水教会長)に依頼した上で、関係各官署に彼の転居手続を済ませたのは、 の大阪で開始された、 一九三二年(昭和七)二月末である。武田(九)は、亡母の七周忌を機に新生活を開始するべく、法要の前日三月三日 佐藤が、大阪での自立を望む武田 彼の生活の歩みを辿る。 九 の希望を受け容れ、「心身共に更生し手許を離るるも憂慮するにあらざるに

状況が次のように報告されている。 三月八日付の武田(九)が并上にあてた葉書には、金属彫刻業開業の基礎を作るべく奔走していた、 彼の帰阪直後

4

なる同情を表しくれますから、その内何らかの光明がある事と存じます。 ❸ ではありますが之れほど深刻に(と一筆者)は一驚致しました。然し、商店の主人や支配人の人らはいずれも大い 業の基礎を作り、 警察の生計届けも相済まし、 大先生(佐藤-筆者、以下同)に御安心して頂きたいものと存じますが、 旧取引の商店を訪問して仕事を頼みに奔走、 懸命に努力して居ります。一日も早く営 意外なる不況、

この時点では武田(九)はまだ、就業見込や生活全般に対して悲観的ではなかった。ところがその四日後、一二日付の

詣でてみましたら、 日の毎 日新聞に御覧の通りトウトウ書かれました。 府の特高から種は出ているよしであります。実に不都合千万でありますと存じます。私として ドウしてカギ(嗅ぎ―筆者)付けたかと余り不思議なので

は出来るだけ不得要領なる談話をして置きました。

を強めていた状況の中で、また大逆事件連座者とその近親者達が受けた執拗な社会的指弾の風潮の中、彼が就業に苦心の する日々を送ったであろうことは想像に難くない。 の孤独感が吐露されている。本格的に大阪での生活を始めることとなった武田 府警特高課の報道機関への対処の仕方を非難する言葉とともに、「旧友が今の処では一向顔を出しませぬ」と、そ (九) の周辺や動向に対して官辺が監視

う昔ながらの金属彫刻業の営業方法では今日の社会に通用し難いことを井上に示唆している。そしてその危惧の通り、ていた彼の孤独は一層深められて行った。武田(伝)は渡航の前、不況下の日本に残す兄の就業を気づかい、兄が行な 月二〇日付の手紙では 七月、武田(九)の暑中見舞には、「井上先生、武田九平は不思議にもまだ生きて居ります」という言葉が、そして一〇〇 (九) は、失業状態のまま、 さらに六月に入ると、諸般の事情から武田(伝)の一家がブラジルへ移住し、当局の渡航許可が得られなかった武田の 妹さとの縁家津田豊吉方 (赤阪市) に身を寄せることとなり、ごく僅かな者達との関係を生き

(も) なろうかと考えて居ります。 金なく、昔の仕事をするにも矢張り金の問題で、同業者が自動車を飛ばす今日、自転車で競争は真に滑稽で実に社 りたる私も、時代の浪に取り残されたる老いの悲哀を感じる次第で、今なお殆ど失業、否新しき仕事に就くには資 私の近状自白いたしますと、大先生を始め皆様に赤裸に申上る事、実に恥ずかしき限りにて、以前は聊か世才を誇 会の変化に対する認識不足、実に手も足も出せない訳で、昔の杵柄を打ち捨て学校の病院の小使か便所掃除夫にで

後の一一月三日には金属彫刻店を開いており、同月二五日に壮健の旨を記した葉書を井上に送っている。@ 社会の変化に対応し得ない悲哀と、自らの生活の窮状を訴えた内容の言葉を綴っている。 とのような武田 권

渉が、葬儀の三日後には早くも、「葬式費用位の額」で落着させられていることなど、武田(九)事故死に関わる警察 係長が、葬場式の間に津田宅を弔問しているととの他、特に記載されていない。との復命書に窺える井上への対応姿勢れているが、警察側関係者の動向については、午前中の段階で「上京不在中」との理由で井上が会見できなかった思想 ショ化が急進行する騒然たる世情の中、本格的思想統制を開始しつつあった治安当局にとって、一人の「逆徒」の死生 覚 (=|OB)、「血盟団事件」 (||九三|年)、「五・一五事件」(| 九三|年)による犬養内閣の崩壊、 るものかは明らかではない。だが、一九三一年 (昭和六)九月満州事変勃発後の、大川周明等の軍部クーデター計画の発 側関係者達の対応には、それまでの佐藤との関わりを考えると幾分不自然な印象が残るが、それがどのような理由によ や、また、かつて佐藤が武田(九)帰阪に際して保護を要請した元思想係長に一任の下で取り進められた事故の示談交 問の後、玉水教会に一泊した井上は、翌朝、佐藤の命のまま、府警特高課を始め各関係官署長を訪問している。しかし、 林寅松が葬儀前夜弔問に、 に到り、親族とともに出棺を見送った後、阿倍野斎場での葬場式に会葬して、帰省している。なお、前年仮出獄した岡 いずれも「不在中」「来客中」とのことで、結局、主な警察側関係者には誰にも挨拶できないまま、正午過ぎに津田宅 そのまま病院へ運ばれて死亡したのは、一一月二九日壮健を知らせた僅か四日後のととであった。訃報を受けた佐々の武田(九)が、店から津田宅への自転車での帰途、疾走中の自動車と激突し、市電軌道上に投げ出され頭部を強 治安を維持する上での重大な関心事であったことは確かである。 **弔問と関係各官署への挨拶のため、翌三○日井上を上阪せしめたが、その復命書によると、その夜、津田宅を弔** 保証人代理湯川茂(玉水教会副教会長)や大西等が葬場式会葬に訪れたととが、 等に見るようなファッ 復命書に記さ

に対する救済行為を継続した。井上は翌年(一九三三年)二月、武田(九)の霊を合祀した旨を次のように津田さとに伝 の霊を広く愛で厚く恵み給いて、霊をして高き神の位に召上げ給わん事を」天地金乃神に祈り続けることをもって、

ととろで、佐藤は葬儀の翌月(一二月)、「信原幸道老翁」を諡号に武田(九)の霊を芸備教会祖霊殿に鎮祭し、

63

鎮霊祭執行し、一同と共に在りし日を偲び申候。@ て、十二月二十三日午後五時、故人と縁故最も深かりし老生に斎主を命ぜられ、斎員三名と共に山海の神饌を供え、 なし永久に霊神を鎮めんものとの御心より、更生の意味にて名付けられたる信原幸道をそのまま御同兄の諡号とし も大に安堵せられ候いしが、仮にも四年間家族の一員として、尚将来に亘り何呉れと心配せられしほどにて、 郎氏らは遠く伯国に在り且つ子孫とてもなければ、とれの教会所(芸備教会―筆者)の霊舎に鎮祭し時々の御祭をも に涙もて霊柩車を送り帰所、 月日の立つは今更ながら早きものに有之候。 葬儀の鄭重なりし事、後々あなたにより供寺法事の出来得る事など相伝え、大先生に 昨六日は故人の七十日に相当り、追憶新なるもの有之候。 実は昨冬共 伝次

おわりに

光大神の世の通りにせよ」という彼が拝受した神伝は、 う意味内容として容易に再把握されたのである。 客観的には、 それを通じた諸活動に、 彼の第一次大戦後国民意識の全般的変容に対する問題意識や、「民族的危機」感に促されての壬戌会・大成会結成と、 信仰実態や社会の人間状況に対する批判的認識に支えられての、「教祖遺訓」に基づく社会的信仰実践ではあったが、 を目指すものであった。 本稿では、関東大震災前後から満州事変勃発頃迄にかけて展開された、佐藤の感化救済活動を考察した。一章で見た 国家神道体制を底辺から支えるべき教派神道の典型的在り様の一つを示していた。 端的に示されているように、彼の社会教化の基本線は、 すなわちそれら教化活動は、 彼の主体的意味においては、 天皇制の「危機」の状況下、「明治大帝の大御代に復す」とい 動揺した日本の伝統的支配秩序の回復 教祖時代から遠く離れた当時の本教 第一章で引用した「金

り様を示している。 して、個性的でしかも徹底した活動を促す積極的動因となっていたのである。 識に基づいて「難儀」な者の「助かり」自体を無目的的に希求する彼の救済者的資質の、 の生活や生命に関わる場合には、 その感化救済活動の軌跡自体も、 連座者達の仮釈放請願運動という形で現わし、 た地平で彼等と関わり、そこに自らの人間救済を実現しようとしたことなど、 判的見解を示し得たことや、「思想犯」に対する社会的排斥の観念が根強い風潮の中で、その社会観念を大きく超え出 ては一定の歴史的限界性を課せられていたとは言え、その認識的枠組の中で国家の強権的な思想統制施策に対しては批 済活動については、 定の心情的理解を示すに到り、 の迎合や、一宗一派の教団的利害に拘泥しての社会対応とのみは見做し難い展開が見られた。また、 絶対主義の立場に立つ佐藤が、 か その社会教化の一環で開催された社交桜心会や、 もっともその活動自体もまた天皇制的慈恵という認識的枠組の持つ規定性によって、 明治末の段階でも崩芽的には認められたように、 「臣民」救済レベルでの宗教的様相を帯びた家族国家観の発揮、 ファシズム形成へ向かう国家動向の中にあって他に類例を見ない極めてユニークな在 さらには国家が侵略戦争への道を辿りつつある中、 大正末、 日農の杉山や評議会の野田等と直接的交渉を持ち、 仮釈放実現後はその内の一人を自らの許に引取り保護するというように、 その後の無政府主義者達や大逆事件連座者に対する感化救 彼の「信忠一致」の信仰は、 その実践過程では、 自らの天皇への「忠」を大逆事件 家族国家観的表現での発露と その懇談を通じて彼等に 換言すれば、 それが具体的な人間 単なる国家政策目標 思想的には天皇 教祖認

65 念的に把持していたことも確かである。 た佐藤が 本論で見たように、 「信忠孝一本」 の教義を「奥義九ケ条」や「神誠」・「神訓」の教条を根拠にして教内外に闡明してき 国民道徳としての「忠孝一本」論や思想統合の しかし、 一般に家族国家観が実体的に機能していた敗戦前日本社会にあっては、 ための擬制的国家論たる家族国家観を信

自己批判的に指摘されてきている。との本教史に対する自己批判は、

教団史研究の幾つかの論考において、天皇制イデオロギーを受容してきた公認教団設立以後の教団体質の

勿論原則的に正しいし、

また例えば、

(4746)

三教会同以降、 問題性が、

とれまで、

活動の内容は、 中で検証されるべき本教教義としての個性的容貌であるはずである。その意味で、本論で明らかにした佐藤の感化救済 ったのか、また、それが人間の救済を阻害する要因となったとすれば、それはどのような形でか、という歴史的現実の の意識の内で宗教的様相を帯びた独自な観念としてどう機能し、どのような社会的救済行為を生み出す積極的動因とな の個々の恣意的解釈を可能にするものでもあったことなどを考慮するならば、 ることによって初めて貫徹され得ていたのである。さらには、その情義的一はでなく国民全体に対しても位置しており、しかもその政治的・道徳的支配は、 たという一般的事実自体よりも、むしろ、その受容された既成の観念が教祖の信心と結合することによって、受容主体 一個の政治権力機構であるはずの天皇制国家が宗教的・道徳的価値をも統合した最上位の「公」として、公認宗教だけ 「信忠孝一本」の教義的枠組の下でなされた本教信仰実践の、 その情義的一体性を核とする天皇制イデオロギーが一定 両大戦間期におけるアンビヴァレントな 問題とされるべきは、 大多数国民の伝統的意識の一部を領有す その観念を受容し

; ;

可能性を内含しての具体的展開相を示していると言えよう。

(教学研究所所員)

経緯やその後の歩みについては、同右吉岡書で紹介されている年、の各文献で取上げられている。なお、武田の仮釈放に到る年、の各文献で取上げられている。なお、武田の仮釈放に到る宮、一九六〇年、森長英三郎「大逆事件と大阪・神戸組」第四号、一九六〇年、森長英三郎「大逆事件と大阪・神戸組」第四号、一九六〇年、森長英三郎「大逆事件と大阪・神戸組」第四号、一九六〇年、森長英三郎「大逆事件と大阪・神戸組」第四号、一九六〇年、森長道の中で武田については、一大逆事件に関する文献は数多いが、その中で武田については、一大逆事件に関する文献は数多いが、その中で武田については、

(2)

池田敬正「日本の救済制度と天皇制」『日本史研究』第二九

詳しくは知られていない。

獄人保護等の感化救済活動、また、森近運平との交渉について、廓・被差別部落等における社会改善事業や、不良少年感化・出

3 を造るも人を産まず、人は人を産めども人を造らず」と死刑制 する認識が示されている。またその当時記された彼のメモには、 ものとの宗教観だけではなく、一教一宗の教団的利害を超えて、 た最上位の「公」としての天皇制国家の事業に「奉公」すべき とこには、やがて三教会同へ向かう彼の、各教宗派から超越し うのでもなくして、人の為に人を救う」べきことを講じている。 ト教を問わず感化救済は宗教家の本来的職務の内であると述べ、 側島地黙雷とともに講師となった佐藤は、 年(明治四二)開催の内務省主催第二回感化救済講演会で仏教 を「神の氏子」と見做した彼の人間観や救済観は、日本国民を 度を宗教的見地から否認する言葉が認められる。神徳書院資料 「宗教の為に人を救うのではなく、已れの為に人を助けると云 「天皇の赤子」と捉える家族国家観とも相俟って、森近助命嘆 (以下神徳と略記)一二七三「備忘録」。とのように人間存在 「死刑は宗教の上より論ずるときは不合理のものなり。神は人 「神の氏子」たる人を無目的的に救済すべき宗教家の使命に対 豊岡教会所蔵資料(以下豊岡と略記)二一八佐藤範雄「講演 宗教と警察との協力による便宜感化の実験」。一九〇九 神道・仏教・キリス

日、「教監の交迭と本教の新機運」『新光』第一三二号、大正日、「教監の交迭と本教の新機運」『新光』第一三二号、大正日、「教監の交迭と本教の新機運」『新光』第一三二号、大正日、「教証の交迭目的と宗教的救済目的との矛盾の局面が具体究され、国家政策目的と宗教的救済目的との矛盾の局面が具体の確立と立教神伝解釈の教団論への展開についてー」紀要『金光教学』第二五号、一九八五年、八〇~八三頁参照。なお青年光教学』第二五号、一九八五年、八〇~八三頁参照。なお青年光教学』第二五号、一九八五年、八〇~八三頁参照。に下入の確立と立教神伝解釈の教団論への展開についてー」紀要『金の確立と立教神伝解釈の教団論への展開についてー」紀要『金の確立と立教神伝解釈の教団論への展開についてー」紀要『金の確立と立教神伝解釈の教団論への展開についてーー」紀要『金の確立とが押さるものでしかなかったとが押さるというである。

6

四七号、大正六年二月一日。正六年一月二二日、同「信者たる吾(下)」『金光教徒』第一正六年一月二二日、同「信者たる吾(下)」『金光教徒』第一四六号、大

7

六年二月一五日。

神徳二一三佐藤範雄「御裁伝録」。

8

同刊行会、一九七一年、五二~九二頁参照。

願の動因をなすものであったと推察される。

佐藤範雄『信心の復活』芸備教会、一九八二年参照

10

明治末期の本教の社会的諸事業、特に佐藤の遊

されるに到った天皇機関説排撃運動の先駆けではあるが、その化が急進行する中で「不忠凶逆の思想」として美濃部説が糾弾行なった上杉擁護運動は、一九三五年(昭和一〇)ファシズム行なった上杉擁護運動は、一九三五年(昭和一〇)ファシズム

○年、六五~七三頁参照。○年、六五~七三頁参照。日本のファシズム─形成期の研究』早稲田大学出版部、一九七日本のファシズム─形成期の研究』早稲田大学出版部、一九七日本のファシズム─形成期の研究』早稲が生起した歴史的背景は大きく相違しており、両者は一応運動が生起した歴史的背景は大きく相違しており、両者は一応

- ⑪ 前掲『回顧』下巻、一四七頁。
- WRS。 歴史一八 近代五』岩波書店、一九七五年、一一九~一二二頁 歴史一八 近代五』岩波書店、一九七五年、一一九~一二二頁 四 二村一夫「労働者階級の状態と労働運動」『岩波講座 日本
- 一九一九年参照。

 一九一九年参照。

 金光教第一〇教区支部、
- 論を得」たことをも記している。『回顧』下巻、一六三頁。行経緯に関わり、小作問題考究の結果「土地国有と云う事に結り、同右書参照。なお佐藤は、前掲『回顧』において、同右書刊
- の「周延に蹇爻勿灸)時用、平召其一阝等)「斉 質 益」「國 本録」。(録),掲『騒擾事件の原因に就て』、神徳二四七佐藤範雄「備忘)
- 房、一九六三年参照。 関東大震災前後の時期、平沼騏一郎等の「辛 酉 会」「国本規則大大川周明等の「猶存社」、上杉等の「興国同志会」、北一輝・大川周明等の「猶存社」、上杉等の「興国同志会」、北一輝・大川周明等の「猶存社」、上杉等の「興国同志会」、北一輝・大川周明等の「猶存社」、上杉等の「興国同志会」、北一輝・大川周明等の「落 酉 会」「国本

選準備 臣民翼賛の道』神徳書院、一九二五年、等にも示され⑩ 同右書参照。佐藤の普選実施に対する危惧は、佐藤範雄『普⑱ 佐藤範雄『国家の現状と近き将来』神徳書院、一九二五年。

ている。

- して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正して出てゆくがよい。」『金光教青年会雑誌』第八二号、大正ということになって居る。就いては支那・ロシア・アメリカなどを敵とすべきか、味力となさんとせば、わが国民の優秀なる実力を要することを知らない。までは、大正一五)三月金光中学卒業式というには、たいのようない。
- 前掲『国家の現状と近き将来』参照。五年三月一五日。

21

22

原義彦(天理教々庁諮問局員)、阪田実(禊教管長)、柴田孫取扱)、神崎一作(神道管長)、新田邦達(修成派管長)、上岡山県知事)等学者・政治家の他、井上信鐵(大成教管長事務岡山県知事)等学者・政治家の他、井上信鐵(大成教管長事務の山県知事)等学者・政治家の他、井上信鐵(大成教管長事務の山県知事)前掲『回顧』下巻、一九七~二〇二頁、「大成会岡山県支部)前掲『回顧』下巻、一九七~二〇二頁、「大成会岡山県支部)

(無政府主義的組合)

生島繁、

日本労働組合連合・純向上会

二〇七~二〇八頁参照。

堀田篤、解放新聞社無産政党

坂本孝三郎、

全国印刷工連合会加盟・大阪印刷工組合員

な関わりを持ちつつ展開された。幹部が名を連ねているように、大成会運動は各神道教派と密接幹部が名を連ねているように、大成会運動は各神道教派と密接

○②「支部長会議における佐藤範雄『大成会成立次第』説明要録○②「支部長会議における佐藤範雄『大成会成立次第』説明要録

朝鮮人会々長 労働組合連合常務理事・労働組合純向上会々長 八木信一、日 後藤田正毅、日本労働総同盟大阪連合会 野田律太、 各会合参加者達は着席順に次のように記されている。 者)、井上鍵之助(佐藤随行)、会場主(第一回近藤明道、第 烈士党理事 本労働組合連合主事・関西労働組合会々長 坂本孝三郎、 総同盟・大阪機械労働組合常務 一三、日本労働組合連合・純向上会相談役 丹羽市太郎、 二回湯川安太郎、第三回福嶋輝明)の本教側主催者五名の他、 (第二回) 朝鮮人協会所属(日鮮協調的労働組合) (第一回) 日本労働組合連合常務理事・日本建築労働協会長 前掲『回顧』には、佐藤、永井義尚、吉田新太郎(会場斡旋 木本凡人(正胤)。『回顧』下巻一九二~一九三頁。 大西黒洋 (昌) 、勤王烈士党 (同右) 李善洪、大阪鉄工組合長(協調主義組 大矢省三、警鐘新聞社 西松謙次、青十字 李銅喆、 日本労働

三、勤王烈士党 者 純向上会 丹羽市太郎、大阪鉄工組合長 労働組合 北島元一郎、官業労働組合 労働運動者大杉系 武田伝次郎、勤王烈士党 大西黒洋、煙草 山元治郎、評議会中央委員長 野田律太、水平社 松井憲次郎 合 矢野準三郎、電機技工組合 生野益太郎、日本労働総同盟 事 後藤田正毅、朝鮮人協会々長 西松謙次、同 岡崎玄洋。『回顧』下巻一九五~一九七頁。 行(急進的労働組合論者) 田伝次郎、反総同盟・元大阪鉄工組合理事・警鐘団長同新聞発 合常務理事 大阪鏡加工組合主事(杉浦市太郎、反総同盟・日本労働組合連 主事(日本労働連合中の急進論者) 佐野大三郎、反総同盟・ 労働組合評議会中央委員長(共産主義的労働組合) 野田律太 純向上会々長 相談役(最も協調的組合) 水平社同人 松井憲次郎、立憲労働党総務・日本建築労働協会 (第三回) 青十字社長 木本凡人(正胤)、大阪労働連合会主 杉浦市太郎、文明批評社 丹吉三郎、文明批評社 平井美人、朝鮮全無産運動者 高順欽、日本農民組合長 木本凡人(正胤)、勤王烈士党 大西黒洋(昌)、同 後藤田正毅、幸徳秋水事件連座の武田九平弟 (関西普選運動最古の主張者) 岡崎玄洋、自由連合会 藤岡房一、印刷工組 植松一三、青十字社長(虚無主義 丹羽市太郎、日本労働組合連合・ 李善洪、警鐘団長 植松一 花岡潔、鏡加工組合 坂本孝三郎、 八木信一、日本

難波英夫。『回顧』下巻

一九七五年、一〇五~一一一頁参照。 藤原彰編『日本民衆の歴史八 弾圧の嵐のなかで』三省堂、

詳しく紹介されている。

原像―借家人同盟と逸見直造伝』JCA出版、一九七八年、に三一書房、一九七六年、白井新平・玉川しんめい『住民運動の

- 》前掲『回顧』下巻二○二~二○四、二○八~二一一頁、「大四二~四四三、四五三頁参照。
- ることは出来まい。然らば、日本の田地を荒し作りにして居るることが出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐すすることが出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐すすることが出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐すすることが出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐すすることが出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐すすることは出来るか。之れが先決問題であるが、何人も放逐すすることは出来まか。然らば、日本の田地を荒し作りにして居る。 三教会同に際しての佐藤の基調は次の資料に示されている。 対掲 『普楽準備 臣民翼賛の道』。

前掲『回顧』上巻五三〇~五三一頁。会として最も必要である』といえば、中島氏即ち理解して…」も同然なる彼等をして日本化せしめるには、今回の会同が好機

佐藤範雄先生追悼号)、昭和一八年六月二〇日。中川望「交友三十年」『ほつま』第七三号(前金光中学校長

- 豊岡七「社交桜心会三」。
- 佐藤範雄『実感録』神徳書院、一九二五年。

- 前掲『信心の復活』参照。また既成政党の議会政治に対して 佐藤は、固より天皇絶対主義の立場からではあるが、大正初年 佐藤は、固より天皇絶対主義の立場からではあるが、大正初年 来その腐敗の状態を問題にしていた。「今や選挙の神聖を侵し 民権を濫用する事其極に達し、自由と我儘とを誤解し、議会は 政争の具となり、議場は政権争奪の舞台と化し、選挙は売笑婦 の客取の如き観あるに至れり。今に於て我国民が議会の意義と の客取の如き観あるに至れり。今に於て我国民が議会の意義と の客取の如き観あるに至れり。今に於て我国民が議会の意義と の客取の如き観かるに至らずんば、立憲政治は国を毒すと こう者あるも弁解の辞なきに至らむ。」佐藤範雄『選挙の神聖』 金光教本部、一九二四年。
- うと云う所であった。それ故、夜中巡査が詰切って居っても少っと云う所であった。それはり中央と、東京までまい上って茲に金光大神の道を貫と警官も夜昼やって来た。然し少しも驚かぬ。寧ろ警察に引出と警官も夜昼やって来た。然し少しも驚かぬ。寧ろ警察に引出と警官も夜昼やって来た。此時私は大祈願を始めたのである。んで岡山まで流行して来た。此時私は大祈願を始めたのである。んで岡山まで流行して来た。此時私は大祈願を始めたのである。

- 徳四九六佐藤範雄「教祖四〇年祭を迎えたる余の所感 しも恐れぬ。それはそれはえらい元気であったのである。」 神
- その点を差し引いても、次章で触れる様に治安当局から「要視 大正末段階では国家社会主義的傾向を帯びていたようであるが、 正一四年四月三日。勤王烈士党という党名からすると、大西は であるが、真に気持のよい男であった。意気溌剌たるものであ 考えものだなど承った。前日黒洋氏と対談した時にも思ったの 洋の気を有して居らねばならぬ。猥りに注意人物扱にするのも る者を取扱うには、余程慎重にせねばならぬ。清濁併せ吞む大 大寺にて下車す。先生云わるるよう、頼母敷男子等なり。 昌(黒洋)について次のように記している。「黒洋氏一行は西 祭人(甲号)」に指定されていた大西に対する佐藤や井上の見 った。」「佐藤先生東上随行記」『金光教徒』第四四八号、大 佐藤の秘書井上鍵之助は、社交桜心会の打合せに訪れた大西 注目に値する。
- 前掲『回顧』下巻二二九、二四二~二四三頁参照。
- 東京・大阪・金光・芸備の各地で武田や大西等と会い、また電 **に記されているが、請願運動を開始する一九二七年(昭和二)** 一月から翌年三月の第二回諫早出張までの間、佐藤はしばしば 佐藤の行動は「神徳書院日誌」(神徳一二二七、一二二八)
- 報で連絡を取りながら、 佐藤範雄『青年と国家』金光教大阪青年会出版部、一九一一

司法当局との交渉を重ねている。

43

- 『金光教徒』第六一四号、昭和三年六月八日。
- 神徳一二二八「神徳書院日誌」。

41) 40 39

- 争勃発への危惧が現実化しつつあった訳である。なお田中内閣 岩波書店、一九七六年、一〇一~一〇二頁、参照。 尊兊「政友会と民政党」『岩波講座 清一「大正期の思想と文化」『講座日本史七 日本帝国主義の を批判した。前掲『内務省史』第一巻三八一~三八四頁、今井 内からも反論が出され、美濃部達吉・上杉慎吉らも一斉にとれ の厳罰主義に対しては、民政党だけでなく、貴族院や司法省部 件(五月三日)後一万の大軍を駐兵せしめた。まさに佐藤の戦 する一方で、四月一九日第二次山東出兵を敢行、さらに済南事 警察の拡充強化とその組織の全国配置等、国内思想統制を強化 えることによってその摘用範囲を拡大した治維法の変更、特高 極刑を摘用しかつ「目的遂行の為にする行為」を処罰対象に加 者・学生を治維法違反容疑で一斉検挙、内四八三名を起訴した 崩壞』東京大学出版会、一九七一年、一七二~一七三頁、松尾 「三・一五事件」後、政府は、評議会等三団体への解散命令、 非合法共産党摘発のため、治安当局が一千数百名に及ぶ労働 日本歴史一九
- 42 不明)。 豊岡一四〇「佐藤範雄発諫早刑務所長宛書簡」(草稿、
- に同車にて大西の件に就き先ず栄落署に署長広瀬隆雄、刑事主 日の条(神徳一二二八)に、「午前八時半松尾光山氏来訪、直 大西に関しては、例えば「神徳書院日誌」昭和二年一一月九

働組合自由連合会員・中国評論社同人竹内俊策、中国黒色青年 営への資金援助をしていたことが、豊岡一三八「湯川安太郎発 憲兵少佐小林義信、 任及び松岡刑事に面会し、夫より築港憲兵分隊を訪い、分隊長 前掲神徳一二二八。 府主義者とみられる人達が芸備教会を訪れているが、その度毎 連盟西備連合沢田武雄、愛媛県水平社実行委員角田猛、等無政 発佐藤範雄宛書簡」(昭和四・五・二四)、豊岡一〇四「武田 佐藤範雄宛書簡」(昭和四・五・二〇)、豊岡三一「木本正胤 来る」と記されている。木本に関しては、 西食堂を訪い、築港棧橋を見物し十時四十分大西黒洋も同車に に佐藤若しくは井上が応対し、或る者には逗留を命じている。 伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(年月不明)、などに示されてい て大阪駅に至る。駅には北野一栄、木本凡人、武田伝次郎見送 またこの時期、 憲兵特務曹長北岡政治郎と面談し、 彼等とは別に、解放社同人岡田某、 彼が始めた幼稚園経 更に大

各々掲載されている。

- 書房、一九八六年。

 内務省刑保局「特別要視察人の現状及其の取締の概況」(大正一分のののでは、一○・一)「最近に於ける特別要視察人の状況」(大正一一年一○・一)「最近に於ける特別要視察人の現状及其の取締の概況」(大
- 豊岡八「信原幸道翁霊祭詞」。
- 前掲『墓標なきアナキスト像』一六三~一六六頁参照。一九七一年。一九七一年。一枚名警保局『社会運動の状況一 昭和二~四年』三一書房、

- おります。
 この一九二九年天長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田刑
 この一九二九年天長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田別
 この一九二九年天長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田別
 この一九二九年天長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田別
 日には崎久保の記事が、「成績良好につき去昭和四年五月一〇日には崎久保の記事が、「成績良好につき去昭和四年五月一八日下後の佳節当日特赦となり出所、二十年ぶりに見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の見る浮世の様を今さらに眺めつつ、入所の当時二歳だった娘の「大阪毎日」と、窓が収集している。
 この一九二九年下長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田刑
 この一九二九年下長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田刑
 この一九二九年下長節には、諫早刑務所の二名の他、秋田刑

豊岡三三「教山祐警発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・ 五・ 一二三「江藤惣六発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・一三)、三二「木本正胤発佐藤範雄宛書簡」(昭和四・五・五)、豊岡「武田春雄発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・二四)、豊岡

- 々年(昭和六)郷里和歌山で病死している。になる程のリューマチに苦しめられていた成石は、仮出獄の翌・六)参照。大審院での裁判当時から「大小便も人様の厄介」・)
- 日本評論社、一九八○年、一四七~一六九頁、参照。 三○~三三二頁、R・H・ミッチェル『戦前日本の思想統制』三○を三三二頁、R・H・ミッチェル『戦前日本の思想統制』のを要して、三大系日本国家史五 近代Ⅱ』東京大学出版会、一九七六年、三大系日本国家史上、「四七~一六九頁、参照。
- あつさもいつしか過ぎ去りてはだ寒く覚え候。留守元は如何にて、本人は元神戸にて医師の心得も有る故、自身の容体を所長て、本人は元神戸にて医師の心得も有る故、自身の容体を所長に話し病院の診察を願ったが許さず、煩々に堪えない容様に付、た生より何とか御願をと昨夜妻女が参り候。出来得るものな大先生より何とか御願をと昨夜妻女が参り候。出来得るものな大先生より何とか御願をと昨夜妻女が参り候。出来得るものな、小松が獄中から妻宛に出した次の書簡である。「拝啓、のは、小松が獄中から妻宛に出した次の書簡である。「拝啓、本人は元神戸にて医師の心得も有る故、自身の容体を所長で、本人は元神戸に、本人は元神戸の小松丑治君が目下長崎刑務所にて別書の通り病気にいる。

の記事を掲載した『大阪朝日』昭和六年五月五日が残されてい 天長節に岡林寅松とともに小松の仮出獄が許可されており、そ きを示す資料は特に見当らないが、その翌々年(昭和六年)の 生のもち前にて候。」豊岡一〇〇「小松丑治発小松はる宛書簡. もよい。/内外風潮幾変更 小生顔色幾変荒 落花黄葉又蓬雪 大阪に送って呉れたまえ。要事さえ無ければ別に返事はなくて んで居る。皆様によろしく御伝言下され度候。此の手紙は後日 食欲と安眠の二つが得らるればよいので、夫れ丈の為めに苦し いたし 居候得共 一人前の 仕事は出来ず候。 之れでは俊寛僧徒 胃病の為め食事の出来ざるのが何よりの苦痛にて、昨今就業は 不思議さに医学校の先生の御診察を願上候得共御許可を得ず、 喝を覚え全身苦悶を感じ各関節痛を覚え胃腸炎を感ず、余りの 日余り休業の止むなきに至り病状にあり、毎食後発熱食欲なく 候や。小生は尓来健康勝れず閉口いたし候。九月二日発熱、 (カー筆者) 相成るかも測り難し。只だ今日の欲望とは云わじ、 (昭和四・九・一〇)。この伝次郎の要請を受けての佐藤の動 窓外山容幾変光/此の老になってもまだ平仄があわない。小

6 同右資料。

る。

され度。尚一切他人に面会等致させ間敷く万事特高の鈴木氏と度、幸に兄幸道も列席致させ度く、一応貴殿より先生に御願下中四日は亡父の十三回忌に当り候に付親族の者と法事相つとめ、武田(九)第一回帰阪に関わって武田(伝)は、「来る六月

という依頼文を府警特高課思想係長宛に出している。豊岡七〇 は一度見舞い且つ当分留守居のため上阪致し度願出居候。--中 無駄に過し早く働きたき様に御座候え共、此際修養が後日の幸 容は明らかではないが、この段階では武田(九)の長期大阪滞 和五・九・一九)があるのみである。府警特高課からの指示内 書としては、豊岡一八九「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭 なお長期滞在が予想されたとの二度目の帰阪に際しての関係文 辺御賢察の上所轄署長と御協議被成下何分の御指示相仰度」、 め遺憾に存じ候。就ては御用御多端の折柄とは存じ候え共、其 外来訪問者等の為自然迷惑を生じ候様の事もありては本人のた 略―本人には決して何等の懸念も無之候え共、在阪するとせば 弟伝次郎神経衰弱症に罹り―中略―骨肉を分けたる本人として 目に御用致し居候間他事ながら御放念賜り度候。然る処過般来 し居候武田九平儀、其後老生の一家族として至極健康にて真面 た武田(九)第二回帰阪に関わって佐藤は、「予て御配慮煩わ 福かと存じ候」、という手紙を井上宛に出している。豊岡九七 御地で静養願うは幸福至極の事に御座候。本人は長年の年月を 苦役に就きし兄が身体に候わば、今夏は広々たる然かも涼しい 相談の上可仕候。亦七月は盛夏にて普通の人が苦しき時長年月 在は実現しなかったのではあるまいか。 「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和四・五・二八)。ま 「佐藤範雄発鈴木与治郎宛書簡」(草稿、昭和四・一一・九)。

> ず書房、一九八四年)と記されているように、治安当局は、家 告されているように、府警特高課は大阪出身の武田(九)の仮 く候。私は先生が一旦御付けに相成りし事です故結構に御座候 申し居り候。尚信原幸道の幸は幸徳の幸に因んで少し面白くな 局長及刑務所長宛に礼状差し出し置候。亦昨日鈴木特高警部に 族への慰問・墓参をも含む該事件連座者に関わる一切の動向に、 察人状勢一班第七」『続現代史資料一 社会主義沿革一』みす も凝議し、共に若干金を醵出して之を寄与せり」(「特別要視 件に依り服役中なる武田九平の弟)等と相会して弔祭の方法を 八日長崎監獄に於て縊死を遂ぐるや、阪地に在る同人実父徳蔵 出獄を手放しで喜んだ訳ではなかったのである。刑保局資料に、 原幸道」という名に幸徳秋水を連想して難色を示したことが報 鍵之助宛書簡」《昭和四・五・八》)と、思想係長鈴木が「信 い感がするとの事に御座候。而し全然悪いと云う訳には御座な 面接いたし同氏も非常に祝福申し居り、先生に祝電を打つ様に 「岩出は陰謀事件に連座入獄せる三浦安太郎が大正五年五月十 (無編入)を慰問し、武田伝次郎(金属彫刻業、同じく陰謀事 同君の話だけを申上置候」(豊岡九六「武田伝次郎発井上

豊岡九〇「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・三・八)。昭和七・三・五)。の、昭和七・三・五)。「信原幸道帰阪報告」(井上鍵之助、宛、昭和七・二・二九)、「信原幸道帰阪報告」(井上鍵之助、河、田九平転居届」(佐藤範雄発長崎刑務所長

絶えず監視の目を光らせていた。

例えば武田(九)仮出獄後の武田(伝)の手紙には、

「行刑

上、三月三日付で「生計見込届」を提出した。前掲豊岡六資料。 昭和七・三・九)。なお武田(九)は保証人湯川安太郎連署の 付している。豊岡一〇二「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(また武田(伝)は、「過日は兄信原の件に付遠路御足労煩し誠 候間御放心下され度、先は取敢ず御礼申上候」、との葉書を送 に御座候。大先生始め皆様の御意志に背かざる様極力尽力仕り 下され候。日々職業の選たくに奔走致し居り、近く就業の見込 に恐縮仕り候。何の御もてなしも仕らず何卒悪しからず御大容

- 1) ° 豊岡九一「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・三・一
- 立つととを許されなかったこと(梶山雅史「明治末期の徳育論 風雪六十余年」『高梁川』第二九号高梁川流域連盟、一九七二 者達が兵役の際将校や教官から異端視されたこと(倉田清市「 校入学が不許可になったこと、あるいは森近の故郷高屋村出身 ん社、一九七八年)や、森近運平の娘が身上調査で女子師範学 議―大逆事件後の帝国議会」『季刊日本思想史』第七号ペりか 例えば峰尾節堂の甥が学校での儀式の際に「御真影」の前に
- に付御報申上候由、実は小生も近頃目の健康が少しく悪しく、 考え候え共見出し得ず、家内の弟も五人の子供を抱え失職、 医師の診察では細密なる職業は将来の為を思い転職の点を種々 より来り候て目下同居致し居り、皆小生になつき居り候故、 武田(伝)はその事情を、「兄より渡米(南米―筆者)の義 渡 た

年)、などが伝えられている。

ンタエリーザ耕地に出迎人と共に安着仕り、三四日休息の上、 命戦の為延着、漸く二十九日にモジアナ線ベントキリーノ駅サ 渡米の節は色々御厚情に与り有難御礼申上候。七月二十七日革 米を決意仕り候次第に御座候」、と伝えている。豊岡一〇三 届けられている。豊岡一〇四「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡. 山に働きに出ます。何事も監督の命令で動きます」との葉書が た八月三日には、南米に到着した武田(伝)から、「前略過日 「武田伝次郎発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・五・一二)。ま (昭和七・八・三)。

- 処で天下茶屋(妹さと―筆者)の方も渡米に反対していますが、 万事宜き様に計らうとの事ですが、大体は駄目だと思います。 談いたしなるべく同行の義御願申し、兎に角願書を出して是れ 岡一〇三資料。 相当の機械を買い応用せねば立行かぬ訳で御座います」同右豊 ばと心配して居ります。兄の職も昔とは全然替っていますので 何とかして妹と兄と合資でたばこ屋か他に宜い商売を見付けね 「就きましては兄の将来が甚だ心残りに付、越智警部にも相
- 小。 豊岡九二「武田九平発井上鍵之助宛書簡」 豊岡九四「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・七・二 (昭和七・一〇

65

64)

- 豊岡九三「武田九平発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・一一・

三五。

砂 前掲豊岡六資料。大逆事件連座者武田(九)の事故死は新聞
 砂 前掲豊岡六資料。大逆事件連座者武田(九)の事故死は新聞

- 宝寺町三丁目の店に出掛けたるが、其夜が見納め其一言が最後 でまって、「近頃自動車自転車の事故頻繁となれり。明日の日も分座談中『近頃自動車自転車の事故頻繁となれり。明日の日も分座談中『近頃自動車自転車の事故頻繁となれり。明日の日も分座談中『近頃自動車自転車の事故頻繁となれり。明日の日も分を談中『近頃自動車自転車の事故頻繁となれり。明日の日も分をは、これで、一月三○日。
- ・一〇)参照。 豊岡一一二「津田さと発井上鍵之助宛書簡」(昭和七・一二)

となれり」。

次桂太郎内閣による社会主義根絶策としての要素をも持つ極め 日露戦後の思想統制強化の過程で惹起した大逆事件が、第二

塩田庄兵衛・渡辺順三『秘録大逆事件』下巻春秋社、一九五九実を主張していた。「武田九平発今村カ三宛書簡」(日月不明)(指摘されているが、武田(九)は大審院公判当時から自らの無(4757て冤罪性の強い事件であったことは、今日では数多くの文献で)

⑩ 豊岡一六「井上鍵之助発津田豊吉、さと宛書簡」(原稿、昭⑪ 豊岡九「信原幸道老翁寮上詞」、前掲「信原幸道老翁霊祭詞」。年、一九四頁参照。

近代化』未来社、一九六七年、二三一~二三四頁、二四九~二四 有賀喜左衛門「公と私―義理と人情」著作集12『封建遺制と

和八・二・五)。

のに、悲しいことになってしまいました。」『大阪毎日』昭和

『わしもこれで平凡に畳の上で死ねる』とよろこんでいました

大系日本国家史五 近代Ⅱ』七一~七四頁、参照。 五七頁、中村政則・鈴木正幸「近代天皇制国家の確立」前掲『

(2) もちろんそのことは権力の恣意的解釈による思想弾圧をも可能にしたが、基本的に国民の様々な思想的・宗教的立場から超い、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にして、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈の自由を可能にし国、の原則を逸脱しない限りで、様々な解釈のよる思想弾圧をも可能にしたが、基本的に国民の様々な思想的・宗教的立場から超能にしたが、基本的に国民の様々な思想的・宗教的立場から超能にしたが、基本的解釈による思想弾圧をも可能にしたが、基本的に国民の様々な思想的解釈による思想弾圧をも可能にしたが、基本的に国民の様々な思想的解釈による思想弾圧をも可能にしたが、基本の関係の関係を表現した。

後民主改革と教団「統合」の課 題

橋

本

美

Ü 8 K

は

政策は、 に推進されることとなった。 G H Q 政府の国家統治が 連合国軍最高司令官の監督下に 置かれること等を規定した 降伏文書への調印によって、 わが国は、 昭和二十年八月十五日、天皇のいわゆる「終戦の詔勅」が発せられ、次いで九月二日、ポツダム宣言の受諾及び日本 (連合国軍最高司令官総司令部)の指揮下に置かれ、 その 占領政策に従うこととなった。 日本の非軍事化と民主化を柱に、昭和二十一年十一月における新憲法公布を一つの指標として、急速かつ強硬 以後、GHQによる占領

場から、十月四日「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書」(「人権指令」)によって、 とに煽動するととの禁止と信教自由の原則の確立にあった。との方針に従って、GHQが、まず、基本的人権保障の立の 他の弾圧法規と共に「宗教団体法」の撤廃を命じ、次に十二月十五日「国家神道、 の対策を含めて、宗教政策は極めて重要な位置にあり、その基本方針は、そうしたイデオロギーや運動を宗教の名のも GHQが占領政策の基調とした先の二方針の確立にとって、超国家主義的イデオロギーの温床と見られた国家神道へ 監督並びに弘布の廃止に関する件」(「神道指令」)によって、 信教自由の原則を基盤に 超国家主義的・軍国主義 神社神道に対する政府の保証、 「治安維持法

であったかという、より根本的な問いに立つとき、教団設立以来、終始「国民教化」の任を担い、敗戦・戦後改革にあ その意味で、戦後改革が「上からの改革」であったことは事実としても、 示し、それらをどのように受容したのかという側面からの実態的追求は、決して疎かにされてよいとは言えないだろう。 れるものがある。 的思想の根絶と政教分離の徹底を命じたことは周知の通りである。これらによる改革の基調は、 とうしたGHQによる改革が、 民主化の非民主的強行との逆説的矛盾が指摘されてきていること、 の廃止、 しかし、同時に、被占領国民としてのわれわれは占領国軍による戦後改革にどのような現実的対応を 「宗教法人令」の公布・施行に具体化され、 当時の日本国民一般から見れば占領国軍による上からの改革であったこと、 「日本国憲法」の公布・施行へと引き継がれていく。 では、われわれ自身にとって戦後改革とは何 とれらについては、多くの点で首肯せしめら 日本政府による「宗教 それに 5

て認められるというとき、 定の出発点であった。このような意味で、 調査会を設け、翌年から本格的な教制審議を開始するが、 これは現教規の基をなす二十九年教規 生活運動の発足に至って、その大動向が定まったと言われている。また、同内局は、昭和二十三年九月に教制審議準備 態を受けとめ得たのかという点は、各教団の基本的姿勢として、十分に吟味がなされるべきではなかろうか。 ところで、 戦後、 本教教団は、 逆にそとに至るまでの戦後教政が、 昭和二十四年、 戦後教団の出発が、 佐藤一夫内局 昭和二十四年に至って、佐藤内局の諸施策において初め いかに教団動向を定め難い状況にあったかを物語るもの (昭22・12・2~昭25・8・25) における御取次成就信 (昭29・4・1施行) 制

たって上からの「信教自由」の保障を得て今日に至った宗教者自身が、いかに主体的にこれらの改革に対応し、

その事

は、 敗戦直後から新たに教政を担った和泉乙三内局 教監・専掌経験者及び議会正副議長など教内首脳を招集し、 は いずれも短期間のうちに更迭を余儀なくされ、 (昭20・9・11~昭22・5・13)、 とのような事態に極めて危機的な状況を見た 約一週間を費やして教団の現状が抱える問題性の根本 その後の堀尾保治内局 (昭₂₂·5·13 務顧

的把握・解明に努め、その結果をもって佐藤内局を成立させるとととなった。のちに教監邸会議と呼ばれるとの会合で

状況の結果を示すものであっただろうか。それは、どのような意味で「危機的な状況」を呈するものであったのだろうか。 本稿では、教監邸会議の「懇談の要点」第一項に見られる問題把握を中心として、右の課題の追究を試みる。 教監邸会議においてなされた問題把握は、 敗戦からそとに至る敗戦直後の教団におけるどのような現実的問

握したのかという点々への論及を通じて、先の問いに迫っていきたい。 と見られるところから、議員達の行動が何を要求するものであり、それに対して当局、教政者がどのような問題性を把 それについては、教監邸会議開催の動因となった各内局の更迭に、議会議員を中心とする顕著な動きが関わっている

に改め、 なお、 引用した資料中、可能な限り旧漢字は新漢字に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記 適宜句読点を付したとと、また () 内は筆者において補足したととを断っておく。

、教政一新の決議

調の下に、具体的には、今後の布教方途の樹立、罹災教会・教師・信徒への援護等を急務とするとの所信を明らかにし 占領開始直後の昭和二十年九月十一日辞任した。その後を受けて、同日新発足した和泉乙三内局は、⑤ 留 20 10 戦争の終結による新たな局面を迎えるにあたり、当局者の一新が妥当であると判断した白神新 ・10) における管長諭告を受けて、教祖が苦難に向かった姿勢を体して敗戦後の難局を切り拓いていくとの基 一郎内局は、 戦後初の教祖大祭 G H

79

(4760)

80 信教自由の確立を核としたGHQの対日宗教政策によって、年末に至り、「宗教団体法」(以下、「宗団法」と略記)が廃 た。との方針に従い、当局は、 に関する調査審議・事務処理を行う戦災復興委員会を設置(同10・17)した。 また、 これらの 戦後対策とも関連して、 全教各機関職員による戦後布教方途協議会を開催(昭20・10・9)すると共に、戦災復興

てきた管長制度の廃止に他ならないのであり、このことは、最早、単なる「神前奉仕者」、 は施行されていく。ただし、との点は後述するとととなるが、もとより「宗団法」の廃止自体が、明治以来引き継がれ は、従来「管長」(本部教会主管者)と呼び慣わされてきた教団統理者が、 改めて「教主」と位置づけられ、 理する管長とが同一人物であることを基本的には意味していた。このような経過把握の上で、昭和二十一年四月一日に 管者」)と管長とに、 同一人物が就任するとの新たな体制を実現してきたという経過認識に立ったものであった。 従っ@ て、ここに教団が「取次」を元とすると言う 場合、 その体制は、「取次」の 体現者たる本部教会主管者と、 教団を統 なしたのである。 のではなかった。 改正を施したが、基本的には、従来の昭和十六年制定教規(以下、「十六年教規」と略記)の体制に根本的変更を加えるも 三回の委員会、五回の特別委員会開催を経て教規の成案を得、結果として「法人令」を適用する方針を採択した。その 教としてそれを適用するかどうか、その方針を定めることを中心課題のひとつとした。委員会は、約三か月のうちに、 「取次」であり、教団としてはそれを一切の元とすべきであるという内容が、改めて確認され、その後の審議の基本を (昭20・12・28) し、教規の審議に取り掛かった。 教制審査委員会は、宗教法改革への速やかな対処を要求され、殊に、「法人令」が新たに施行されたととろから、本 具体的条項について新教規は、議会等への教信徒の任用、教務所長・議員等の選任手続・方法の変更など、部分的 新たに「宗教法人令」(以下、「法人令」と略記)が公布・施行されると、同日、当局は、教制審査委員会を設置 との内容は、「十六年教規」成立に際して、大教会所神前奉仕者 (「十六年教規」における 「本部教会主 審議にあたっては、当初から、「十六年教規」制定の際の方針、即ち、本教の最も根本となるのは 「本部教会主管者」ではな 改正新教規

あった。 ましてや「管長」でもない新たな教団統理者像の創出が図られねばならない事態が到来したことを意味するもので

との主旨に基づき具体的には、 がそとに現われるような」 議」(以下「決議」と略記)と題する決議を採択した。この「決議」は、 を強化する必要があるというものであった。 との動議を受けて、議会は、® 政教分離といった事態の急転回に出会わされ、にわかに独自の教団方針を生み出し難かったという事情も加わっていた。 機的に活動させて、然も信仰を中心としての全教を一丸とした全教の声がそとに現われるような」ものに、 議会の機能強化を求める動議が提出された。その主旨は、 的方針を示し得なかった理由には、とれまで国家の戦争遂行に教政方針の焦点を合わせてきた教団が、敗戦後の混乱と 済状況の悪化が、それさえ十分になし得ない実情をもたらしていたからである。 本部巡教及び教師講習会を 引き続き実施することで 「教祖立教の御精神」 が現われるととを願うとしていた。 派会(昭21・3・25~27)に示された当局の二十一年度方針は、わずかに、 三百にのぼる戦災教会や、続々と帰還する引揚教師たちの援護対策が差し迫る課題であったことに加えて、敗戦後の経 右のごとく敗戦後の教政当局が、その明確な教政方針を見出し難い状況の中で、新教規に基づく戦後初の議会議員 方、 (昭21・8・27)によってメンバーを新たにした第十四回臨時議会(昭21・10・11~12)において、 戦後布教方途協議会は、先の本部における会合に続いて全国各地域にも開催されていったが、第十三回定期教 教内外の状勢を顧みて、又それ迄の本教議会の本価並びにその機構、 議会を目指して、 次の四点が「決議」の内容として挙げられた。 議会あるいは議員自身の在り方を 自覚的に改めていくとの 決議である。 新教規が制定され、 福嶋議員の述べた趣旨から言えば、 「信心の興隆、 満場一致をもって、 議員が改選されたこの機に、 しかしまた、それ以上に具体的・積極 運営等を顧みて」、議会を「もっと有 国民道義の昻揚」を目指して、 「教政一新に関する決 福嶋輝明議員から 議会の機能 「全教の声 「今日迄の それは

一、議会の機能強化の件---かにして諸方策を検討し、全教が真に一体となって本当の御用ができるようになる、そとまでに議会の機能を強化することに努 議会が、単なる本部の議決機関でなく、其の性格を一変し、全教の輿論代表機関たるべき本質を明ら

を察して、これを教務施策の上に反映させるため、全議員を会員とする議員懇話会を設置すること 議員懇話会設置の件 -議員全体の心と心の融合統一を図り、互いに愛教純正の熱情を以て教政を談じ、 常に教内輿論の動向

議事法の件――徒に形式にとらわれず、自由活発に肚を打ち割って検討できるように、議事法を一新すること

新しい角度から再検討すること

・教規再検討の件――現行の教規も、果たして本教が自由活発に御用のできる教規であるか否かを、 興論代表機関という議会の

活を直接に圧迫する食料難などの状況と相俟って、不安定な世相を形づくる一因でもあった。 くというように、 される運びとなっていた。 の活動の出来る筈はな」く、との現状を憂慮する。との小野発言の背景には、 対する関心」がない現状の表われだからであり、このような状態では、 動議に対する賛成意見を次のような点から述べた。先の議員選挙の際、近畿教区をはじめ全教教師の投票率の低調であ では、こうした議会の一新が求められねばならなかったについては、議員達にいかなる問題意識が存在したのだろうか。 った事は重大な問題である、なぜなら、それは、「議会に関して全教の関心がない」ことを表わし、延いては「教政に 「決議」採択に至る過程で、中心的役割を果たしたと見られる近畿教区選出議員のひとり、小野敏夫は、 年頭から憲法改正への動きが顕著となり、十一月には主権在民・象徴天皇・戦争放棄を謳った新憲法が公布 社会的騒擾の様相をもっても表われた。とうした旧勢力・旧秩序の解体、 あるいは労働者の組合化を促進し、なかには熱を帯びた組合運動が各地で労働争議へと発展してい また、民主的社会への変革は、 制度改革と共に、 「一部の者がどういう活動をしても、ほんとう 旧勢力を排除する戦犯逮捕 戦後社会の民主化の動向が看取される。 民主的社会への転換は、 とのような社会変動の中 公職追放とい

個の無関心を問題とした意見には、 の投票率は民主化達成の重要な目安であると報じられたことに符合していた。そして、議会、 の上に運営されていくことを期待するという、教政民主化への要望がこめられていたことは推察に難くない。 先の小野の発言は、 あたかも同年四月に行われた戦後初の総選挙が、 教政が、当局者及び一部の者のみによってではなく、教師各個の主体的意見の集積 日本国民の民主化成否の試金石であり、 教政動向に対する教師各 そ

えた」というものである。 団が崩れてばらばらになっては金光教として立ち行かん、立ち行くためにはどこからかまとめていかねばならぬ、 その改善に努力したが実らず、 目指してのものであったと言うに留らず、いわば教団の有機的統合の成否に関わる問題意識に根ざしていたととが窺え その内容を略述すれば、 かしまた、 「決議」に至る当時の危機感を、 昭和十九年頃から、 「昭和二十一年、議員として出たが、終戦後の本教の状態は一向によくならず、若し教 小野が次のように述べたところには、 「地方と本部とが水が入っていて、 だんだん相反駁する形」が生まれ それが、 単に民主主義 の実現を

従う必要さえないといった在り方をする教会の態度を是認するものでもない。 あった。そこでの問題の眼は、 ただ「右から左へ移す」に等しくなり、結果、その教政的指示が既に常態を失った教会の実情を無視したものとなって いたこと、さらには、 で小野が問題性を見たのは、 まず、ことで小野は、 逆に勢力を有する教会にあっては、 戦後の危機感を、 殊に戦争末期となるにつれ、 教会実態を無視した当局の教政姿勢に向けられてはいるが、そうとしても教政的指示に 戦時中からの問題意識の継続として捉えている点に留意しておとう。 その指示を軽視する傾向が顕著となっていたことに対してで 国家が「聖戦完遂」を目標に教団に下す指令を、 つまり、 小野の問題意識は、 教政当局は、 「全教が

戦時下におけるこのような教団統合に対する危機意識は、 敗戦後の情勢において、次のような新たな局面を迎えると

GHQの宗教政策によって、 国家が宗教団体の活動に制限を加え、 命令を下すという従来の関係は否定され

強化すべきだと考えるところから、「決議」の構想は固められていったと言うことができよう。 改善要求の焦点は、 家権力からの解放を得た事実と、それに関わる戦後宗教状況からの迫りを受けることとなったのであった。しかしなが 団が結束することを要求する迫りとしても感受されたのである。即ち、 って、「金光教として」という教団自覚を改めて迫るものでもあった。そのととは、 ラインに立った諸宗教団体が、そこからどれほど的確に情勢を把握して活動を開始できるかという教団課題の認識に伴 の解放は、今後、 ものであり、 た。この戦後改革は、 現実には戦災の傷跡からの立ち直りでさえ容易でない教団の実情があり、それへの焦燥感とも相俟って、教政機能 の教政姿勢の刷新を促すためには、議会が、当局と教会とを結ぶ機関としての役割を自覚し、 本教こそがそうあらねばならないとの自覚を促した。それは、 -後、「優れた教えと生きた力をもって居る宗教は存分に其の長所を発揮し得る」との状況認識を促し、同小野の問題意識を発揚せしめる要件を呈示していた。つまり、同一の国家目的・方針の枠内からの各宗教 十分に教会実態を把握し得ない教政当局の姿勢に絞られていくととになった。従って、そのような 宗教団体が主体的に活動し得る自由を得たという点で、 信教自由への転換により、 教団統合に関わる教政機能改善への要望は、 小野にとって少なからぬ期待を抱かせる 教団当局の教政方針のもとで、 その意味でのスタート 当局への働きかけを 玉

行動に移行するひとつの契機として、社会全体が旧体制を崩壊させていった改革の時代の世相があったことは否定でき しての民主化の教団的実現のみを目指してのものではなかったととは明らかであろう。 以上述べてきたところから、 その意味では、 教政運営が 以上に述べてきたような教団の危機を、まずは議会が、 「一部のもの」によってではなく教師各個の意志の発揚とその反映として実現され、 議員達が「決議」の動議提出に至った問題意識は、 教内の「輿論代表機関」としての実質を 小野の認識による限り、 しかし、 「決議」という具体的 単 そのこと に世相と

あるとしなければならない。そして、「決議」の内容自体は、 によって教団の有機的統合を果たしていこうとしたこの構想が、社会的な民主化潮流に無関係でなかったことも事実で 直接には議会の改善を掲げたものに違いないが、 議員達

質問事項からなる次のような「質問書」を当局に提出した。 「決議」が採択された臨時議会から約二か月後の十二月十七日、議員達は、 「議会議員一同」の名により、 四項目の

の問題意識は、次いで、当局とその施政へも向けられることとなる。

小林鎮の機務顧問任命について、かねて病身であった同人が、任命された当日死去したことから察すれば、 た者を機務顧問に推挙したと判断されるが、その推薦を行った教監の見解を問う 既に危篤状態にあ

古川隼人の昇級について、同人は、教師復職後規定の月日を経ずに昇級したが、それに対する教監の判断の根拠を問う

三、林保太死去に際し、本部からの弔慰がなされなかった理由を問う

かるべき教主の威徳を汚損することな(き)やの虞れある態度と言うべく、叙上の各項に関し、本部当局は、教主に対し全教に対 以上四件を通じて之を観る時、現本部当局の態度は、中央に至りて御用を奉ずる者は其の功を特に重視し、地方に在りて布教の一 し如何なる責任を負わるるものなりや。 線に立つ者の功は之を軽視するやの嫌いあり、かくの如きは教主の身辺に特権階級の存在するを疑わしめ、 教師特別講習会開催の折、 未帰還の井上静太郎を受講者に選定し、通知を送付した事情を問う(以上、要旨) 至公至平全教にあまね

教規第百四十七条の規定により質問す。冀くば、文書を以て御回答相成りたし。

とれに対し、

への功績を認めるところからであるとの立場を明らかにした。また、曰、四に対しては全面的に当局の過失を認め、 (二)は、 先年のいわゆる金光家血脈裁判において、教職を辞してまで訴訟にあたった古川隼人の働きに、

機務顧問就任の内諾を得ていたにもかかわらず、任命を待たずに同人が危篤に陥り、内諾を得ていた筋から急遽任命を

教監は、十二月二十四日、文書で「回答」を示し、質問の各項について、日は、小林鎮の病状良好の折、

後して十二月二十日、和泉教監は、教務上不行き届きがあった、その責を負うとして、辞表を提出するに至った。
『『のででありたる』ととを「教主に対し教内一般に対し其の責任を痛感する」と、その意を表わした。そして、「回答」に前 議会が指摘する四点において、結果的には教主の身辺に「あり得べからざる特権階級云々の如き誤解をさえ招く

いと述べながらも、協議を終えた一月三十日、当局に対し、「回答」の円、口項目については承服し難いとの意向を明® (協議が重ねられた (昭22・1・12~14、同1・20、22)との経過中、 計量側に ご記者 ご用いてまれにいました。 らかにし、最終的に、この点において、事実上、現当局の姿勢を認めないとの意志を示した。ここで、焦点となる⑴、 し、その点を、あくまで容認しない姿勢をとったのである。 七十条)に古川が該当するとした判断に、 従来、管長制度下で伝統化されてきた権威主義的観点が持ち込まれていると ある小林を機務顧問任命に至らせる判断、また、昇級に関する特例、つまり 「教績殊に顕著なる者」 (二十一年教規第二百 枢で活躍してきた両人の教績に対する評価において意見を異にするものであった。「回答」に表わされた、危篤状態に 口項目に関して「回答」を承服できないとする議員達の立場は、小林、古川への教監の措置について、これまで教団中 これにより、教主の諮問を受けて開会された機務顧問会では、 「質問書」提出の意図を確かめるため議員達が招集さ

いとの心情も働いていたとはいえ、 そとには、「質問書」が、「決議」に表明した議会の一新を進める具体的第一歩であったととから、容易に妥協し得な 議員側は、とのような当局の人事姿勢の改善を求めて、先述のように現当局との対立も厭わない態度を示すに至った。 「輿論代表機関」として、教政の改善、刷新を自らが担い、果たさねばならないと

する自覚の高まりを窺うととができる。

題意識の醸成を促すものとなったのだろうか。 より根本的な問題を看取せしめられることとなったのである。では、議員達の動向は、 議員側の当局への一連の迫りによって、当局者達はそこに、単なる個別施策への批判というに留まらない、 当局者にとって、どのような問

せるにあたっては、議会による「質問書」の処置、即ち、その撤回についての議員側の同意を得ることを不可欠の条件 議員側代表者を招集し、改めて「質問書」撤回の意志表示を議員側に要請した。つまり、機務顧問会は、同会の教主へ の「答申」によって、既に当局辞任の要なしとの判断を示したことになるとはいえ、そこから改めて当局留任を実現さ 二月二日に、教主から当局に、辞任願却下の旨と、いわゆる「全教一新全教一家の思召し」が伝えられると、二月六日、 が指摘した問題性は辞任に値するものではないとの立場を示したことを意味するものであった。次いで機務顧問会は、 ととなる。この答申は、結果的には、機務顧問会が、和泉内局辞任問題について、その原因となった議員の「質問書 た髙橋正雄との懇談を経て、その方針は変更され、昭和二十二年二月一日、辞任願却下という結論を教主に答申すると一旦、辞任願を受理するとの判断の下に後任教監の人選に取り掛かることとなった。ところが、後任者に推挙を予定し 和泉内局の辞任願提出の事態を受けて、機務顧問会は、 議員、当局者と懇談を行ったが、当局の辞任の意志は固く、

での懇談内容が、その判断の根拠を示唆するものと推定される。 を始めた同会が、その候補者、高橋正雄との懇談以降、一転して辞任願却下の結論に立ち至った経緯からすると、そと うな判断があったのだろうか。この点について、その判断内容を直接示す資料はない。しかし、一旦、後任教監の人選 それでは、 まず、機務顧問会が、当局の辞任問題にあたって辞任願却下の結論に立ち至るについては、そとにどのよ

と見做したのである。

87 とではないとの考えを示していた。この高橋の意見は、当局辞任に至る事態に対し、後任教監の交渉を受けた高橋は、和泉内局が辞任を願い出ている現状の問題性は、 和泉内局が辞任を願い出ている現状の問題性は、 単に議員の「質問書」提出から教 教監たる人を代えて解決すべきこ

のである。

よって問題解決を図ろうとすることは問題の矮小化であるとの判断がなされ、 況であると述べられている。換言すれば、前年四月に施行された新教規によって改められた「教主」による教団統理® 況が存在することを指摘するものである。 監の「辞任願」提出に至る経緯の是非に言及するものではなく、当局が敢えて留任しても克服されねばならない問題状 のような現状の問題に対して、その関係阻害の状況そのものを問題とし、状況の打開が図られない限り、教監の更迭に 下で、教主と教主を補佐しつつ教務を総理する教監及び教務機関との関係阻害の状況を示すものであった。そして、こ その問題とは、 「金光様を頂く事」の「教務上のスイッチが切れてい 当局が留任して事に当ることが願われた 、る」状 0

った。 と危機感が反映されていたのである。こうした経過の中で、 なければならなかったところには、 体制の更新を企図するものであったことは既に述べたところである。つまり、 てきた教団統理者を、 ける教主統理体制とは、 に、新教規によって新たに位置づけられた「教主」による教団統理体制の、運営上の責任問題でもあった。 とは、議員達の問題意識が、延いては教主統理の内容にまで及びかねない危険性を有していることを窺わせるものであ となった。 する疑義の指摘を通じて、 級云々の如き誤解をさえ招くに至りたる」ことにつき責任を痛感すると述べ、「質問書」が、 教政を担当する和泉内局にとって、それは、 「質問書」への回答を迫られた和泉内局は、 教団統理者である教主について、その周辺に特権階級の存在を看取するかのような内容がそこに記されたこ 「教主」と位置づけることによって、 原則的には「十六年教規」の体制に基づくものであったが、 「教主の身辺に特権階級の存在するを疑わしめ」ると記したところに重大な問題を見ること 敗戦後の宗教法改革及び諸改革による民主化を受容する上での、 「教主を補佐し教務を総理」するところの教監の責任であると同時 前述したように、 「宗団法」廃止以後の新たな時代の要件に対面しての教団 議員達の「質問書」提出は、当局者にとって、 「道の建前として到底あり得べからざる特権階 新たに 「教主」という位置づけがなされ 「管長」(本部教会主管者)と称し 連の当局人事措置に対 教政者の問 その危機感 新教規にお

泉内局が、教制審議にあたって認識せしめられてきていた問題性とはどのようなものであったのかに言及しておきたい。 内容により、さらに深められた危機感の内実を、より的確に把握するため、遡って、敗戦後の情勢の中で、発足当初の和 をさらに深めざるを得ない逼迫した問題状況を改めて提示するとととなったのであった。そこで、議員の「質問書」の 敗戦後、GHQの宗教政策により、信教自由、政教分離の原則に則って昭和二十年十二月に「宗団法」は廃止され、

が歴史をもって以来初めて遭遇し、経験せしめられる新たな事態であった。二十一年一月に審議を開始した教制審査委 独立と自由を法的に得た。このような形での独立と自由の獲得とは、単に宗団法下からの解放と言うに留まらず、本教 これによって、各宗教教団は、 審議開始にあたり、との事態を捉えて次のような懇談が行われている。 信仰に基づく表現、集団の組織化、 儀式の執行など、宗教行為に関する国家権力からの

って行った。ああいう気分になって(教制審議を)やるべきではないか。 △佐藤一夫委員〉 宗団法が廃止され信者は自由になった。教祖帰幽後は教規なしにやっていた。佐藤宿老等三氏が協議しながらや

が、それが今度はない。成立に条件がない。 〈大淵干仭委員〉 佐藤(一夫)委員の言われる様な面もあるが、あの時にも考えなかった面がある。あの時は認可が根本であった 〈高橋正雄委員〉同感である。本教の元を考え、委員会の御用がどと迄の御用であるか考えて行きたい。

の関係がない。今迄は、宗団法で認可を必要としたが、今度はそんなものの拘束力がなくなった。その点と両面を考えねばならぬ。 時にさかのぼって居る。 〈大淵〉しかし、あの当時より事情が異なって居る。何等の制約なしに新規蒔きなおしにやって行かねばならぬ。国家とか法とか 〈高橋〉当時、制度の上では何もなかった処から次々に作っていった。 教祖の御広前で道が自然はっきりしてきた。実情はあの当

状態に回帰するだけでは済まされない要件が更に考慮されねばならないとの意見を主張したが、そこでは必ずしも信教 日までの教団を維持してきた本教が、「認可」の不要になった現在の新たな事態に処していくには、 等しい姿勢を基調として審議に臨めばよいとの考えを述べた。それに対し、大淵は、国家の「認可」を得て成立し、 現実的認識が示されていよう。佐藤、高橋は、 右は、本教史上において初めて国家の制約が解消した事態に出会わしめられる経験の中で、ここからの新たな教団体制 を模索するについての基本態度を探ろうとした会話の一節であるが、ことには、 教祖帰幽後の教団組織化当初の心境に立ち帰って、 信教自由という事態に対する本教者の 教団草創をなすにも 単に教祖帰幽

自由の保障が無条件に歓迎されている訳ではない。

教団の統理機能の問題が見据えられていたのである。大淵の示唆する従来の「認可」の時代とは、具体的には、 すなわち、その困難性とは「どんな方法をとっても逃げるものを止めることは出来ない」時代の到来であり、そこでは、 その事態は、 国家による宗教統制を可能としてきた。殊に「宗団法」では、宗教団体に対する監督が強化され、その制約の中で宗教「宗団法」、またそれ以前の宗教法は、国家が、宗教団体の設立、取り消し等の権限を独占するという認可制を採り、 る管長制度の時代であった。 在できなかった。それが、今日に至って、 団体は、その設立の際、教団規則の制定、 大淵の主張の内容を 明らかにするために、 まず、 大淵にとっては、皮肉にも「何等の制約なしにやって行かねばならぬ」困難な時代と映っていたのである。 初めて何の制限もなく宗教本来の活動をなし得る時代を迎えたのであったが、 教団統理者(管長)の就任等につき、 ことに言われる「認可」の内容について考えておきたい。 国家の認可を受けなければ合法的に存 従来の

に公的に存在を保障されるという意義を有するものでもあり、そのことで一定の社会的地位をも得てきていたという事 する絶対的権力の下では、 こうした認可制ないしは管長制度廃止の現実的意味が、改めて教制審議に際して問題となる理由は、 「認可」されることで初めて存在を許される制約的側面とともに、 「認可」 されることで逆

くかとの課題を委員会に提起したのである。そして、この点は、審議の中に次のように反映されていく。 ことから、 のような事態への認識に基づき、大淵は、管長制度廃止の事態への再認識を迫ると共に、国家権力からの分離に際して、 社会情勢は、各教会、教師を個的存在として分立化させる可能性を生み、そこに懸念を生じさせるものでもあった。 が意味を失ったことへの認識を迫る事態であった。しかも、一方で、主権在民を基本とする民主主義思想が流布される 定し、そのための「宗団法」廃止は、具体的には管長制度廃止を通じて、 実にあった。その時点では、国家の認可を受けた管長および国法に根拠をもつ管長の教団統理の権限は、 づけられているという意味で、信仰以前に絶対的であり得た。ところが、戦後民主主義改革は、 教団自体による管長(教団統理者)の教団統理機能がいかなる在り方をもって 教団統合を 成り立たしめてい 教団統理機能の背後にあった揺るぎない権威 絶対的な国家権力を否 国家権力に裏

しての「教主」であるとの位置づけがなされるに至ったのである。 教団結合の要としての教団の統理者そのものの信仰的意義をより明確にするべく、 識から、 を原則とすることを改めて確認した。その確認は、大淵発言の促す従来の管長制度における国家的権威の所在への再認 「宗教」としての営みをなさねばならないとの思いを新たにせしめるものでもあったのである。 既に述べたように、 それを離れた教団としての独自性創出が要請される中で、 ここからは、 委員会では、 「十六年教規」の、 本部教会主管者と管長(教団統理者)とを同一人物とした体制 教団がまさに信仰とそを基盤とする 「教祖の取次の業を伝承する者」と との確認から、

(又は教派・宗派)=〈包括法人〉 国家的権威・権力からの分離という状況の変化に、 「法人令」の次の 規定を重要な 根拠とした。「法人令」は、 むしろ逆行するとも言い得る判断も伏在していたのである。 その適用によって 宗教法人を設立した教団

しかし、一方で同委員会が「法人令」の適用を結論とした理由から見るとき、教団統理者を「教主」と位置づけた経

の行為をする場合、所属教団の主管者(教団統理者)の承認を要するとして、包括法人の主管者に、対外的には教団の代 に所属する宗教法人を設立した教会(又は寺院)=〈被包括法人〉 が、 規則変更等 (4772)

92 とされた事情が示されている。そして、との要件を充たすととで、おける「法人令」適用の決定要因となったととには、教団統理の癖 教団運営上では教団統理権の実体としての「承認権」を設定していたのである。つまり、 教団統理の権限に、 従来管長制度下での管長の教団統理権が法的基盤を 可能な限り法的根拠を持たしめることが要件 この点が同委員会に

的・思想的に進められようとする戦後の時代にあって、ここからの教団統合への教政者の危機意識が窺い得るのである。 有したことに対応せしめ、 して、教主補佐の任に応え得ないとの判断から辞意を表明したのであった。 ねない結果となった事の重大性を認めると共に、 運営を現実に担った和泉内局にとって、 の独自性が志向されつつ、なお、教団統理権を国法に準拠させようと努めねばならなかったところには、 による教団統理体制創出の過程に、このような危機感を伴う課題が存在したととは、 和泉内局は、 教主の統理権に法的基盤を確保しようとしたものであったと言ってよい。 「質問書」が教主の身辺に問題を投げかけ、 その可否が重要課題として課せられていたということを意味していた。 かねて教監自身が病身を抱えて、その任にあたっていた事情をも勘案 延いては、その統理機能をも問題化せしめか その体制に基づく教団 それだけに、 民主化が制度 とうし

議員の指摘する られる通り、 側との争点となった小林、 止めをかけることを期待するものであると共に、 ととしたものと考えられる。 のような機務顧問会の意向を受けたところから、 以上のような問題認識からして、教主から辞任願却下が伝えられた後も、 その両件に関する限り、 「栄職人事」ではないとの信念があった。 古川の人事措置に対する議員側の批判は、 その条件とは、 自らの措置は少なくとも、 和泉内局が継続して教政を担うについて、まず議員達自身がその 議員側による「質問書」の取り下げを条件として、留任に踏み切ると 質問事項そのものの撤回要求でもあった。 従って、議員による「質問書」 その動機と判断において正当な根拠をもつものであり、 和泉教監にとっては心外なことであり、 当局は即座には留任を決しかねたが、 撤回とは、 前章で述べたように、 結果的には教監自 動向に 注図に見 先述

身のその立場を正当化するものともなるのであった。

任実現に向けての「質問書」撤回に応じざるを得ないと判断したのである。そして、とうした事態の転換が、議員常機務顧問による重ねての要請の中で、議員側代表者は、内局留任は教主による裁定であると受け止めるととろから、の非を認めるととを結果するものであり、機務顧問会を通してのその要請に、安易に従う訳にはいかなかった。しゃの非を認めるととを結果するものであり、機務顧問会を通してのその要請に、安易に従う訳にはいかなかった。しゃ ところが、このことは逆に議員側にとっては、「質問書」を提出した行動とそこに込めた要望が否認され、 議員達の

間に葛藤を生じさせることとなっていく。

かという問いを浮上させるものでもあった。 責務と自認してきた議員達に、 しめるものであった。そして、との葛藤は、教政当局施政に権威主義的体質を見出し、その改善を、議会自身の新たな® してのみならず、教主にまで及ばざるを得ず、ひいては、教主裁定に異議を唱えることになりかねないとの懸念を持た ってなされたという事実が問題とならざるを得なかった。 正当性を守るためにも、 った。ところが、それについては、先に議員代表者が撤回を承諾した事情、つまり、8 その意義を拡大し機能を強化していこうとする議会自体が、こうした自らの歩みを矛盾に曝すことをも意味したのであ 「輿論代表機関」の自覚を新たにした議会の教政一新への情念を否定するにも等しい行為でもあった。つまり、 議員達の「質問書」撤回への合意は、自らの当局批判の取り下げであったが、それは、さらには、「決議」によって かくて、一旦は撤回に応じながらも、改めてその意味する問題を捉え直した議員達は、 和泉内局留任を認めるとの機務顧問会による判断とその根拠を、改めて問題とせざるを得なか 教主裁定に表わされる最高決定権、 それは、 及びその意志を、どのように理解し、位置づけるの 議員達のなそうとする問題追求が、 和泉内局留任の決裁が、 「決議」の意志を貫きその 機務顧問会に対 教主によ 教政上、

93 て、改めて小林鎮への当局措置は教規に反するとの立場から再度、 新を目指す議会の立場を固守しようとした議員達は、 和泉内局の留任以降、 議会内部では、そとからの行動方針をめぐって、議論が紛糾したが、 第十五回定期議会(昭22・3・ 当局に対して質問を行うことを強行採決した。 26 28 前日の議員懇話会におい その中で、 そこ

94 であったとの解釈が施されていた。こうした方策は、教主裁定の内容としての機務顧問会の見解に対する追求や、自らには、先の「質問書」撤回は、議員側が非を認めて質問を取り下げたのではなく、単に「質問権を保留する」との意味

らざるを得ず、議員懇話会では、意志統一が充分なされない状況のまま、議会を迎えることとなった。 意を、あえて翻す事にも相当する再質問は、議員相互においてさえ、なお教主裁定への異議申し立てに等しいものと映 するところから捻出されたものではあった。しかし、内局留任の教主決裁を遵守するについての「質問書」撤回への合 「質問書」を撤回した事実については回避しつつ、当局の教政責任の追求を行い、議会の立場を貫き責任を果たそうと

和泉内局留任後、 初の、第十五回定期議会は、そうした議員達の思惑を孕んで開会され、当局は、昭和二十二年度を

れる社会世相に安易に迎合し、教主統理権に抵触する行為に及んだととに対する問題意識に基づくものであった。加え意志を固と、三月二十八日、謙会の閉会と同時に、その意を表明するとととなった。その辞任は、議員達が、民主化さ の傾向として窺えた民主的考え方をより重視する意志を明らかにし、教主統理体制への対抗と言い得る向きに歩みを進 念され得る最大の重大局面への展開を意味するものであった。当局者にとって、「質問書」提出以来、その基調に懸念 員総辞職の意向が固められていく契機となったが、それ以上に、当局においては、唐突な議員側の翻意であると共に懸 めたととを意味するものと見做されたのである。こうした事態を受けて、この議会の会期中に、 挟む行動として現実化したものと受けとめられねばならなかった。議会の教政一新への動向が、信仰的基盤よりも、そ を抱かされてきた議員達の動向は、最早、単に教政責任の明確化を迫るものとしてのみならず、教主統理権にも疑義を との議場において、先の計画に従った再質問が、一部議員達によって実行された。との事態は、議会内部において議 その意を表明するとととなった。その辞任は、 和泉教監は再び辞任の

橋が見た問題性とは、 性に逢着することともなったと言えよう。そうとして、議員達の「質問書」提出の事態とその内実に、 教政機能の見直しと改善を求める性急な動きが、結果的に、 同時に議員も総辞職をせざるを得なかった経過が示すように、必ずしも全体で明確な教主統理体制への問題意識があっ 議員達が民主化世相に迎合したととを問題の原因として位置づけた。しかし、議会全体の総意としては、 政一新を掲げて当局の教政責任の追求を緩めなかったととによって、さらに現実的様相を帯び、それゆえに和泉内局は、 に けでもない。むしろ、教主統理の現体制も、 てのことではなく、 泉内局辞任に至る以上のような経過の中で、「質問書」が提出されたととによって、 議員達とその動向に対する心情的な反感を残し、その対立意識は、 「教主」による教団統理機能に波紋を投げかける教団現状の問題性を見たのであった。 また、 どとにその原因が求められるものであったのだろうか。 民主主義思潮に触発されたとはいえ、民主的教政の実現が具体的に構想され、 民主主義理念も、またその関連も十分な認識がなされないまま開始された、 教主「統理」の内実をいかに位置づけ得るのかという問題 後の教政展開の阻害要因ともなっていった。 当局及び機務顧問会は、 その問題は、 機務顧問及び高 当局の辞任と 目指されたわ 議員達が、教 そと

て、

教監邸会議

半数以上を議員に委嘱するなど、いわば議会議員との協調姿勢を示し、教政上の摩擦を避けようとした。議員中村他家次郎に専掌就任を求め、また、前内局の企画による教規研究会の設置(昭22・7・28)にあり 前内局辞任の経緯に生じた議会との緊張関係をも引き受けねばならなかった。 堀尾保治を首班とした新内局が発足した。 機務顧問会は後任教監の選出に苦慮したが、昭和二十二年五月十三日、 掘尾内局は、 前内局の教政方針・方途の実施を担うべく発足したが、 との件について教監は、 和泉内局の専掌であった 28) にあたって全委員の 組局に際して前 同時に

当局が採ろうとした議員との協調策は、 留されていたが、 員伊藤稲太の の機能強化の方向が教主による統理の意味をいかに位置づけるのかとの問題に対し、依然、 過の中で、 の方針を改めて確認することとなった。 当初の方針を再認識しようとするものであった。 議員総辞職に伴う議員選挙を経て再編成された議会では、七月七日からの第十六回臨時議会において、 「本教議会のあり方について」と題する請願書を受理し、 なお、 一部議員の間では、その点を克服していく観点も模索されつつあった。 教規研究会の委員構成に当初から疑問を持つ向きもあったように、 それは、総辞職という形で、挫折とも言える結果を余儀なくした議会の活動経 この時点においては、

先に議員達が認識させられた、 前年の「決議」に示した議会の一 明確な展望を開き得ず、 とうした動静の中で、 逆に、 前議

力な内局」の成立を望まざるを得ない現状にはどのような問題性が存在したのだろうか。 かないことから、「(教監を) 拝辞して、強力な内局を作らるる事を望」むと、 られないというように、 堀尾内局は、 発足当初から課長人事が整わず、さらに八月末には総務部長が辞意を明らかにし、 人事面でも不安定な状況を抱えていた。 堀尾教監は、 辞意を洩らすに至るが、 結局、こうした現状に打開の見通しがつ それでは その後任が得 一強

0

動向に、

当局としての明確な立場が示せないととを露呈するものとならざるを得なかった。

教主による教団統理を補佐する教監の、 本部教会について、 に限界を感じさせる根本的原因となっているとの判断を示した。その具体的状況は、 る人の問題のみではないと述べ、 辞任事情につき、教監との懇談に臨んだ高橋正雄は、自らの力量を問題とする教監に対し、 旧来の特別な関係意識を有する金光家関係者の発言によって、 当局が困難を感じている本部教会との関係を指摘して、この関係のもつ問 職責が全うし難いということであったが、 さらに、 本部教会教務局長たる教監の、 高橋の言から窺える限りで言えば、 そこには次のような制度上 現状の問題性 題性が当局 は

の問

|題が原因としてあっ

教規上、

教監の職責が、

教主を補佐し教務を総理すると定められたところからは、

教内の教会全ては教監による教務

(4777)

仕者 在したのであるが、この点は後述する。 とこに至って生じたことではなく、そこには、 いたのである。ただし、 事情によって、 になっていた。基本的にこうした制度的枠組の中で、本部教会に対し、教務を総理する教監の位置が明らかにできない 教団統理者 (教主)・本部教会長の二者が存在するため生じざるを得ない矛盾であったが、 制度上、本部教会長 (神前奉 二百七条)との意義を有し、なお本部教会長は教主であった(同第五条)。これは、 作用の下にある。従って、 教政作用に従う一教会であったが、 が教主であり、本教信仰の中心との意義をもつ本部教会に、 いきおい本部教会内における「特権的」とも言うべき立場を容認せざるを得ない、 制度面のこの問題は、 本部教会も(現在のように金光教の本部広前ではなく、金光教団に包括される一教会として)教監 同時にまた、本部教会は「一教依立の本拠、本教信仰の中心」(「二十一年教規」第 現行教規が「十六年教規」の体制を原則的に踏襲したことから言えば、 戦後状況に伴って、改めて制度上の不備として問題が浮上する原因が存 教監が教政上の指示を出さねばならないということ 「法人令」を 全面的に適用する限り 制度的隘路が生じて 0

課題が克服されねばならないのかを改めて提起するものであった。 現実的に当面した事態であり、その意味では、 陥を露呈するものでもあった。このことは、 阻害される状態に陥ったことは、 の不十分さを露呈したことにも通じて、戦後の教制審議過程において討究された「教主」 とうした制度上の問題に制約されつつ、慣習的に本部教会内の「特権階級」を黙認し、よって教監による教政機能 即ち、教主の統理機能が十全に働きを顕わせないととを意味し、 和泉内局以来の議会の動向が、 「教主統理」の意義とその制度化をめぐって、その確立にはどのような 「教主統理」の意義についての認識や展望 統理体制が、 との点で教制上の欠 その運用過程で

るところから、 出た。 とのような現状把握に立たされた堀尾内局は、昭和二十二年九月七日、 その辞任は、 適切なメンバーによる協議会開催への運びをつける以外に進路はないとの判断に基づくものであった。 敗戦以降の当局教政不振の根源を明らかにし、 ことからの進むべき方向の根本的見定めを切望す 就任から四か月に満たずして辞任を願

とろを次のように記している。

題性と今後の指針を、協議内容に基づき、 当局の辞任願提出後、こうした意向を受けて、十月八日から開会されたいわゆる教監邸会議は、 「懇談の要点」としてまとめた。その第一項は、 問題の根源と見なされると 教団現状の抱える問

なって居たところから発して居るのであって、この過去の過誤と陋習とを根本から改め、立教の御建前に基づき、教主様の御取 今日の本教内外の行き詰まりを来たせる原因は、各自の信心透徹せず、加うるに多年の内外事情により本教の中心が多元的に

が金光家邦その人であったことにあるとはいえ、個人的問題とされるより、むしろ本部教会神前奉仕と管長、またはそ にある機関、 前奉仕者金光摂胤を教団の中心生命的存在として崇敬してきた、その信仰感情が、相対的に管長を神前奉仕よりは劣位 とによって、 教庁が筋の通った動きをせず、全教が教監以下の動きに心服しない」と問題状況の原因が挙げられた。もとより、こう® ではなかった。枝葉ならとも角、中心が多元的となると種々な問題が生ずるのはやむを得ない。しかも教内が多元的で いる。そしてこの点は、 これによれば、原因の依って来たるところは、信心不振と共に「本教の中心が多元的になっていた」点であるとされて した状況認識が生まれる背景には、「国家の圧力」と捉えられた戦時下での「管長制度」の実態とその問題性があった。 あったのみならず、(戦前においては)教外から国家の圧力が強く加わって、その為に三元の働き(本部教庁、本部教会、金 既述のように、「十六年教規」は、本部教会神前奉仕者と教団統理者たる管長とに同一人物が就任するよう定めるこ が本教の内部に動いた」ととが混乱を来たすもとになったとの具体的指摘もなされ、さらには、「中心となる本部 次を全面に頂いて更始一新をはかり、全教一家の実をあげ、以て国家新建設、 新たな教団体制を成立させた。ところが、殊に昭和九・十年事件を経ての、 機能と解釈させることに働き、管長を神前奉仕から分断させてきた。その一因は、 「一言にして言えば、従来、本教は多元的であったと言われるが、教祖の神の御広前は多元的 世界平和促進の御用に立たせて頂くこと。 当時の教内大勢の実態は、 昭和十六年までの管長

たのである。

二元的教団認識とも言うべき考え方を定着せしめてきたのである。 本部教会)神前奉仕は、「本教至高の聖務」であり「他の侵犯を許さざるもの」との 意義が明示されたように、れらの職能の相対的関係において捉えるととに力が注がれてきた。 昭和十年に改められた規則にも、大教会所 おける絶対至高の意義を有する大教会所神前奉仕と他方の管長について、信仰的意義から優劣の区別をもって捉える、 (のちの

きは、国家方針に 教団を動員していく、 統制的な性格のものとして 現出せざるを得なかった。とうした制約は、「十あるとはいえ、国家権力を背景として教団統理を担う存在であるとの事実はまぬがれず、との管長による教団統理の働 らしむべく之(教団)を運営するを以て使命とす」べき立場にあり、 信仰的意義において 本部教会神前奉仕者と一体で 認識是正の困難性に拍車をかけた。即ち、「宗団法」の採用した管長制度下では、管長は、 ともに生き国家とともに歩む宗教団体」たらしめるべく、国家による監督強化を意図し、そのもつ枠組は、二元的教団ともに生き国家とともに歩む宗教団体」たらしめるべく、国家による監督のでき なく、二元的認識を残存させるに十分な素地ともなったのである。 六年教規」の一元的体制により新たにされるはずの教団統理、及び統理者(管長)の 意義の 明確化を阻害したばかりで 国家が、本格的に戦時体制を整備していこうとする情勢の中で制定した「宗団法」は、 「真に国家的存在の意義あ 宗教団体を「国家と

し得ない事情を反映するものであり、 教会が教監の教政作用を超越した存在として認識されるのも、 度、及びその運用の実態とが、結果的に神前奉仕の働きと管長による教団統理機能を二分し、 な発端とする教内の趨勢が本部教会神前奉仕に信仰的情念を傾けてきたこと、 以上のような歴史認識に立つ時、 統理機能を運用上補佐して教務を総理する教監、 先の「十六年教規」以来の制度的欠陥を根底にもちつつ、 そとに金光家関係者の特権的存在を容認する意識的地盤が形成される根源があっ 及び本部教庁とを分断せしめてきたと言える。 神前奉仕と、管長及びその統理機能との一体的認識がな それに加えて、 本教信仰の中心たる本部 宗団法下における管長制 昭和九・十年事件を顕著 従って、

(4780)

仰の中心生命として揺るぎない存在であっても、教団統理者たる、統理機能の根源たる「教主」への認識が欠落してい たことに他ならなかった。そのことが、信仰的存在たる「教主」と、その「統理機能」の具体的実現である教監以下の 至ったが、その問題性の根本的原因は、従来の二元的認識の残存する中で、本部教会神前奉仕者としての「教主」は信 部教会長(主管者)の二者を規定することとなった。 こうした 結論に至った事情は、「法人令」適用に関わって二章で ここからどのような在り方で教団統合に働かせ得るかという、危機感を伴う問題をも提起した事態だったのである。 に障害が除去された歓迎すべき事態としてのみ捉えられたのではなく、従来、管長制度に依っていた教団統理機能を: 述べたように、戦後状況に対する新たな判断が必要とされたからである。つまり、「宗団法」、管長制度の廃止は、単 が、結果として「二十一年教規」は、「法人令」を適用したことから、条文上、従来の体制に類似した、「教主」・本 物により一元化しつつなお、体制上二者が存在した問題につき、改めて制度的改善を加えることが検討された。ところ 教制審査委員会では、とれを受けて、先述の制度的問題、即ち「十六年教規」が管長・本部教会主管者の二者を同一人 との危機感が存在した中で、議員による「質問書」は、教主統理の内実にさえ疑義を投げかけかねない内容を記すに この事態に打開の途が開けたのは、 敗戦、占領の中で「宗団法」および管長制度が廃されるに至ってからであった。

教政機能とを分断させて了解する現状を生んだのである。 に批判の 元的教団体制下における当局としての立場と意義を確立していると言い難い実情にあることを意味していたのである。 教主の統理機能を補佐する当局自体の在り方を問題化するものでもあった。戦後の民主的考え方が権威的存在 議員達が「質問書」を通じていわゆる「特権階級」への問題意識を示し、それを当局施政の在り方に指 眼を向けさせたことは、 堀尾内局に至って、 本部教会についての金光家関係者の特異な在り方を許容する教監の教政姿勢を容認しないとの観点を生 議員達に限った状況ではなく、そのことは、本部教会が信仰的に至高の存在として信 当局の教政姿勢に対する不信感に発展するが、 との問題は、 当局自体の在り方が、

取次」であること、 そのことゆえに「三元の働き」は 教監の「調整作用に基づく」べきこと (注@「懇談の要点」第五項 局の立場と意義が「教主」に顕わされる神前奉仕の信仰的働きを基盤とするものであること、 迫りは、 とのような敗戦後の教団状況は、統理機能による教団統合の可否を賭けて改めて二元的教団認識の是正を迫り、 先述の、 従来の体制に類似した、 「教主」・本部教会長が二元的に存在するとの問題点を確認せしめつつ、 即ち「教主に直属するお その

が、 し得るかという課題への解答を求める胎動を繰り広げるものであったということができよう。 議会対当局、 とを表わすものとも言うことができる。戦後、 理機能が最早効力を失った事態の中で、信仰的存在たる「教主」の統理機能を補佐して教務を総理する教監 点では、それは、 参照)の明確化を要請するものであった。 ところで、 「教主」統理の内実をいかに実体化し得るか、換言すれば、 議会対機務顧問会、本部教会対本部教庁等々、 「懇談の要点」が、敗戦後の教団の問題の根源を、基本的には従来の多元的在り方に見出しているという 敗戦後の教団が、一元体制の確立に再度取り組み、ここからその内実が求められねばならなかったと 和泉内局、 堀尾内局を経て、教監邸会議に至る本教教政上の動乱過程は、 様々な対抗的要因を示しながらも、 「教主」統理体制下にいかなる独自の教政原理を創出 従来の管長権による統 の教政

制度的解決としては以後の課題として残されることとなったのである。 ゆしかしながら、「教主」と「本部教会長」(神前奉仕者) とが二元的である「二十一年教規」体制の是正という 課題は、

わりに

お

布教活動の面でも、 敗戦 宗教に対する国家権力の介入禁止が信教自由の確立の内容として明らかにされたことは、 「国家目的」という枠組を解除する画期的な事態であった。そのことは、 本教において、殊に、教 制度的にも、

意識でも迎えられた。

102 政上の立場では、教団が、本教それ自体の手でここからの戦後時代に活路を切り拓いていかねばならないとの緊迫した

ところに示されているように、新たな時代を迎えるについても一元的体制はその意義を深めた。 いた。また、「信教自由の確立」の意義が、あらゆる意味で教団が「信仰」にこそ基づき得る時代の到来と捉えられた ようやく達成したものであった。敗戦のわずか四年前に成立したとの体制は、教団として守るべき絶対的意義を有して れるように、九・十年事件以来懸案となっていた、大教会所神前奉仕者金光摂胤を中心とする一元的教団体制の実現を、 教政者において、昭和十六年に制定された教規は、「昭和九・十年以来の課題が果たされた」教規と言わ
◎

とれまで自明としてきた「教団」自体の意味を根本的に問わしめる課題であったのである。 主体的意志が強調されることになった社会の流れの中で、教団が組織的結束をいかに保持していくことができるかは、 も一元的体制の確立は重大課題と思念された。国家という強大な権力の作った既成の「教団」の枠が取り払われ、個の つかなかった管長制度の廃止は、 しかし、そうした信念的意義や意味においてだけではなく、先のような敗戦後の事態にあって、これまで考え及びも 新たに教団自体の「統理機能」を問題とさせ、教団統合の成否を賭けて、との点から

れていたとれまでの教団の歴史的経過が述べられ、 をあげての「内省」活動に取り掛かることとなった。そこでは、 具体的方途の樹立、との三方針を明らかにし、二十二年暮から二十三年にかけて各地で協議会・懇談会を開催し、 に具現する生きた教団としての態勢確立、③①・②の方針、姿勢をもって、教師・信徒の代表的人物による協議実施、 の根本方針のもとに、①本教の全面に亘る徹底的内省、教主を中心に頂く全教一家の新発足、②神意を実生活・実社会 教主は管長に代るものでない。すでに、国の委任事務を執行した管長はなくなったのである。 教監邸会議を経て、昭和二十二年十二月二日に発足した佐藤一夫内局は、 信教自由の確立された新たな時代への転換の方向を示すとととして、 「懇談の要点」が示されると共に、 「教祖の御広前に直参して御用を承る」と 教主は実に本教の主体 管長制度に束縛さ

よる教政の働きも、 基盤とした「教主」による統理者像確立が願われたことが窺われる。同時に、その「教主」統理の内容としての教監に 前々の本部とは根本的に違うのである」と語られていった。とこには、 その下の教監であり、それにつながるところの教監専掌である。教主金光様の御広前の御用の事務所が本部 「管長」像を、管長制度廃止の事実を語ることで払拭し、新たに、 明らかに信仰的働きとしてあるとの意義を闡明することが求められたことも窺われよう。 神前奉仕に顕わされる信仰の働きとそを との「内省」活動に、 従来の、

長制度下での統制的在り方ではない教政の実態的在り方を要請し、その基づく新たな原理が明らかにされねばならない 政当局や教制審査委員会、機務顧問会、それぞれの働きにおいて看取された危機感や問題意識とも相俟って、 に告知するに足るものであったという意味では、看過することのできない働きを認めることができる。このことは、教 の批判的意識は、それが、 とうした動きが生み出されるについて、議員達に顕著であった問題意識、教政上に慣習的と見られた権威主義的観 戦前的体質への訣別を要求し、言論の自由の意義を再認識した新たな時代の到来を教政者 従来の管

的原理に裏づけられるものであるべきことを、ここからの展望として教政に投げかけるものであった。そして、そのこ このような状況は、「信仰」が担うこととなった統理機能において、現実的にそれを受け持つ教政の営為自体が信仰 同時に「信仰」自体にも何らかの更新を要請するものであることを意味するものではなかっただろうか。

状況を生み出したものと言える。

(前教学研究所助手)

注

御 袖井林二郎『占領した者された者』サイマル出版会、一九八教ニューズ』一九七二年、第五・六合併号二二頁参照。W・P・ウッダード「連合軍の占領と日本の宗教」『国際宗

3

藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」紀要『金光教学』第

- ① 「懇談の要点」は、佐藤内局就任直後の第三九回一三号、一章及び注②参照。
- 議(昭和22・12・15)に於て、前内局退任から教監邸会議開催) 「懇談の要点」は、佐藤内局就任直後の第三九回教務所長会

(4784)

り入れられ、さらに、翌年にかけて実施されていった布教活動り入れられ、さらに、翌年にかけて実施された。また、第一七ある」(同会議記録、七頁)として提示された。また、第一七した所であって、如何なる方法で健全体にするか、その処方でへの経過説明と共に、「本教の不健康なる現状を打診し、診断への経過説明と共に、「本教の不健康なる現状を打診し、診断

照のこと。

「懇談の要点」の内容については、三章九八頁及び注⑩を参の土台とされた。

⑥ 『金光教報』昭和二〇年一〇月一日、六頁参照。

歌制審査委員会規定歌制審査委員会規定

教制ノ改正ニ関シ審査立案ヲ為サシムル為本部教庁ニ

第二条 本委員会ニ左ノ職員ヲ置ク教制審査委員会ヲ置ク

第三条 委員長ハ教監ヲ以テ之ニ充ツ(第二項―略)

(第四条以下略)

(委員規定―略)

教会として、如何なる態度を執るか、其の根本態度を決定する令が公布せられたという新事態に処して、本教が教派として、ばなりませぬ。即ち宗教団体法が廃止せられ、新たに宗教法人ばなりませぬ。即ち宗教団体法が廃止せられ、新たに宗教法人の (教制審議には慎重な態度を要するが)然し同時に今回の御

由となったのではないが、そのことに関しては後述する。由となったのではないが、そのことに関しては後述する。とこで述べられている、法改正によって生じた「新事態」とここで述べられている、法改正によって生じた「新事態」とここで述べられている、法改正によった生じたが、「法人令」は、「宗教法人たるものだけを対象とした」法が、「法人令」は、「宗教法人たるものだけを対象とした」法が、「法人令」は、「宗教法人たるものだけを対象とした」法であり、宗教団体はすべてこの法律に基づかねばならなかったが、「法人令」は、「宗教法人たるものだけを対象とした」法律であった、しかも従来「宗団法」が定めていた宗教団体に対する免税などの保護規定は、この法令に引き継がれた。梅田義育であったが、「法人令」を適用が決定されていくについては、免税等の特典のみがその理適用が決定されていくについては、免税等の特典のみがその理適用が決定されていくについては、免税等の特典のみがその理適用が決定されていくについては、免税等の特典のみがその理適用が決定されている、法改正によって生じた「新事態」とここで述べられている。

- 関内容概要曰―9本部教会」昭和一五年一二月一一日。 「神前奉仕者」の規定は削除され、「本部教会主管者の職能であり、「神前奉仕者」の規定は削除され、「本部教会主管者」がそれないとの文部省内関における指示により、「十六年教規」では、本部教会主管者の職能であり、「神前奉仕者」の規定を別に要し部教会主管者の職能であり、「神前奉仕者」の規定を別に要しておいる。
- 「十六年教規」では、次のように、管長を選出し(第二十六条)、その管長が本部教会主管者にあたる(第二百六十九条)をすることで、両者に同一人物が就任するよう定めた。中教祖ノ信心ヲ承継シ教統ヲ保持スルニ足ルベキ徳識アル者中教祖ノ信心ヲ承継シ教統ヲ保持スルニ足ルベキ徳識アル者に、管長を選出し(第二十六年就井之ヲ選挙ス
- ◎ 「第一三回定期教派会議事録」昭和二一年三月二五~二七日、第二百六十九条 本部教会主管者ハ管長タル者ヲ以テ之ニ充ツ

一三~一四頁教監理事者説明参照。

(14)

記録」昭和二〇年一〇月九日、一九~二一頁、大淵干仭発言。 なる時期が来たとも言える。お道としても、なすべき事が広く らときはなされ、宗団は心構えのみならず、社会的運営面の実 指示し実行させる事にしていたので、個々の宗教団体は特殊の かったことが窺える。 れ始めていたが、その具体的方途までは容易に創出されていな 本教の存在価値を問われるほどの社会的迫りの中で漸く自覚さ 団体として独自の活動を生み出さねばならないということが、 この発言に見られるとおり、国家方針との結合から離れ、宗教 在の余地も価値もなくなると思える。」「戦後布教方途協議会 であるから、充分な働きが出来る。又そうしなければ、将来存 深くなって来て、殊にお道としては実際の生活の中に出来た事 ならぬ。その余地が出来て来、そうなる事が本来であり、そう それを社会組織の機構にまで発展させて行く様にならなくては 際に入って行く。宗団がみずからやる場を選択し、うみ出し、 のはなく、法の下からはなしてしまい、行政上の方針ももとか ものを出す面が少なかった。(中略)今度は恐らくその様なも っても法令の運用を大幅に利かせて、国家は当面必要な事項を 「従来は良かれ悪しかれ国家の勢が拡って居り、法令にはな

二一~二二頁参照。

「第一四回臨時議会議事録」昭和二〇年一〇月一一~一二日、

(15)

同右議事録七一~七二頁。

16

17 議員達によって立案されたものと考えられ、内容的にも、 談会の懇談の主題から、「決議」四項目の骨子は、近畿教区の 関する件。四、本教教規の再検討に関する件。」を、更に全議 談会は、それ以前に近畿教区の議員達によって持たれた懇談会 った。「全議員懇談会開催通知」出石教会資料二三。全議員懇 員とも打ち合わせて議会に臨む必要性から開催されたものであ に関する件。二、『全議員懇談会』の組織の件。三、議事法に 議員達の呼びかけにより、全議員懇談会が開催された。 (昭21・9・28)の協議内容、即ち、「一、本議会の機能強化 「決議」の採択された第一四回臨時議会の前夜、近畿教区の との懇 また

「民主化成否の試金石―日本再建の敵 ″棄権″ 」 『読売報知』 「第一四回臨時議会議事録」二四~二六頁参照。

あったことは明らかである。

決議」採択を導いた行動の上でも、彼らがその中心的位置に

19

- 昭和二一年四月四日号参照 「東北教区地方教師講習会記録」昭和二三年五月二九~三〇
- H 意識の在り様を次のように語っている。 戦争末期、近畿教務所次長の任にあった小野は、 「十八年、九年という様な頃になってきますと、 一三頁 当時の問題 (中略)

なかたちになってきて、地方としては、それをなかなか受けき 団の中央においても、その筋からの指令を右から左へ移すよう (中略)(それを受けるのは)地方末端の、そして中

> 二六~一二七頁。 九年二月二六~二七日(以下「第二二回会合記録」と略記)一 わけです」「第二二回教団自覚運動に関する会合記録」昭和三 うことが、私としても非常にこう、憂慮されるような気がした しなけりゃあならんが、そとをどうしたらいいのだろうかとい うことになるんですけれども。(中略)これはどうしても全数 うとして、親先生などから、そんなことはせんでいいんだとい 以下の教会であって、大きい教会などはそれにはほとんどふり が一つに溶けあった姿、中央・地方が一体にかよいあうように むこうとしない。(中略)だから、小さな教会が動いて、動と

22 よりほかにない」「第二二回会合記録」二〇九~二一一頁、小 ない、それをするのには議会自身が新しい働きを展開していく とす、そういう点について助かる働きをしていかなければなら うなことに応じられても、まあ、あの際であったから十分に応 なさって、教団内の戦災を受け、それから引き揚げた、そのよ ては、そういう激変する社会・国家の情勢に即応しての働きを 備えて協議を行ったが、その場で、議会の在り方の一新は、次 じきれないところがある、地方的にはそれがいろんな問題をお のようなととろからも求められたと言われている。「当局とし 教法人令の公布」『金光教報』昭和二一年二月一日、二頁。 「決議」に至る経過の中で、議員達は、第一四回臨時議会に 「教会はどうなるか、どうすべきか―宗教団体法の廃止と宗 本部当局が、曩に師の昇級につき同条但書の規定を極度に活

24) 「質問書」一、二項目の全文は次のとおり。

若し之を高級教師に与えられるべき単なる栄誉として取扱う ものとすれば、果して教規の精神に反するものなきや。 本部当局は、 機務顧問の職を栄職と看るや重職と見るや、

本部は、去る八月二十五日、故権大教正小林鎮師を機務顧問 れたるものと察せらる。本来、機務顧問は、教主の諮問に答 然れば、右任命は、師の帰幽直前若しくは帰幽後に発令せら に任命せり。聞く所によれば、師は当時大患に罹り、其の数 日前より重態危急に陥り、遂に当日死亡せられたるものなり。

の実情につき、御説明を承りたし。 るに、既に絶望の師をかかる重要の職に推薦したるは、 たるものと言うべく、如何にも納得し難き入事なり。其の間 最高の諮問機関たる機務顧問をして空虚なる栄職と堕せしめ 任亦極めて重き職なるは教規の明らかに規定する所なり。然

二、権中教正古川隼人氏は、本年五月十二日復職、 るべし」とあるは、余程特別の事情なき限りは之を行わざる 等級たる少教正に補任せられ、其の後一月余にして、六月三 建前なることを謳えるものと解せらるべし。 著なる者」とあり、又、「…三年未満と雖も之を行うことあ 書の規定に依る特例ならんも、同条但書には、「教績特に顕 十日権中教正に昇級せしめられたるは、教規第二百七十条但 退任当時の

> (三、四、及び後半部省略) 用せられたる事情、及び、 特に顕著なる功績を承りたし。

昭和二十一年十二月十六日

金光教議会議員一同

金光教教監和泉乙三殿

「質問書」大阪教会資料一五三。 和泉教監「回答」は次のとおり。ただし、前文と三、四項は

省略した。

昭和二十一年十二月二十四日

金光教教監和泉乙三

えて教派の枢機に参与するものなれば、其の教主に対する責

金光教議会議長

回

(前文省略)

一、小林鎮氏を機務顧問に推薦したる件 はかくの如くなるも、その結果に於て教規の精神に副わざる 為に危篤の報を得るや急遽御任命を仰ぎたる次第なり。経過 終に逝去を見たるは拙職の痛恨禁ずる能わざるところにして、 手続きを執らんとせし間に容態再び悪化、再度手術となり、 好となりし頃、同氏に推薦の内意を通じたり。然るに、その 信ず。拙職は、予て小林氏の教績識見よりして、機務顧問に 機務顧問は、本教に於ける重職にして単なる栄職にあらずと ととと為りたるは、 適任なりと思考致し居り、同氏発病第一回手術後経過追々良 一に拙職不明の致すところなり。

一、古川隼人氏昇級の件

期昇級の際、氏の功績に鑑み拙職より発議して昇級の手続を るを機に、拙職より氏に慫慂して其の手続を了し、次いで定 るととろにして、本年四月教規変更により復職の道開かれた るを思うとき、氏の本教に対する功績は、永く忘るるを得ざ を思うの至誠一念より出でたるものなりき。顧て本教今日あ して、氏が当時教職を拝辞して其の事に当りたるは、一に道 て執りたる行動は、其の後に於ける本教が、数次の危機に当 同氏が往年の本教粛正運動に際し、明確なる別の立場に立ち りて克く不動の基盤を確立し得たる根本に貢献したるものに

三、四、(省略)

執りたるものなり。

に対し教内一般に対し其の責任を痛感するものなり。 りたるは、ひとえに拙職の不敏不徳の致すところにして、教主 到底あり得べからざる特権階級云々の如き誤解をさえ招くに至 以上一乃至四に挙げられたる事項に関連して、道の建前として 回答」同右。 以

教監和泉乙三「辞職願」。

以下に機務顧問会の職務規定について示しておく。

ヘ又ハ意見ヲ開申スルモノトス 機務顧問会ハ別ニ定ムルモノノ外重要教務ニ付教主ノ諮問ニ応 ○職務権限

(昭21・4・1施行「金光教教規」第八十九条)

機務顧問ニ諮問スベキ事項左ノ如シ

教監ノ任免ニ関スル事項

(同右 第九十八条)

29 28 一~七頁。和泉内局留任の経緯について堀尾教学部長発言。 「第三四回教務所長会議記録」昭和二二年二月二四~二五

な「教政一新に関する意見要項」を提出した(昭22・1・26)。 一、従来本教の傾向たる所謂栄職人事を廃し御用人事を行うと 議員側は、この機務顧問会の会期中、機務顧問会に次のよう

二、教団意識を昻揚して全教的に御用精神の燃焼を図り常に教 政の動向に就ての全教の関心を深めて言論の暢達を期すると

四、教監としては何ものの制肘をも受けず清新なる意気と旺盛 三、教監責任制を確立し之を根底として教規の全面的改正を為

ここでの第一項は、後に述べるように、「質問書」で指摘した 「教政一新に関する意見要項」大阪教会資料一五三。 各項の実現を強く期待し得るものたること

なる熱情とを以て自由闊達に責任ある教政の運営に当り前記

密化と「意見要項」の実現を強く教監に迫るものであった。と は、教政全般にわたる教監の在り方について、議会機能との緊 当局の問題性を改めて指摘するものであり、この「意見要項」 私はそうは思わぬ」(「堀尾教監辞意表明について堀尾・高橋

- には承服できない旨を当局に対し言明した。の要望提出の後、議員側は、改めて当局「回答」の一、二項目
- で、「白神新一郎メモ」大阪教会資料一五三。 正雄に内交渉を行ったが、「然るところ高橋氏の意見もあり、正雄に内交渉を行ったが、「然るところ高橋氏の意見もあり、正雄に内交渉を行ったが、「然るところ高橋氏の意見もあり、正雄に内交渉を行ったが、「然るところ高橋氏の意見もあり、正雄に内交渉を行ったが、「然るところ高橋氏の意見もあり、正雄に内交渉を行ったが、「然る資料一五三。
- ⑩ 機務顧問会は、事前に定められていた議員側代表者九名中、当日参集した六名(井上幸雄議長、笠原種吉副議長、中村他家の教主様の御言葉を頂きし上は前言(「質問書」)を白紙に返の教主様の御言葉を頂きし上は前言(「質問書」)を白紙に返の教主様の御言葉を頂きし上は前言(「質問書」)を白紙に返り全教一家の実を上げるべく考慮する事」の承諾を得た。同右衛政の教育を表していた。
- とになり、(中略)人が問題なら人を代えたらよいのであるが、とになり、(中略)人が問題なら人を代えたらよいのであるが、大生(堀尾)に話した様な事を話した結果、道(本教の現状)先生(堀尾)に話した様な事を話した結果、道(本教の現状)先生(堀尾)に話した様な事を話した結果、道(本教の現状)を生(堀尾)に話した様な事を話した結果、道(本教の現状)とに意見致し、成程そうだ、教監たる人の問題ではないが、のちに堀尾教監とになり、(中略)人が問題なら人を代えたらよいのであるが、今になり、(中略)人が問題なら人を代えたらよいのであるが、

- 和泉内司留王の教主央战がなされた後の一会談要録」一四~一五頁)と述べている。
-) 和泉内局留任の教主決裁がなされた後の二月四日、機務顧問 以下、教団現状の問題を示唆するものである。「金光様を頂く事た、教団現状の問題を示唆するものである。「金光様を頂く事た、教団現状の問題を示唆するものである。「金光様を頂く事た、教団現状の問題を示唆するものである。「金光様を頂く事た、教師信者とも御広前御奉仕としては十分に頂いて居るが、が、教師信者とも御広前御奉仕としては然らず」「白神新一郎現われて来るべき時なるに、実際にては然らず」「白神新一郎現かの発言は、和泉内局留任の教主決裁がなされた後の二月四日、機務顧問、 以下、大阪教会資料一五三。
- 九二頁参照。 長谷山正観『宗教法概論』有信堂、一九五六年、一七頁及び卿 「教制審査委員会第一回委員会記録」一八~一九頁。
- 第四条)他の規定によって、管長(教団統理者)の教団統理権統理者は教派、宗派又は教団を統理し之を代表す」(「宗団法一一日)による、いわゆる管長制度を踏襲し、「管長又は教団۱。」(宗団法」は、従前の太政官布達第一九号(明治一七年八月

に法的根拠を与えた。同右二六〇~二六一頁参照。

- ではないか。

 《高橋正雄》今後は本教に属しない教会が自由自在に出来るの人高橋正雄》今後は本教に属しない教会が自由自在に出来るの本る従来の意識と、それへの新たな認識を示している。

 「認可」に対
- 傍派とでは、認可を受けたものが正しいと従来は見ていたが、(人大淵干仭) 結社であれば従来のままでも出来ていた。主派と 79

8 「二十一年女見」帛丘をは、欠りようと足めた。 「教制審査委員会第一回委員会記録」六三頁。 中身自身正しいと見るのが今後で、それが本当であろう。

教主ハ本教ヲ主管シ之ヲ代表ス 第五条 教祖ノ取次ノ業ヲ伝承スル者ヲ教主トス ・ 二十一年教規」第五条は、次のように定めた。

することとなった。

教主ハ当然本部教会長ト為ルモノトス

教団)の主管者であるとし、本部教会の教長(主管者)が部下ては、まず、佐藤一夫委員の、「本部教会の主管者は金光教(砂)との点の主張は、大淵委員を中心に行われたが、それについ)長谷山正観前掲書、二六一~二六二頁参照。

教団の主管者に定められた「承認権」は、本部教会主管者には教団の主管者に定められた「承認権」は、本部教会主管者に定められた「承認権」は、本部教会主管者に定められた場合、教団を非法人として同法令の適用外に置くこととなる。そして、本部教会は〈被包括法人〉の性格のものであるところから、先の、〈包括法人〉たる人〉の性格のものであるところから、先の、〈包括法人〉にの教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理」(「教制審査委員会第二回委員会記録」昭和二の教務を統理

回委員会で集中的に論議され、最終的には、「法人令」を適用「承認権」の問題は、教団統理者に関わる根本問題として第二上認められぬ事になる」(同右八六頁)として反論した。との

「法人令」について説明を加えれば、同法令は、①宗教法人との規定を別にしていること、②従って包括・被包括法人には、との規定を別にしていること、②従って包括・被包括法人―本部いることから、結果的に、包括法人―教団と被包括法人―本部いることから、結果的に、包括法人―教団と被包括法人―本部都会との合併を認めない方針であった。それゆえ、②教団統理教会との合併を認めない方針であった。それゆえ、②教団統理教会との合併を認めない方針であった。それゆえ、②教団統理教会との合併を認めない方針であった。それゆえ、②教団法人―本部教会上管者・教団を設立せねばならない。そこには、被包括法人―本部教会主管者に一本化しようとすれば、教団は非法人とせざるを教会主管者に一本化しようとすれば、教団は非法人とせざるを教会主管者に一本化しようとすれば、同法令は、①宗教法人という関係になる。得ず、教団統理権の法的根拠は得られない、という関係になる。

ち、桂光行、林博徳、小野敏夫の三名は、法学者尾高朝雄との (2) 注⑩参照。なお、議員側代表として選出されていた九名のう 緯について堀尾教学部長発言。「第三四回教務所長会議記録」一~七頁、和泉内局留任の経 (3) 「第三四回教務所長会議記録」一~七頁、和泉内局留任の経 (4) 「第三四回教務所長会議記録」一~七頁、和泉内局留任の経 (5) 「第三四回教務所長会議記録」一~七頁、和泉内局留任の経 (6) 「第三四回教務所長会議記録」一~七頁、和泉内局留任の経 (6) 「第三四回教務所長会議記録」一~七百、和泉内局留任の経

教制審査委員会では、@の方針が採られたのであった。

分散して存在することとなり、「一般教会への承認権等は法規

質問書問題、

懇談のため当日欠席しており、機務顧問会の招集に際しては「

非常に突込んだ事情を知らん人が呼ばれ」ていた

団が非法人である場合、法の上で、

〈被包括法人〉 たる教会が

認められないことになるのであった。それに対して大淵は、教

(4791)

に た 機務顧問の要請に、 いう文書を入れて、その求めに応ずることにしたのであります」 したので、質問書はそのままになして、兎に角、白紙にすると 応じかねたのであります。『あの質問書が残っている以上は内 回するというととは余程考慮を要するものですから、 全体の名に於てなされた重大なものでありますので、これを撤 回するように要求がありました。ところが、この質問書は議員 合の結果、顧問側より委員(議員代表者)に対して質問書を撤 が次のように記されている。 昭和二二年五月作成)には、 総辞職に至るまでの経緯を、議員側が記した「議会の足跡」(題となってくるという動きを生んだ一因であると考えられる。 述するように、 う見方がある。このような、議会内部の意志統一の乱れが、後 「議会の足跡(写)」林博徳発大淵干仭宛書簡。 「質問書」 撤回は 和泉内局留任の 条件であり、 留任せよとの (「第二二回会合記録」三九七~三九八頁、林博徳発言)とい |教主様の御言葉を頂きし上は」(注®参照) 撤回に応じよとの 議会議員の「教政一新に関する決議」から昭和二二年三月の (和泉内局) はうけられないから』と重ねての要求がありま ととには、 「質問書」撤回以降、 「質問書」によってなそうとした議員側の問題指摘を退け 機務顧問会が下した当局留任の判断が、 一旦は撤回を承諾しながら改めてそのことが問 議員代表は従わざるを得なかったのである。 議員達は次のように問題の所在を捉え 「質問書」撤回に応じた際の様子 「顧問方(機務顧問)とも種々談 既述のように、 なかなか 結果的

「議会の足跡(写)」。

す。 辞表却下は、 要するに当局の 責任解除であります」 同右 はならないとする議員達の問題意識が窺える。 「当局が辞任 和ばならないとする議員達の問題意識が窺える。 「当局が辞任 和ばならないとする議員達の問題意識が窺える。 「当局が辞任 和ばならないとする議員達の問題意識が窺える。 「当局が辞任 るととなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せるととなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せるととなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せるととなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せることとなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せることとなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せることなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せることなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せることなったことから、機務顧問の判断とその根拠を追求せることなったことが記述されている。

ならぬことになります。同右「議会の足跡(写)」。の真疑を糺さねばならぬという極めて重大なる段階に進まねばの真疑を糺さねばならぬという極めて重大なる段階に進まねはでありますから、その精神を貫徹する為には、内局に責任はなでありますから、その精神を貫徹する為には、内局に責任はない。議員の提出した質問書は、数規を護る精神から出発したもの

選任規定)の解釈を質問し、更に過去の事実(質問事項)につ議を重ねました。(中略)ついに、教規第九十一条(機務顧問後)議員としても、教規護持、教政一新を目標としてすむ精後)議員としても、教規護持、教政一新を目標としてすむ精質問の計画が、次のようになされた。「その後(和泉内局留任質問の計画が、次のようになされた。「その後(和泉内局留任質問の計画が、次のようになされた。「その後(和泉内局留任質問の計画が、次のようになされた。」

- ならなかったのであります」同右「議会の足跡(写)」。し、若し正しいものでないとすれば、当局の責任を追求せねばいて、当局の措置が正しいものであったか否かということを質
- ⑩ 「質問書」を撤回した事実に、こうした解釈が加えられたといまたその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またその理由は、次のように述べられている。「〈「質問と、またそのでは、和泉内局の留任が決まってから考えた〈満員〉の気持ちを統一したんですね。いわゆる質問権を保留するという考え、それで次の三月の議会でさらにかいるのであった。
- ❷ 「第二二回会合記録」四二四~四二五頁、小野敏夫発言。 されたものであった。

62

われている。

- く、いわば地盤整備に着手する姿勢を示したものと言える。にとこからの教団自体の布教、信仰実践の内容を充実させてい敗戦以降、戦災復興に力を傾けざるを得なかった当局が、新た、四四~一五頁、教監理事者説明参照。とうした方針、方途は、一四~一五回定期議会議事録」昭和二二年三月二六~二八日、「第一五回定期議会議事録」昭和二二年三月二六~二八日、
- と申し上げるのは、教団統理者としての従前の管長と申し上げ。 昭和二二年度の方針説明中、堀尾教学部長は、「現在の教主

63

和泉乙三は、教監辞任後、後継堀尾内局によって開催された

だ明確なものがないのであって、真に相済まぬ事である」(同の機関として如何に(教主の)御取次を頂くべきかに就ては未師として仰ぐ面を一体に総括して教主と頂くのであって、教務師として仰ぐ面を一体に総括して教主と頂くのであって、教務をれに御取次としての御立場(神前奉仕)と広く一般に信心のた御働きと、総親教会(本部教会)の教会長としての御務め、

右二二頁)と述べ、この点への問題意識を窺わせた。

- っ」た(「第二二回会合記録」四二五頁、小野敏夫発言)と言れる質問計画が「ついにその最後の一線を貫き得ない事となった(「議会の足跡(写)」)事情は、再質問の決行により議中そういうもの(総辞職の件)が議員の間で話し合わされており、(「議会の足跡(写)」)事情は、再質問の決行により議場での再質問が、教規解釈の件のみに終わり、注喩に見ら
- 明することとなった。「第一五回定期議会議事録」七四頁参照。明することとなった。「第一五回定期議会議事録」七四頁参照。「その(第一五回定期議会の)途中において、実際の教監の、お職なされるほうがいいだろうと、この議会をものが教監に、辞職なされるほうがいいだろうと、この議会をもらなかったんです。是非やるというても、どうしてもお聞きにならなかったんです。是非やるというてし、第二二回会合記録」らなかったんです。是非やるというても、どうしてもお聞きにならなかったんです。是非やるというて」「第二二回会合記録」 「その(第一五回定期議会の)途中において、実際の教監の「その(第一五回定期議会の)途中において、実際の教監の「の、第一五回定期議会の)を対している。

げておいて、すべてのことは教内の各機関でやってゆけばよろ 泉乙三述『本教教学の問題と「御書附」』一~三頁参照。とと え方、行動に向けられたものと考えられる。 題指摘は、暗に、 で、社会の民主化に便乗し、「考え違い」をしているという問 しいのであるというような間違いを起し易い。」と述べた。和 国家の組織と同じように考え違いをして、教主様を上に祭り上 又絶対でありますけれども、なんだか教派の組織というものを、 いうととは、教内に於ては絶対的なるととでなければならぬ。 が行われていくという立前であります。教主の御取次を仰ぐと 上に教主を頂き、その教主の取次によりまして、すべてのこと いのであります。けれども本教には本教の立前がありまして、 なるのが今日の時勢に合ったのであるかの如くに考えられやす 体制に出会いまして、我々本教人もなんだか、そういうように 徴天皇という新体制を築いたことを取り上げ、 霊地講習会に際して、その講話の中で、新憲法が主権在民・象 和泉内局の辞任の経緯に関わる議会議員の考 「との国家の新

66

夫発言)との印象が語られている。会嫌いになられて」(「第二二回会合記録」四三八頁、小野敏会嫌いになられて」(「第二二回会合記録」四三八頁、小野敏和泉先生に痛手を与える結果となっておった」「それ以後、議「(昭和二二年の)三月までの議会の動きというものが、相当、

勘案されねばならない。

| 昭和二二年七月二八日に委嘱された委員一九名のうち、議員の昭和二二年七月二八日に委嘱された委員・九名のうち、議会がも要望されるなど、議会側に独自の意向が持たれていたことがも要望されるなど、議会側に独自の意向が持たれていたことがも要望されるなど、議会側に独自の意向が持たれていたことがも要望されるなど、議会側に独自の意向が持たれていたことがも要望されるなど、議会側に独自の意向が持たれていたことがである。

ご述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、前年の「決議」以降、内局辞任問題に関わった、「請願書」は、前年の「決議」以降、内局辞任問題に関わった、「請願書」は、前年の「決議」以降、内局辞任問題に関わった、「問書」は、前年の「決議」以降、内局辞任問題に関わった述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。ことからは、桂が具体的にどのような要求を持ったと述べた。

67

のか明らかではないが、のちの教規研究会が、委員たる議員達

- ∞ 同右一三頁。 ∞ 「堀尾教監辞意表明について堀尾・髙橋会談要録」一頁。
- 第三には、これは俄に起りたるには非ず。所謂特権階級の問題 地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれていること、第二には、地位に就くことが出来ぬ」情勢が生まれている。「食師教」の表表に表表している。所謂特権階級の問題が、第一次には、元の会談において、堀尾内局の抱えた人事問題が、第一次には、これは俄に起りたるには非ず。所謂特権階級の問題が、第一次には、元の表表には、元の表表には、元の表表には、元の表表には、元の表表には、元の表表というには、元の表表には、元の表表には、元の表表を表表を表表している。

同右六~九頁参照。

なり。何が其れか突きとめず、以心伝心的に言うて居るが、事

- 底から力を入れたいが入れ得ぬ。充分に力を伸(ば)し得ぬ_ 出来ぬと思う。それで心あるものは、此の地に入り来り心から 来ると思う。此れが是正されねば、何物にも抑圧されぬ教監が ら来て居るか。私は所謂、特権階級の為に生ずる低迷状態より 輔けねばならぬのに、それが充分出来て居らぬ。それは何処か たされて居らず、教監としては教主を、局長としては教会長を 長(教務局長には教監が就任する)にあるも、それが十分に果 務局の作用は誠に低調であり、歪曲されて居る。其の責任は局 世にもなき有難きものなり。其れを、先づ被(ら)せしむる教 筋合が現われて居らぬ。本部教会御広前御結界は、教祖以来、 居る。其の在り方が半身不随的になり、生き生きとした御用の では、本教はどうともならぬものという所まで来て居ると思う。 のかより見きわめて、これまでの如くそっとして置くという事 俄にどうともならぬものなり。然し、如何なる働きをなせるも とすれば、此の正体をはっきりとさせてお蔭を受けねばならぬ。 実在るなり。(中略)此の後、確(と)した本部を生み出さん 今日が其の時期なり。(中略)因りて来る所遠くして久しく、 (中略) それが、直接には本部教会教務局の在り方に影響して
- の間の矛盾を調整したが、それによっては、教主(包括法人主となる。従って、両法人の主管者を同一人物にすることで、そ本部教会は、〈包括法人〉金光教に所属する被包括団体の一つ注⑩に述べた「法人令」の内容参照。〈被包括法人〉金光教

も同様、教団と教会との合併を認めておらず(井上恵行『宗教 盾が生まれざるを得ないのであった。なお、従前の「宗団法」 指示を受けるという場面が生じ、この場合に、また制度上の矛 教会長として「教主を補佐し教務を総理する」教監の教政上の 管者)でもありながら、本部教会長(被包括法人主管者) 頁参照)、これが認められたのは、昭和二六年四月に公布・施 法人法の基礎的研究』第一書房、一九六九年、四五二~四五四

「懇談の要点」の第二項から第八項は、以下のとおりである。 お互いが邪魔になる結果を招いている まりの原因である。それゆえに、各自思い思いの動きとなり、 組織的営みの、進むべき道が定まらぬことが、現状の行き詰 教主に対する個々人の信仰は揺ぎなくとも、教団としての

行された「宗教法人法」に至ってからである。

四、内局の在り方が、教主様を全面的に頂き、全教の動向を調 三、一教の動向が定まるために、まず、中央が推進力となると

整統一し、全教が有機的一体となるよう、その中心生命たり

得るものであること

の任にあたり、三者は内局の調整作用に基づくこと 体となるよう、内局が、教主金光様の御取次を仰いで、そ 本部教庁、本部教会、金光家の三作用が、調整されて一家

69

教会の模範たり得るよう、また、所属教師、霊地機関職員、 本部教会の在り方は、教会長金光様の取次を仰いで、一般

全教参拝者におかげを蒙らしめられるようありたき

八、学院その他、地方教務機関、教会、教師、信者の在り方が、 七、本部教庁の御用は、上下の取次の仰ぎ方、頂き方において、 皆、教主様の取次を頂いての有機的生命体として、御用に服 するようありたきこと。町及び県との関係に、方途を立つべ 道の建前に基づき明確な自覚をもって当るべきこと きてと(以上、要旨) 「第三九回教務所長会議記録」昭和二二年一二月一五日、

○頁、高橋正雄専掌による「懇談の要点」の内容説明。

63

同右一一頁。

65 64)

- 昭和一〇年六月一日施行「大教会所規則」第六条。
- 義につき、新たな認識を促していくことも求められていた。大 報』昭和一九年三月一日、一~二頁参照。 淵干仭「立教神伝開顕―教規に見る本教の第一義―」『金光教 によって刷新された一元的体制の下での教団は、「一元」の意 教内に根づいたこのような考え方について、「十六年教規」
- 井上恵行前掲書、二三八頁参照。

67

- 会主管者」昭和一五年一二月一一日。 「第一次教規草案内閲内容概要 三―2教派と管長、教会と教
- それ以上どうすることもできない問題であり、また一般に、そ 後に至ってからであり、「当時(昭和一六年)の国法の下では、 ただし、これらが「制約」として明確に認識されたのは、 (4796)

『教団―その意義と働き―』五八頁)と言われている。わけです」(大淵千仭「教規の精神を正しく理解するために」わけです」(大淵千仭「教規の精神を正しく理解するために」お時の社会情勢ですから、その立場からいえば、これで理想的当時の社会情勢ですから、その立場からいえば、これで理想的当時の社会情勢ですから、その立場からいえば、これで理想的当時の社会に対していた。

7

との点は、佐藤内局発足時に、教監任命式の席上で、

という点において信仰的意義を一にするという考え方である。 部教会神前奉仕の業と教団統理機能が、 子を取次 された面と、 出社を統率する 面との 両面があった」 あり、それが今日のように大きくなった。その考えは筋は通る 会主管者、即ち神前奉仕者)の両方の働きが(教祖のところに) べられた。「本筋としては、教祖時代に管長、主管者(本部教 ては、高橋正雄委員により、次のような点からの賛成意見が述 取り入れられるには至らなかった。しかし、佐藤の意見に対し せず、本部教会主管者が教団統理をその職能とする体制を提案 したが、との意見は、「法人令」に関わる事情から、そのまま (同右二七~二八頁、大淵干仭委員)と表現されるように、本 「本筋」とは、 「教制審査委員会第二回委員会記録」八九頁。ととに言われる 注⑩に述べたように、佐藤一夫委員は、「管長」を特に設定 本部教会、本部教庁の実情は、本筋が実現していない」 「教祖の取次の御用には、結界で一人一人の氏 「教祖の取次の御用」

意見をめぐって明らかとなったことを示している。は、二元的意識を、先のような「本筋」に戻す意図が、佐藤の

来の在り方とは考えられない」「佐藤一夫内局就任経過」。で、お広前と教庁と二つの形をとっているが、これは本教本めまた一つの宗教法人(宗教法人をが施行され、これによって本教は、本部教会が一つの宗教法人となり、且つ金光教本部教庁教は、本部教会が一つの宗教法人をが施行され、これによって本教は、本部教会が一つの宗教法人をが施行され、これによって本教は、本部教庁とはいえ、新たに宗教法人令が施行され、これによって本教は、「宗団法」)撤廃をうにも述べられている。「終戦後、同法(「宗団法」)撤廃をうにも述べられている。「終戦後、同法(「宗団法」)撤廃を

年一月一日、一頁。
教監佐藤一夫「今後の進め方について」『道の光』昭和二三

73

の意義と働き―』五七頁。

大淵千仭「教規の精神を正しく理解するために」『教団―そ

| 教報』昭和二三年一月一日、一頁。 | 「第一七回臨時議会(昭22・12・18)における教監挨拶』『

○頁、佐藤一夫教監講話。

75

74)

かにしている点で取り入れる必要性があると述べた。とのこと実態を問題とみて、佐藤一夫の意見は、教団の一元体制を明ら

そして、高橋は、との考え方が実現されていない教団の二元的

(4797)

次のよ

広 前 歳 書 帳 (教祖御祈念帳)に つい 7

小

照

雄

<序>

に諸分析を施し、もってその内容を概括的に描き出すことを試みる。 とが予想される。本稿では、そうした各面の研究への端緒として、我々の手許に届けられるととになった同帳面の記事 祖広前の実態の究明、さらには「覚書」「覚帳」、伝承資料との対照をはじめ、広く他の研究に資する内容を有するとの 以降一年毎に綴られた、同十三年に至るまでの帳面がそれである。それら十数冊の帳面は、参拝者数や教線といった教 昭和五十八年十二月、所謂「教祖御祈念帳」と目される十数冊の帳面が新たに教団へ寄贈された。明治二年を最初に、

ないからである。ところで、この点に関しては、 において、「所謂『教祖御祈念帳』と目される」と断ったのは、 帳面自体にその名称 (表紙) が記されているわけでは 本稿を起こすにあたり、まず次の二つの事柄について述べておきたい。一つは帳面の名称についてである。 「覚書」「覚帳」に次のような記述の見られることが注目される。 即ち冒頭

つ、四月十日お知らせ。世話方午年保平、広前の歳書帳つけ、きょうきり。おとめに相成り候。

. 「覚書」一九―3、傍点筆者)

118 とこに記されている「広前の歳書帳」と、本稿でその分析を試みようとする帳面とは、本文Ⅱ節で述べるように、同一 のものと推定される。そこで本稿では、右の「覚書」中の呼称にならって、以後との帳面を「広前歳書帳」と称すると

(4799)

ととしたい。 年のものと推定されている。とのことは遅くとも慶応二年の時点で同帳面が調えられていたことを物語っているが、注 による「広前歳書帳」は、さらにそれよりも以前から書き始められたものと考えられよう。 ③に示した出社における同種の帳面の中で、高橋富枝のそれが元治元年に始まっていることから推察するならば、 大教会所炎上跡から発見され、各地の教会等に保存されている「広前歳書帳」の断片数点が存在するが、とれは慶応二 今一つは、「広前歳書帳」がいつ頃から書き始められたのかという問題である。その手がかりとなるものとしては、

て、分析を試みていくこととする。 また、明治十四年以降における「広前歳書帳」についても、伝承資料にその存在を予想させるものが見られることか 恐らくは、 教祖没年に至るまで書き続けられたものと思われる。では次節から、この「広前歳書帳」の内容につい

の意味を補った。その他、本文に示した表中の年次も「M.2」といった略号で表わし、改暦後の新暦、旧暦の区別も、それぞれ とは、明治二年の帳面中第一丁の表(裏は2)との意味である。また、引用文については必要に応じて右横に括弧を付し、適宜そ 「新」「旧」として示した。分析にあたっては、便宜上、年月日を旧暦で統一した。 なお、「広前歳書帳」から、事例を引用した場合、その典拠(帳面の年次と丁数)を略号で示した。例えば「M.2(1—1)」

I 「広前歳書帳」の冊数、体裁

まず、帳面の冊数や体裁に関して、その概要を示せば、表①の通りである。以下、若干の説明を加えておく。

K

よって順次記され

く記され、 く記され、 との日付が大 及び らは、 記 は 明治八年以後に 治七年 てい て毎 に、 書きで、 されてい 日に記載が始まる) 様式は二段に分け 前述したように 末暦が併記 百の 新暦を基調とし る。 その年次と「正月 不暦が併記され、 新暦と共に旧暦 の 改暦 記帳が 帳面 る。 打ち書き の つい 间 なさ 後 次大き どの 続 た 7 暦 月 明 れ 帳 表 (1)面 に Ь 年次 丁数 記帳期間 貼 欠 落 紙(挿入紙) 考 備 名称 (旧)1/1 M. 2 191 $\bigcirc 11/4$ 別帳あり (標題) $\sim 12/30$ (旧)1/1 (旧)7/22 M.3 111 $\sim 7/21$ $\sim 12/29$ の付された表紙はなく、 (旧)1/1 (旧)12/29 M. 4 152 ~12/28 $\sim 12/30$ (旧)1/1 M. 5 118 $\sim 12/2$ M. 6 欠本 (旧)1/1 (新)1/1 M. 7 89 次頁 ~11/23 -2/16(新)1/1 の写真の M.8 97 $\sim 12/31$ M. 9 99 " $\bigcirc 9/27 \bigcirc 9/27$ 別冊あり 通 り、 **@**5/12 **⊘**5/21 M.1076 " (旧)2/16 @9/14 年どとに綴られ €71/5 $\Theta 9/22$ M.11 88 " 12/8 M.12111 " 回閏3/7 回9/17

 $\bigcirc 9/10$ 改暦により、明治5年の12月3日をもって明治6年1 $\times 1$ 月1日に改められた。

 $\bigcirc 1/24 \bigcirc 3/4$

@6/11 @8/4

①、②、②は貼紙の種類(本文121ページ参照)、日付 $\times 2$ は該当箇所で、うち明治13年の1/24、3/4、6/11は挿入紙。

を加えた計十二冊 のである。 の である。 ح の別冊とは、 参拝者が奉献したと 推定される七綴りの 帳 (願主の名簿) を 冊 17 併 世

た帳

面

0

冒

頭

0

帳 面 0 冊 数は、 明治二年から十三年までの十 ₩® (明治六年は欠本) に 明治 九年の 別 綴り 0 册 以下、 別冊と称す)

(4800)

M.13

125

"



M.5(1-1)



M.5(1-2)

容については、Ⅲ節以下で、順次解説を加えて 略に記されている場合もある(これら記載内 教祖身辺に起きた出来事、

神からのお知ら

その場でなされた理解などの内容が簡

記される場合があり、その他に当日の天候 すのに、時には姓、屋号、神号等によって

いく)。

ても、 い場合も多い。従って「同」と記されてい(キルなじく) 続き、どこで区切れているのか判別しがた 線(一印)が付されてはいるが、 あると考えられる。所々に区切りを示す棒 た後、再び上段へ戻る、といった記し方で 度書き進めた後、下段へ移り、同様に記し 記帳の順序は、 どの記事を受けるのかを判別し得ず、 上段右から左へ、ある程 どこまで

略される例もまま見られる。また人物を示 え物であるが、性別、年齢や願い事等が省 年齢(以上によって人物を示す)、 記載内容は概ね、 地名、 願い事、供 干支、性別、 (4801)

いる。

では次に、

明治四年以前を対象に、

世話方がどの程度、記帳に関わっていたかを、表に従ってまとめておく。

るとととなり、

終えられており(十二月二日まで)、同四年及び十年にも一~二日、無記載の日がある。 いることが特徴である。また、明治三年の帳面が約半年分欠本となっている他、 されているが、後半の帳面(以下、別帳と称す)は、次節で述べるように、 世話方と推定される別の人物が主に記帳して® なお、 明治二年の帳面は、 二冊を後で一冊に綴り直したものと考えられ(注⑧参照)、どちらも一月以降十二月まで記 同五年の帳面では改暦に併せて記帳が

地名等の確定が困難な場合も生じてくる。

けられた(または挿入された)もの、○その日の記事について加筆されたもの、が見られる。 との他、貼紙、挿入紙が所々にあり、①なんの記載もないもの、回参拝者の奉献した願主の名簿が、 そのまま貼り付

世話方による記

II

示した、「広前歳書帳」に認められる三様の書体の相違である。同帳全体にわたって書体を検討してみると、 の書体を対象にして、両者の事例が認められる年月日を抽出して示したのが表②である。 ほとんどを占め、かつ「覚帳」の書体との比較から、それが教祖の筆跡を示すものである、と推定できる。そこで(b) (c) の歳書帳」をつけるととを差し止められたことが窺われたが、この点に関わって注目されるのは、次頁の写真自らにに この表(表2)-2も含む)からすると、書体的と認められる事例がその大部分を占めるものの、 同年九月二十二日にのみ認められるにすぎないことがわかる。従って「覚書」の記述との関連がとこに見いだされ 〈序〉で引用した「覚書」の記述からは、 その(b) の事例が川手保平による記載であると推定できる。 お知らせによって明治四年四月十日を限りに、 世話方の川手保平が 明治四年四月十日以降 (a)がその

(4802)

まず明

(a) (a) M. 2 (11-1) M.5 M.7M.13 (割合) (割合) (割合) (1) 1 1 $\frac{1}{29}$ 30 (b) (b) M.2 (2-2)22 $\frac{1}{30}$ (c) (6) $\frac{1}{29}$ (c) M. 2 (127-1)

参く、概ね一か月の半分近く記帳に多く、概ね一か月の半分近く記帳に別治二年の別帳分については、その生般にわたって世話方の記帳が認められる。実際にはそのほとんどが(b)、即ち川手保平によってなされており、即ち川手保平によってなされており、即ち川手保平によってなされており、の人物による記載組載いはもう一人の人物による記載組載いばもう一人の人物による記載組載いばもう一人の人物による記載



表(2) 〈世話方による記帳〉

年次月	M.2	(割合)	// (別帳)	(割合)	M.3	(割合)	M.4	(割合)
1	1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6 (日) 7 · 10 · 11 · 15 · 22 · 23	12 30	1 • 2 • 3 • 4 • 5 • 6 7 • 10 • 15 • 22 • 23	11 12	1 • 2 • 3 • 4 • 7 • 10 11 • 15 • 22	9 29	1 · 2 · 3 · 4 · 6 · (7) 10 · 11 · 15 · 22 · 30	
2	1 • 10 • 15 • 18 • 22 24	6 30	1 • 10 • 15 • 16 • 18 22	6	1 • 10 • 15 • 22 • 24	<u>5</u> 30	1 • 10 • 22	3 30
3	3 · 4 · 10 · 15 · 21 (24)	<u>6</u> 30	3 • 4 • 10 • 21 • 24	<u>5</u> 5	10 • 21 • 22	3 30	2 · 3 · 10 · 21 · 22 (23)	6 29
4	1 • 10 • 18 • 22	<u>4</u> 29	1 • 6 • 18 • 20 • 22	<u>5</u>	22	1/29	10	1 30
5	5 • 10 • 15 • 22	<u>4</u> 29	5 • 10 • 15 • 22	4	5 • 10	<u>2</u> 30		
6	1 • 10 • 22	3 30	1 • 10 • 22	3 4	1 • 10 • 22 • 29	<u>4</u> 29	Ø	1 29
7	7 • 11 • 14 • 15 • 21 22	<u>6</u> 29	7 • 10 • 14 • 15 • 21 22	6	7 • 14 • 15	3 30		
8	1 • 10 • 19 • 21 • 22	<u>5</u> 29	1 • 10 • 19 • 21 • 22	5				
9	9 • 10 • 21 • 22	<u>4</u> 30	9 • 10 • 21 • 22	4/4			22	1 30
10	10 • 22	2 29	10 • 22	2				
11	①・10・22・3	<u>4</u> 30	10 • 22	2/2				
12	1 • 10 • 22 • 23	<u>4</u> 30	1 • 10 • 22	3				

- ※1 ○、□、()→ 日の記事のうちで(b)の事例が認められるもの(印なし)、 (c)の事例が認められるもの(○印)、(b)(c)両者の事例が認 れるもの(□印)、判然しとないもの(()印) に類別し、 示した。
- ※2 (割合)→(b)(c)の事例が認められる日数を一か月の日数との対比 (別帳は記されている日数との対比)で示した。
- ※3 年月日は全て旧暦で統一した。

	表	(2)-	· 2				
年次		集計					
平伏	(b)	(c)	(b+c)	不明			
M. 2	53	2	4	1			
<i>"</i> (別帳)	51	2	3				
М. 3	25	1	1				
M. 4	20	1		2			
M. 5		1					
М. 7		1					
M.13		2					
計	149	10	8	3			
l ni		1'	70				

月一日から七日までの所謂松の内の期間である。 れる。 特に世話方 (川手保平) 用として用意されたものと考えら 三月三日、五月五日、七月七日等の節句、或いは各年の一 一日、それに九・十日、二十一・二日といった「ご縁日」、 なお、先にもふれたように、川手保平以外の人物(G)は、® また、記帳上、

そのことから川手が世話方による記帳の実質を担っていたことが知れる。

 $lab{II}$ 記載件数と地 記帳に

加わった日数も少なく、

(1)

記載件数に関わって

とせざるを得ないところから、仮に単位を一打ち一件として算定することとし、それをもって参拝者数の動静を推し量 厳密な参拝者の実数を確定することは困難である。そとで以下では、いずれにしても一打ちの件数を数値割出しの目安 や講の成員等を取りまとめて記されている場合も散見する。また、これらの全てが教祖広前への実際の参拝者であった の人物に対応するかたちになっているが、中にはその箇条の中に夫婦、家族を含めて記される場合、また同一地域の者 「広前歳書帳」は先の写真にも掲げたように、所謂一打ち書きで記されている。これは原則的には、その一筆が一人 願い事の届けを参拝者に依頼しているだけの人物についても、併せて記帳されている可能性があるので、

別帳は

世話方が関与している日は、主に月々の

帳は多少見られる程度である。この点からすれば、

表(3) <記載件数の一例 (M.7一旧暦換算による)>

月日	1	2	: :	3	4	5	(3	7	8		9	10	1	1	12	13	3 :	L4	15	16
1月	5	7	42	85	47	1	14	6	55		17	39	4	4	62	35	1	1	37	43	38
2月	4	3	30	15	12	3	37	5	36]	13	11	1	.8	49	24	2	29	56	59	20
3月		6	26	71	89	4	10	32	10	2	27	69	2	88	47	20	1	4	19	25	86
4月	2	2 :	24	40	18	3	34	24	34	5	59	24	4	4 :	21	40	4	17	7	31	55
5月	2	:5	10	12	10	4	14	4	6		7	19	2	7	16	9	3	34	16	39	27
6月	4	6	14	10	7]	LO	11	7		9	19	1	.5	5	17	2	21	16	11	11
7月	1	.4	26	19	11	2	21	14	18	2	21	17		3	10	11		9	8	26	47
8月	7	3	23	15	24	2	20	18	8	2	24	20	4	.0	16	17	1	.3	6	34	28
9月			32	24	23		14	12	23	1	12	78	2	5	13	21	3	30	17	52	28
10月	1	-	29	19	33			24	11	1	14	21	1	.9	9	20		8	21	16	5
11月			12	9	17	2	23	6	19	2	20	6	3	6	38	28	2	27	19	30	16
12月	3	7	5	10	30	1	.9	4	10	1	12	6	2	0 2	22	26		7	18	25	11
合計	43	9 27	73 3	29	321	28	39 1	60	237	23	35	329	31	.9 3	08	268	25	50 2	240	391	372
月月	17	18	19	20) 2	21	22	23	3 2	4	25	5 2	6	27	28	2	29	30	1	計	平均
1月	12	24	18	1	1	43	39	2	27	15	4	8	24	16		7	16		İ	932	32
2月	24	40	17		18	15	50			22		- 1	16	15	3		8			758	26
3月	58	9	24	3	31	47	. 28	1	.4	47	4	16	3	13		6	56	52	1	053	35
4月	65	24	25	1	19	78	37	1	.4	20		8	10	6	1	2	17		1	859	30
5月	11	27	23		7	20	40	3	34	12	1	.4	14	6	1	8	19	12		562	19
6月	9	17	22		9	11	44	1	.6	19	1	.4	17	18	3	6	16			477	16
7月	28	4	35]	18	56	49	2	26	29	4	1	38	6	3	0	14	12	2	661	22
8月	8	15	27	1	15	32	51	1	.5	17		5	21	20	2	2	16			643	22
9月	21	28	11		7	50	158	6	54	31	3	30	17	33	3	5	30	12	2	971	32
10月	18	8	20		8	19	43	4	10	10		8	17	14	3	3	20	26	3	579	19
11月	4	15	20	1	23	25	28	2	21	52	3	34	51	23	1	3	20	23	3	701	23
12月	18	9	19		8	13	21		8	11	2	5	7	14		6	12			433	15
合計	276	220	261	17		09	588	31	.3 2	85	28	34 2	35	184	25	9 2	244	137	8	629 719>	24

※ < >内は、一か月の平均値

主の記載件数で を単位とする願 ことをまとめて の上から言える にしつつ、数値 との二表を参考 のが表4である。 均数を示したも 及び一か月の平 る合計数、一日 各年ごとにおけ ある。また、そ ることとする。 れと同様にして 治七年の一打ち としてあげた明 表似の通り、

(4806)

表(4) <各年の記載件数と平均(旧暦換算による)>

3X(±) \1		数と下つ		410000			
年	次	M. 2	м. 3	M. 4	M. 5	м. 7	M. 8
件	数	15,993	9,538	12,267	9,724	8,629	8,367
一日の平均	件数	45	48	35	30	24	24
(記載日	数)	(355)	(198)	(353)	(327)	(354)	(354)
一か月の平均	自件数	1,333	1,518	1,022	882	719	697
年	次	M. 9	M. 10	M. 11	M. 12	M. 13	計
件	数	8,692	6,577	7,572	9,452	9,430	106,241
一日の平均	1件数	23	19	21	25	29	28

(記 В 数) (384)(354)(354)(384)(326)(3,743)一か月の平均件数 669 548 631 727 853 839

※年間の記載日数(欠落や閏月あり)との関係に留意を要する。対比上、最も適当な目安は「一日の平均」である。

と言える。

₽ 著ではないにしろ、 その祭り日の定着性が窺われる。 顕著な数値の高さが認められ、 ば九月祭り(九月二十一・二日)については、 「ご縁日」(九・十日、二十一・二日)、 高い数値が認められる。 各日ごとに見た場合、 金光大神祭り(九月九・十日)や月々 変動の幅は更に大きく、 明治二年の時点で既に、 また、 正月の 期間等に 九月祭りほど顕 他に比して 例え

九月の数値が高く、 若干の相違は認められるものの、 にも照応し、 って参拝者が減少したという「覚書」や「覚帳」の記述® 件台に減少している。これは、 四・五年を過渡期として、明治七年以降は、およそ二十 十五件から五十件近くにまで及んでいるが、 各年ごとに見た場合、 表(3)にも窺えるように、月ごとに見た場合、各年で そのことを背景から裏づけるものである。 六月、十二月が低くなる傾向にある 明治二年、三年は一日平均で、 明治四年当時、 概ね一月、三・四月、 以後、 悪評がた 明治 四

(5)

0

通りとなり、 東は中部、

教祖在世の当時から既に、

論述の都合上、

は倉敷、 われるのかという観点から分析を試みたい。まず結論的に、柄であると言える。ことでは、どういった地名がどの程度窺 教祖広前の布教圏を知る上での貴重な手がかりになし得る事 に記帳されている願主の地域は、 れを大きく囲んで安芸、美作、 を中心として西は福山、 記載された地域の範囲を描いてみると、図⑴のように、 が第三圏となろう。 分散していると言ってよく、 たがる線域及び大阪 記帳される各人物を表示する上に用いられている地名は、 岡山、 児島といった一帯が第一の圏内、 (2)(摂津) 願主の地域分布に関わって 尾道、 が第二圏となる。 それらを取り囲んで広がる国々 播磨、 三原、 概ねこの第一・第二圏内に 伊予、 北は小田郡、 讃岐、 「広前歳書帳 そして、 総社、

に各地名についての初見の事例を年代に従ってあげると、 さて次に、以上の内容を具体的に窺っていくことにする。 遠域の国々からとり上げていきたい。 関東地方にまで及んでいたことがわかる。 願主が、 阿波にま 西は 次 九 東 出雲 伯耆 丹後 但馬 因幡 石見 丹波 備前 周防 550 伊賀 筑前 伊勢 伊予 土佐 豊後 第 圈

図(1) <記載地域>

える。

いて備前、

備後の順になるが、

備中、

備前を併せた比率が七割から九割に達することから、

近域

Ó

備中国

その中でも浅口郡内の

(1)

明治二年、

十三年両方に共通して見られる傾向として、

明治二年及び十三年の一月中

(旧暦) の記事をとり上げることとし、

地域的な分布状況と、その件数についてはどう窺われるだろうか。

その変化の様子を併せて見てみたい。

表77に旧国

では、

近隣の諸国を含めて見た場合、

郡名に従って類別し、

表示したように、

表(5) <初見の国名または都市名>

表(b) < 	、初見の国名または都市名>						
年代	国名・都市名						
M. 2	大阪、紀伊、加賀、尾張 因幡、播磨、伯耆、石見 安芸、讃岐、阿波、伊予 長門、美作、周防						
М.3	京都、但馬、筑前、肥後						
M. 4	能登、越前、出雲、豊後 土佐						
M.5	越中						
M. 7	美濃、遠江						
M.10	伊勢						
M.11	豊前						
M.12	東京						

に それぞれの地域の記載件数について、 因に明治七年の帳面を例にして窺ってみると、 それ以外は非常に稀な事例ということになるが、 表的に示したようになる。

ح

三年に急増)が、 の帳面全体を通して見ると、これら四つの国以外に播磨、 の表のみから見れば、 比較的記載頻度の高いそれと言える。 美作、 伊予、 讃岐、 安芸が頻度が高く、 阿波両国及び大阪(但し、これについては後述するように明治十

表(6) <国別記載件数 (M.7)>

_			
国	名	件	数
美	作		104
伊	予		80
讃	岐		49
了小	豆島		ſ 19
l 塩飴	諸島		\ ₂₄
安	芸		26
長	門		4
周	防		4
阿	波		3
紀	伊		3
播	磨		2
美	濃		1
遠	江		1

※讃岐については小豆島、塩飽 諸島を別枠で示した。

比率が特に高く、続

概ね東へ広がっていると言

表(7) <地域分布の割合 (M.2.1月及びM.13.1月)>

国・郡・	上 :	率(%)	国・郡・	比	率 (%)
都市名	M. 2	M. 13	都市名	M. 2	M.13
備中	68.3(144)	50.3(100)	備後	5.3(12)	16.8(11)
浅小賀川窪後下上都	39.5(53) 7.2(19) 5.9(14) —(2) 7.8(22) 1.1(6) 2.8(11) —(3) 3.2(14)	25.5(43) 8.7(17) 2.8(3) —(1) 3.4(10) 4.5(12) 2.9(6) —(1) 2.1(6)	芦神沼深御安 芸作	0 0.9(5) 1.1(3) 2.7(3) —(1)	-(1) -(1) 1.0(2) 1.5(3) 12.3(3) 1.8(1)
阿賀	0	-(1)	讃岐 伊予	1.1	0.6
備前 赤 磐 山城 久 島 道 高 上 津	22.6(63) -(4) 0 7.5(18) 0 10.7(23) 0.9(8) -(1)	24.8(106) -(3) -(3) 4.0(17) 2.1(6) 7.5(30) 8.9(35) -(1)	阿播周伯大紀近	0 0 0 0 0.2 —	0 — 1.0 — 3.9 0 —
御 野 和 気	2.2(9)	1.2(8) —(3)	不明	2.0	1.6

※比率は、記載件数全体(1月中)に対するそれである。棒線は比率が低く数値 化しなかったもの。括弧内は記載されている村の個数である。

表(8) <地域別記載件数順位>

順位	M.2 (件数)	M.13(件数)	順位	M. 2(件数)	M. 13(件数)
1	岡 山 126	尾 道 101	6	中 田 48	向 島 37
2	玉 島 68	岡 山 52	7	天 城 43	足 守 29
3	黒 崎 64	大 阪 50	8	柏 島 42	柏 島 29
			9	船 穂 40	黒 崎 28
4	連島 61	高屋 42	10	大 谷 39	玉島 27
. 5	下津井 54	笠 岡 39	:	: :	

(4810)

(口)

分布上の変化については、 表切中に窺えるように上道郡(備前国)で の著しい伸張もまた 注目されるところである。 三年に至って、グループでの教祖広前への参拝傾向が顕著に認められるようになる。この他に、年代の移行に伴う地域 因するものである。とうした傾向を各年の帳面全体から見ると、尾道地域の場合は明治十年前後を境に、大阪は明治十 加があげられる。これは、表圏に明らかなように、尾道と大阪からの参拝者が、この頃には多数を占めていたことに起

明治二年との対比で、同十三年の傾向を窺うと、備中国内(特に浅口郡)の減少と備後国内(御調郡)、また大阪の増

記 載 人

IV

(C)性別は、省略されることもあり、一方で神号や一乃弟子を認められた人物については、その称号が記される場合があ 士の場合には、 (a)(b)(c)(c)(d)(e)(e)(f) 地名に続いて「~講」「~藩」と記され、同様にして「出社」と記される場合もある。また、旧干支、 別があげられる。但し、それらだけをもって各人物が一様に記されるわけではなく、講の成員や藩 人物を表示する上で一応の基本となる項目としては、 (a)地名(居住地)、(b)干支(生まれ年)、(c)性

他に、 姓名や「~氏」と表現されたものや年齢、母、妻、夫婦……といった願主間の続柄が付記されることもある。

以下では、人物の表記に関わる、とうした記載内容から窺える点々について分析を

- 7 一、砂崎金子明神礼参 試みるとととする。
- 1 一、玉島五軒家一ノ出し 神号、一乃弟子、出社 これらの称号をもって記される人物は、 当時の所謂篤信
- 3 一、小田村出社金子明神 者を示すと言えよう。具体的な事例は⑦~のの通りであるが、例えば神号取得者の

場合、 表(9) のような数々の 神号が認められ (明治二年、以下同様)、 とりわけ 「金光」

打ちをもとにした明治二年全体の記載件数

|年の帳| さて、

面には

乃弟子が四〇二件、

出社は二四三件を数えることができる。

(一五、九九三件)との比率で見ると、それぞれ二・四%、二・五%、

延べ数で三八〇件(不明分を除く)を数える。

単純に対比はできないものの、

右に見た明治二年の場合、神号で記載されている事例は、

表(10)

<神号取得者の地域分布 (M.2) >国郡名 村または字 延べ数 中 備 282 浅 口 (196) 大 谷 6 占 見 10 西 六 3 砂 崎 10 安 倉 17 大 島 6 呵 賀 崎 72 玉 島 54

長

柏

西

小

今

西

笠

福

早

総

庭

長

79

袛

今 在 家

尾

津

岡山城下

小 田

窪 屋 (5)

都 宇 (1)

賀陽 (40)

上道 (15)

備 前

備 後

> 御賀 調茂

不 明

計

(40)

尾

島

原

田

立

濱

岡

井

島

社

瀬

利

神 御

園

道

江

西阿知新田

4

6

1

7

1

13

10

16

5

1

4

36

91

76

6

1

1

7

5

2

3

9

387

玉島や阿賀崎から上道郡に至る、大谷より東に位置する地域に取得者の多かったことがわかる。 「金子」といっ た略称が多く用いられていることがわかる。 そして表価に示した通り、 その地域分布について窺うと、 同様に

※ 括弧内の数字は、郡内の 合計数

表(9) <神号の種類と 記載された延べ の件数 (M.2)>

	07.77	SX (1V.	1.4//
種		類	延べ数
金	光 大	神	1
金	光大明	神	26
金	光	大	1
金		光	41
金:	光大向明	神	1
金	光向明		2
金	光	向	3
金	子大明	神	24
金	子	大	6
金	子 明	神	38
金	子	明	1
金	子	神	2
金		子	146
金	子	宮	13
向	明	神	5
向	75	神	, 8
问		神	1
-	子 明	神:	6
. —		子	1
子	大 明	神	1
子	明	神	18
子		明	3
大	明	神	5
明		神	14
	乃弟子明	神	10
	乃出明	神	2
_	乃 明	神	1
不		明	7
	計	_	387

(4812)

とれらを

表(12) <初参拝年月日による対照>

XIII (1)21+1/1 1(100 2/1)///							
直信名	初参年月日	有無					
秋山 甲	M.11. 9.21	×					
伍賀 慶春	M. 7. 9.21	×					
白神新一郎	M. 3. 1.20	0					
瀬戸 廉蔵	M. 8.10. 8	\times					
利守千代吉	M.12. 7.15	×					
難波 幸	M. 9. 7.11	\times					
鳩谷 古市	M. 8.10.15	×					
平野 登美	M.12. 4.28	×					
福嶋儀兵衛	M. 2. 7. 1	×					
山本定次郎	M. 9. 2. 9	×					
1	i .	1					

* とは帳面上に認められる 記載の有無である。

<各称号の延べ数による対比>

ĺ	2-41-4	- H 14 .	, -,-	
-	種	別	M. 2	M. 4
	神	号	380	22
	→ <i>J</i> ?	弟子	402	6
	出	社	243	. 0

五%となる。 これは、 者」或いは「ゑん」との表現が、 前歳書帳」からは、 ところで、 明治三年九月に浅尾藩から下った、

以上の称号に関して一つ補足しておきたいことがある。

即ち、

明治四年以降の「広

神号その他の称号で記される場合が大きく減り(表価参照)、代わって「玄ん

所謂篤信者を指すそれとして用いられるようになる点である。

「出社神号」を差し止めるとの沙汰の影響からであ

歳書帳

佐藤と思しき人物の同帳での初見は、 ろうと推察される。 直信 が、 の記事との対照を試みておく。 これまでに伝えられている初参拝の日となる。 次に、 直信と呼ばれる人々について、 一例を佐藤範雄に求めてみると、 それより約一年後の明治十年旧一月一日 それぞれに伝わる初参拝年月日と「広前 しかし、 同日の 明治九年旧一月十日(新二月四日) 「広前歳書帳」には該当する

記事が認められず、

はそうとして、 結果であり、 今後さらに究明すべき問題である。 えられることからすれば、 願い事をもって教祖に届け出た願主は「広前歳書帳」に記されると考 初代白神新一郎の場合に該当記事が認められるのみである。 事中である。 人物を窺うことは、 日まで判明している人物に限定して、対照を試みた結果であるが、 表(12)は、 推定の域を出ないことを断っておくことがいるが、 「広前歳書帳」には右に例示した佐藤や白神のように、 人物表記上の居住地や生まれ年から対照を施し 同様にして、 こうした齟齬が何によるものであるのかは, もとより、 初参拝の時期についての伝えが月 帳面の記事中に特定の (新二月十三日) 基本的に、 の記 それ

た

• 26 とうした点も含めた、 2 22 10 10 • 25 23 11 5 · 18 12 • 22 $6 \cdot 16$ る。 人物対照上の詳細な分析は今後に譲ることとし、ここでは彼らの帳面への記載に 百枝月村の氏子達を帯同したグループでの参拝の様子などを知るととも、 際に実弟・片岡実三や、 参拝傾向や、 知れる。 それと推定可能な人物が多く散見し、その人物が恒常的に参拝を重ねていることも 加えて、 片岡次郎四郎を一例にとってみると、 との表中に示したそれぞれの日の記事を追ってみると、片岡の参拝の 或いは九月祭り(九月二十一・二日)に併せて参拝している様子が窺え 「覚帳」にも見られるように(二一―38)、近隣の竹原村、 表(3)に示した通り、 月参りと思しき

ある程度

可能になる。 わる特徴を最後に述べておく。

表(13)

月・日

<片岡の参拝傾向

(M.10一旧)>

▼片岡次郎四郎

家内安全 礼 子生一、上道才崎亥ん金光 父身 巳年 ふぇ小人酉

M.13 (24-1)

② 一、西六高橋亥年 ▼高橋富枝

M.13 (22-1)

かいそ品と上 家内安全

区別する意味で書き込まれたものと考えられる。

M.13 (84-2)

▼瀬戸廉蔵 一、入田村 , 家内安全

> 受けられるわけではない。 人物を、篤信者に対して用いられる「えん」といった表現以上に、さらに特定化し められるようになるのであって、 の一部が併せて記されている。 即ち、 特に姓名の併記については、年代が下るに従って認 当初から「高橋」「せとれん」といった表現が見 高橋 瀬戸という面

ように、彼らの場合、神号や篤信者を指すと考えられる「玄ん」との表現や、

姓名

事例の回めは、いずれも明治十三年における記事であるが、これらからもわかる

代参」とあるのは、 次頁。 講の成員が願主として記されている場合について、まず具体例をあげよう 人数の記載は、それぞれの講員数を示すものと思われる。また事例②に「 講員全体の代表者のみが参拝してきている場合と考えられ、

例②では講員全員で参拝してきたのであろう九人分の干支が記されている。こうし

(4814)

た講参拝に関する記事も同帳からた講参拝に関する記事も同帳かられ、しかも広範なは相当数認められ、しかも広範な名の初見する年をもとにして年次名の初見する年をもとにして年次名の初見する年をもとにして年次名のが見するに従い、東は児島郡、年代を重ねるに従い、東は児島郡、年上道郡から美作へ、西は備後、安上道郡から美作へ、西は備後、安上道郡から美作へ、西は備後、安上道郡から美作へ、西は備後、安上道郡から美作へ、西は備後、安上道郡から美作へ、西は備後、安

講連九中

3

巴辰巴午寅年年年年四日 安酉巳卯巳 全年年年 M.2(14-1) 十三人 安全願西原村 講連中

M. 2 (12−2)

表(14) <講の所在地>

	32(14)	my ン / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
	M. 2	M. 3	M. 4	M. 5	M. 7	M. 8
下	竹(浅口)	本 庄(浅口)	吉 浦(浅口)	大谷(浅口)	大 崎(児島)	林(児島)
西	原(〃)	池 迫(児島)	益 坂(〃)	占 見(〃)	下 (上道)	北 方(上 道)
長	尾(〃)	庭 瀬(賀陽)	八 濱(児島)	田 井(児島)		南 方(〃)
安	倉(〃)		興 除(〃)	福 富(御野)		砂 場(")
矢	柄(〃)		彦 崎(〃)	. 1		竹 原(〃)
矢	掛(小田)		倉 敷(窪屋)			竹田(御野)
追	分(〃)		長 利(上道)	1		窪 木(賀 陽)
園	井(〃)		神 下(")			坂 根(和 気)
西	濱(〃)		沖新田(〃)	1		
笠	岡(〃)		牛 窓(邑久)			
天	城(児島)	1			福 山[備後]	-
久	代(下道)				三 原["]	
岡	山城下	tt Ø		松 永[備後]		
西	大寺(上道)	村 名[周防]無記入[周防]		鞆 津["]	小豆島[讃岐]	本 郷[安 芸]
	M. 9	M. 10	M. 11	M. 12	M. 13	
出	石(御野)	山 手(窪屋)	福 江(児島)	迫 川(児島)	茶屋町(都宇)	
		海 吉(上道)	米 田(上道)	高 屋(後月)	足 守(賀陽)	※ 備前・備中国
			倉 富(")	政 津(上道)	東平島(上道)	については、村
			円 山(")		長 岡(〃)	または字名(郡
			福 里(邑久)	_	兼 基(")	名) それ以外に
1					穴 甘(〃)	ついては、村ま
尾	道[備後]				下山田(邑久)	たは字名[国名]
今	津[//]]				で示した。
松	山[伊予]	海田市[安芸]	向 島[備後]	荻 路[備後]	桑 [美作]	

表(15) <各講の記載件数と人数 (M.8)>

所在地(郡・国)	件数	人 数	竹 原(上道)	1	8
下 竹(浅口)	6	5	北 方(〃)	2	22
安 倉(")	1	20	長 利(〃)	5	100~105 64~ 70
長 尾(")	1	8	南 方(")	2	11~23
西原(〃)	1	1	砂 場(〃)	1	12
	_	_	下 (")	1	
園 井(小田)	3	5~6	竹 田(御野)	3	19~23
追 分(〃)	2	15 17~18	窪 木(賀陽)	1	3
池 迫(児島)	7	12	坂 根(和気)	1	14
大 崎(")	1	16	牛 窓(邑久)	1	12
林 (")	1	9	弓 削[美作]	6	14~22
天 城(")	1	15	福山[備後]	1	7
岡山城下	4°	6	三原[〃]	1	23

% 1 所在地の示し方は表(14)と同様。

※ 2 5~6→参拝の度に人数に幅のある場合、下限~上限の数 値を示した。

> →同一地域の複数の講から参拝していると判断され る場合、分けて示した。

> > 4

講の規模を窺う手がかりともなるそれぞれ

0

講 の

次に、

明治八年の帳面を例にとり上げ、

講参拝

数につい

て見ておこう(表版)。

ととに示した通り、

ح 一の人 度

度 0

年の場合では講全体の四割に当たる十箇所の講

また講員数については、

概ね二十人程度ま

多いもの

は五し七回

の参拝に

しかし、

中に「長利」の講

(髙畑弥吉)

のように たようで

なお、

これ

つの講が形成されてい

例えば児島地域における「一心講」

その講名

→人数の表記がないもの。 ある。 らの講のうちには、 百人を越える大規模なものも見受けられる。 での集まりをもって、 及んでいる。 以上の参拝を重ねており、 (十七~十八人)、「願心講」(十二人)のように、

の記事の上から察せられる。 る場合、 とい 階層 が記されているものもある。 っ た 恐らくは商家を指し 願主の身分階層については、 般庶民層のみならず、 まずー 般庶民層については、 てい ると判断できようし、 藩士層にも広く及んで 農民 例えば事例 商 漁民

中してい ていることがわかる。 る傾向が窺える。 また数の上では、 やはり東域 K

集

(4816)

(t)

家内安全 卯

岡山廣瀬町西

Ð

0 た様子が、 ような

屋号

が記されてい

た願 6) 事

の内容をもとに、

「五穀成就」等とあれば農民

商売繁昌_

は商人、

「海上

M.2(3-1)

ノ年女 (ノ年男

子

同

帳

想像される。

同帳にあっては、

願主の階層や職業が、

そして比率からすれば、農・商層が大多数を占めたであろうことが、

記帳された内容からでは判別し得ない場合も数多くあって、

安全」は漁民といった判別が可能である。

全般的に各層の比率を把握するに十分な手がかりとはなり得ない。

表(16) < 男女比

(M.2.1月)> 性別 比率(A) (B) 70.2(%) 男 2.3 女 29.8 1 ※ (A)は%、(B)は女性を1

記をもとに、

明治二年一月の場合を例にして男女の比率を窺ってみると、

表的の通り、

全体の七割程度を占めることになるが、

およそ、

庭瀬御殿様

F)

(3)

庭瀬藩

鈴木

家内安全

M.4 (16-1)

備前、 た

備中、

備後、

美作に点在する旧各藩から藩士の参拝のあったことが知れる。

もっとも、

藩主当人が参拝

記事上のみか

男女の比率を推

「 ふ え く 」

中には事例ののような藩主と思しき人物も散見する。

それとも代人の参拝による願い届けなのかについては、

に鶴田(建部町)、高梁、

浅尾、

岡田 (夷備町)、

鴨方、

倉敷、

新見、

福山などがあげられ

 \bigcirc

岡山藩

申ノ年男

M.4 (5-2)

ば窺える。 特に庭瀬、

ことに、

同帳の記載上に窺われる主な藩

(県

名を列挙すると、以上の他

足守及び岡山藩については、

数人がグループで参拝している形跡がしばし

明治二年以降、 地方藩士の入信は、

随所に認められる。

とれまでの伝

家内安全

承からも知られるところであるが、

同帳には、

方、

藩士層については、

その記帳のされ方からして、判別が比較的容易である。

M.2 (191-1) していたのか、

とした場合の男性比

男女比

らは判断できない。

し量ってみよう。その際には、 ·妻」「母」「忰」「京代」等の表現も、性別を知る手がかりとなし得る。それらの表(st) (cst) 次に願主の性別について、表記されている場合に限定して、 「男」「女」といった文字通りの表記の他に、

の比率が願主全体についてあてはまると考えられる。

女一に対して二・三と男の比率が高く、

教祖とその家族

最後に、

教祖自身、

或いはその家族が願主として記載される場合に

(4817)

の他の箇所をも適宜参考にしつつ、説明を加えていきたい。

宻 一**、**金光酉之生 六才上 M.11 (11-1)

ついて、ふれておきたい。事例図は、願主が教祖自身であることを指している。 た記事が、明治八年以降の各帳面の冒頭もしくは、その年の旧暦一月において、 とうし

家内中礼

M.12 (81-1)

のととを祈願内容にして書き留められている。との他、明治十二年旧八月八日には事例

またとせについては、 教祖と同様に、とせの生まれ変わりの神伝(「覚帳」三一8)に関連する記事が見られ、その いようにしてやるぞ。……」(「覚帳」二三-9)との関係で記されたものと推測できる。 ③のような記事も認められる。とれは、その日に下ったお知らせ、「……家内中病気な

他の家族についても、萩雄の場合には、召喚を受けて玉島の「会議所、警察場、巡査所」へ出頭したこと(「覚帳」二一

-3)に関わって、また宅吉は働きに出た松山の酒屋からの帰宅(同九-22)に関わって、さらにくら、とのについては、

の記事にそれが認められるように、しばしば参拝している様子が窺われる。 (同110-8)、 眼病 (同二四-19)に関わって、それぞれ関連記事が認められる。また、金吉の場合にも、「覚帳」

願い事、供え物、 書付等の下付に関わって

V

(1) 願い事の内容

願主の祈願内容は、一面で、

別を試み、その内訳をグラフにして表示すると、 そとで、そうした願い事の概要を把握するため、 ることによって期待した、その霊験の中身が如何なるものであったかを反映するものでもある、と言うことができよう。 さしあたり明治五年一月~三月の同帳の記事を例にして、便宜的な類 図2の通りとなる。以下、それぞれの項目の内容について、同帳のそ

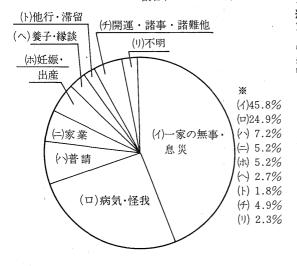
当時の生活習俗や世相を反映していると共に、他面で、当時の人々が、

教祖広前を訪れ

家の無事・息災」……「家内安全」

「内も安全」「身上安全」「安全」「身上」など。これらは、(うちわ)

図(2) 〈願い事に占める各項目の 割合(M.5.1~3月)>



表(17)<病気の項目における諸表現

(M.5.1~3月を例に)>

種	別	諸内容				
部	位	眼、耳、喉、頭、肩、手、指、胸、 腰、腹、足、歯、身体				
症	状	痛み、腫れ、しびれ、つかえ、苦り				
病	状	癪、痼、虫、冷え、咳、たん、 目まい、出き物…				
体	質	虚弱				
病	名	風引き、疱瘡、中風、淋病…				
一般表現		病気、大病、当病平癒				
怪	我	けが、打ち(身)				

分に次いで占

める比率が高

る。

それ故に、

るものでもあ

は (1) 記される場合、 症状をもって 身体の部位や したように、 その表現 表仰に示

象の一 であろう。 事であり、 げるような具体的・個別的な願い事の内容に対して、家庭生活の万般にわたる平穏無事を希求する、 つとして数えられ、 病気・怪我」……「めあすみ」 事例が最も多い。 そしてそれは、 幾多の参詣者を集めていたことの現われと考えられよう。 教祖広前が、 特に願 い事の記載がなされなかった場合も、 「ひん」 当 一時既に、 「風引」 人 Þ の重層的な信仰の情況下で、 との項目の中に含めて考え得ると言ってよ 所謂霊験あらたかな神仏参詣 どく 般的な願

にあっても、 「もらニあり」(腹にがり) 人々にとって最も大きな苦難の一つであり、 「当平」 「 よ 翁 ハし など。 病気は、 11 つ の時代 また

(p)

機に数えられ 主要な入信動

(4819)

Ó 校 何以下にあ

(木)

妊娠

・出産」……「おんぶん」「林月」「月のび」「さん」「さんこ」「ちゃすくなし」 (産 娠) (産 飯) (産) (産) (乳 少 な し)

通りとなる。また、同帳からは、その当時の流行病との関連 具体的な病名が記される場合、単に病気とのみ記される場合 同じ明治五年一月~三月を例にして見た場合、表18 様々な仕方でなされている。 病気に関する願い事の内

半六間半」といった建物の大きさまで、具体的に記されている場合もある。 「これらノのレ」といった事例が顕著に窺われるようになる。(36 4) のを探り得、全国的に麻疹やコレラが流行した年には「もしの」(はしか) 「北方」「辰巳方」といった建築の場所・方角、 種 别 なお、普請にまつわる多くの願い事が教祖 当病平癒 眼 腹 足 虚 弱 病 灵

(M.5.1~3月)>

表(18)<病気関係の内訳 比率(%) 13.9 9.7 8.9 7.5 7.5 5.9 5.1 え 冷 出 物 3.2 き など。 手 2.5 身 体 2.5 風引 き 1.9 とれらの 頭 1.9 1.5 腰 : :

うになり、 いて、農・商・ まま見受けられる。因に、そうした願い事から、 つくり」「みかんうり」「綿事」「あみおろし」など、その内容が具体的に記された事例(煮り) 安泰を希求する一般的な祈願内容の事例で占められているが、中には、「酒造出きよし」「小ゆしょう神 家業 漁業の比率が意外に高いことが注目される。 (職業)」……「正もい(繁昌)」「海上安全」「五穀(成就)」など。 とれらのうちの多くは、 漁業の各比率を窺ってみると、 明治五年一月~三月を例にした場合、 家業が判別できる事例に限定し、 それに基づ 表(19)のよ 家業の繁栄と

様の所願内容に関わって、「断」「ふれ(無礼)断」といった願いが付記される場合が折々に認められ、@(ととわり)

その点が興味

二間

(ととわり)

広前に持ち込まれる背景には、やはり当時の方角日柄説遵守の生活習慣との結びつきが想像されるが、以上のような各

表(19) <家業関係の内訳

(M.5.1~3月)					
種]]	比率(%)			
商		48.9			
漁		38.2			
農		12.9			

(4820)

表(21) <縁談関係の内訳 表(20) <妊娠・出産関係 の内訳 1~3月)>

(M.5.1~3月)>					
種	別	比率(%)			
妊	娠	27.7			
出	産	44.0			
産	後	10.2			
その	他	18.1			
C _{III} O	の道	(4.5			
\ 	分	6,8			
l _月	役	3.4			
·/ (. 7 0 //h 0 2 4					

→ その他のうち の代表的なもの

る内容のものであると考えられよう。

りである。なお、これらの諸事例の中で特徴的なことは、普請の場合と同じく、「方角断ゑん出」 れぞれ養子・縁談に関わる諸般の事柄が祈願の対象となっていたことが推察され、 の問題を願い出ている場合も窺える。養子・縁談それぞれについての願い事の比率は、表図の通 時には離縁上

うち、産後、その他については、その多くが肥立ちの上での変調を訴え

期における願い出の多少について、その比率を求めたものである。その

ろう。表20は、妊娠中・出産時・産後・その他に分けて、それぞれの時

に「子なし」といった事例も、これに準ずるものと考えておいてよいだ

とっての祈願内容の主要な位置を占めるものであったと考えられ、

「ちノ道」「ちふん」「月役」など。もちろん当時も、これらは女性に(血) (血分)

出立に際しての行程や滞在先での無事を祈願しているものである。 (**| |** 「他行・滞留」……「う行」「道中安全」「舟中安全」「丸亀出無事」「東京詰中安全」な

柄に拘束されて判断せざるを得なかった当時の人々の様子が窺われる。

「ゑんふれ断」といった内容の記事が見受けられることであり、縁組に際しても、やはり方角日

(M.5.

別

談

子

比率(%)

76.1

23.9

したわけである。そうしたものの中には、例えば西南戦争の勃発した明治十年に、 「失せもの」「ふし合」など。YIの場合のように必ずしも一家全般の身上に関することとは言えず、どちらかとい「開運・諸事・諸難・その他」……「かいうん」「出成」「長久」「くり合」「ほうこう無事」「隠居」「才なん(災 難 個別的な願い事ではあるが、 -には、例えば西南戦争の勃発した明治十年に、「千惣出夫事」といった願い事が持さりとて问~19にあげた項目にも属するとは言えない祈願内容を、この項目に一括

(4821)

ち込まれるようになるなど、その時代の世相を反映した祈願内容を窺うこともでき、或いはまた、 出社の成立(「人。願ニき礼」)を伝える事例など、 布教研究上の観点から注目される内容も散見する。 講の成立 (「講もじめ なお、 (リ) の

「料買」「出買」「上料」など、その意味が不明のものである。

単に「礼」(「礼参」)とか「参」とか記されている事例について、付言しておきたい。 さて、以上一通りにわたって、願い事の諸内容を概括的に説明してきたが、最後に、次に示す事例○○□のように、

礼 M.13(15-1) \bigcirc

E

一、才崎村 亥年 参

一、上道福泊 小なみ 卯女

亥年未女卯小人

事例○○については、当然ながら、かねての願

からずあったであろうが、いちいちの事例にあたっ 事が成就したことに対する礼参りを指す場合も少な

くが、月参りなどで参拝を重ねている場合の、そう てみると、むしろ、事例〇〇ピのどの表現もその多

もしくは「参」と記されている事例が大層多いことが知れる。そして、もしそうであるとすれば、 る。因に、明治二年一月の記事を例にして検討してみると、神号や一乃弟子を許されていた人物の参拝に対して、 固定参拝層を推し量る上での大きな指標となし得るわけであるが、今後さらに検討を要すべき点ではある。 「礼」「参」の表現

した定例の参拝のことを指して「礼(参)」と、 もしくは、 敢えて「参」と記し用いられている、 と推測されるのであ

(2) 供え物の内容

月中の記事を例にして、そこから窺われる供え物の内容を掲げたものであり、ゴシック体で示したものが主要な事例で 参拝者の供え物については、 概ね「……上」と記されている点から、それと知るととができる。 表(22)は、

表	(22) < 1	共え物の-	一例 (M.	. 2.9月)	>		
種	別		事			例	
具体的	的物品	餅、綿、米、塩、	肴(魚)、 砂糖、	柿、幟、	酒、口	ウソク、 、など	芋
そ 0) 他	出来初和	恵、品(々)、御供、	寄進、	など	

があげられる。 さて、以上示したような供え物に関わって特徴的なことをあげるとすれば、正月に餅を供え

ある。この他に、同帳全体にわたって見られる主要な供え物としては、菓子、絵馬、提灯など

るといった習慣に代表されるような、諸行事と供え物との関連性であろう。例えば、表圀に示

大半を占め、金光大神祭り(九月九・十日)や九月祭り(九月二十一・二日)には、 顕著な事例である。 また同様にして、 表図・図に示した通り、正月(一月)には餅が供え物の した通り、五月五日の前後に集中して節句の日の供え物(「せくう上」)の見られることが、その ・綿など、多くの供え物のあったととが窺える。特に二十一・二日は、たとえ、それが月々の 出来初穂・餅

なお、「さいせん上」「きえん上」といった事例からすれば、金銭による供え物もあったとら九月には、各地の氏神祭りに併せて、供え物が奉献されていることも推察される。 ® その他、毎月の十五・六日についても比較的供え物の件数の多い様子が認められ、旧暦八月か 縁日の場合であっても、やはり出来初穂や餅をもって供え物が多くなされている傾向が窺える。

書付・守札・洗米の下付

考えられるが、その額を推し量り得るような記述は、何ら認められないととを付記しておく。 考えられ、或いはまた「御供」といった事例の中にも、金銭によるそれが含まれているものと

(3)

い。まず、事例⑦(一四五頁)には「付」という字が記されている。このような記入がはじめて認められるのは明治七年 (旧一月一日) で、以降十三年に至るまで随時同様の記入例が散見する。初見が明治七年という点からして、これは「天 ところで、本節の最後に、個々の願主の祈願内容に併せて、次のように記された事例が認められる点にふれておきた

表図 <供え物の事例と延べ数 (M.2.5月)>

事例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
出来初穂せくう品(々)	1	1	1	1 8 1	9 14 3	4	1	1	1	1	1	2	5	3
御酒肴ぐい			,	1		2				1	1		1	1
手提ロテの い灯ク他				1		1			*:		- 1		1	
計	1	1	1	12	26	7	2	1	. 1	2	3	2	7	4

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
10	9	3	8	5	2	3	19	10	7	3	4	3	3	3	123
1	2				1		1 3	1	1		1		1		24 9 9
2					1	2			-		_		_		6
	1		1			1				_	1				2 3
	1	1	1					1	2	1	2			1.	2 2 9
13	13	4	10	5	4	6	23	12	10	4	8	3	4	4	193

表図 <供え物の事例と延べ数 (M.7.旧1月)>

			•											
事例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
餅初々) 悪来(酒の の	18 2	17 1 1	22	14	4 2	2 2	10	3 2	1 2 1 2	4	10 2 1	1		
-C 05 1E	1		3			4	1	1	4		1			
計	21	19	25	14	6	4	11	6	6	4	14	1	0	0

(以下、次頁へ続く)

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計
6	4 3 2	2	3 1 1 1	2		1	6 1 1	3 1	1	1	1	1	1	4	137 13 12 5 2 14
7	9	2	6	3	0	2	9	4	2	1	1	1	1	4	183

表図 <供え物の事例と延べ数 (M.13.旧9月)>

事例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
餅 綿 出品 (々) 高 、進	1	1	1			1		1	11 3	$\begin{array}{ c c }\hline 4\\2\\1\end{array}$	1	5 1	1	1 1 1	2
寄幕。	2	1	1			3	1 1		1 1 1 1	1 1					2
ロウソク そ の 他	3				1	2	2	1	3	3	1	1			$\frac{1}{4}$
計	6	2	2	0	1	6	4	3	20	12	2	7	1	3	9

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
1 2 3 1	2	1 3	1	1	17 10 4 1 1 1 1 1	20 15 6 1 1 1 1 5	2 1	1	1 1	2	1	3	1 1 1 1 1		60 50 21 7 7 6 5 5 4 4 35
7	2	5	2	1	39	50	4	3	2	2	2	3	4	0	204

付

種 别

書 札

守

守札の配布率

(M.11.旧9月)> 件数(件) 比率(%) 1.9 14 19 2.6

表(26)は、

事実、その期間においてしか、○の事例は認められない。

結果的にその配布が禁止されるに至ったことが

下った「一つ、木札、守り出すな。……」(二二-3)との神伝により、 じく西大寺村の氏子を(旧八月二十四日)その始めとして配布されることになったものの(T三1—19)、 旧十一月十七日に の点からみて、これは、参拝者に配布された「守札」を指すものと考えられる。「覚帳」によれば、川手与次郎らによ 地書付」のととを指すものと思われ、その下付を意味する記事と言える。 事例◎には「守」とあり、これについては或る例外を除き、明治十一年の帳面にのみ幾箇所も認められる。 同年旧八月十八日に広前に出され、紙札が上道郡兼基村の氏子を(旧八月二十二日)、木札が同 M.11(64-2) 0 同 守 巳年男 三十四 正方 家内安全

方

って調えられた守札が、

9

邑久郡福里村

M.11(63-1)

明治十一年旧九月中の期間を対象にして、書付・守札それぞれが下付された割合(件数)を、その間 含めて三枚といった具合に配布されていた様子も窺え、実際に下付された数量は、件数れず、それに、たとえ件数としては一件でも、例えば講の成員分として一度に十四枚、 もっと上まわる、と考えられる。 広い範囲に及ぶものではなかったと考えられる。但し、下付する都度、必ず記帳されたとは思わ の記載件数との対比で示したものである。これからすると、書付・守札の下付については、 件数の比率を 家族分を

た記事から知れるように、 を「さらに買い改め」(明治二年)ていることが窺えるが、 「覚書」(一七―1)「覚帳」(一三―1)の記事からは、 一度に何枚もの数が下げられた様子が察せられ、 事例母に見える「久米ろく願」といっ(供来方) 洗米 (供米) 紙の調達が時々に必 の紙(御神米の用紙)

4 一、足守松浦申年大参

同ふく礼 家内中 M.10(14-2)

たものとして解されてきていた。先にふれた年間の記載件数と明らかにされており、その数値からして、願主全般に下げられ 宅吉の手控えによって当時の一年間の下付の枚数が下表の通り 要とされたことが頷けるのである。ところで、洗米については、

VI

対比してみると、概ねその数と合致しており、改めてそのことが裏付けられると言える。

その他の主な記載内容について

ここでは、V節までに盛り込み得なかった、その他の主な記載内容を、まとめてとりあげておきたい。

(イ) 天候・気候、歳時・歳事に関する記事

しばしば見受けられる。事例②は、明治十年旧五月十七日(新六月二十七日)の記事の冒頭部分であるが、そこには、大 同帳には、 日付の書き込みの下に、天候や気候、それに節季や地域の歳事に関する書き込みのなされている場合が、 谷一帯の田植えが終ったこと、 その日、小雨の降ったこと、が

谷中田うへすみ 一、……… 小うるい M.10(38-2) は 書き込まれている。こうした、 明治四年の帳面から漸次認められ、 日付に関するメモ風の書き込み 同五年三月からは頻繁

3

二十七日

十七日

て主に記録しているととが特徴的である。天候や気候のとと以外には、例えば、「とよう入り」「田植いさし」「氏神® (主 用) (t) ら知れるように、その内容は天候・気候に関するものがほとんどであり、それも雨・風のあった時、 に窺えるようになる。表図は、明治十年一月の記事を基に、そうした書き込みの部分を抽出したものであるが、(回項か 所謂悪天候につい

まつり」等、この地方の歳時・歳事について記される場合が散見する。

(4827)

14,222

17,437

年次

M.12

M.13 M.14

枚 数 15,911

(バ) し得るような、 お知らせ・ 理解に関する記事

した背景の中での出来事が表中心の

如く、

簡略に

(L_) が は 関することの他に、 たという一連の出来事が窺える 翌日からは「説諭だけいた」し でよし」との指示を受け、 けて金光萩雄が 邏卒が訪れ、その後に召喚を受 ると、この時、 の同年同月の記述に照らしてみ る場合がある。 起きた出来事が特に記されてい たような、 十年一月中の記事には、 ところで、 (「覚帳」二一—1~4)、 身辺の出来事の略記 「人を拝むことすな、 その日 表別に示した明治 玉島・ 因に、 出 の教祖身辺に 頭した折 的項に示し 「覚帳」 鴨方から そう その 説諭

表(M.10.旧1月)>

15

日付 記事 内容 (a) (b) (道) 1 • 1 風寒し、増し 1 . 3 警察御出 六根一巻上げ 1 . 6 雨降り 1 . 7 夜まで風吹き 夜まで風吹き、寒し 1 . 8 風なき、ぬくし 説諭だけ致し 1 • 9 御願い届け致し 1 • 10 ぬくし 大ぬくし 1 • 11 雨降り 1 • 12 寒し 1 • 14 大寒し、風吹き 1 • 15 夜より早々雪降り 1 • 18 四つまで降り四寸も積み 1 • 19 今日より説諭だけ 願い届けやめ 1・20 夜雨風、明け西風に也 天気に也、西風吹き 1 • 21

※事例は全て解読文で示した。

(4828)

教祖の身辺の出来事に関するメモ風の書き込みが、 書き留められているわけである。 幾つか認められる。 その他 17 ę 「覚帳」 の記述と照合

								140
(モ) 一、益坂 子年身上(土) 一、益坂 子年身上(土) 日のび もとればしれ M.9(40-1)	まいるな 十五日 礼 参 願 M.12(2 一、と 8 や 問屋 て 次寅生女))	御四らせ 夫込也一三度かハリ9 (20M. (20		例を示して書き込みの内容を窺っておとう。	かりごなく、固々の頑圧で付してたすからん	行日御 行日御	十七日 末へ十八 ()	間一~十数例程度に留まり、時期同帳に見うけられる書き込みに
W. 5 (40 1)	W1.12(2 1)	111.0 (20	/	7	与 ,	VC :	月	的は
(3)	Œ		\odot	おり	ナとうこ	对片	十七	はお
せつにいきしヲキ たつね	申年 男 三十一才 田方さしつ願 利ふへいらし 正方さしつ願 利ふへいらし	上来為	てアつい即列が立ちつ一、矢部村松・子生	うつ。	すられた或云や里解と関する簡繁ところで、右の例は、教祖自身の	に対応するものであり、先にもふれ…此方には拝まいでもかまわん。	日の記述「一つ、木札、守り	、明治九年以降に事例数が増や知らせ・理解に関するものも
M.10(42-1)	M.11(19-1) M.1	.0(68-1)	7	受け	たけり	出土	加しあっ
	№	① (ラ	1	言き な	礼出文	すな。	ている
母参えなし 大病也	一、奥ノ酒屋 腹ニるり 仰道りニつに礼	一、本濱 巳年女ちゃ	一、玉嶋杉や亀八子 2(1-2)		かりではく、固々り頭柱と付して向けられた裁云や里解と関する簡格な書き入みも見うけられる。以下と幾つか、そのかいではく、固々り頭柱と付して向けられて、そればないですがあるが、そればでは、まればないであるが	に対応するものであり、先にもふれた守札禁止の指示内容が略記されている。…此方には拝まいでもかまわん。守り札出さん。書付だけ出せい」(「覚帳」二二-3)	月十七日の記述「一つ、木札、守り出すな。小の、こまい氏子が助からん。…(中略)	一~十数例程度に留まり、時期的には、明治九年以降に事例数が増加している。事例②は、「覚帳」明治十一年旧十一同帳に見うけられる書き込みには、お知らせ・理解に関するものもある。とはいえ、それは特例的と言ってよく、年
) (それば	34	(中略)	日 く、 年

たり、理解がなされたりした情況が窺えるに留まる。また、事例⑰ᄱのように、おかげ成就の結果の記され方によって、 達に向けられていた裁伝の様子が窺えて興味深い。事例の②②⑦では、ただ単に、商法や日柄方位に関して裁伝があっ 十五日に戻らなければ、それより三日延びる。戻ればわかることである」といった、具体的な内容が知れ、当時の氏子 気の願いに対し)四ツか九ツまでに全快しない時は、その他の氏子達も参って来なくてよい」「四国から四十二日で戻る。 その前提に裁伝や理解のあったことが推察されるものもある。 事例公②⑤では、 それぞれ 「(普請の願いに際して、三度その場所を変更しているが) 神に対する無礼になっている」「(病

「取次」「て次」「てつくき」、その他

た記載が認められる。それぞれの表現にどういう使い分けがあったのか定かではないが、いずれも、参拝の導きをした な「取次」「て次」(或いは「てつミき」)という記載である。同帳全体にわたって、月に数例程度の割合で、こうし 個々の願主に関わる内容として、その他にも特徴的な記載が見られる。まず目にとまるのは、事例⑫⑫に示したよう

(V)

同取次御之郡濱 家内安全

本家北方ノ方下おろし

回

M.10(10-2)

一、同て次倉敷 辰年女 一、早嶋米や 巳年参 家内安全 礼 M.10(38-2)

人物と導かれた人物の関係を示す言葉であ

か、「林ノてつゝき」「林ニ而おかけ 請」 て次ト申」「今ハ大阪ニ而おカけうけ」と て次ト申」「今ハ大阪ニ而おカけうけ」と はて) (ピて) (げ)

記事が認められるところからである。〈事例①回の場合は、前に記されている人物が導いた側、それに続けて記されている人物が 導かれた側であると思われる)

とかの記載事例が散見し、前後の記載内容から察して、それぞれが白神新一郎と金光梅次郎を指していることの知れる

149 された人物(実際には参拝してきていない)の願い事を、 前に 記された人物が言付かって 参拝してきていることを 示すも 同様な表記の仕方で、事例ののように「こと付」と記されている場合も認められる。この場合は、その次に記

(4830)

7

同浦崎一ノ出し参

M. 2 (10-2)

一、同こと付 酉年 四十五女

M.7(11-2)

9

礼

家内安全

付されている場合が、明治七年以降十三年に至る期間に認められることである。 のであると解し得る。 次に、今一つ目にとまるのは、記帳される願主の下に事例⑦のように、〇印の

しかし、この丸印が何を指すのかは、まだ解明ができていない。 その他にも、広前を訪れる願主に関わって、 例えば、

って来たことなどの書き込みがなされている例も、まま見受けられることを付記

傘を貸したこと、

しておく。

<結びにかえて>

おくことで、結びにかえたい。 べた「教祖広前の実態の究明」という側面についてどういった手がかりが得られることになったのか、それを整理して 以上「広前歳書帳」に記載された内容について諸分析を試みてきた。 最後に、ことまでの分析を通して、 〈序〉で述

ほぼ、 前の主な布教圏であったと推定し得よう。分布域の傾向からすると、東に伸張していることが特徴的と言い得、そのこ 播磨・摂津、それに海路を隔てた四国の伊予・讃岐・阿波からの参拝者数が多く、ひとまず以上の範囲が当時の教祖広 ととになったと言える。同帳によれば、 〈布教の分布様態〉……まず第一には、 背景にあったその地方の布教者の活動、 その三国に亘る域内からの参拝者が大半を占めていたと言ってよい。 その範囲は、 当時教祖広前を訪れた人々の地域的範囲について、大きな手がかりが得られる 特に白神新一郎の大阪での布教活動を彷彿させてもくれる。また、以上 備中を中心として、備前・備後という順に分布域が集中しており 次いで、 山陽道筋を西へ安芸、 東へ美作

参拝者が奉献した供え物の内容から、 と大差のないものであろう。 に関わる内容のものがあげられる。 様子を知る上に、 定が可能である)を通して、信者の実数の、より厳密な推定も、今後は時間をかけて行っていかねばならないことである。 拝者の性別・年齢層、 祭りなどの特定の縁目には、 はなし得なかったが、 も窺い得た。 年月日毎の平均記帳件数の割出しを通して、それを目安に布教情勢の推移を詳しく知り得ようし、 とになったと言える。 の分布様態や傾向は、 (願い事の内容、 〈参拝者の様態〉……第二には、 日々の生活の平穏無事を願うそれであり、 身分階層についても、 或いは時代的な比較検討によって、 多くの手がかりが得られた。 及び広前での布教活動の実態〉……そして第三には、 それに神号・一乃弟子取得者などの篤信者層についても、幾分明らかになったし、更に、本稿で その当時の日々の参拝者数や人物について、従来以上に、より具体的な推定が可能となった。 神号取得者や講を対象に見た場合にも、 固定参拝者層の割出し(複数回数の参拝者につき、一定時期・同一地域などを拠所として、ある程度の特 一方、 参拝者数も供え物の数も増し、その時には広前が平生にまして活況を呈したであろうとと 当時教祖広前に訪れた人々(参拝者) とれらの願い事に関する種類やその比率については、今後、 農、商、 個別的な願い事としては、 当時の神前の様子が、より具体的に察せられることにもなった。 漁の各層に加えて藩士層にも広く及んでいたことが改めて確認できた。 教祖の許へ持ち込まれた願い事のうち、その半数近くは「家内安全」な 漸次、教祖広前における特徴を明らかにしていく要がある。 この点は当時の人々にとっての神仏一般に向けられた願 まず病気があげられ、 概ね同様なことが認められるのである。 のととについて、 願い事の内容をはじめ、 次いで、普請、 様々な手がかりが得られると 他の神仏信仰に 当時の広前での布教の また、 家業、 正月や、 妊娠 い事の内容 また、 における ・出産 九月

等が、 そして、そうした参拝者に対してなされた理解や説諭に関する簡略な書き込み、書付や守札の下付を示す書き込み、 旧・末暦三様の日付の記入、それに天候や歳時・歳事、 願主の記帳と併せて折々になされていること、こうした点からは、当時の広前での布教活動の実情を、より詳し 時には、 その日の特別な出来事に関するメモ風の書き込み

(4832)

く推し量り得るわけであり、それらが、「覚書」「覚帳」に記述された内容についての理解を助け、もしくは、その記述 の背景の事情を知る上に、この上なく貴重な傍証となり得ることを、ここに改めて記しおいて、本稿を終えたい。

(前教学研究所助手)

1 『金光教教典』所収「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」 以下同様に略記して示した。なお、教典からの引用に際し

認められる(「覚書」一七―1、「覚帳」一三―1)。 書帳の紙、さらに買い改め申し候。……」との記載が両書共に ては、章、節番号のみを略号で示し、項番号は省略した。 になり。……」とある(一五-5)。また明治二年にも「……歳 「覚帳」の該当箇所には、「……広前歳書すること、おとめ

当時統一された呼称はなかったようである。 また、現在確認できる直信達の祈念帳には次のような例があり、 教祖が「御祈念帳」という名称を用いた形跡は認められない。

▼三宅小一郎

庚 氏 明治三年五月 吉日 子 御 祈 願人名

▼秋山米造

納奉 明治十二年 二月五日 月五日 願上 大元社 生神金光大神 疫善開歲名記 本問 金光大神

> との他、「大阪諸国願主日下恵帳」(白神新一郎、(控え) 年から)、 斎藤重右衛門 (慶応元年から) の帳面については、 そ の帳面であっても、後に名称を変更しているものも多い。 の名称(表紙)が記されていない(奉修所資料ニー四「天瀬教会関 「御奉願」(中野米次郎、明治十五年)等があり、 また 同一人物 なお、 現存する最も古いものと考えられる 高橋富枝 (完治元 ,明治十三年)、

(5) 4 参拝し、信者からことづかった「書き付け」を教祖に差し出し 一参照)。 係資料」、布教史資料・大阪三〇、平安一、笠岡三、同二二、六条院 金光大神関係資料七一五「教祖様御真筆集(其二)」参照。 一例をあげれば、明治十四年初参拝と伝えられる近藤藤守が

読んでくれ。私は書くから」 「私は字を知らないから読み損なうので、それはそちらで た時の伝えに、

と金光様が言われたので……

とに「私は書くから」とあるのは、教祖の「広前歳書帳」への との一節がある (傍点筆者、『金光教教典』理解Ⅱ近藤藤守6)。 記載のととを言っていると想定できよう。

形態は半紙二つ折、横帳で、大きさは概ね縦十四センチ、 横

6

(4833)

三十七・五センチである。なお、明治四年の帳面中、四月十 日以降分については、縦約十五センチ、横約三十五センチとな 別冊の丁数は合計十八丁である。形態は「広前歳書帳」と同 大きさは各綴りそれぞれに異なっている。表紙の付されて また明治五年の帳面については、横が一センチほど短い。

子二月 明治九年 氏子参 安藝郡海田市 安藝国 | 廣嶋県

いるものもあり、上に一例を も認められる。 加筆の形跡(参拝の日付など) 示す。その中には教祖による

とは、それらの場合にあっては、当初それぞれの箇所から別綴 性を示すものである。 面の各年毎の綴り直しや、年次記載の書き加えがなされた可能 教祖以外の人物によってなされていると思われる。以上のこと の帳面の冒頭に見られる年次記載については、筆跡からして、 りになっていた可能性を窺わせる。また、明治三年から同五年 に三か所、そうした年次についての記載が認められる。このこ (これについては後述する)、また明治四年の帳面にも、 冒頭以外 但し、例外として、明治二年の帳面には、冒頭以外に一か所 後になってから、帳面を整理する目的で、誰かによって帳

お、このうち末暦については、記帳上省略される場合が多い。 もので、上から新・旧・末暦の順で各日付が打たれている。な けに関する神伝(「覚書」二一-27、「覚帳」 | 七-32) にもとづく とれは、明治六年旧十二月十日に下った、三様の暦のつけ分

> して、 的になされている。 までの全ての月日に亘る記帳が一通りし終えられているのに対 一月から十二月までのうちの、五十九日分にあたる記帳が断続 帳面の第一丁から一六五丁までで、その年の元日から大晦 第一六六丁から一九一丁(最終丁)まででは、 その年の

10

なお、明治五年の「広前歳書帳」の最後には次のようにある。

(11)

一月一日と申事でき 三日ゟ正月一日也村役ゟふれ (沙汰)

明治五壬申十二月二日切

年の「子」或いは「年」等の文字の書き様に、それぞれ特徴が あるといったことにも、書体の相違が窺える。 全体的な書きぶりも判断の要素になろうが、例えば、 M. 5 (118-2) 生まれ

12

をそれが占めるというわけでは必ずしもなく、一日のうちで、 方が、むしろ多い。 教祖の筆跡と、旧及びの両者の筆跡が併せて認められる場合の (b)にの書体が認められる事例といっても、 一日分の記事全て

13

を示せば、次の通りである。 ち表②に示した、 世話方の 記帳した 各日は、 比較的記載件数 (詳しくは後述する) の多い日となっている。因に、その割合 そうした日は比較的参拝者の多い日であると考えられる。即

14

明治二年 (別帳を含む)……六十四日中五十一日※2

同

四年……………二十三日中 二十 日 (41%) 87 % 80 %

※2…そのうち、一日の記載件数が、一日平均記載件数を上回※2…せ配方が記帳に関与している年間の日数

19

② との点に関して次のような伝えがある。

(1) 明治四年及び五年の帳面中、司じ九月二十二日の記載の最後の、明治四年及び五年の帳面中、司じ九月二十二日の記載の最後のことからすれば、はの事例は藤井駒次郎と推定される。とのことからすれば、はの事例は藤井駒次郎と推定される。とり。」(『資料金光大神言行録』三巻一六四四、藤井恒治郎参照)。とり、「は河の世話係保平、受けひきは此人よかりき。藤井氏父(注「其頃の世話係保平、受けひきは此人よかりき。藤井氏父(注

20

中行事とも関係があるようである。

のものを消去してあると見做されるものについては数を除外して、「合メ百四十二人」「百七拾四人願」とそれぞれあり、その数値が各日の記載分の一打ちの合計数に一致する。 数値が各日の記載分の一打ちが欠落していると判断される場合は、それでかるはずの一打ちが欠落していると判断される場合は、それを数に加えた。(一逆に中途で記帳が終えられていたり、不要れを数に加えた。(一逆に中途で記帳が終えられていたり、不要れを数に加えた。(一逆に中途で記帳が終えられていたり、不要れを数に加えた。(一逆に中途で記帳が終えられていたり、不要れを数に加えた。(一)が表出されるものについては数を除外しのものを消去してあると見做されるものについては数を除外しのものを消去してあると見做されるものについては数を除外しのものを消去してあると見做されるものについては数を除外しのものを消去してあると見做されるものについては数を除外しのものを消去してあると見做されるものについては数を除外している。

「まいり人も少なし」といった情況に陥ったことなどが窺えるした噂に関わって浅尾藩庁の取り調べがあったこと、 そし て組み合うて押し掛けに行った」というような悪評が流れ、そう劉 「覚書」「覚帳」の明治四年四月中の記述からは、「出社中

受けられるにすぎない。

た。もちろん、そうした事例は全体からすればごく例外的に見

(「覚書」 一九―1~3、「覚帳」一五―1~4参照)。

また農繁期、農閑期や、三月三日、五月五日等の節句など、年十五日、二十八日の「月の三日」といった一般的神参りの風潮、との他、月、日による記載件数の数値の多少は、月の一日、

でく近隣については、「向」(藤井家)、「うく」(古川家)、「後」国(或いは~砂」と、その国名から記される傾向にある。また、国(或いは~砂」と、その国名から記される傾向にある。また、「できり」と、その国名から記される傾向にある。また、「ないは~り」と、その国名から記される傾向にある。また、「ないは~り」と、「ないは字があるが、「広前歳書し、地名の表記には、国、郡、村或いは字があるが、「広前歳書

といった問題がある。 た当て字がまま用いられるところから、それが特定できがたいの 但し、地名の分析には、近隣に同一地名が存在するとか、ま

(大橋家) といった表現も用いられている。

が含まれていることも、それを示している。 明治二年(一月)の場合、 郡内約六十か 村中のほとんどの村

22

23

)別帳も含め、記事上に認められる事例を全て加算した総件数四日に五十人といったグループでの参拝の様子が窺える。四日に五十人といったグループでの参拝の様子が窺える。十八日に二十二人、二十一日に十三人、大阪の場合は二十明治十三年の旧一月分で あげれば、 尾道の場合 八日に 五十九明えば同一地域の願主がひとまとまりに記されている事例を、

このうち、出社の記載事例には、神号、一乃弟子と重複してである。(以下本文中に「延べ数」とある場合も同様)

25

(4835)

らの取得者の実質的な比率と言える。 神号取得者と一乃弟子取得者の比率を併せた四・九%が、それ 記されている場合が多数ある。従って、その点を考慮すれば、

また関連して、次のような事例も併せ、紹介しておく。

田村氏 巳年 礼 M.2 (79-2)

(

Œ

さん礼 家内安全 礼 一、同津川氏 丑年男 一、同津川氏 M.3 (29-1)

一、福泊亥ん午年 女

(28-2)

同才崎莬ん 下え

Ð

同 桶屋丁明神 長代礼

神号ふく共

家内安全

M. 3 (26-2)

てみくじ 礼

ず 家内安全 M.9 (1-1)

酉年参

M. 9

うになったことに対するお礼〉との意味内容が窺える。但し、 こうした事例はいずれも特例であって、各帳面全体を通しても 即ち事例団団には、 ある。また事例のでは、へその人物に「手みくじ」が下がるよ らは神号を授与されたことが記事の内容から読み取れることで に類する呼称の付された人物が窺えること、或いは事例の色か 「拍手」「下も」といった神号、一乃弟子(拍手神門)(下葉の氏子)

また、これより先、 『金光大神』別冊注釈篇「出社神号差止」の項(一一六頁) 明治元年九月には、 「新の氏子には神号

値や比率に反映し得ていないことを断っておかねばならない。 各々十例に満たないこともあり、今回の分析においては表の数

33

とめ」との神伝(「覚書」一六一9)が下っている。 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻三頁参照。

その記事は次の通り。

その記事は次の通り。

28 27

一、高や 上と両大工

家内安全 M.10(7-2)岡山仁王町備中屋 家内安全 廿四才

新一郎 寅年 さ 未年 五十六

M. 3 (14-2)

大工」と記されており、「辰年」との生まれ年も佐藤に一致す という地名が記されてはいるものの、右横に「上と両(上御領) 注∞に示した佐藤の事例の場合、 「高や」 (現井原市高屋町)

る、といったことから推定を施している。

が付加されている。 五郎の場合は「三」と、斎藤宗次郎の場合は「惣」という表理 せ辰年」(傍点筆者)という記し方に変わり、同様にして国枝三 えて、「えん」との表現が付される場合の方が多いと言える。 他の事例で言えば、久戸瀬伊勢五郎の場合、「道木玄ん者」 むしろ一般的には、のの事例のように居住地や生まれ年に加

32

降については、変わらずに「~藩」と記される場合の他、 のみなのか判然としない場合もあり、藩士であることが確実に いため、それが藩を指しているのか、或いは単なる地名を指す 区別し 得るというわけではない。 また廃藩置県(明治四年)以 とはいえ、必ずしも「~藩」との表現で記されるわけではな

(4836)

た場合も認められる。 旧藩」という表現や、或いは「藩」を「~県」との表現に改め

た内容(『金光大神』縮刷版一六六~一七二頁参照)を裏付けるもの とうしたととは、藩士の入信に関わって、とれまで言われてき 彼らに神号が授与されたととも「弓場金子大明神」「内山金子」 兵衛、内山新兵衛らが伴って参拝している様子が見られ、また 「北保田金光大明神」(保田健助)といった記事から確認できる。 例えば庭瀬藩の場合、鈴木伝右衛門、板野兵左衛門、弓場平

と言える。

0 事例のに掲げた人物は、庭瀬藩主板倉勝弘を指していると思 蒔田御殿様 御武運長久 M. 2 (6-1) 事例②は蒔田廣孝(浅尾藩主)、 われる。他にも例をあげると、

の場合を例にとると(明治二 と考えられる。因に庭瀬藩主

(F)

一、足守上木下辰年

い事も見られる。 に記載が認められ、 四十一才身上安全 M.5 (66-1) 「東京詰中安全」「道中安全」といった願 年)、一月九日、三月二十一 五月十日……といった日

38

Œ \oplus

一、鴨方藩清水庄二

M, 3 (48-1)

用いられる傾向にあることが特徴である(事例①の日参照)。

岡山藩佐野丑年男

三十才役事 M, 3 (46-2)

一、足守藩河原氏普請作地 酉年三人家内中 酉年 M.3 (46-1)

(3)

に下った「……金光、生まれ変わり。……」「「覚帳」一七―4、 「西之生六才」とあるのは、明治六年(酉年)旧 二月十五日(とりのうまれ)

37 の健康状態とも関係があろうか。 各帳面の冒頭に記帳されている。「身上」との祈願内容は教祖 り、また同十年の場合は「金光五才」とのみあり、同年以降は 明治八年は旧一月一日、同九年は旧一月十三日に記されてお

の干支及び年齢である。

「覚書」二一一4)との 神伝を受けて以降の 教祖自身の生まれ年

一、東の名や下むね上 M.12 (110-1) 二年)、その意味する内容については定かでない。

さらに、もう一例、次のような事例が認められるが

此方の事

該当する事例を次に示しておく。

39

てはその姓(名)まで記されたり、或いは「~氏」との表現が 先にも若干ふれたように、教祖による記載も含め、藩士に対し よる記載)に比べて丁寧な表現がとられていると言える。但し、

また事例の②は、世話方による記載であり、事例の

(4837)

 一子大
 「子大
 「大大
 <t

- 場合や、その逆の場合もある。記録があっても「広前歳書帳」に対応する記載の認められないで継続的に認められる(平均十例程度)。 但し「覚帳」に参拝の即 明治五年以降の帳面については、四~十四例(年間)の 範囲
-) 麻疹は明治七年、コレラは明治十二年の帳面に見られ、全国したが、同年の帳面には関係する事例は少ない。 じたが、同年の帳面には関係する事例は少ない。

た事例も見られる。

宅あへふれ断 安全 M.88 した記事が認められる。一、同 辰年男 1) 普請関係中の約八%に、そうツ 一例を示せば、次の通り。明治五年一~三月を例にした場合、

- ⑩ 他の年についてもあたってみると、表中に示したような供え%以上に、「礼」もしくは「参」の記入が認められる。 一般 神号や一乃弟子を許されていた人物の記載件数のうちの五○
- 金光大神祭りに、それぞれ重なる。

 金光大神祭りに、それぞれ重なる。

 金光大神祭りに、それぞれ重なる。表中に示したような供え

 金光大神祭りに、それぞれ重なる。表中に示したような供え
- また願主による下付の申し出もあったらしく、「付願」といっいう記述例もあることから、願い主が、そのまつりに際して何いう記述例もあることから、願い主が、そのまつりに際して何いう記述例もあることから、願い主が、そのまつりに際して何いう記述例もあることから、願い主が、そのまつりに際して何いるが「付票」とのみ記されているが「氏神祭品上」と
- そのことからして、明治七年当初にあっては、「天地書付」がと記入されているものと同一の内容を指していると判断できる。と記入されているものと同一の内容を指していると判断できる。と記された事例が幾つも認められる。但し、その年の帳面を検と記された事例が幾つも認められる。但し、その年の帳面を検の明治七年の帳面の旧九月五日までの部分にも、やはり「守」

様に西大寺村の氏子の場合は、旧八月二十三日というように、一 村の氏子の記事が認められるのは、旧八月二十一日であり、同 日の違いが認められる。 「守」と記されたものと考えられる。 「広前歳書帳」の記事からすると、「守」と付記された兼基

その事例をいくつかあげておく。 一、同 卯年男 同正方

付 内 内 ク そん あいうん M.11 (64-2)

一、同 八人家內中 安全 守三枚

M.11 (66-1)

減っている。

一、同講連中十四十 守 十四枚 M.11 (69-2)

(51) 『金光大神』(縮刷版) 三一六~三一七頁。

ている事例は、多くても年間十数例に留まる。つまり、「広前 特例的なケースであったと言えよう。 歳書帳」に洗米下付のことがわざわざ記される場合は、むしろ 但し、洗米(供米)の下付について、実際に帳面上に記され

と考えられる。その他、天候に関わっては、「大ふり」「小ふ) 好天の記事も、悪天候の回復を示すとととして記されている ツゟ」など、その時刻が記される場合があったりする。 (より) 「大水」といった災害の状況が記されたり、また、「夜」「八 り」「勇立」といった降雨の程度、「三度」といった回数、

との点について、筆者は、昭和六十年度の研究報告における

別冊として、「『お知らせ事覚帳』『教祖御祈念帳』対照資料 集」を作成しているので、それを参照されたい。

礼 四国下神」とあることから、本文に示したような意味のお》 事例囹については、その三日後の記載に、「一、益扳子年 知らせであったと推測できる。 例外的な明治四年の一例を含めて、計百十六例が数えられ、

うち明治七年が五十五例と最も多く、以降は各年二十例前後に

(4839)

金光大神 事 , 蹟 集

が聴取 明治四十三年四月三十日 大倉教会所に於て高橋正雄

(事五八四 言一一四六

或人相見、玉島の入口迄帰りて人に向い、

歩進めば皇帝の相になるが、人間では見た事もない人である。」 「今日、私は不思議な相をした人を見た。一里許り西に、今一

たる御人相なりき。

めて稀に入られたるも垢少しもなく、眉甚だ長く、ふっさらとし 薄気味なりしもさしたる事なく、顔色つやつやしく、風呂には極

と話したる事あり。それを聞きたる人、 「何処にて見たるか。」

を問いたるに、

「とう言う藪の所で。」

と答う。

と話したれば、其人相見 「それは大谷の金神様で、生神生神と言われて居る人じゃ。」

と言いて去りたり、と言う。 「それで。私の見る目も大そう違わぬわい。」

三八八 (事五八五 言一一四七)

後には浅黄又は黒紋付を召されたり。初めは剃刀をあてられず、 断髪令出ずると共に散髪せられ、初めは白服に黒羽織なりしも、

(四) 汚れたるものは一切用い給わず。白髪一筋なく、晩年には少しく 蓄髯せられたりと言うも、教監 (明治八年?) 清らかにお剃り遊ばされ、折目正しく、襟正しく、 .一四五~一四六頁参照/凡例は第二四号 (蟾雄) の拝顔せられたる頃には

ず、端然として正座し、両手を袖内にし、衣を握りおられて、少 しも乱さるる事なかりき。現に教監の拝領せられしお羽織の如き お広前に御座す時は、団扇、扇など凡て用いず、火鉢も置かれ

も、両袖内色褪せ居れり。

三八九 (事五八六 言一一四九)

向いつつ仰せらるるとの差あるのみ。教祖常に曰く、 御裁伝と御理解とは、只、神前に向いつつ仰せらるると、人に

「神前に向うて拝まんでも、取次が聞いておけば、

それでよい

後にはそれ

とて六根清浄の彼と、大被二巻を上げ居られたるが、 のじゃけれども、皆んなが得心せんからのう。」

御裁伝は何時も内容異り、終りたる後にて、

も止められたり。

「今日も異うた御教があったのう。」

と仰せられ居たり。

生神と仰せられたるより、御家の人までも、死せられずと信じ (事五八七 言一一五一)

伝うる工夫をなし、御帰幽の際も、御屍をも見ず。 られ居たり。されど、教監自身は御帰幽の後を気遣いて、神訓を

「おかくれ遊ばされて、これで此お道も盛んになりますわい。」

明治四十三年四月二十九日 芸備教会に於て高橋正雄

(事五八九) 言一一四八)

始め教監より歌など交えて、

も取り給わず。凡て御口ずから伝え給い、明治十四、五、六年に とて、書き記したるものを差出されたるも、教祖は其中一字一句 「道はかくなるものと思いますが。」

三九二 (事五九〇 言一一五三)

亘りて、教監、筆記せられたるもの。

教監、教祖に向い

世間には後で宗派争など出来まして、喧嘩の種となるものであ 「尊い御道で御座りますが、此儘ではお後へ何も残りませぬぞ。

> も限りませぬ。」 りますが、何かお定めになりませぬと、そう言う事にならぬと

と申上げられしに、 「此方は、人が助かりさえすればそれでよい。」

と宣う。

「助からぬことになります。」

せらるるようなれり。

と申上げられたることありしが、それより教祖の神も其事に留意

高橋正雄が聴取(年月日不詳)

三九三 (事五九一 言一一二八)

提灯の焼けたるときの話、「手を合して見て居れ」とあり。

三九四 (事五九二 言一一三〇)

金光大権現は笠岡と同時に文久年中下れり。

三九五 (事五九三 言一一三六) 出社は皆金光様と言えり。

三九六 (事五九四 言一一三八)

生神と自ら仰せられしか。十六年一月一日管長(離)等に、 「わしを生神と言うからは身を隠さねばならぬ。」

(4841)

などの教ありしか。

三九七 (事五九五 言一一四二)

れたり。
教祖大病にて、もう家へは使わぬから、とて許されて全快せら

三九八 (事五九六 言一一四三)

「神様は如何なる方でありますか。分れば信心するが、分らぬ或時、耶蘇教の者四神様の許に来りて、

と申し来りしに、四神様、

から。」

げがあるやらないやらちっとも分りませぬ。」どう言う方とも申して居りませぬ。色が白いやら黒いやら、ひ「へい、私も知らんのじゃが、親父が三十何年拝んだものじゃ。

と言われたれば、感心して帰りたりと。

「天地の大理」(抜)

明治三十八年七月刊

九九(事九四四)

り来るもの益々多く、警吏の教祖に迫るとと益々急なり。教祖乃を以て、警吏来りて教祖の教導を禁ず。然れども教祖を慕いて参明治五年制度の変革あり、教祖は神主たる資格を失われたりし

で高橋先生が、

「お前等は何をして居る。人を斬るというものは左様な手振り

教導職にならせらるる様切にすすめ参らせしかど、教祖は、なりて神仏に仕うる道は開かれたり。此の時我教祖にも試験の上ずして止む。此の改革と同時に、神職僧侶たるものは皆教導職と門を戒めて彼等を来らしむ勿れ」と。警吏乃ち如何ともする能わち曰わるる様、「我集むるにあらず、彼等来るなり。卿等請う、ち曰わるる様、「我集むるにあらず、彼等来るなり。卿等請う、

とて断じて試験を受けられざりき。(一七~一八頁)「吾は天地の大真理は伝うれども人の書きし物の講義は致さぬ。」

「記念説教十題」(抜)

明治四十年七月述 昭和八年十月刊

四〇〇 (事九四五)

が刀を抜いて教祖を脅して居る。教祖は自若としてどざる。そと、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら大張教祖の神の正した大谷で撃剣と柔術との先生をしていた今一年張教祖の神の在した大谷で撃剣と柔術との先生をしていた今人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党ら人と、此の二人がヒョイと参り合せました。見ると二人の悪党らが力を抜いて教祖を脅して居る。教祖は自若としてどざる。そこが刀を抜いて教祖の神の所へ京家の武士という者が二人訪ねて来てある時我教祖の神の所へ京家の武士という者が二人訪ねて来て

) (4842)

で斬れるものではない。」

しは何故か。
しは何故か。
しは何故か。
と窘められまして、一言二言問答の末、其の刀を鞘に納めようとと窘められまして、一言二言問答の末、其の刀を鞘に納めようとしは何故か。

た。」
此方(金光大神)は、此の世に於て神様の御用済と心得て居っ此方(金光大神)は、此の世に於て神様の御用済と心得て居っ為に斬ろうと言う。若し其の刀で斬られて吾身が死するならば、「彼等は無理を言うて来た。それには応ずる訳にゆかぬ。その

申すべきであります。(一四〇~一四一頁)との仰せでありました。とれ精神修養の極致、信心修行の極致と

四〇一(事九四六)

我が教祖は専念神の御前の人となられまして、二十有五年の間 我が教祖は専念神の御前の人となられまして、二十有五年の間 まるから、教祖三十有余年の御修行を御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行を二十有五年間と称するは安政六年のであるから、教祖三十有余年の御修行を出れたる御年より申上ぐるので、教工のであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖三十有余年の御修行とも御開道とも申上げるのであるから、教祖には、本籍の御籍をは、または、大田の教祖は、本籍の御修行となる。

四〇二(事九四七)

析念の為めなどにては家を出でゆかぬという教風をお立てなされれたと伝えられてあるが、文久二年七月二十一日備中矢掛の智差したので、其の夜笠岡の信者斎藤又三郎氏の所に神の御差回をした。天神の御差図により益坂の御籍に来り此の方の配下になりはにて御出になりしと、又神の御差図ありて山神様を御召連になり、深夜大谷横池奥の山に行き御修行を遊ばされた事がありました。又神の御差図により益坂の御籍に不り此の方の配下になりましたの一度参上せられたことがあります。其の時に御召になり時より御試しの御心行でありました。其れから浅尾藩主蒔田家にた。又神の御差図により益坂の御籍に不り此の方の配下になた。又神の御差図により益坂の御差図をお立てなされた。其のは代の伯父と言う者が、教祖の御許に来り此の方の配下になりにの山伏の伯父と言う者が、教祖の御許に来り此の方の配下になりにない。 本名の為めなどにては家を出でゆかぬという教風をお立てなされたまなの為めなどにては家を出でゆかぬという教風をお立てなされたと伝えられた。其の神が変には、本名の一方の記した。までは、本名の一方の音がある。

四〇三(事九四八)

たのである。(一五四~一五五頁)

様で、かく多くの人が集うて来ますれば、未だ朝餉をとって居らが帰らぬうちに早や乙が来り、乙帰らぬうちに丙が来るという有未だ夜も明けやらぬに御燈明の下に御祈念を始めさせられる。甲未だ夜も明けやらぬに御燈明の下に御祈念を始めさせられる。耳の未だを済ませらるると直ぐ朝の御祈念をお勤め遊ばさるる。其の未だはない。けれども朝は鶏の声を聞くと共に起きさせ給い、お手水はない。けれども朝は鶏の声を聞くと共に起きさせ給い、お手水はない。けれども朝は鶏の声を聞くと共に起きさせ給い、お手水はない。けれども朝は鶏の声を聞くと共に起きされた御事表が教祖の神は更に断食の行であるとして断食を為された御事我が教祖の神は更に断食の行であるとして断食を為された御事

おいは申す迄もなく夜更けである。 屋餉夕餉の三度を一度にお食事遊ばされる。寝に就かせられる頃在した。普通の人は早や床にも就いて寝る頃となって、漸く朝餉は帰らない。晩の御燈明を奉られて後までも御祈念遊ばされて御懇々と御理解を賜る。こういう次第で遂に日は暮れても未だ信者お書きとめになって神様に申上げられ、御裁伝を受けさせられてぬとも仰せられず。来る者を次へ次へと取次がれ、一々御帳面にぬとも仰せられず。来る者を次へ次へと取次がれ、一々御帳面に

斯くの如くして幾年を続けられたるか、今それを数うることは 上来ない。誰もこれを断食の御行をなされたと伝えた者はないけ 出来ない。誰もこれを断食の御行をなされたと伝えた者はないけ 出来ない。誰もこれを断食の御行をなされたと伝えた者はないけ 出来ない。誰もこれを断食の御行をなされたと伝えた者はないけ 出来ない。誰もこれを断食の御行をなされた。これは金光大神と御神号 を賜わられた御時以来の事でありまして、その後は朝餉だけは為 されて御勤めなされた。けれども昼の御飯は飛んで夜に至りまし た。斯くの如く二十有五年御勤め遊ばされまして、人が困難とす る食事の行を自然に御修行なされましたが、皆心行の中にあるが 故に不食の行を為されたとは申上げないのである。毎日朝より晩 なれた事を誰もお見受けした者もなし、範雄も前後八か年間に一 された事を誰もお見受けした者もなし、範雄も前後八か年間に一 された事を誰もお見受けした者もなし、範雄も前後八か年間に一 された事を誰もお見受けした者もなし、範雄も前後八か年間に一 された事を誰もお見受けした者もなし、範雄も前後八か年間に一

る。幾時間も水に這入った如き修行を幾年遊ばされたことか。今り寒中深夜 に及んで 薄衣で居る 方が体には 寒さを感ずる訳であれておると思う者もなけれど、此の御心行は一時に水を浴びるよ端座して御心行なされたが、誰一人として教祖が深夜寒行をなさ寒中単衣一枚を召されて参詣人の無き間深夜に戸外の縁板の上に我が教祖の神は水行をなされたということは伝っておらねども、我が教祖の神は水行をなされたということは伝っておらねども、

それを数え奉ることが出来ない。

又夏の夜に蚊帳を吊らずに修行をするという事も能く行われるとでありますが、我が本部のあたりは実に甚い蚊の発生する地ととでありますが、多くの人の参り止んだ夜更けて後、一日の願事の中重き願の者あらば、更に大神に争でか助け給えと御祈念を長々となされるのが常でありまして、その御祈念のまま夜半に至り、となされるのが常でありまして、その御祈念のまま夜半に至り、となされるのが常でありまして、その御祈念のまま夜半に至り、となされるのが常でありまして、その御祈念のまま夜半に至り、となされるのが常でありまして、その御祈念のままでとは出来ない。されど我が教祖の神は徹夜蚊帳を吊らずして夏の御修行を遊ばされたが、其の時には蚊は刺さなんだと西六金照明神より承り居るが、夏の夜の御修行とは世にはんだと西六金照明神より承り居るが、夏の夜の御修行とは世にはんだと西六金照明神より承り居るが、夏の夜の御夜に対した。

る夏の暑さにも参拝口の外は、其れ其れ襖、障子、格子戸など閉語れよと求められましても、唯厳然とお座り遊ばされて、如何な六年御隠れになるまでの教祖の神の遊ばされたる御修行の御事を六年御隠れになるまでの教祖の神の遊ばされたる御修行の御事を時参りましても、前々の御事は拝承して居れど、明治九年より十時参りましても、前々の御事は拝承して居れど、明治九年より十

られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる御内に座して扇も団扇も使わるるでなく、冬のどんな寒られたる神石が大きない。

四〇五(事九五〇)

したので五日と経たぬ内に広前の装飾は以前よりも賑わしくなっているで、 世界である。被等悪党は供物を強め種々な物から、広前に引廻らして、 は御座のまま御覧じて更に動き給わず、なぜ取るかとも仰せられなんだ。此の時は如何なる御神意であったか、神の御前の洗い替である。被等悪党は供物を奪いて満足す。信者は御霊験を受けれなんだ。此の時は如何なる御神意であったか、神の御前の洗い替である。彼等悪党は供物を奪いて満足す。信者は御霊験を受けれなんだ。此の時は如何なる御神意であったか、神の御前の洗い程は御座のまま御覧じて更に動き給わず、なぜ取るかとも仰せられなんだ。此の時は如何なる御神意を向いて帰り新に御幕を作りて奉りまる状を拝し、教祖の御神意を伺いて満足がありまります。其れを教祖に対い難題を吹きかけ悪口雑言の末、或時山伏が三人来て教祖に対い難題を吹きかけ悪口雑言の末、

りをせよ。」

「此方死したる時は白張の提灯は使うなよ、

御神燈を立てて葬

い奉られます。(一七一~一七二百)八行の御神紋となりました。之等を以ても教祖の御心行の程が窺た。従来円の金の字の御神紋でありましたが、此の時から今の半

四〇六(事九五一)

うて神を頼み拝まぬか。それでは其の人は助かるまい。」神を拝まずには居られまい。病人があったら不浄中であるといて何うするか。死んだ者はそれまでとしても、後に遺れる者は棚の前に白紙を張るが、神の氏子が死んだのに、神の前をよけ棚の世の習は、人死すれば死穢というて神に不浄除けとて神十六年の春かたより屢々教えらるるに、

灯は何れでも白張であるが、前の左方に御霊柩を据え奉りて行われました。又葬式に用うる提前の左方に御霊柩を据え奉りて行われました。又葬式に用うる提と屢々御理解せられた。故に教祖の御葬儀の発棺の式は向って広上此方(教祖)死なば此の神の前に於て葬式をせよ。」

と諭された。又、

であります。(二三〇~二三一頁)故に教祖の神の御葬式には御神燈を下ろして御葬祭を申上げたの故に教祖の神の御葬式には御神燈を下ろして御葬祭を申上げたのせられては愈々無形の神となり人を守らるべき御門出の祭である。と屢々仰せられました。御葬儀とは申しながら、教祖の神にあらと屢々仰せられました。御葬儀とは申しながら、教祖の神にあら

四〇九

(事九五五)

明治四十年十月刊「説教十座」(抜)(第六版より収録)

〇七 (事九五二)

我金光教祖の神が道を伝え給いしは、山にも登り給わず、川を 我金光教祖の神が道を伝え給いしは、山にも登り給わず、川を お歩り給わず、歩の命によりてとの を渉り給わず、安政六年十月二十一日御立教以来二十有四か年の はあらねど、神徳を蒙らんとて日夜男女老若参来るもの引も切らはあらねど、神徳を蒙らんとて日夜男女老若参来るもの引も切らはあらねど、神徳を蒙らんとて日後行あり。との隠れたる御修行と 申すは所謂身信心の御時代で、表向きに人を助けらるると言うに はあらねど、神徳を蒙らんとて日絶わず、斯くの如くしてとの教を立て給うたのである。 (二二 れたる後、神の命によりてとの教を立て給うたのである。 (二二 れたる後、神の命によりてとの教を立て給うたのである。 (二二 れたる後、神の命によりてとの教を立て給うたのである。 (二二 れたる後、神の命によりでとの教を立て給うたのである。 (二二 れたる後、神の命によりでとれている。)

「信念修養講話」(抜)

明治四十五年五月刊

〇八 (事九五三)

た。(一六頁) 宛打つ事を許された人で、拍手も中々やかましきものでありましを犯の神様より拍手神門の氏子と仰せられた人々は、拍手二つ

ますと金六十五匁ありましたとの事である。(三三~三四頁)教祖は其日の御献備を其のまま御下げ遊ばされた。後で聞いて見ぬばならぬ様になり、本部へ参拝して其由教祖に申し上げますと、ねばならぬ様になり、本部へ参拝して其由教祖に申し上げますと、ねばならぬ様になり、本部へ参拝して其由教祖に申し上げますと、る呉服店へ奉公いたしましたが、其主人は教祖の神の御時代からる呉服店へ奉公いたしましたが、其主人は教祖の神の御時代から面山で今年五十五歳午の年の男で、明治六年十五歳で岡山のあ岡山で今年五十五歳年の年の男で、明治六年十五歳で岡山のあ

「神がたり」(抜)

大正五年八月十日刊『金光教徒』第一三〇号

四一〇(事九五六)

教祖の神はかくして実に限りなき神徳を、貴賤上下の分ちなくをすると、或はそういう心が見えても御機嫌の悪かったものであい、其方はまた恩をきせるという事も随分あった。此点が教祖とが、其方はまた恩をきせるという事も随分あった。此点が教祖とが、其方はまた恩をきせるという事も随分あった。此点が教祖とが、其方はまた別で、教祖の神はかくして実に限りなき神徳を、貴賤上下の分ちなく

四一(事九五七)

は澄み渡りたるお声であった。外のの間かれぬほどであった。併し御裁伝となるとお声も高く彼外から聞かれぬほどであった。併し御裁伝となるとお声も高く彼教祖は言を仰せられるにも常に小音で、内のお話から(話が)

(4846)

「信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なり」

(抜

大正十年十一月一日刊『金光教徒』第三一七号

[]二 (事九五八)

世中で、
では、一文に添い下され、御めぐみ御守り下される。教祖御在文なれば一丈に添い下され、御めぐみ御守り下される。教祖御在る天地金乃神は人間を離れてはない。我れ五尺なれば五尺に、一神様はあまり高い所におられると思うてはならぬ、我が信じ奉

所と祀れ。一「あまり神棚を高い所に祀るな。子供でも行って神酒の頂ける「あまり神棚を高い所に祀るな。子供でも行って神酒の頂ける

と教られた。」

大正十二年九月刊「金光教祖と初代白神」(共

□ (事九五九)

それを教祖の神或時に、と呼ぶけれど岡山にては本姓は「しらが」と呼び来ったのである。と呼ぶけれど岡山にては本姓は「しらが」と呼び来ったのである。本年四月大祭の時にも申し述べた通り、今はこれを「しらかみ」

らかみ)と心得、其の儘それが神号であるぞ。」「今は神号を授ける時でなき故に、白神(しらが)は白神(し

と仰せられたのである。(五二頁)

大正十二年十二月刊「教祖四十年祭を迎えたる余の回顧の一端」(抜)

(事九六〇)

「此の村の者が四国巡拝をして十或る日、教祖生神の御理解に、

「此の村の者が四国巡拝をして土佐へ廻って行き、或る家に宿借りて納め札を出した所、備中大谷と書いてあったので、其のので、『そうであります。』と答えたら、直ぐ近所の者達を呼びに廻り、『生神様のお村の方がお泊りじゃ。皆々参って来い』とたが、さて何を咄そうにも常に碌に信心はせず、お道の事は聞いて居らぬから、何も有り難い事は口に出ぬ、此の位赤面した事はなかったと、帰って此方に詫び参りをした者があった。」との事を承りし事があるが、此れは「燈台下暗し」との諺の通りとの事を承りし事があるが、此れは「燈台下暗し」との諺の通りとの事を承りし事があるが、此れは「燈台下暗し」との諺の通りである。「近い火で手をあぶる」と言う事もある。これは近い火で手をあぶり外したのである。(三三~三四頁)

四一五(事九六一)

った。教祖も道の行く末の事に就て何くれと御神意を使わせ給う明くれば明治十六年で、此の年は本教に取って重大なる年であ

夕の御礼御祈念の時、た。心ある信者も亦大いに物考をした年であった。時は六月九日

の御許しがないので、目刺が一串ありますから。」

と伺うと、

「明日は参るな。白神、近藤が参ってくる。」

との御教であった。

と伺うと、 して待ちましょうか。」 「それでは初めて参りますのでありますから何か食事の用意を

との事で、其の御教のまま何の用意もせず待って居ると、翌十日「何も御馳走はいらぬ。有りあわせでよい。」

と返事をすると、七時前に御両人が見えて、その咄に、「お待ち申して居ります。直ぐお出で下され。」

りました。」 光大神様に伺いましたら、御領へ参れと御許しになったので参「今日は御道の事で篤と御相談申さねばならぬ事があって、金

ったのであった。

んで洋燈の光りがないかと気が付いた時には、全く夜が明けて居という事になり、それからそれへと咄し続けて断れる間なく、な

との事で、

夕御出の御教があったので、何か用意をと思いましたが、神様「夫れでは夕食を頂きつつお咄する事に致しましょう。実は昨

大の居る四畳の控のである。これから三人はお道の兄弟として尽す方針を協議したのである。これから三人はお道を開くました。当日は一夫が生まれまして十日目であったが、其の変旨は、吾人は神道大阪分局の所属説教所という名義で立まの要旨は、吾人は神道大阪分局の所属説教所という名義で立まのであるが、斯の道の事は能く分らぬからとて、大阪分局から権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が、権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が、権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が、権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が、権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が、権大講義吉本清逸、武津八千穂、中講義亀田加豆美と言う三人が、海川のいう教か能く聞きたいと言うので、其の打合の為め二人は名になった道になると頻りに勧めるのであるが、三人が下って来たら方った道になると頻りに勧めるのであるが、三人が下って来たら方った道になると頻りに勧めるのであるが、三人が下って来たら方った道になると頻りに勧めるのであるが、三人はお道の兄弟として尽す方針を協議したのである。これから三人はお道の兄弟というとない。

えば面白い語草である。又供して来た人は虎谷吉兵衛、大場吉太たので、白神兄は脚気で非常に困難したとの事であったが、今思岡より、車代五厘の値ぎり引きで車夫が応じないから、皆歩行し両人は其れから重屋に帰った。此の時、近藤兄が、四里余の笠

吾が所には参らなかった。郎、道願ぬいの三人であったと聞いたが、何れも宿に残り居て、

かくて両氏は余と面会の次第を生神様に申上げて大阪へ帰った。かくて両氏は余と面会の次第を生神様に申上げて大阪へ帰った。な其の十二日に参詣して事の次第を申上げた所、教祖は、「上下揃うた。」とて甚く御悦びであった。茲に於て本教者の忘れてはならぬ事がある。それは其の以前から教祖に御道を貫ぬき立てる事を願い出た信者が段々あったのであるが、更に御許しにならず、上下揃う時をお待ちになって居られたとである。が兄弟となって道に尽しますと申上げたので、時節が来たとの御神意でお悦びになったのであるが、更に御許しになのである)が兄弟となって道に尽しますと申上げたので、時節が来たとの御神意でお悦びになったのである。此の上下揃うという御神慮の程は説明も出来ない尊い有り難い事である。斯くて予定の通り七月九日大阪より白神、近藤二氏と亀田、吉本西氏をお広前の宮司である)は差支えて来らず。愈々亀田、吉本西氏をお広前の宮司である)は差支えて来らず。愈々亀田、吉本西氏をお広前に案内した所、先ず亀田氏より教祖の御前にて美濃国南宮神社御の宮司である)は差支えて来らず。愈々亀田、吉本西氏をお広前に案内した所、先ず亀田氏より教祖の御前にて美濃国南宮神社御いくて両氏は余と同会の次第を生上げたが、更にお受けがない。教祖は、

、御領の氏子とは余の事)と仰せられる。皆々宿(後の吉備乃家) 「何かの事は御領の氏子から聞いて下され。」 るであろう。又或る時の御裁伝に、

「議論の外じゃ、大神徳じゃあ。」

に帰ったが、亀田、吉本両氏は、

近藤両氏も、余程心配して居った事が済み、殊に亀田、吉本の両と敬服の表情であった。余との談合いの事は茲には省くが、白神、

べた通り吾々は全く生神様の結ばせ給うた御神縁の兄弟である。人が生神の大神徳に敬服したので互に悦びつつ帰阪した。前に述

者があっても、上下揃わねばならぬとて一つもお許がなかった「これまで段々お道の世話をさせとか、取立てますとか申出た繰返すが、其の後或る時金光萩雄様のお咄にも、

徳明氏を訪れ、一派独立の相談をした事を申上げた時の御返事のと仰せられた事があった。明治十五年余が沼名前神社の宮司吉岡が、今回は神様も御悦びであります。」

四一六(事九六二)

御態度も茲に判明した訳である。

(四七~五四頁)

「もう御領には変った教はなかろうと思うていたが、又ありまりしが、或時今までになき御裁伝があったので、教祖は、斯くて夜となく昼となく参り伺う度に、御裁伝あり、御理解あ

教祖の神が如何に天地の祖神の御神意の随であったかを窺うに足と甚く感ぜられたことがあった。返す返すも此の一事を以ても、したなあ。」

のあらん限りはない。」は天地の事を咄すのであるから、此処が読切ということは天地は天地の事を咄すのであるから、此処が読切ということは天地「書物を読むのなら此れで一段落という事があるが、此方の道

「神様の教を此の上書いたら何れ程あるで御座いましょうか。」と伝えられ、斯ういう次第で際限はつかぬ。或る時、

と伺うと、

と宣うた。明治十六年の夏或日、 「百か条から上であろう。」

との御神命もあったが、已に神誠神訓は承り、殊に九月八日の御 「御裁伝は此方一代限りぞ。」

理解には本教に取って最も大切なる御教があった。(五五~五六

「教祖様の実意」(抜)

昭和四年八月二日刊『金光教徒』第六七四号

(事九六三)

定米より余分の石数を地主の処に持って参られた。地主の日うに 我が教祖未だ農業をなされてあった時、或年豊作であったので、

「之れは定米より余分にありますが、何うしたことですか。」 教祖は

とのことで、地主も其の御心に大層感激したと言うことでありま られない年もあろうかと思うて持って参りました。」 「今年は豊作でありましたので、また出来ない年には充分納め

「二十二日は日本祭」(抜)

昭和七年五月二十日刊『金光教徒』第八二〇号

は御ひれい高く、その二十二日は日本祭として各信者の家に御紋 のついた提灯を掲げることを御希望なされていた。 教祖御時代には正、五、九月の二十二日、二十三日、二十四日

「教祖立教と制度の沿革史要」(抜) (奉75より収録)

昭和七年九月刊

四九 (事九七四)

いて右方に白川資訓の筆になれる天照皇太神の幅を懸け、左方に 教主神の御神号に就て種々の御差支もあらせられて、御神床に向 素盞嗚神社と記したる三尺位の山神様御筆の木札を立てられてあ 教祖は曩に岡山県令より信仰の徒に教を説くを許されしも、

り。教祖に其の御事の由を御伺い申上げしに、 「斯うせねば表向が立たぬからと言うのである。」

と宣う。一時斯の如き御神前の形式を拝したるも、教祖御信仰の 御本体の上には些かの御変りのありしには非るなり。 (三五頁)

「記念の神語り」(抜)

昭和八年十二月述 昭和三十八年刊

(4850)

四二〇(事九七五)

先生――― 教祖様の氏子に御裁伝が下る時の御言葉御態度は平常と違いま

それは違う。第一、御座からして違う。略図を示せば、

後口図のごとく南向きに御机に対せられて御理解を賜わる。を御取次御祈念なされてから御裁伝はあるので、御裁伝がすみてをなされ、宀の図の御座に進み神前に向わせられて、氏子の願い教祖は常に宀の図の御座に在わし御祈念帳に氏子が願う年がき

南

座のまま神前に御伺いになって御祈念なされた。 (二九~三〇頁)信者は東から西へ向って拝しておるのである。後には御机の御

III (事九七六)

御裁伝にありし事の御神意はかくかくぞ、又人の御蔭を受けた実御裁伝は簡単であるから初信の者には悟りかねる事が多いので、

一代限りぞ」と、おおせられたので、教祖以後は、われわれ始め一くは御祈念申し上げても御裁伝はない。これは「御栽伝は此方例などを神語り御聞かせになるのを御理解と申すのである。

無いが、西六ではその後もあった。(三〇~三一頁)

四二二(事九七八)

山神様の御顔を今少し頬が御張り気味になって正神様の眉毛を

された。(四〇~四一頁)御皺はなく瑞々しく光って在した。かくて御身長も山神様位に拝留証しくして御白髪は御見受け申さず。そうして御血色赤らみ、教祖様の御髪は少し薄く在ししが、御額より御髪を真後に御櫛つけたら教祖の御顔ができる。

四二三(言三九三五)

と宣いて御許しがなかったのである。(四一頁)「顔貌(かおかたち)に眼がつくようでは真の信心は出来ぬぞ」を願うたのであったが、教祖には、

四二四(事九七九)

る事を神様より御止めになって召されなんだ。(四六頁)らせられなかった。又同じ年より明治六年まで十年間お風呂に入め祖には、元治元年より四か年の間、神の御知らせで蚊帳をつ

(4851)

(言三九三七)

になって、山神様に、 教祖が山に行かれて躑躅(つつじ)を刈りた跡を裸足で御歩行

「これを見よ、足に何の創もない」

とて御示しになった事があると承っておる。(四九頁)

(事九八〇)

夫人とを伴なわれおいでになった事があったとて、或年の春に山 又、今の講究所の上の石槌山の上へ、山神様と吉備乃家のお倉 お倉夫人と余も行って記念じゃとて御神酒を頂いた事があ

義を伝えらるる御時代であった。 余が参詣する様になってからは、奇跡的の御事はない。専ら教 (四九頁)

> の事を書いてはられたのであろう。(五四~五五頁) られたのである。 になって、夜はふかくなる。お子達は寝ておられるのでお知らせ 万事そうされた訳ではないと思うが、朝早く御広前にお出まし

教祖は、われわれでは何々せよと言うところを、紙に書いては

四二八(言三九三九)

て行かせられた事がある。御子達に、 正神様が総社におられた時、一子大神様(奥方)に書いて持っ

とあり、又、われわれの家でもその様に言えと御教えがあった。 あった。今もその通りである。私の拝承中、教祖には皮肉的の御 お子達に、お父さんと言わず金光様と言え、と神の御知らせが 「物を言うにあれがこれがと言わず、あなたこなたと言え」

(事九八二)

四二九(言三九四一)

言葉やいやしい御言葉はなかった。

(五五頁)

る事を書いておられたかという事がわかりはしますまいか。 ってはられたという事ですが、いかなる所へはられたか、いかな ておはりになってあったと聞きます。直々言えば顔がゆがむとい 教祖様がお子達を御教誨なされる時には御言葉でなく紙に書い

葉を教祖が御家庭にて御使いなされたとは受け取れない。 それは書かれたものはあるが、 顔がゆがむなどという様な御言

けと御注ぎ下され、今一つと宣うて二度頂き又三度の時もあった。

て、丸に金の字の御紋のついた小さい御盃を御出しになって、頂 なき折には、私は御願いせぬに御神前より保命酒を御下げになっ

明治十四年秋頃よりは、身体疲れて参拝せし時、他に参詣人の

(六六頁)

四三〇 (事九八二)

を治せとの御情愛の御神意の現われとありがたく思いました。(夫人の手に御下げになりて頂くのが例であった。これは身の疲労に御神酒を奉られるので、その御直会の御神酒を吉備乃家のお倉をれから、月三回、即ち朔日、十五日、二十八日の三回、新た

四三一(言三九四三)

六六~六七頁

西六には教祖に御話しになったところ、ので、西六金照明神に金の心配をしてくれとの事で、その由を神におって、その手で勅願所を出願すれば拝めるようになると言神におって、その手で勅願所を出願すれば拝めるようになると言いう事と、当時所々の広前の祈念をする人は無資格の者で、皆困いう事と、当時所々の広前の祈念をする人は無資格の者で、皆困いう事と、当時所々の広前の祈念をする人は無資格の者で、皆困いう事と、当時所々の広前の祈念を出願の神名は神代巻にないと

と御止めになった。(七〇頁)「金を集める事はすな」

四三二(事九八三)

壁に張って拝みた事は多かった。御神米を頂いた後、板や御下げにならないので目標がないから、御神米を頂いた後、板や者の願いによっては、御書下げと言うものがあったが、御神札は御神米の紙を祀るという事は教祖御在世中より、よくよくの信

住職の妻が眼が見えぬ様になったので、福山教会を開いた森政サ

明治十三年の事であるが、この向いの村に真宗寺がある。

けたが、余も止めもせずその人の生きておる間はそうして拝んで節穴があって、そこへ御神米の紙をはりつけて拝む事にしたと届で拝んでおったが、気が済まぬので考えて見て仏壇の内に小さいたのであるから拝ませぬという事は出来ぬので、住宅の仏壇の前が、さて困ったのは真宗寺には神棚はない。住職も妻の眼が癒ったダノ女がまだ当村におって導き、信心する様になって眼が癒ったダノ女がまだ当村におって導き、信心する様になって眼が癒った

四三三(事九八四)

おった。(七七~七八頁)

てれは大阪の信者が御洗米を御剣先御剣先と言うから御神米と四神様が御神米と御書きなされてからの御名称である。氏が取次をして、段々御宮を祀る様になったのであるが、今言う御神米は教祖御在世中は、御洗米と申したのであるが、氏が取次をして、段々御宮を祀る様になったのである。大阪難波の信者に越田梅之助という、三方や神具を作る店が神大阪難波の信者に越田梅之助という、三方や神具を作る店が神大阪難波の信者に越田梅之助という、三方や神具を作る店が神

七八~七九頁)で居れよ」との御神意を取外さぬ様に教える事が肝要である。(て居れよ」との御神意を取外さぬ様に教える事が肝要である。(もよいが、版にすると問題になる。御神訓の通り「心に守をかけもよいが、版にすると問題になる。御神訓の通り「心に守をかけ

なされたのである。

四三四 (事九八五)

その

御葬儀の時大榊は無く、総て簡単なもので、御神床の左手の押

という大工棟梁が作った。角形の御輿は西六の高井染五郎角形の御輿に載せ奉りた。この六角形の御輿は西六の高井染五郎込みの舞良戸に寒冷紗を張りてそこに尊骸を油甕に納め奉り、六

その御畳は今神徳書院御物室に保存してある。教祖は、その拠所は教祖元治元年まで御座りになった六角畳の形である。

「葬儀は密かにせよ、御霊祭は大切にせよ。」

と仰せられてあった。

垂手つけて打払う身には穢れの雲霧もなし」という歌を祓主たる軸にして、その付録美濃二つ切りの薄い本にあった「榊葉に木綿の井川須賀雄という人が平田篤胤大人の著、神代系図の折本を掛との御教えを旨として、大麻と僅かの御供物だけで、祓詞は因島られまい。白張提燈を立てな。御神燈を立てよ。」「神の前に白紙を張るな。死んだとて一時も神を頼まずにはお「神の前に白紙を張るな。死んだとて一時も神を頼まずにはお

父の緞子の直垂を借りたのである。(余の着た装束は従兄の神職山本親一氏、とこにおる山本豊氏の瀬戸先生が二度上げられた。)

「まるで御祭りの様じゃのう。」の御直垂で神葬祭が大谷辺で始めてであったものか、会葬者が、の御直垂で神葬祭が大谷辺で始めてであったものか、会葬者が、四人の内三人は皆直垂、後取の山本利平は狩衣、山神様も緋錦

と言う。山神様の御装束を見て、

う。」「金光さんが装束を買われたという事であったが赤いのじゃの

と言う声を聞いた。余は明治十三年五月二十五日に岡山上之町の

教祖御葬儀につき、余の手帳の記録の中に祭典という文字があその時御遷霊式はなくて、すぐ今の終祭発葬式を仕えた。が、粗末なので山本のは緞子で上等であるから借りた。玉久という装束屋で、入田の瀬戸先生と一度に買うたのであった

儀に始まると申すべきである。(八○Ⅰ八二頁)る。御葬儀即ち御祭典であった。本教の御祭典は即ち教祖の御葬

四三五(事九八六)

まま風呂鍬をもって足掛りを掘って登った。で、御輿が重いので上りにくいから、藤井恒治郎氏が裃をつけた、お山に登ろうとすると、山畑に行く狭い道にて、至って急な坂

今の179と長いの上豆いのよがあるが、50豆いのまま風呂鍬をもって足掛りを掘って登った。

屋守の安部、今の喜三郎氏の父が階段を造って御供えしたのであ今の石段に長いのと短いのとがあるが、あの短いのはその後、

る。

なったのである。
それから御参りが段々年々に増すので長い分を継いで今の様に

との祝詞の中にある板倉侯参詣の時の馬繋ぎは、今は形がない

ったので感慨無量。何と言い様もない。(八九~九〇頁)葬後霊祭という事も無かったのである。とれが発達して今日に至人のお供であったから、三匹繋ぐように出来ておったのである。から判らぬが、当時御門前左の方に馬を三匹繋ぐ所があった。二

「教祖御手記拝読心得の概要」(金旨―抜)

昭和七年八月二十七日金光鑑太郎師所蔵資料

四三六(事一九八)

明治四年十二月二十四日、

「地形辻畑(今のお山)に御屋敷云々。地所ひらく事は此方よ

りさしずするまでまてい。」

286

召し上りたる柿の実を投ぜられたるが生えしもの)、其の内に、て、今の柿木が其の中に生い立ち(此の柿木は皆知る通り、教祖西六より御供の長さ一間計りなる割石数本を「麻」の如く置かれ所飛縁東北角地形石より、南に凡そ六尺余り、西へ六尺位の所に、御神意にはあらざりし事を、窺い得らるるなり。其は、現大教会御地意にはあらざりし事を、窺い得らるるなり。其は、現大教会の地を拝すれば、教祖は決して御屋敷を最初より辻畑に定め給う

「今の屋敷に宮を建てれば、下の吾田地に瓦一枚、藁一本落し何故辻畑に御宮の屋敷が定められしかと言うに、川手堰が、々承りぬ。此の事は、地方の厚き信者の知れることなり。然るに、

ても承知せぬ。」

ら打込まれてあり、と明治十二、三年の頃、西六金照明神より度地上には見えぬよう御普請の心杭と申されて、教祖夜間に、御自

川手堰は、御手記にも見えたる如く、表裏のある人物にて、吾下りつけたるものなれば、甚く、教祖の御機感に副わずなりぬ。(と、故障を申出で、川手所有の辻畑を、当時相当価格の五倍に売

なれば別に記す。)の。此の田地を後買求めたる事につきては、範雄が取扱たるものの田地というは、実は、横谷の福武家の田地を差配して居りしも

早く御成就の事を申上げしに、御裁伝に、の時、西六金照明神と共に参詣し、僅かなる御供をし、御普

とありたり。此等をよく心得て御手記を拝読す可きである。(二ぬ。あがれば悴である。」(悴とは山神様の事なり。)「よし、普請が出来ても、此方は此所を動かぬ。上にはあがら

九~三三頁

「信仰回顧六十五年・上巻」(抜)

昭和四十五年十月刊

四三七 (事九八八)

事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁) 事も度々あった。(七頁)

四三八(事九八九)

明治十三年

(4855)

晩夏 西六及大谷に於ける初めての説教

旧五月二十三日の当所の説教の事を西六金照明神に御礼御届け

は未だないから此所でもしてくれ。」「この辺では黒住教が神歌を読んでは説教が出来るが、斯道に

説教があるとて多数来聴せり。この事の由を金照明神より教祖にとの事なりしかば、夏の末つ頃夜席を開き、説教をなす。金光のとオーカーを上声でもしてくれ、」

申上げられ、其の後余参詣の時教祖の宣うよう、

此の講座の卓子は萩雄の君の御手作り、狩衣は曽て或信者が教の上に玉串机を置き、玉虫色の狩衣を拝借著用して開教せり。との御言葉なりしかば、萩雄の君と御打合せをなし、昼夜開教さとの御言葉なりしかば、萩雄の君と御打合せをなし、昼夜開教さとの御言葉なりしかば、萩雄の君と御打合せをなし、昼夜開教さらの上に玉串机を置き、玉虫色の狩衣を拝借著用して開教せり。

・・・) 計・ し 言記司(八種類の祝) 中) リ 「 天也と本上也主 法担担に奉りしものなれど、 召されし事なしと承る。

説教を了えて、教祖に御礼を申上ぐ。り初代白神師近藤与三郎氏夫妻共に生神の御許に参詣あり。余はいう横幅を掲げて賛題とせり。此の説教中、御神縁にや、大阪よとの時、八箇祝詞(ハス種類ハタサ)中の句「天地之体土也性金也」と

「此所で初めて説教が出来た。」

も初めて面会す。(三八~三九頁)といたく御悦びになり、有難く感激せり。此の時白神師近藤氏に

四三九(事九九二)

——明治十六年十月十日——

郎氏急報し来る。 此の日(旧九月十日)午後三時頃、大谷より御領に、古川忠三

「金光様今朝御帰幽になりました。御葬儀を頼みます。西六へ

「昨夜御夜食を召上られて後、『金光大神明日は愈々神になるとの事であった。直に古川氏と大谷に参り、萩雄様より承れば、は別の人が参り居ります。」

べし。ああ心安し。』と、静に御帰幽になりました。西六と御たり始めた頃、『最早此方世に在らずとも斯の道は失われざるて息む。』との御事であったが、今朝安芸守の嶺に旭日影のあ三十余年帯解かざりしが、今宵は御許しを得たれば、帯を解いから、尋ねたき事あらば何なりと問え。家の事は書いてもある。

との御事で、

相談で、御葬儀は十三日午後三時発棺になるよう頼む。」

と伺いしに、

「万事神様まかせにして、何処へも知らせぬ。」

し、黒坂翁の御出を願い、教祖の御事ども申述べ、共に祭詞を起様に申上げ、余は帰途入田へ立寄りて打合せ、十一日午前に帰領打合せて、藤吉先生斎主、余副斎主とし、以下斎員を定め、萩雄との御言葉なりき。此の時丁度西六の高橋藤吉先生参られ、余と

庄村大原まで到れる時、漸く晴れたり。中腕車にて出立す。今日の御葬儀如何なるべきかを案じつつ、新斯くて、十二日夜半より豪雨にて、夜明けとなるも止まず。雨草し、夜十二時に至りて成り、黒坂翁浄書せらる。

眺めて待ち居れども、時間は次第に過ぎ行くばかりなれば、藤井とが、楽人は未だ来らず。藤井(後の吉備乃家)の二階より西をより屢々後を振り向いて見れど、姿見えず。十二時頃大谷に参りより屢々後を振り向いて見れど、姿見えず。十二時頃大谷に参りより屢々後を振り向いて見れど、姿見えず。十二時頃大谷に参りより屢々後を振り向いて見れど、姿見えず。十二時頃大谷に参りといる本語、東坂翁を通じ、音楽を大江村池田金五郎、是れより先き十一日、黒坂翁を通じ、音楽を大江村池田金五郎、

四四〇 (事九九三)

は略するも、当時を知る資料なれば、巻となし、神徳書院に保存せられたるが、その祝詞(範雄代作)の原稿は長文なればことに生神の依ざしにより御後御継承の旨、此の五十日祭に大神に奏上日十月二十九日、教祖五十日祭を奉仕せらる。山神の君には、――明治十六年十一月二十八日――

教祖御帰幽後五十日間は、金子藤井駒次郎氏(向明神の亭主)

内外多端となり、四神の君御手代りと立たせられたり。(七八頁)亭主)奉仕せし事もあり、五十日祭後は山神の君御神勤なりしが、御取次を勤め、或る時はその長男恒治郎氏(教祖長女くら刀自の

四四一 (事九九四)

——明治三十三年六月六日—

局長(長斯波淳六郎)より、

と質問ありて、暫時考え、

「何と佐藤君、教祖時代の家とか宮とか、何か拠り所はないか。」

ざりしが、其の向拝(どはい)は唐破風造りにして、この唐破御建築なされんとし、工事中棟梁に不都合ありて、御成就はせ木窓と、元治元年教祖が御神伝によりて、二間四面の金神社を木窓と、明治二十一年御建替えになりし、現在の妻入の御広前の寄ら数祖の御時代、御神床に祀られてありし小さき妻入の御須屋「教祖の御時代、御神床に祀られてありし小さき妻入の御須屋

感激し、辞去す。(三七九~三八〇頁)とのことにて、との時余は、是れ全く教祖の御指図によるものとを藤技師に依頼して、図案を立てるがよい。」

と鉛筆にて記し、局長に示せば、局長其を見て、

風のみは今に遺り居るが、斯様なものでありし。

(4857)

抜 「教祖御手記拝読心得の概要(第二稿)」 (神徳50—

(事九九六)

8 然れど、己れ拝見せし本書と異なる所なければ、今はこの御写繁は明なるも、如何なる事にや、其後失われたるなりと。 ® 年旧八月四日写す」と記されたれば、其の頃まで本書のありし® 斯くて、今の御手記は本書にはあらず。四神の君、「明治二十

と共に、本教の御守りなり。乱に開き拝せんことを謹むべし。 しとそ尊き御物なれ。御手記は、金光家の至貴至重の御守りなる 金光家は火災のありし事もなければ、他日何処よりか現れ出で

終稿では、「不肖の拝読する御手記」とある。

んことを祈りて止ざるなり。(一九~二〇頁)

- とある。 二稿以降のあるものには、「八月四日迄に写し成就致候」
- 「四神の君の御手許に」とあるのもある。
- 4 持になりたりと承り居りぬ」と終稿にはある。 関連して「四神の君御帰幽の際、山神の君(本館に)御
- とある。また、ある稿には「已れ範雄、親しく拝見せし」 終稿には「四神の君御写の後、本書と共に拝見せしが」 「実に恐れ多き事ぞかし」と後に記されているのもある。
- とある。 三稿では「字体も殆んど似て御文意も異なる所なければ

の部分は全くなくなる。

(所なしと信ずれば)」とある。終稿に近づくにつれ、と

- 「尊き極の御物なれ」ともある。
- 終稿では「此の心なくして」が前にある。

9

稿には、この部分はない。 れ出ずる時のあらん事を祈りて止まざるなり」とある。終 本書の何処にかある可き事と信じ奉れば、神鑒によりて顕 く、特に本館には御物を御大切に取扱われたる御家なれば、 ある稿では「金光本館は、火災盗難等のありしこともな

「本川手跡覚」 (神徳132

照

本川手跡覚

文政五歳午年迄に

八百六十弐年

人皇では六十弐代を村上天皇、嫡男兄円心赤松円心は播磨国に

城主円心は大塔の宮に仕え、播州苔縄城主軍功国に盛なり、依て 住む、幼名は次郎則村、次男きた守時宗六万石を料す、武州川越 石を料し、然るに清和天皇の末流源の八幡太郎義家上野国新田に 摂州摩耶の城主三男多吉兵衛人□ __築前国黒丸城主二十四万

(4858)

り の中国に渡る、 門宅に住む川手多良左衛門先祖予州川上古城丹州が母親の出、 あり、 川手内貴此てじとなり、丹州は医者を業とす、内貴が悴川手ぎた 村川手に川手系図、或時に引合為めに大谷村としこれ引合に[有る由聞き出で、十吉先祖より伝わる所川手蔓書持参せし、大谷 男十吉中国大島に住む、半年斗り大嶋生佐方村内大谷村川手何某 落城の節にい──あつる此所に住み、此所にて子供七人出生、 天正年頃毛利元就に仕える内入せいめい川手飛驒の守宗純、猿掛 其時にお 一】 番壱人の悴あり、これをば川手松へ久国敷道誤りあ 其の頃平家盛の時節上、赤松の清□□し川手政川手ひさゆき、 つは毒薬を盛りたる風聞拡まり、予州を逐村する、讃州上田村口 娘本心放埒故に行方知れずなり、其後に其末葉芸州に現われる、 城丹州が宅に隠くる、此家にて久国は埋木に消えたり、壱人の娘 って、 郡山を浪人す、 之れより久国は川上に帰り、 母方祖父古 兵衛は川上に住む事十三年の間、其れより大和国に行き[退城いたし、武州川越の城に行き、隠れ住む七年の間、然るに武州 住む末流新田義貞為に黒丸城を落され、之れに拠る多吉兵衛黒丸 □お上に御合せ割書あり、これに依る十吉は大谷村川手多良左衛 川越城主北条為に落城いたし、 同人屋守村におる一人娘あり、同人事、大谷村を、大谷村で 然るに古城別家より養子を致し、丹州の後を立る、久国の]上田村にて終る、同人の子上田を立退き、此増吉は備中 屋守村に住む、 即ち之れが 川手の系図を 持参せ 口上に付、住む事三年の間、

文政五年午年迄 八百六十弐年之

一天真録」 (神徳66

抜

昭和十五年七月四日 げ入れありしを、前後次第もなく書き上げたり。 紙切れに記したるものを「天真録」と名づけ、箱に投 此は大正十年の頃より、ふと思い出でし事をカードや

凹凹凹 (言二三六〇)

に参れば 広前に御灯明上り居らず、どうした事かと思い、草鞋を解き上り、 (此の時古川才吉上り口の御灯明に蠟燭を上げたり)教祖の御前 明治十三年の秋、或日夕暮に参詣せしに、教祖は在すに未だ大

と申さる。

「今其の下の辺りで人に会わずや。」

と申上げしに、 「誰にも逢いませぬ。」

たと言うてお礼に参る者はあるが、人殺しをしたと言われるの だぞ。お前は人殺しをした』というから、 は建てられぬと申す所に、お前は家を建てさせて、亭主が死ん 「今日は朝から福山の家相見というて来り、『己れが見て、家 『此方は人が助かっ

は赤沢利左衛門妻となり、利左衛門事。

は門庭に立って、御領が参って居たらと足ぶみをした。」 というて出してやりたが、朝から今までぐずりつけたので、伜 が、腹がへったから食事を出せ』と言うので、『冷飯ならある』 言うから、『金はない』と言うたが、其れから又『食事時じゃ は煙草の火は出しませぬ』と言うと、こんどは『金を出せ』と を出さぬか』と言うから、『神様がお喫いなさらぬから広前に はお前さんが一人じゃ』と申したら、夫れから『なぜ煙草の火

さい。云々。」 「それは残念でした。今後其のような者が来たら留め置いて下

と申上げた事があったが、其後は教祖御在世中から斯る者は来な くなったのである。(二~三丁)

四四五 (言:三六二)

が、丁度判然とは覚えぬが明治十四年の夏頃から、 々が参詣した明治九年の頃には、大被一巻ずつあげられてあった 教祖は御晩年漸次に大祓詞を奏し給う事を止めさせられた。吾

と宣うて御洗米をお下げになりた。 「大被は上げても上げなくても神様には一つ事である。」

き事であったのに、信心浅き者は、神に向われて大被の御声を聞 かねば御祈念して下されたように思われぬ者があったが、教祖の これは大被詞を奏せらるる間に一言にても御理解を承る方が尊

> 神として咄をさせて居るのぞ。」 「大被を奏げる時間に此方の話を聞け。天地金乃神が此方を生

との御神意であったから、時には朝から晩近くなるまで御理解続 を待って下る事も度々のことなり。(三~四丁) きで、切れる時なく承り、御祈念を受くる事なく、 お咄の切れる

四四六(言二三六二)

ならず、其の時、 明治十四年の頃、大阪の道の開け方につき、教祖の御心配一方

「如何なる宗祖も法難を受けざる者なし。今後は、辰の年、万 一の御身代りに立ちます。」

と申上げし。 「之れ迄もそう言う事を言うて呉れた者もあった。」

と仰せらる。

申上げると、「最」とおうなずかれたり。(今までもあったと宣 いしは川手保平氏の事と思う)(一二丁) 「之れ迄言いし者とは違います。」

四四七 (事一〇一三)

――大正十三年十月十日夜湯川へ諭す――

う。教祖裁伝あり。 見となり大森の財産を皆奪う。教祖に事の由を申上げ御祈念を願 大森梅子教祖の神の教を取違えて梅子主人を失い、親類の者後

(4860)

「取られたと思うな、遣ったと思え。先方は立ち其方が立たね

ば神が立てやる。」

広前皆仆れ、只其の内で才崎片岡の広前が一つ残ったのみである。 に下り、機を織るやら麦をこなすやらして働いたが、其の手続の ては相済まぬ、之れから働かねばならぬと思い、広前を離れて庭 と宣いしに、帰りて考え、大谷(教祖)から仕送りをしてもろう

銭で買えぬ人の命さえ助けくれと願う信心の奥義に叶わぬ。信心 は絶対服従なり。(二二~二三丁) えなれど神の命に背きたるなり。能く後人の考うべき事なり。金 是れ人倫道徳から考える時には何の不都合もなし、正しき所の考

四四八 (事101四)

せばよろし。(二七丁) 御祈念帳を大切にする事。住所、姓名、願事、御供え物丈け記

四四九 (事一〇一五)

等御心配ありたり。(二八丁) もなく御開道せられたかと言えば、然らず。笠岡の事、大阪の事 教祖は平和円満の御態度にて立教せられたれば、何等の御心配

四五〇 (事101六)

教祖の神の教事を 一、お知らせ

> 宣いしなり。 教祖より願い伺いなされて神より教えらるるを「お知らせ」と

二、おさしず

神の教を「おさしず」と宣いしなり。 教祖より此の事は如何にせばやと伺い、願いを立てられし時に、

三、おしえ 此は多く後の世にいう教義に関しての御裁伝の類を宣いしなり。

(三七丁)

四五 (事一〇一七)

んとせしことあり。(三九丁) 永浅井は、教祖帰幽の時通知がなかりしを不服とし、反旗を挙げ とあり。此は、世話係が教祖の御神意にもかなわざりしなり。松 せしが、金光大神の道ねじれたりとなし、反旗を挙げんとせしこ 明治となり、笠岡斎藤の反対せしは、お社御普請の寄附札の書

「思ひ出草」 (神徳卿―抜)

四五二(事一〇一八

大正五年十一月三十日の頃

年九月二十二日、講元勝次郎とあり。 勝次郎という者が元である。其の講帳、 教祖の御時代に講社というものの初めは、高屋村の千勝事藤井 入費帳を見るに、元治元

(4861)

斯くて、金光教会成立の後、 左の如き辞令の交付あり。

藤井勝次郎

第四番教区高屋組

金光教会講社講長申付候事

明治十九年四月六日 神道金光教本部教会所

此の講社が初めなると。 右辞令を見て、藤井勝次郎不平なり、其は金光様の道に講社は

と余に問う。 「第四番組となりは、如何の御都合にや。」

るものなれば、講社の古い新しいには関係なし。」 「其れは本部を一番教区(浅口郡)とし、次々へ番号を付した

と説明しても中々得心せざりき。(一五~一六頁)

四五三(事一〇一九)

大正十二年の項――

下げは、多くが四神様のお筆なり。 四神様は、教祖在世中は全くお裏の仕えなりしなり。教祖御書

「一日に五十枚書いた事があったが、晩には疲れた。」とのお

咄しを承りし事あり。(五四~五五頁)

四五四 (事一〇二〇)

明治十三年より版摺の御札を信者に授けたるものを、 教祖に御

目に掛けたら、生神、御祈下されて、御裁伝に、

「此方は出さぬ道を立って居るのぞ。宮寺にするような真似は

すな。」(七〇頁)

明治十六年中、教祖大神御存生中書取、其他雑録 「開留帳」(神徳31-抜)

四五五 (事一〇二一)

直との御説あり。(一三九頁) て、人を助けたればと思い、只取次はするものの、此方は、能不 未旧六月十三日、金光大神病なれば如何にと思う。もちっと生

「内伝成稿」(神徳38—抜)

四五六 (事一〇二二)

明治十二年頃より大阪に道が開けると共に、其の筋の注意をひ 教祖御衷心と大阪開道

である。 を打ち膝を打ちつつ、さながら神憑りのようで、又狐つきのよう 態に就いてであった。信者が両手を指と指と組合せて神拝する時 くとと甚し。其は何であったか。「おいさみ」という信心表現状 に一心に願い居ると、組みたるまま「ポコンポコン」いわせて手

(4862)

大阪にての状況は知らぬが、大谷に参い来ての信者十人の内二

と返答をするような事をいう者も有りて、此の「おいさみ」があ れには教祖も困ぜられた御様子と伺われた。 りだした信者は信心が早や進んだ者という様に称して居った。此 三人か四五人位あった。其の「おいさみ」の人の中に「うんうん」

なものじゃ、とよく謂って居られた。 藤井倉子女史は、大阪の信者は狐つきのような事をするおかし

る(明治十八年教会成立後上阪して実見した)。 嘉七という者で、同人は武津氏かに神拝詞を書いてもらいて、其 れで朝夕はもとより氏子の願もそういう風にやって居った人であ 右の如き信心の状況なので、大阪では信者の内の反対者は中西

たのであるが、其の御裁伝は記録を憚る。 て後、神前に供えられて御祈念なされたが、神様の御機感に触れ と言うて来た。此の時、生神には其の電報を範雄に御見せになり 同人が明治十五年の秋頃と思う、生神様の御許に電報にて、 「近藤与三郎という者が道を穢すから取締れ。」

ませ給うこと多かりしなり。(一~八頁) 右の次第で大阪に道の開け行くに就いては、教祖甚く御心を痛

「巡教関係及初期布教状況について」(神徳昭-

抜

四五七 (事一〇二三)

にと願出たる者多くありしと。(三頁) 教祖御在世中明治十四、五年頃より、 本部が立ち出社も立つ様

四五八 (事一〇二四)

小野春興、吉備津の主典たり。 (九頁)

四五九 (事一〇二五)

金光には何時参っても人の切れて居る時ない云々。 明治十二、三年頃の瀬戸、大谷の参詣感想

四六〇 (事一〇二六)

笠岡斎藤、菰口の内(家カ)に一回参った丈けとの咄。 教祖の門外に出でずの御流儀に付。

夏

昭和二十六年三月十一日。一夫記。 金乃神社と金光教の事につき、父上様(蟾蜍)の御説明 「金乃神社と金光教との関係説明」(神徳町―抜)

四六一(事一〇二七)

度で言えば、大教会所即金神社である。 のである。決して、金の神社と大広前と別体ではない。今日の制 社で、御神号幾多の変遷ありとも其の御本体は天地金乃神に在す 教祖の御神意によれば、金神社即大広前である。大広前即金神 三夏

(事一〇二八

次郎氏の尽力で出願し、 須佐之男神社は明治十一年八月三十日存置。 (一三~一四頁) 許可を得たのである、 と川手氏余に語れ 当時、戸長川手与

四六三 (事一〇二九)

或時、教祖に御尋ね申上げしに、

と伺いしに、 「須佐之男神社と言う御神社は何ういう訳で御座りますか。」

照皇大神様の御神号も掛けて置けと言うのじゃ。」 「金神社は立たぬから斯の様にせねば拝めぬと言うのじゃ。

と宣う。(一四~一五頁)

四六四 (事10三0)

金乃神社明細帳写 (年月日解読不能、 金光大陣より岡

山県知事宛)

祠字に神社を訂正願

浅口郡吉備村大字大谷字客神

無格社 金乃神社

内に祭祀したる純然たる一の霊場にして、 右神社は、曾て金光教教祖が安政年間、 祈念の為め之を私有邸 教祖が祭祀せし祭神は、

日乃神金乃神月乃神の三柱に有ゝ之候。 然るに明治十一年社寺御調査の際、之を無格の神社とし尚教祖

岡山縣管下備中國浅口郡大谷村字客神 序灣境 二十三年九月

金 之 神 社

置願許可

由

緒

創立年月不詳の神祠にして明治十一年八月三十日存

祭

大日孁貴命 思金神素整鳴命 金山彦命

本 桁行 を間 で 工 尺

境内神社 境内坪数 拾五坪 百七拾弐坪 社

成下,度、 間、何卒右神社を金光教本祠と御訂正(且境内木綿崎神社の如き し存置御許可を得たる等、当時全く其事実を誤れる状態に御座候 の祭祀せし祭神にあらざる神を別紙明細書写の如きおん祭神とな 従来現存せず其形跡をも認め難き事実に付是又御削除) 則ち明細書写相添此段相願者也

浅口郡吉備村大字大谷七十三番地 右

社 掌 金光大陣 印

信徒総代 帥 印 印

天

年

月

日

金光教管長 的

岡山県知事

無 格

木綿崎神社

神 埴山姫命

時本地を過ぎり本社に詣で一首の歌を詠せ 創立年紀不詳と雖、大弐高遠卿太宰赴任の

りと云う、夫木鈔に見えたり

六拾五人 本 社 石祠前春尺

信

徒

縣廳距離 以上 九里二十丁

(四七~四八頁)

と宣う。

「佐藤範雄 日記―S3・10~S4・1」 (神徳1250

抜)

(事一〇三二)

討の大命ありし時に、 [____ 明治御維新の際、備中庭瀬藩は朝敵と誤解せられ、岡山藩に追 □(扨カ)板倉公は使者を□(早

「門を開き、主人玄関にて出迎して、決して兵を出してはなら 朝敵にあらず、恐れ入ります、と申せ。釜の柱(妻)は裏

を請う。生神には御祈念あり、生神の御裁伝。

カ)馬にて大谷に参らせ、進退を如何にすべきかと生神の御裁伝

門に出て居れ。」

際なり。代参帰り、生神の御指図の通りを主君に伝う。其の通り 代参人(使者)帰り見れば、早追討使は庭瀬東にまで来て居る

を守られて誠意達し、事なく済みて、其の御礼に大身鎗一本を奉

其の鎗、範雄参詣の後までなげしに掛けありしが、何時か見え

なくなりたから、生神に御尋ねしたら、 倉家重代の宝物であるから、お下げを願う。』と言うから、下 「 (板倉公力) の元家老の者が参りて、『此の鎗は、板

げてやった。其の後、噂に聞くと、来た者が吾物にして、殿様 へは届いて居らぬよし。」

る所、斯る際の御裁伝を以て御指図あり。朝敵にあらざる誠意を

上記の事実は、庭瀬藩板倉家の危急存亡の秋、大義名分の分る

達せしめらる生神の御態度忝し。

此の隠れたる偉大なる神徳と信仰とは、後人如何にとも解すべ

本教教義の神と皇上との大恩奉□(謝カ)にある所をも、

に造られてあったを[□者大広前門前東側に馬継(けい)所三疋□(分カ)つなぐ様

一の実現によりて、御神意の程も窺い奉らる。

庭瀬板倉氏、足守木下氏の参詣の時に主に使用されたる物なり。

(四三~四七頁)

四六六(事一〇三三)

御手記が明治九年以後なきは、

同年岡山県令の許可にて資格を

(4865)

出て来るようになりしによると拝すべきなり。(四七~四八頁)方々も御成人せられ、又信者の中にも御道の末の事をも思う者の得給い、道の立って行く事となり、神号も確定せられ、御子孫の

「感化救済講演要旨」(神徳四一抜)

明治四十二年メモ

不七 (事一〇三三)

○神ながら御神造の意の解

○大神も教祖も斎き奉る事となりしかば金の神社は何の必要もな社の必要なし。世界の一教たる金光教成立し、大斎殿として〇教祖金乃神社を御造営をなさらんとして御成就ならず。神の神

○金乃神社の名は大教会所大斎殿という尊き御名となりてここに

○教祖自ら御造営

〇中絶したる大神殿を継続し奉るの意なり

○故に教祖の御神意のまにまに御造営せんとするが故に教祖神乍

○教祖の御神営中、不浄の入れりとは村内の者自ら出金せずして、ら御神造に斯るものと思うべし。

○今回は教祖の御神意によりて命の親神と仰ぎ生死を任すとする金一封などの木札を掲げたり云々

○血のたる許りの御手続の信者一般心得させて、表面より心の故に神乍ら御神造とは申なり。

「春秋会講財」(神徳33―抜)

大正十一年九月~大正十二年三月

内に間違のなきように教導なしたし。

(一九頁)

四六八(事一〇三四)

教祖年々太くならせらる。 (二四頁)

四六九(事一〇三五)

白神に関係あり。(三九頁)

川手与次郎父、教祖の為に虎列刺病(十二年)流行中の問答。

四七〇(事一〇三六)

われたり。(三九頁) 教祖の布教は、白神時代は祈願全力が大阪に移りたかの如く伺

四七一(事一〇三七)

「是は結構な物を頂きました。」て差上げられた処が、一子明神にはゆばが芳ばしかりしと、或時、ゆば、焼ふの類を持参せられ、一子明神様に御土産とし

(4866)

云々。(四一~四三頁) はから、「かかる物は沢山信者が持って参りまと丁寧に御礼を申述云々。「かかる物は沢山信者が持って参りまと丁寧に御礼を申述云々。「かかる物は沢山信者が持って参りま

四七二(事一〇三八)

であるにより。(六二頁)とありしは、陰陽道の迷信は、宮中より起り、下へ及ぼされたの「此方の道は、下から上へ水を流すのであるから難しい。」

「教祖五十年祭記念信話会記録」(神徳285―抜)

昭和八年十二月十一日

上 (事一〇三九)

寺よ、も御笑み顔のものと思うたら大間違いで、神様の御機感に叶わぬは其の通りであるが、御裁伝の時信者を教えらるるに何時も何時は其の通りであるが、御裁伝の時信者を教えらるるに何時も何時を類は平和円満の内に御道を開かせられたと今に伝わる。其れ

「氏子参って来な、神は氏子に頼む事はない。」

と宣う時もあったが、参って来なと教えられた。其の者が改って「神が言う事が判らねば仕方がない。又参って来い。」と宣う時もあった。或時には、

者となると言う風であった。(四七頁)参りた時は御悦びで御裁伝もあれば、御理解もありて、真剣の信

四七四(事一〇四〇)

事も社務所でさして頂く事になった。(社務所で御食事をも泊り明神)と同じ様に成し賜りて、余は御用の御都合にて寝泊り、食間であったが、明治十三年からは西六の御二人(藤吉先生、金照像が此所より御霊地に御参りするのは午前八時より九時十時の

話が続きて帰る期がないという有様であった。立とうとすれば膝又御広前に参り午後になって帰ろうと思っても次から次へと御をも頂きたる者は西六と御領のみである。)

四七五(事一〇四二)

がめきめきと痛い。(五二頁)

「手続と言う事は孫までぞよ、それから先は氏子の心得ぞよ。」の御裁伝に、

孫に孫を連れて来れば親は喜ぶぞ、神も其の通りぞ。」「娘を嫁にやってから度々来ると、親がそう度々来なと言うが、

とあって、其れに次て、

との御言葉がある。(一〇二頁)

四七六

(事一〇四三)

(4867)

次に五十日祭の時は祝詞丈け作ったが、山神様が今回は白神氏に斎主をして貰いましょうかと申されて、それはよい御考えでありますと申上げ、白神氏が其の祝詞で奉仕せられた。御葬儀の時にお輿が上らなかったなどと言うのは根拠のない事じゃ。此の間違を伝えたのは、三年祭の時に御山で祭ったので其の時に小さい宮を作って、御祭典が済みて下る時に下から参り来た児島の八浜の人があった。其れを御葬儀の時と間違えて伝えられたもので、の人があった。其れを御葬儀の時と間違えて伝えられたもので、の人があった。其れを御葬儀の時と間違えて伝えられたもので、の人があった。其れを御葬儀の時と間違えて伝えられたもので集の時は祝詞丈け作ったが、山神様が今回は白神氏た導で副斎主は後方につき御送り申上げたので何の故障もなかった。(一七六頁)

より金光真整が拝写。 「松浦久信家相書奉献の由来」(奉師―抜)「松浦久信家相書奉献の由来」(奉師―抜)

産後の煩いはさせぬが何うか。

日七七 (事一一五九)

> 斯々と書いてあるが此は如何にや。」 性相剋を選ぶに及ばぬ』と教えらるるそうであるが、書物には

「貴殿は『普請作事に方角日柄を見るに及ばぬ、縁談縁組に相

「此方は書物の事は何も知らぬが神様の教の通りを理解して居と質問すれば、教祖は、

るのである。」

ら九月か十月かすれば分るが、此方の教の通りにする者は産前に氏子、縁談に方角日柄相性相剋を見て選ぶのは何の為か。番「氏子、縁談に方角日柄相性相剋を見て選ぶた婚礼の祝言が済むや済まぬで病気となったり離縁となったり死んだりするのは何う言う事なら。此方の教の通りにすれば縁が続き子孫繁昌させてやるが何うか。普請作事の事は先きが長いから早く分らぬが、懐妊の事は始めか。縁と。其れより松浦の申す事を御届け御祈念あり御裁伝となる。と。其れより松浦の申す事を御届け御祈念あり御裁伝となる。と

大将軍が巡りかえりて『吾が留守中に勝手に屋敷取をして居る留守に屋敷取をして置くとて竹を立て注連縄を張って居るが、天子金乃神の居らざる所はないが、明年は三年塞りで大将軍の氏子、元来大地は一足踏む所も何の方角へ向いても日天子月りするのは何ういう事か。

(4868)

は不埒なり』と咎めたら何うするか。

言えるか。
暦に棟上げよし天赦万吉とあっても其の棟上げの日に雨風が

言うは大御無礼ではないか。」知らずして大地に咎めや障りや災をする神が遊行(めぐ)ると知らずして大地に咎めや障りや災をする神が遊行(めぐ)ると日天子月天子に日の吉凶はないぞ。第一に氏子大地の御恩を

「恐れ入りました。広い天地に墨曲尺(すみがね)を当て、方と、斯の如く御裁伝を以て説(道)破せらる。松浦、

ある筈は御座りませぬ。恐れ入りました。」

角を逃げようとの考は間違いで御座る。日々の御照しに善悪の

一、家相図解 上下と答え、持参せし同家所蔵の左記家相書を奉れり。

三、方鑒精義大成 乾坤二、家相大全 上中下

是ご女且即相道以来の申上人上の大引答てして、天也大且中以上四種九冊何れも浪華松浦長門椽東雞久信の著す所なり。四、方鑒斑鳩夜話問答集 乾坤

十六年七月二十八日七十二才にて死亡す)。 ・大年七月二十八日七十二才にて死亡す)。 ・大久信は明治との御問答は実に殆んど半日を要せられしと教祖よりも金照明神との御問答は実に殆んど半日を要せられしと教祖よりも金照明神との御問答は実に殆んど半日を要せられたるものなり。教祖と松浦御裁伝により、家相方位縁談縁組相性相剋の吉凶禍福は迷信にした。 ・大年七月二十八日七十二才にて死亡す)。

一の御問答の詳細が今日に伝わり居りたらんには如何に尊き御

承りて知れり。 物を御供えありたりしも、当時は何の御本なりやと思いしが、後事ならん。不肖明治九年始めて 参詣の折、 御神前の床上に右の書

不肖研究の用に拝借いたし居りたるなり。(七~一二頁) えあり。明治十六年 御帰幽の後、山神の君御下げになりしを、 と御下げを願いたりしが、松浦の奉献せし書は教祖御在世中御供 と御下げを願いたりしが、松浦の奉献せし書は教祖御在世中御供 と御下げを願いたりしが、松浦の奉献せし書は教祖御在世中御供 と御下げを願いたりしが、松浦の奉献せし書は教祖御在世中御供 と御下げを願いたりしが、松浦の奉献せし書は教祖御預け申上

「金光の姓及び紋章について」(奉9一技)「金光の姓及び紋章について」(奉9一技)

四七八(事一一六〇)

金光の姓につき

たもので、太郎左衛門屋敷と言うのがこのことであります。(尤と言うのは、これは伊予の川之江と言う所からこちらへ渡って来と言われたこともあり、又川手と言われた時もありました。川手色々言うて居られました。赤沢と言われたこともあります。大橋(略)そこで我教祖の姓は如何であるかと申しますと、最初は

文字をば戸籍面にお顕わしになったのが遂に今日の姓となったの文字をば戸籍面にお顕わしになり、お徳をお積みになった其結果、が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになった其結果、が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになった其結果、が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになった其結果、が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになった其結果、が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになった其結果、が段々と御信仰をお進めになり、お徳をお積みになったります。)それから教祖の神も教祖の元の姓は香取と言うのであります。)それから教祖の神

られたのであります。(二~三頁・八頁)の字に同音の陣の字を取りて金光大陣と言う御名を戸籍に編成せ居られました。それでありますから戸籍編成の時は金光大神の神居られました。それがら戸籍が改正になりました時には既に金光大神となって

であります。

(略)

「教祖と柔道家」(抜)

昭和二年九月二十三日刊『金光教徒』第五七七号

七九(言二三五七)

その荒木先生が教祖の広前に参って、大谷の佐方に荒木要平という名高い戸田流の柔道家があった。

めになって、御結構で御座いますなあ。」

「金光様、じっと座っていて人をお助けになる偉いことをお始

と申されると、教祖さまは、

「いや、貴方とそ柔道を心得られて、天下に恐しい者はありま

すまい。」

荒木先生は、

ず中にして握って歩かねば、親指をつかまれては、もう動くと道を歩いておりましても手を拡げては歩かれません。親指を必せん。貴方こそ寝まれても大の字で休まれましょうが、私共は「何を仰せになりますか、寝ても起きても一寸も油断がなりま

と申した。当時世に伝わった有名な、教祖と柔道家の問答である。とが出来ません。それぎりであります。」

佐藤彦太郎 明治四十三年五月二十一日午後九時~十時

四八〇 (事五九八 言一一二五)

占見の金神は方位方角をやかましく言われ、

「何処其処へ建てた便所がお気障りになっとるから、

頗る多かりしが、大谷へは其内一、二人のみ参り居たり。などと言われ居たるが、当時非常の繁盛にて、矢掛よりも参拝者

てかえい。」

佐藤光治郎 明治四十三年七月二十九日 芸備教会所にて高橋正

(4870)

(事六〇二 言一〇九三)

夜は少しおそく行けばお引けになりたり。朝は早かりき。

佐藤与 | 郎 「中六の平吉その他についての調査報告」 (奉136

寄島町早崎七三八六 慶応元年生 昭和二十九年一月十一日 自宅にて聴取

四八二 (事九八)

した。それは何分にも欲のない人だと思って親族が恐れ入ってい 教祖様は神様になられる位なので、ものがきれいな人でありま

そういうことが人間ですから、恐れ入っていました。(一二頁) れるという風になっていました。何分欲のない人でありました。 が、それはきりだめの赤飯を、片方に酒をかついで持っておこさ それは田植がおくれたといえば、手伝をおこして下さるのです

渋谷さと 「人物調査(3)」(奉211一抜)

について--寄島教会調査資料――川崎元右衛門、渋谷せんその他

昭和二十六年四月二十七日 寄島教会にて竹部教雄、

藤村真佐伎が聴取

四八三 (事九九)

行が一週間出来たとき、手織りのはんちゃをきて、教祖の所へお 渋谷さと談。力造(渋谷力造)は、せんが病気のため、裸足の

参りをして、ふるえていた。 大勢大阪からお参りがあった。

教祖は、

「神様が言とられるから、とちらへ上らっしゃれ。」

と申された。立派な絹の中を、

というて、ねきへ寄られた。教祖は、御幣を出されて、 「どへさんせ(ピセッパペ)、ごへさんせ。」

といわれた。(五頁)

「万人の人を助けてやれ。」

が聴取

明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて高橋正雄

白石正助

四八四 日が、土地の出社のお祭りとなり居たり。大谷にては、別に式と 旧 九月九日、十日がお祭りとて大谷へ参り、其の二十一、二 (事六〇六 言一二〇六)

てはなく、他地方よりも参り来り、只、御取次なさるのみなりき。

宿 古川参作

(四四~四五頁)

白神新一郎 「初代白神新一郎師」

(信吉) 大正十二年九月刊

大元社への道中記 四八五 (事一〇四五)

大阪富島波止場 蒸気問屋 河田次郎平

備前川口三番 舟問屋 広運社より

三里 町放れ庭瀬口西川へ十一丁斗り 同 岡山へ 船着町川岸 船問屋本家

河田次郎平

大供 竹通し 白石へ橋あり 平野 此所に備中玉島へ帰り車あり 凡二十銭位より三十銭 庭瀬 撫川へ

岡山京ばしより二里の西へ帰り車

浜の茶屋へ二里 宿休所 かとや 定抗 下庄 百津が鼻 ひら田

八王子 土手迄二十五丁 水江川仮ばし

西阿ち 西ばら 片島土手すじ

弁才天舟渡し

上なり土手すじ よし浦 狐しま

玉島 新町入口迄 浜の茶やより三里

大谷御元社へ一里

杉原岩助 明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて高橋正雄

が聴取

四八六(事六二〇 言一二二二)

笠岡の方、非常に発行にて、大谷へは便に参ると言う風なりき。

須田美照 昭和二十五年四月刊 「香取金光教由来記」 (抜

四八七 (事一〇四七)

は思いました。 祖は此方が請合うたら心配せんでもよいと仰せられました。内室 重ねて明日のことですが誰方を頼みましょうかと申しますと、教 すと、教祖は只よしよしと申されるだけでした。暫くして内室は る時に、内室が明日の左官の手伝は誰を頼みましょうかと申しま 立教神宣後のことであります。教祖(香幣)は家の造作をなさ

「ああして、神様の前を動かれぬのにどんなになさるので有う

と心配して居られましたが、明くる日早朝に大谷の兄さんがお出

になったので、内室は、

- 「兄さん早朝から何事が有ってお出になりましたか。」

「いや私方には変ったとともないが、神様が戌の年亀山へ行けと尋ねられますと、

と申されたそうです。其後もこうした事が度々有ったそうです。と仰せられたから来た。」

(五頁

角南佐之吉 明治四十三年八月十七日 九蟠教会所にて高橋正雄

八八 (事六二一 言一二三四~一二三六)

人に尋ねたら、『大谷から十一里ある』と言う所迄行ったけれ居る』と言われるので、家内に弁当を拵えて貰うて行ったが、神様が幻に立たれて、『ことから十里奥へ行けば、金が落ちて「おまえは、修行の為めに、なんでも一つやって見い。私は、

又、お坐りの儘、西南を指され、ども、何も落ちては居らなんだがのう。」

も落さん。掘って見る、と言うのが神様のおためしに遭うたのて居たが、掘っても金は出なんだ。私が欲しい位のものは他人を掘れば金が出る』といわれ、明る朝行って見たら、鶴は降り

「私(わし)の作って居る田に『鶴が三羽降りて居る。その下

はおかげぞ。」

じゃ。信心があつうなる程おためしがある。おためしがあるの

南巍師から聴取 巍師が実父佐之吉から直接聴取せる昭和二十三年三月一日 九蟠教会所にて高橋博志が角

四八九(言二四三一)

或る時、参拝すると、教祖、

て見よ。金がある』と仰せられたので、今朝行って見たら鵠がたら行ってみよ、鵠が三羽下りて居る。其の下を一丈計り掘っ

「昨夜神様から、『あそこの私方の田(戦場の2)へ、 夜が明け

下りて居った。」

「私、掘らして頂きましょうか。」と仰せらる。そとで自分が、

「手伝うて呉れるか。」と伺いしに、

と仰せらる。他の人と一緒に、印のしてある所を一丈程掘りし時

「金が出たかや。」 分に、教祖来られ、

「いや、出ませと仰せらる。

と申上げしに、出ません。」

と言われ、止めたことがある。 「もう止めよと神様が仰しゃるから、止めよ。」

瀬戸昌治 「金光教入田教会開教満八十一年祭」(抜)

昭和三十二年四月刊

四九〇 終神に奉仕せよとの教祖の御遺言ありとの有難き御言葉を拝戴せ 教祖の神の神去後御袴地を管長(蘇州)閣下より此袴を着けて始 (事一〇四八)

(10~11夏

明治四十三年七月三十日 入田教会所にて高橋正雄が

四九一 (事六二三 言一二四〇)

晴天となれり。 十三日御葬儀にて、今にも降らんかと気遣いしも、正午頃より

四九二 (事六二四 言一二三九)

使により御帰幽の事を知り、大谷へ行く途中、里見にて車夫、

「金神は死んで居ります。それでも、ひどいことを言うて死ん

明治四十三年八月十八日 岡山教会所にて高橋正雄が と話し居たり。

で居りますそうで。自分の死ぬる日まで、書いて居りますそう

四九三 (事六二五 言一二四一)

岡山へ来りてより近所の翁

「前に大谷へ参りて直筆を頂き居りますから。」

教祖お書下げを下され、 とて、其人一緒に参り居る内、其人教祖より承りたり。 商用にて度々参ってわらじがけにて上らずに御礼し居りたれば、 土居力造氏父(栄町)

と申ししに、 「私はかように貧之忙しゅうござりまして。」

と仰せられたり。

「それが結構なのじゃ。商売に忙しいのが一番じゃ。」

千田志満 『光 (千田種一編)』(抜)

昭和二十七年一月十日刊

(4874)

四九四(言三九四九)

とのお言葉を頂いたのである。(九頁) 「親孝行 天の与え 神の授けと思え。今日より出社を許す」かかる内明治六年旧正月の月参りをさして頂いた時教祖様より、

四九五 (言三九六五

かねて吾教祖様の御在世中、

お尋ねせして、致虫のお答えに、「あなたの御後は誰がお継ぎに成るのですか」

「長男や二男はあの通りで私の後を継ぐ事が出来ないから、三とお尋ねせしに、教祖のお答えに、

と仰せに成ったと承って居る。(六四頁)男が私の後を継ぎます」

-田瀬喜 「金光教御理解集」 広江教会蔵(抜)

四九六(事三一五 言二四六二)

明治四十三年編「金光教御理解集」

御座る故に、能き様にして下され」とて、神にお任せなされたり。き。七十年御病気の際は、「嗚呼有難し、私の身は神様の物にて時は、只「有難し、神様の御下されたので有る」と御礼をし給い教祖の神は、辛き物や熱き物や冷き物も、食物の出来の悪しき

(五七番

10頁

四九七 (事三一六 言二四六四)

「これ、手前は百姓に生れて、肥の臭気が苦になるか。」て蓋をして御帰りになる。他の里人等の言うには、教祖十六才のとき、玉島に不浄を汲みに出し帰路、芋の葉を以

と問うたら、其時教祖は、

と仰せられたり。(八九番 一八頁) 時なれば、其が為めに蓋をするなり。」

「吾は百姓にして、更に苦にならず。然し今頃は町中は朝飯の

好きなものを御あげなされても、其猫は近所より「殺して呉れ」教祖の神は御生存中、猫を飼い給いしに、其猫非常に悪しく、四九八 (事三一七 言二四六五)

に来りたら、近所の人殺さんとすれ共、能わず。故に、教祖の神ぬ故、殺して下されと言うから、可愛けれ共致し方なし。御願いと申込み来りたり。教祖の神は我内に飼たる故、可愛くて殺され

様は牢屋の内に入れ給う。其とき猫に向い申さる様、

ることはならぬぞ。」のことはならぬで。」という、悪いことをすら私の食う通りの物をやるから、との中に入り、悪いことをすから罰を御責めなるわい。其方も、悪い事をすると、おかみ「とれ、其方は畜獣じゃ。人間でも、悪い事をすると、おかみ

きて、嬉しく一生を過したと(四神が)仰せられました。(九八と誠め給いしに、夫れからは温和しく教祖のお食しなさる物を頂

五〇一(事六二六 言一二四二)

と仰せらる。

う。

番 二〇~二一頁

四九九 ず、落とし遊ばされたり。 (一〇三番 二三頁) は、たとい蚤の如きに至る迄、毒はするとも、殺すことはなされ されたりと。而して御立ちになると、畳の上は青々血の様になり たりと。御心行の程御伺い奉りしに、亦、我屋敷の中に居る動物 教祖の御心行中には、朝は四時より夕は十二時頃迄御勤め遊ば (事三一八 言二四六六)

五〇〇 (事三一九 言二四六九)

奥様は、 と、奥様が見られ、蚊一ぱいたかりて居る。然るに御引にならぬ。 一日、夜暗がりに、天地金乃神の御告げの儘の事を書て御座る

「金光様、蚊が沢山たかりて居りますから、辛う御座りましょ

と申されしに、

「私の体でないから、心配はない。」 (一〇九番 二七頁)

明治四十三年九月一日 広江教会所にて高橋正雄が遺 族から聴取

> 教祖御帰幽の年、或時、参拝したるに、 「みんな、世話をやいて参って来るがよい。私も、もう百日す

と仰せられ、後、百日にて帰幽せられたり。 ると、御簾の内へ入る。」

の所迄行きたるに、行列は既に山にかかり居たるが、御柩動かず。 五〇二 (事六二七 言一二四三) 御帰幽の時には、古川より、林(韓忠と)へ通知あり。梨畑の藪

急ぎ行きつきて、袴を着けたれば、御柩動きたり。

高橋沢野 「高橋沢野氏より」(奉14一抜)

昭和二十五年八月十三日 沢野師談 金光真整誌 於六條院教会 教会長高橋

五〇三(言二四七七)

金光様の御広前へ一人の信者参拝致し、庭よりお供え物を出す。 井戸井の長左ヱ門につき、高橋沢野師の記録(何時記したか は不明、但しペン書)

明神様はそれを取次いで、教祖様の御前に御届けせらる。 いともねんごろに御祈念遊ばさる。其信者帰りて後、 「あんたはあれを何処の者か知って居んなさるか。」

(4876)

五〇五 (事一〇一)

「あれはいどいの長左ヱ門の家内じゃ。やっぱり参ってくるが 「いや、一向存じて居りませぬ。」

ちゃせんもお互も同じ事じゃ。ようおかげを受ける。 思うて、上がれともえ言わぬが、神様の処ではえた(新平)も のう。上へあがらしてやればよいが、他の氏子がきらうぞいと

出来ぬ(こうなし)。やっぱり一つ事(同じ事)ぞよう。日様 のは其わけへだてをする様ではいかんぞよう。」 は糞小便の上も死人の上も同様にお照しなさる。道を立てるも 神様のお乗んなさるみこしでも、新平がにかわ付けにせねば

と御教え下さる。(一頁)

(事一〇〇 言二四七八)

り。○東新座敷の前は黒の板垣あり。○手洗鉢は大きくて、立っ て洗える程であった。(但し、沢野師は子供であった)○東新座 敷と母屋との間にはまんりょうが生えていた。(二頁) (沢野師談)○教祖のお顔、左のまひげの上に大きなほくろあ

,教祖様御神号等の御書附 金光教六條院教会採訪_

(奉82-抜

橋沢野師談 昭和二十三年四月二十二日 金光真整誌 於六條院教会 教会長高

五色の幣の残り

とも分明せぬものが残っている。 ものと五分四角位のものの二枚、色が茶色にあせてしまって何色 教祖様から頂きし五色の幣であるが、今は巾五分長さ一寸位の

何時頃頂きしか不明。

子の中に納めた。ととろが、その中に鼠が入ってたべてしまった ので、この様に小さくなった。(五頁) 持って拝んでいたが、後に気がついてもったいないと思ってお厨 持って拝んでいられた。そこで、この頂いた幣もその様に真似て 教祖様は二尺位の幣串のものに五色の幣をつけたものを両手で

五〇六(事一一六二)

号を下されたと言う事であります。母は二十年程も前に七十九才 のと合致する。) 七年水田梅吉妻はしかの時おかげをうけほうびに下され」とある でなくなりました。(真整日、教祖様の御神号帳の中に、 今でも教祖様によく似た人が金光には居られます。氏の母「小松 ○信徒総代 水田三郎兵衛氏談(氏は明治八年生れ) ら助からぬ所であった。このおかげを頂かれた時、ほうびに御神 心しておかげをうけ、なおってから流産した。もし同時であった さん」は午年であるが、三十九才の時妊娠中にはしかに罹り、信 ぬが九つか十の頃でありましょう(御帰幽の年は氏は九才也)。 祖父梅吉氏につれられて二度教祖様の所に参る。何時かわから

(4877)

御神米

でいた。お書附は二枚あり、一は「日天四、月天四、……」、一 は天地書附。後者の方は、教祖様から頂いてかえりかけると、 「もうこれがおわかれじゃ」 祖父はこびきであったが、おかげをうけ、講社の様にして拝ん

と仰言ってにっこり された、と母がよく 話していた。 (六~七

昭和二十四年六月十五日 於六条院教会 教会長談 「六条院教会採訪記」(奉88-抜)

金光真整誌

五〇七(事一一六三)

教祖さまのうちの御様子

母屋と新長屋との間には「まんごのと」と「まんりょう」が生

お賽銭箱は上り口と上(うえ)とにあった。乳などの額があっ 庭へ入ると右手に「大願成就」の幟が沢山立ててあった。

(一五~一六頁) 大きいのや小さいのや、長いのや短い提灯がぶらさがっていた。

五〇八(事一一六四)

お洗米にしとられた。それを富枝師も真似ていられた。(一六頁) お供えのお包の紙のええところを、もろぶたを置いてのばして、

五〇九 (事一一六五)

れた。そとで、 た。或時管長様のお宅へ泊った時、この圇の紋の入った枕を出さ 明神さまが圇の紋の入った枕を教祖の処へお供えした事があっ

「めずらしいものがありますなあ。私のお供えさして頂いたも

のです。」

~一七頁 と申し上げた。それ以来一度も出していただけなかった。(一六

五一〇(事一六六)

ら、神さまが乗り移っていられた。 一、教祖あるとき、のみを打つ手が振う。どうしたのかと思った

うて止めた。それから亀山へ参られたところ、 翌年の正月神拝のとき思わず拍手す。これは恐れ入った事と思

るより、ずっと以前の事であった。(一七~一八頁) と言われた。猶との事は、明神さまが教祖さまの処へお参りにな 「今朝は拍手をえんりょしたのう。今日から拍手神門を許して

五 (事一一六七)

かきわ谷の婆さんは、鏡と鈴と錫杖の三つのものを持って、か香取の繁右衛門

「鬼門金神、金毘羅宮」「鬼門金神、金毘羅宮」「鬼門金神、金毘羅宮」が下で髪をふりさばいて、山から頂いて帰る。それはとの人が床で髪をふりさばいて、山から頂いて帰る。それはとの人が床で髪をふりさばいて、

なかったが、おまえ(教祖の事)は心に叶う。」「此方が二百七十人まで乗りうつってみても頼みとするものがと言っていた時、教祖が行かれた。そして、

「兄は 兄だけの 位をもたしてやる。 日本一社の 本社としてやと。更に、

へ帰って来た。(一八~一九頁)
又、繁右衛門は祈るばかりでは喰うて行けぬと言うので、香取といわれて、貰ったものであると。

五二(事一一六八

庭瀬の弓場様

「奥が信心せぬから御書き下げが頂けぬ。」げにならぬ。そこで、数祖様に、御神号のお書き下げを頂きたいと御願いしたがお下

て教祖さまから頂くことができた。(一九頁)と言って泣いた。それから、奥様も信心される様になって、改め

五一三(事一一六九)

今出川菊亭殿(いまでがわきくていでん)

孝明天皇のおじと言われる。此方が備後の鞆に来ていられた。

た。 で、此菊亭殿の所へ願を出した。そして、明神さまは鞆迄行かれて、此菊亭殿の所へ願を出した。そして、明神さまは鞆迄行かれいので、自分の所は天皇の祈願所にしたいと言っ教祖の所が勅願所になったと言われるので、笠岡金光大神は、勅

て行った。すると教祖はお許しにならなかった。とで笠岡にたのまれて、玉島へお金を借りに、西浜の多蔵をつれ

ところが、此許しを頂くために沢山のお金が入用であった。そ

明神さまは、

金をかえしたが、みんなは返されぬので大変困ったという事であみんなも沢山借りてはらった。後になって、明神さまはじきにおとたって御願いになり、玉島へ行ってお金を借りてはらわれた。「此度だけは、私の顔に免じて。」

の着物をきて、鞆までとのととで出かけた。

でいたが、取って来てもらえる事になって不用になっていた。そでいたが、取って来てもらえる事になって不用になっていた。その方が、富枝という名前をつけて下さった。白川の許状に富

又、このとき、孝明天皇の御使用と伝える扇子を頂いた。その

場、勝手の通りかい如何なる御無礼おそまつ御座りましょうと

扇子が現存している。菊花の文様がついている。(二〇~二二頁)

昭和二十六年四月刊「教祖直信金照明神のみかげ」(抜)

五一四(事一〇四九)

光っていらせられた。(一六頁) 教祖様は櫛目正しく髪を結われ、御顔色は桜色でみずみずしく

五一五(事一〇五〇)

申上げられ、次に、と申上げられ、次に、それから御神名を唱えられ、次に氏子の願い事を「畏れみ畏れみなしまして御願い申し上げ奉ります。」教祖様は氏子の御祈念をして下さる時、

願い申上げ奉ります。」なら、なおもち願主の願い出だい成就相叶わせ下さります様御なら、なおもち願主の願い出だい成就相叶わせ下さります様ととわり申上げ奉ります。別条相なきすみやか安心御座りますも、氏子の御信心もって頼むにしたなら、金子大明神もって御

ま後、 其日の御家族や氏子の御礼を申上げ御わびを申上げお上の御祈念、 方一同こと相すみ、次に拍手なさった。また朝夕も御祈念の時は が御聞き届け下された意味である。それから御裁伝が下り、そう 次に氏子の御願をも一度申され、これを御聞きずみと申す。神様 と御祈念され、これを願い込みと申し、次にお祓を上げられ、其

一九頁)になり、御祈念の際は改まって御神前へ御進みになった。

五一六 (事一〇五一)

いらせられた。(四三頁)おしまいに「そもそも般若心経――」と長く長くお引きなさっておしまいに「そもそも般若心経――」と長く長くお引きなさって、そして其

五一七(事一〇五二)

教 団 史 資 料 ―大正元年(一九一二)~ 大正十五年(一九二六)― (3)

凡例

資料の件名は、原則として原本の内容に従って、解読のうえ、件名を付した。

「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。 各項目に付した番号は、本所の資料整理の都合上付したもので、〈教団史資料目録 1〉の各項目から順次付した項目

2 1

3

番号を示す。

なお本号に掲載の項目名は次のとおりである。

❷第一種巡教(視察・巡教) ❷第一種巡教(記念巡教)

89第一種巡教 (一斉布教)

86第二種巡教

9里務統計 80第三種巡教 99その他 ®国民精神作興・社会教化活動 89救援活動 ⑩宗教制度調査会 ⑩文部省·県当局

④ 最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

83)
第
種巡教
(視察・
巡教)

	Ī .	ı	1	1	1		
8	7	6	5	4	3	2	1
" . "	" "	" 23	" " "	" 20	" . "	" "	2 2 2 19
顯数	指示と関する注意事項につき支部々内伝第三号による宣教師和泉乙三派遣並びに	宣教師和泉乙三巡教日割通知	東京方面巡教出張につき訓示、打合方指示	常在宣教師中より派遣者選定方指示宣教師片岡幸之進上京通知並びに本部出張所	関する注意事項につき支部々内伝	他各宣教師巡教日割通知	並びに宣教講題通知年大祭記念巡教出張につき訓示、打一
"	宣教部	管長	"	"	宣教部	管長 金光大陣	宣教部
和泉乙三	第一教区支部々長	部下一般	片岡幸之進	本部出張所専掌	各教区支部々長	部下一般	各宣教師
		二達第三号	-			二達第二号	

			1	
4	3	2	1	番号
6	".	. "	3 • 7	年
4	11			月
14	19	17	11	日
意並びに宣教部日割通知大達第八号による巡教の	週知 不豊第一二教区	更通知・北海道並びに東北地方教	につき日割通知 勝範雄北海道並	件
知再徹底方指示日割無断変更につき注	支部々内教務視察につ	教務視察・巡教日割変	びに東北地方教務視察	名
宣教部	第一二教区支部々長	"	専掌 山本 豊	発
第一二教区支部々長	各教会長		第五教区支部正副部長	宛
				備
				考

84)

第一種巡教(記念巡教)

			1						,		,			
23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
"	"	"	"	"	"	"	"	"	".	"	"	//	"	2
"	6	"	"	5	"	4	"	"	"	3	"	"	"	2
•	12	28	27	7	"	8	"	"	26	7	"	28	27	25
通知 吉田新太郎、寺田金次郎、各宣教師巡教日割	宣教師髙橋茂久平巡教日割追加方指示	き実施準備方指示 一達第八号による宣教師高橋茂久平巡教につ	伝達方指示 に選教実施に関する注意事項につき支部々内に巡教実施に関する注意事項につき支部々内に達第八号による宣教師高橋茂久平派遣並び	宣教師高橋茂久平巡教日割通知	伝達方指示 「一定第七号による宣教師寺田金次郎派遣並び」 「連第七号による宣教師寺田金次郎派遣並び	宣教師寺田金次郎巡教日割通知	所宛伝達方指示し一直教師八木栄太郎巡教日割につき当該各教会	宣教師八木栄太郎巡教日割通知	師八木栄太郎派遣了承方通知二達第五号による巡教延期教会所につき宣教	高知上町教会所に対する巡教延期通知 宣教師寺田金次郎巡教日割中、井ノ口、高知、	伝達方指示 に選教実施に関する注意事項につき支部々内に選教実施に関する注意事項につき支部々内による宣教師中野辰之助派遣並び	宣教師中野辰之助巡教日割通知	宣教師会訓示要項	
"	管長	第三教区支部々長	宣教部	管長	宣教部	管長 金光大陣	宣教部	管長	宣教部	管長 金光大陣	宣教部	管長		宣教部
"	部下一般	各教会長	第三教区支部々長	部下一般	第一教区支部々長	部下一般	第一教区支部々長	部下一般	寺田金次郎	部下一般	第三教区支部々長	部下一般		本部出張所専掌
二達第一〇号	二達第九号	二達第八号		二達第八号		二達第七号		二達第六号		二達第五号		二達第四号		

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
	8		7	. "			•	. ,			•	2
• "	20	4	1	. "	29	* "	27	24	. ,	23		6 •
伝達方指示に関する注意事項につき支部々内に巡教実施に関する注意事項につき支部々内に運第一三号による宣教師池川朋唯派遣並び	宣教師池川朋唯巡教日割通知	宣教師八木栄太郎巡教日割追加方指示	施周知方依頼を問題がある。というないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	前橋教会所開教日時に対する照会につき報告	に同回答に対する意見報告方指示前橋、盛岡小教会所巡教日時につき回答並び	脱理会につ	除理由回答並	教会所削除理	中、稚内、密教実施趣旨支	内伝達方指示 内伝達方指示	宣教師八木栄太郎巡教日割通知	につき支部々内伝達方指示金次郎派遣並びに巡教実施に関する注意事項
宣教部	"	管長	"	第五教区支部々長	非記	第五教区支部々長	宣教部	第五教区支部々長	"	宣教部	管長	宣教部
	:	部下一般	宣教部書記井上定次郎	宣教部	浜田安太郎	宣教部	第五教区支部々長	宣教部		所副長 矢代幸次郎 田安太郎 北海道事務	部下一般	言書写言,計
	二達第一三号	二達第一二号									二達第一一号	

				1				,							
52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
"	"	"		<i>"</i>	"				7			"			2
22	\ ""	\ \ " "	₹ 2320	7 20	•		. "	•	6 • 16				12 6	10 • 18	8 • 21
通知 一	出席簿 出席簿 出席簿	費明細控	る記録概要	祝詞	第一講案要項並びに同講録・「国民の自覚」	第二講案要項・「信仰の本義」	第一講案・「国民の自覚」	つ務三き取五	通知並びに講録作成送付方指示教祖三五年大祭記念特別布教講師候補者選定	大正二年度上半期三重県下各教会所巡教統計	講録・「信仰と霊験」	内伝達方指示では選挙の記憶を表しているというでは、必然実施に関する注意事項につき支部々の伝達方指示	宣教師高橋茂久平巡教日割通知	宣教師池川朋唯巡教日割通知	宣教師池川朋唯巡教辞令案
管長 金光大陣	宣教部							教監 畑徳三郎	宣教総務 畑徳三郎			宣教部	管長	管長 金光大陣	宣教部
会長 会教区支部々長 各教								各教区支部々長				第一○教区支部々長	. "	部下一般	宣教師 池川朋唯
七達第七号								七監号外		3000			二達第一五号	二達第一四号	

	Ī		85										_			
3	2	1	第	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
2.	".	1	_	12	"	11	<i>"</i>	"		".	"	".	<i>"</i> .	".	"	7
4		11 • 2	種巡教		8 • 16	5 • 13				9 . 17	23	8				7
<u> </u>		_		2中光			二二	上	<u></u> —				=======================================	23	<i>"</i>	22
講録・「信心と家庭」	ル方並びに講題決定取計方指示 を牒・宣教師派遣請願につき自今特別布教実	に講題決定取計方指示し書物が記書請願につき自今特別布教実施並び	一斉布教)	神意」、第二講「神人の栄」	∞教者着用方指示────────────────────────────────────	習会開催通知 教祖四〇年祭記念布教講師候補者に対する講	支出総額 教祖三五年大祭記念特別巡教各支部収入及び	旅費 松祖三五年大祭記念特別巡教各教区講師出張	教祖三五年大祭記念特別巡教一覧表	下付申請に対する回答 九月六日付永井銀之助特別布教講師任命辞令	感三	派遣申請了承方回答とおり、「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「	教祖三五年大祭記念特別布教開教奏上詞	教祖三五年記念特別布教講師名簿	別布教日割作成及び実施配慮方指示し、七達第六、七号による教祖三五年大祭記念特	に同特別布教意義につき通知教祖三五年大祭記念特別布教実施方指示並び
	第三教区支部々長	宣教総務 佐藤範雄			教監 畑徳三郎	教監				宣教総務	宣教総務 畑徳三郎	本部			宣教総務	管長 金光大陣
	各教会長	第三教区支部々長			各教区支部々長	当該教区支部々長				第一二教区支部属員					"	各教区支部々長
	"	宣通牒第三号			第二号	一一監第七号				-						七達第六号

20	19	18	17	16	15 8	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5 5	4
. "	. "	22	9 • 18	. "	7 26		7 • 4	6 . "	5 • 19	3 • 8	". 26	21	" 19	. "	2 18	4 •
<i>u</i>	"	"	する巡教感想報告書	八達第一一号による一斉巡教徹底実施方指示	欧州大戦終局一斉巡教実施方通知	「信忠孝一本の信心」「家庭と家事」他講案・「金光教と祖先崇敬」「人心の覚醒」	第二教区巡教日割報告中一部変更方照会	第二教区巡教日割至急作成報告方指示	太郎巡教につき実施準備方指示 五達第五号による宣教師高橋茂久平、八木栄	宣教師候補者決定につき報告	宣教師候補者招集案	宣教師候補者選定標準諮問に対する意見書	につき支部々内伝達方指示雛形宣教師派遣並びに巡教実施に関する注意事項	参議員会決定事項報告	びに同標準による候補者選任方諮問宣教師増員準備につき候補者選定標準決定並	請録・一犬正の国民」
一斉布教臨時巡教師	関口鈞一	岩崎善蔵	函館教会長 矢代代次	臨時教監 佐藤範雄	管長 金光大陣		"	宣教部	第三教区支部々長	"	宣教部	参議員 畑徳三郎	"	宣教部		
"	"	宣教総務 畑徳三郎	宣教部	各教会長	各教区支部々長		"	第二教区支部々長	各教会長	参議員 畑徳三郎	片島幸吉		各教区支部々長	参議員 畑徳三郎	宣教部総務、参議員、	
				八監第一六号	八達第一一号											

										1	1		· ·		1	
37	36	35 ——	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
			".	".			".	".	".	".	".	"		"	".	8
. "	. "	. "		30	" 29		28	"	. 07							9
					49		20		27		"		26		25	23
"	"	"	"	"	"	<i>"</i>	"	"	"	"	"	"	 <i> </i>	"	"	する巡教感想報告書
阪井永治	松原龍太郎	石橋松次郎	和泉乙三	長谷川雄次郎	近藤頼三	原田与作	一斉布教臨時巡教師	一斉布教臨時巡教師	広島教会長 二宮満雄	久賀教会長 垣野直治	湯浅尊教	一斉布教臨時巡教師	秦与一	前田五郎	一斉布教臨時巡教師	一斉布教臨時巡教師
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	宣教総務 畑
																畑徳三郎

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
9 7 · 12	". 	"· 	"· - -	"· 	" "	" " 12	" 8	" 6	" 2	" 10 1	" · " · □	" . "	" . "	" . "	" . "	8 9 30
講録・「報恩の生活」	提出状況一覧 大正八年度一斉布教に対する巡教感想報告書	田席者数 につ	講録・「国民の自重」	講録・「家業に対する信念」	"	"	"		11	"	"	"	"	"	"	する巡教感想報告書
					一斉布教臨時巡教師	片岡幸之進	嚴	松山成三	河井栄一	吉永甚太郎	河合四郎一	一斉布教臨時巡教師	古川隼人	松沢四太郎	木村真喜夫	吉井通教
					"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	宣教総務 畑徳三郎

					1 1		<u> </u>						<u> </u>	
69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58 	57	56	55
				".			".	".		• 11 %	14	13	10	9
" 19	18	\ \ ""	// 1715	"	" 15	" 8	/ 144	4		3	9	2 22		7 · 13
第	き巡	第	第	第	ha diti			び第	対第	 脚精士	 第		と大	
一種巡	き一般を表現である。	種巡	種巡		おける佐藤宿老訓示「翼賛の大義」及び第一界一講案・「信心復興の	聴 一	回一種巡	巡一教種巡	する巡教講習会開催通知・一種巡教講師候補者名簿並び	開催通知 精神闡明につき第一 大教会所炎上後の信	_	宣教師会開催通	と信仰し	講録・「生活不安と信仰」
教予	項照会	教講師	教講	種巡教講師	藤大・宿義三	決定	教講師!	師教院	教教講	がの変した	教実			生活不
種巡教予定日及び順序表	事項照会の現状い並び	即候補	種巡教講師候補者講習会出席者名簿	動品	老一信 訓及心 示び復	許可決定につき各支部々内伝達方種巡教講師講習会講演に対する一	即候補	補者等	習時会開補	き後第の一個	種巡教実施に関する宣	通知	「信仰と道徳」「生活の年度第一種巡教講案・	小安と
び順宮	扱い並	者講羽	者講羽	問查書	第一種機	各支票	者講習	参考支援	催名	種心	する		您巡教#	信仰」
表	がに	会講	長出		1 20-	品々内 内		料報長	が強い	対講並師び	皇教部		生活案の・	
	に開催時期に	習聴講	席者名		講師第	伝達方	欠照点	告会協業	に同候	候に 補普 老通	教部協議概要		信真火	
	期につ	種巡教講師候補者講習会講習聴講者名簿	簿		打合会に	2指示 般教師	補者講習会出欠照会に対す	教講師候補者等参考資料報告種巡教開始につき支部々長会協議概要及	に同候補者に	一種巡教講師候補者講習会に一種巡教講師候補者講習会	要		「真実の生活	
第	松	/符	官		γC •			<u> </u>	(2					
	松原龍士		宣教部			教監	各巡教講師候補者	宣教部		教監・		教監		
七教区支部	太郎					中野辰之助	講師候			中野辰之助		畑徳三		
部						之助	補者			之助		郎		
宣教部						長一第	宣教部	本部出				各宣教師		
пр						一二六六	ਧਿਸ	本部出張所担				都		
						教三、	:	畑当						
						支部へ		徳三郎						
						<u> </u>						=		
						四 第監 一						三監第四号		
						七号						号		

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
".	<i>"</i>	".	"	<i>"</i>	".	<i>"</i>	"	".	<i>"</i>	".	".	".		".	14
	•					•							•	".	9
	"		27	26	″		".	//	25		"	24		22	21
第一種巡教日割提出方照会につき回答			日割計画再編成方指示第一種巡教講師変更に伴なう日割変更につき	事項指示 第一種巡教日割作成に対する照会につき注意	出発場所照会出発開催地への巡教講師	第一種巡教日割提出方照会に対する回答	宣教部照会第一種巡教日割に対する変更方照会	答の一種巡教日割に対する変更方回と教部照会第一種巡教日割に対する変更方回と	巡教服務期間につき都合報告方照会	に同巡教派遣講師者通知方督促第一種巡教日割提出方照会に対する回答並び	巡教講案中第一種巡教日割埋	第一種巡教日割提出方照会に対する報告	宛内定通知案と巡教日割提出方照会及び同巡教講師候補者第一種巡教講師動員計画案並びに同案に基づ	宣教部照会巡教日割に対する変更方回答	第一種巡教講師打合会作成巡教講案報告
第一○教区支部々長	寺田金次郎	第二〇教区支部副部長	"	宣教部	第一九教区支部副部長	第一七教区支部	生沼万寿吉	金原道文	宣教部	第二一教区支部々長	第三教区支部副部長	第二一教区支部々長	宣教部長 和泉乙三		宣教部
宣教部長 和泉乙三		宣教部	第一七教区支部々長	第九教区支部々長	宣教部		和泉乙三	宣教部	巡教講師候補者		宣教部長和泉乙三	宣教部	6 教区支部々長 各講		本部出張所担当
															. (

	-														
101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86
" . "		<i>"</i> . <i>"</i>	"		″ 10	" • "				<i>''</i> .				// •	14 • 9
	. "	6	4	. "	3	i		Ċ		•	. "	. "	•	•	28
一四達第九号による巡教日割、講題決定通知	割決定・支部々内伝達方指示 一四達第九号による巡教実施につき講師、日	第一種巡教日割提出方照会につき回答	示と表別である。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	小教会所追加届及び同日割追加表第四教区支部々内第一種巡教日割中への焼津	西村教通への巡教講師任命通知方照会	第一種巡教開催期間に対する各教区希望一覧	第一種巡教日割提出方照会に対する回答	第一種巡教派遣講師変更方通知	回送方通知	満州巡教日割方針変更方照会につき回答	派遣につき添申神戸連合会長多田碏次郎申請第一種巡教講師	派遣願につき添申 淡路連合会代表者松井達申請第一種巡教講師	督促 「一種巡教派遣講師名照会につき至急回答方」	第一種巡教日割提出方照会につき回答	第一種巡教日割変更方申請
教監 中野辰之助	教監	第九教区支部々長	管長 金光家邦	第四教区支部	第一七教区支部		第一八教区支部副部長	"	"	宣教部	"	第一六教区支部々長	第二〇教区支部々長	第五教区支部々長	第二一教区支部々長 林 保太
各教区支部々長	各巡教講師	宣教部 和泉乙三	教会所 教師 一般	宣教部 山下石太郎	宣教部		宣教部長 和泉乙三	第一七教区支部々長	第一一教区支部々長	巡教講師 生沼万寿吉	"	管長 金光家邦	"	宣教部長 和泉乙三	宣教部
一四第一九号 一九号	一四監 一五号		一四達第九号												

117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	14
"	"	"	,,,	"	"	,,,	,	,		"	•	•	. "	•	10
,,,	16	15		. "	,,,		13	12	11	,,,	10	•	. ,	9	8
知び第	に質	生!		—— 壮 笙	—— と 全	#13///	・13 実施につき松原龍太郎巡教講師任命辞令書案・施につき松原龍太郎巡教講師任命辞令書案	4	巡			2111	如		
に一派	新一新	- 四	愛二	世二	性	出る数	が施四	支部佐	教	方巡第 依教二	事布項教	巡教!	第二	四四	第第
巡種 教巡 講教	州教	語 題第	指教	教教	教教	き師	にに達同つ第	作成巡教	日割	頼講一師教	報貨告料	割	種巡	運第	四種 教巡
師日	び支	定号	立	爱 影支	宏文	教原	巡ぎ儿 教 <u>松</u> 号	教	割変更方申	短 巡支	万収 伝集	日割変更方通	教日	九号	区教 支講
松割 原表	清部津々	きよ	部々	日部割々	日部割々	部龍第太	日原に 割龍よ	目割	万申	教部 日々	項報告方伝達依頼教資料収集につき	方通	割提	によ	部習々会
師松原龍太郎巡教	巡囚教巡	割、講題決定・管内伝達方指示一四達第九号による巡教実施に	内	退内 加巡	削内除巡	二郎課巡	太る 郎第	日割表に基	請	一	頼き巡	知	出方	四達第九号による巡教日割、	四教区支部々内巡種巡教講習会にお
即则 巡答	計教画日	達教方実	教 日	訂教 正日	訂教 正日	納教	巡一 数〇	基づ		び教	教先		照会	教日	教け
教に日つ	内割 報提	指施示に	割照	方割 指中	方割指中	方対 指す	講教師区	づく巡教認		に巡教趣旨周知伝	依頼と名教会長宛各調		出方照会につき回	割	対る配慮方礼状並び
割き他一	つ報 記提出方督促並び で で で で で で で で の で の で の の の の の の の	つき	会に	示な	宗 、	示る旅	任支命部	教認		趣届	会		き回	講師	報方
変更点	督促	つき講師	っき	世保	世保	費分	辞々	前申		周辺	宛		答	講師決定通	火
点戻通並	並び	日日	教日割照会につき日割	41/	41	担由	辞令書案	詩		伝教 達区	調査			上通 知	光びに
		数						第	第			<u> </u>	hh		
宣教部長	宣教部	監	"	"	宣教部	山下鏡影	管長		l	第二	宣教部	宣教部!	第二	教監	岡
長	пр	中野			वच	影		五教	一〇教区支部々見	教	部	長	一九教区支部々	草	巌
型		l μΔ,						生沼 生沼 万 々		一教区支部-		和	支	宣教部	
和泉乙三		之助						沼部 万々	佐部藤々	林部 々		泉乙三	佐部藤々		
=								沼万寿吉	一長 夫	林郡々長太		Ξ	一長 夫		
第	第	負	巡	巡	巡	呉	大		宣		各			 各当	Щ
第五教区支部々	九	台湾事務所属員	巡教講師	巡教講師	巡教講師	呉東教会長	大講義		宣教部	宣教部	各巡教講	荘内教会長	宣教部	各巡教講師	
支	九教区支部	務	師		師	会長		"	長		講師	会長		講教師区	太郎
浜部 田々	支部	斉属藤員	田中	河合	福嶋	曽根	原龍		和泉		• •			支部	
安太郎	々長	俊三	中治郎	河合四郎	福嶋輝明	曽根久米造	松原龍太郎		和泉乙三					々巨	
郎		郎				造 ——									
		四四													
		第監												四 第監	
		一号													
l														. J	

				1							1	1		l	
133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118
"	".	".		".	".	"		".	".		".	"	<i>"</i>	"	14
".	"	".		".	".	".		".	"	".	"	"	<i>"</i>	".	10
"	"	30	"	"	29	"	28	"	25	"	24	"	23	22	20
巡教講師辞令、日割表等受書	凹答 一次 巡教	割、講題決定・支部々内伝達方指示「四達第九号による巡教実施につき講師、日	に同巡教日割及び同巡教講題通知実施につき河合四郎一巡教講師任命辞令並び一四達第九号による第一〇教区支部々内巡教	報告	態につき巡教延期並びに同日割検討方照会巡教実施予定天津教会所他三カ所付近戦時状	調査書送付方法原龍太郎巡教宝	巡教講師石井格之助日割一部変更通知	巡教講師田中治郎巡教状況報告	日割追加方回答 用拠追加方回答 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	第一種巡教日割提出方照会につき回答	提出日割表返戻再回答方指示第一〇教区支部々内巡教日割追加予定につき	並びに巡教日割通知 一四達第九号による巡教実施につき巡教講師	第二次巡教実施につき日割照会	可並びに派遣講師名通知方督促宣教部宛提出第一種巡教日割表につき至急裁	巡教日割計画表照会
石井格之助	道願政治郎	"	教監	福嶋輝明	松山成三	松原龍太郎		杉原信三郎	第一六教区支部々長	第八教区支部々長	宣教部	教監	宣教部	第一九教区支部副部長	第二教区支部福嶋輝明
宣教部	宣教部長 和泉乙三	第八、一六教区支部々	第一〇教区支部々長	宣教部 山下鏡影	宣教部長 和泉乙三	山下石太郎		近藤良助	宣教部	宣教部長 和泉乙三	第一〇教区支部	当該各教区支部々長	第一六教区支部々長	宣教部長 和泉乙三	宣教部 山下鏡影
		一四第二六号	第二四号									一四監			

		ī							1							
150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134
						".				".	₹.					14
20	2816	14	" 10	9	<i>"</i> 8	7	6	5	4	11 • 1	1110 4 19	 	<i>"</i> .	_		10 31
につき出講依頼 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第四教区支部々内巡教日割表	割、講題決定・支部々内伝達方指示一四達第九号による巡教実施につき講師、日	定・支部々内伝達方指示三教区支部々内巡教実施に	公開講演実施方願に対する却下回答	記	公開講演実施方願 公開講演実施方願 公開講演実施方願	巡教講師湯浅尊教、石井格之助巡教日割表	割決定・支部々内伝達方指示一四達第九号による巡教実施につき講師、日	表作成提出方指示 第一三教区他、年内追加巡教実施につき日割	教	巡教講師福田源三郎、西村教通巡教日割表	講録・「信心復興の活機」	方伺	一一四達第九号による巡教報告雛形	答猶予方願	巡教実施状況報告
宣教部長 和泉乙三		教監	"	宣教部	第一二教区支部々長	香住小教会長		教監	宣教部	金原道文			朝鮮布教管理所		第一六教区支部松原龍太郎	河合四郎一
見浦徳三郎		第一三教区支部々長	第一三教区支部々長	香住	宣教部	山下鏡影		第二教区支部々長	第一二教区支部々長	山下鏡影			宣教部		山下鏡影	"
		一四 第二九号						一四 第二八号								

			ı ——		ī ī			1		1 1		1 1				
167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151
						"·										14
	•	29	. "	25	. ,	•	. "	21	" 19	18	″ 13	12 • 12	_		"·	11 23
頼支部々内巡教日割表作成提出につき取計方依	第一二教区支部々内巡教日割一部変更方指示	一四監第三二号による巡教日割一部変更届	割、講題決定・支部々内伝達方指示一四達第九号による巡教実施につき講師、日	講師変更方照会 離師不都合につき日割並びに	伝蔵派遣方請願 支部々内巡教日割表提出につき巡教講師西村	巡教概況報告	支部々内巡教日割表作成方照会に対する回答	支部々内巡教派遣講師選定につき配慮方依頼	支部々内巡教日割表作成方照会に対する回答	する回答 「宮崎、鹿児島県下巡教日割表作成方照会に対	巡教講師河合四郎一による臨時開教方請願	割決定・府中、新市教会所宛伝達方指示一四達第九号による巡教実施につき講師、日	巡教講師松原龍太郎巡教日割表	長春教会所以下八教会所巡教日割表	支部々内巡教日割中一部変更届	第一三教区支部々内巡教日割中一部変更承認
第二〇教区支部々長	宣教部	第一二教区支部々長	教監	宣教部	第二〇教区支部副部長	仙台教会所	"	第一一教区支部々長	"	第一三教区支部々長	市村教会所	教監			第一三教区支部	講師松井達
宣教部長 和泉乙三	石井格之助	教監 中野辰之助	部長 一三教区支部	第一三教区支部々長	"	宣教部	管長 金光家邦	山下鏡影	管長 金光家邦	"	宣教部	第一〇教区支部々長			"	宣教部
			一四監 一四監									一四監				

		i i	1							1			ī			
184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168
".	".	″.	"	"		".	".	"	"	"	"	"	".	15	"	14
	\Box		5	".		".	".	2	".	".	".	"	".	1.	\Box	
		31	14	23	20	10	2	1		28	25	16	7	6		
第一教区支部々内巡教日割表	第一種巡教日割変更案	教所巡教日割報告 天津、青島、済南、上海教会所並びに漢口布	長意見答申書報告方指示一四達第九号による巡教終了につき実施教会	講師交渉次第一講師交渉次第	方指示割、講題決定・支部々内、当該教会長宛伝達割、講題決定・支部々内、当該教会長宛伝達一四達第九号による巡教実施につき講師、日	情配慮方依頼 支部々内徳島県下巡教講師選定につき管内事	割、講題決定・支部々内伝達方指示一四達第九号による巡教実施につき講師、日	鹿児島県内巡教日割決定につき希望日程照会	支部々内巡教日割、旅程一部変更につき報告	頼支部々内巡教日割表作成提出につき取計方依	類。 立部々內巡教講師氏名、日割等至急通知方依	支部々内巡教派遣講師選定につき配慮方依頼	所巡教無期延期方申請多々良教会長下沢利四郎病臥中につき同教会	に対する回答	巡教日割送付方依頼 仁川他外地巡教経費報告及び宣教師金原道文	第一六教区支部々内巡教日割表
		巡教講師 松山成三	教監事務取扱		教監 中野辰之助	湯浅尊教	教監	鹿児島教会長	第一三教区支部々長	第一〇教区支部々長	"	第一一教区支部々長	第一二教区支部々長	西村伝蔵	生沼万寿吉	
		宣教部長 山下鏡影	各教区支部々長	一石井格之助 制装尊教	長、天津他三教会長第一、一三教区支部々	宣教部長 和泉乙三	第一〇、一一、二〇教	宣教部 山下鏡影	宣教部	宣教部長 和泉乙三	宣教部	"	宣教部長 和泉乙三	宣教部	山下鏡影	
			一五 第一 ○号		一五監第二号		一五監第一号									

	Ì		1)					T				1	
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
4	"	".	"	"	"	".	"	<i>"</i>	3	"	"	"	"	2
4	12	11	10	7	6	5	4	<i>"</i>	2	~ "	8	"	7	6
29	28	3	15	10	21	7	6	20	6	1410	3	27	"	11
派遣通知第二種巡教申請認可につき宣教師高橋茂久平	可につき回答方指示高松教会長他申請第二種巡教宣教師派遣願認	遣願認可につき回答方指示神戸、宮島教会所他申請第二種巡教宣教師派	可につき回答方指示のとは一句につき回答方指示のという。	き回答方指示 ・ 一直の変形を表現である。 一角のでは、 一	可につき回答方指示れ条教会長他申請第二種巡教宣教師派遣願認	遣願認可につき回答方指示 洲本教会所副教会長他申請兵庫県下宣教師派	につき回答方指示戸連合会長他四教会長	伝達方指示に関する注意事項につき支部々内に巡教実施に関する注意事項につき支部々内に巡教実施に関する注意事項につき支部を持続を	回答方指示の一回答方指示	第一回滋賀県下巡教費用表並びに同巡教日割	回答方指示 「個答方指示」 「個答方指示」 「個答方指示」 「個答方指示」 「個答方指示」 「個答方指示」 「個答方指示」 「個答方指示」	回答方指示回答方指示	並	き繰合出席方並びに同巡教講題通知宣教師高橋茂久平による第二種巡教実施につ
宣教総務	"	"	"	"	"	"	"	"	宣教部	滋賀県連合会	"	宣教部	三重県連合会長	第三教区支部
佐藤範雄						-				会			松沢四太郎	部
洲太	第一	長第	第一		第二				第一		第一	第一	教監	各数
洲本教会所副教会長 松井 達一	教区支部々長	、一〇教区支部々	教区支部々長	"	教区支部々長	"	"	<i>"</i>	教区支部々長		教区支部々長	教区支部々長	鱼佐藤範雄	各教会長
									:					

	1								l	I	
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
"	"	"	"	3	".	"	"	"	"	"	2
5	"	"	3	2	12	"	11	"	10	9	3
6	21	19	16	21	6	"	1	26	18	13	15
申請による宣教師高橋茂久平派遣方回答	指示 「宣教師派遣申請聴許につき鞆教会長宛伝達方」	会長宛伝達方指示宣教師派遣申請聴許につき神戸、尾道西各教	伝達方指示とつき尾道他二教会長宛	方指示 「宣教師派遣申請聴許につき美伯教会長宛伝達」	方指示 宣教師派遣申請聴許につき竹原教会長宛伝達	達方指示	方指示 「方指示」 「方法示」 「方法示法示」 「方法示法示」 「方法示法示法示」 「方法示法示法元」 「方法示法元」 「方法示法元」 「方法元」 「方法元	方指示	申請による宣教師井上鍵之助派遣方回答	方指示 「宣教師派遣申請聴許につき当該教会長宛伝達」	各教会長宛伝達方指示 宣教師派遣申請聴許につき尾道、立花、中庄
宣教総務	"	"	"	"	"	"	"	宣教部	宣教総務	"	宣教部
佐藤範雄									佐藤範雄		
州本教会所副教会長	教区	茂久平 高橋 高橋 一、一〇教区支部々	教	第一教区支部々長	第一〇教区支部々長	第一教区支部々長	第二教区支部々長	第一教区支部々長	岩屋、洲本他三教会所	茂久平 高橋	第一〇教区文部々長

☞ 第三種巡教

17 5・5・6 つき宣教師高橋茂久平派遣通知 宣教総務 佐藤16 4・4・30 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部々	5・5・6 岩屋小教会所他五カ所申請第二種巡教認可に 宣教総 第二種巡教申請認可通知 第一教	5・5・6 一つき宣教師高橋茂久平派遣通知 宣教総務 佐藤範雄 4・4・30 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部々長	5 · 5 · 6 つき宣教師高橋茂久平派遣通知 宣教総務 佐藤範雄 ペーペータ 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部々長 州本教会所副教会長 州本教会所副教会長 第一教区支部々長 州本教会所副教会長 1 ・	17	
・5・6 岩屋小教会所他五カ所申請第二種巡教認可に 宣教総務 佐藤-4・30 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部を	・5・6 岩屋小教会所他五カ所申請第二種巡教認可に 宣教総務 佐藤範雄・4・30 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部々長	・5・6 岩屋小教会所他五カ所申請第二種巡教認可に 宣教総務 佐藤範雄 パ本教会所副教会長 ・4・30 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部々長 洲本教会所副教会長	・5・6 岩屋小教会所他五カ所申請第二種巡教認可に 宣教総務 佐藤範雄 パ本教会所副教会長 ・4・30 第二種巡教申請認可通知 第一教区支部々長 洲本教会所副教会長		16
宣教師高橋茂久平派遣通知・「宣教総務」佐藤小教会所他五カ所申請第二種巡教認可に「宣教総務」佐藤神巡教申請認可通知・「第一教区支部を	宣教師高橋茂久平派遣通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宣教師高橋茂久平派遣通知	宣教師高橋茂久平派遣通知 宣教総務 佐藤範雄 パー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6	4
教総務 佐藤 片岡	教総務 佐藤範雄 片岡幸之	教総務 佐藤範雄 /	教総務 佐藤範雄 州本教会所副教会長	宣教師高橋茂久平派遣通知	二種巡教申請認可通
	戦 幸長	脚雄	脚雄	総務佐藤	一教区支部々

1	88	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
1 8 11	国民精神作興	15 2 19	14 • 10 • 3	" . 18	13 • 4 • 16	10 " 14	7 " 22	" 10 21	6 . 5 . 9	5 9 11	4 10 5	". 12 1	" 11 20	" 7 6	3 5 7
	興・社会教化活動	那覇よりの巡教願につき報告	呉東教会長による宣教師派遣申請につき添申	三月二一日付宣教師派遣申請につき変更願	申請による宣教師八木栄太郎派遣方回答	申請による宣教師古川隼人派遣方回答	申請による宣教師池川朋唯派遣方回答	布教三〇年記念祭につき宣教師派遣願	開教奉告祭につき山本教務課長出張方通知		申請による宣教師八木栄太郎派遣方回答	長宛伝達方指示とつき府中、新市各教会員	長宛伝達方指示とつき松永、川口各教会	達方指示 宣教師派遣申請聴許につき川上小教会長宛伝	方指示
第三教区支部々長			第一〇教区支部々長	洲本教会長 松井 達	宣教部	宣教総務 高橋茂久平	宣教総務 畑徳三郎	近衛教会長 広瀬市造	教監	第一教区支部々長	宣教総務 佐藤範雄	"		"	宣教部
各教会長		宣教部	宣教部長 和泉乙三	管長 金光家邦	"	"	洲本教会長 松井 達	管長 金光大陣	八幡浜教会長	管長 金光大陣	福良小教会長 松井達 洲本教会所副教会長兼	"	第一〇教区支部々長	第一教区支部々長	第一〇教区支部々長
		1		i					六監第三号						

·					,										
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
7 31	" 2 8	" . "	5 1	". 12 15	"·"·	" " 30	" 9 • 27	4 2 2	": 	6 11	3 1 5	"· - -	2 12 ·	″. □	1 9 • 22
	教会所現状及び公益事業調査報告	督促二二監第一九号による公益事業報告至急提出方	促進につき各地頒布状況調査報告方指示「我国体の尊厳図」「尊厳なる我国体」普及	九月二七日付四監号外趣旨徹底方再指示	につき趣旨普及方指示並びに頒布価格通知 「我国体の尊厳図」「尊厳なる我国体」頒布	基隆幼稚園認可設立報告	改訂版配布につき普及徹底方指示「我国体の尊厳図」「尊厳なる我国体」増補	つき入用部数申出方指示のき入用部数申出方指示のでき入用部数申出方指示の対象の対象に対していません。	北海道土人教育状況調	約購売数報告方指示 「国民講演第二集明治と天皇」普及徹底方督	二監第一九号による公益事業報告	三教思想家合同大演説(原稿)	状況報告方指示四三監第一号による教会所現状及び公益事業	講録・「社会の現勢と金光教の信仰」	護、取扱方指示
教監 佐藤範雄	笹間小教会長中谷富隆	"	"	教監 佐藤範雄	本部内国体神勅普及会	基隆教会長	教監 佐藤範雄	第三教区支部々長			瀬高教会長 藤丸逸二	佐藤範雄	教監		教監 佐藤範雄
第五教区支部正副部長	本部	"	各支部々長	各教会長		本部		各教会長			教監 佐藤範雄		各支部々長		び岡本政道の関右、奥平野、玉水、関右、奥平野、玉水、
五監第八号		五監第二号	五監第一号	四監号外			四監号外						二監第一九号		元監第五号

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
" 10 · 13	" 8 6	″. 7 □	8 6	" " 12	" 7	" "	" · " · □	" . " . 25	" " 12	" " 6	5 1	" 4 • 23	7 1 1 17	8 • 23	" 5 •	6 4 3
後任者選定通知 山口県地方改良会、本教代表委員辞任につき	及方指示につき通達 文部省訓令第六号食料増殖、戦後経営趣旨普	幻灯講演会招待券、吉備楽大奏演会招待券	世界大戦終結平和克復奉告祭執行心得方指示	幻灯講演会開催臨時賦課金納入方督促	の対する回答と対する回答	日時につき伺知けば、技師謝礼金額、同到着	幻灯講演会開催につき出席方通知	幻灯講演会費臨時徴収書雛形	入場不許可の旨回答 公灯講演会入場者資格照会に対する一般信徒	方回答につき幹事会開催通知 幻灯講演会宣教師派遣申請に対する講師決定	幻灯講演会開催につき幹事会開催通知	幻灯講演会開催につき宣教師派遣方申請	頒布普及方指示「皇国経典」刊行につき各教会所備付並びに	き講読並びに頒布普及方指示「敬神崇祖憲政自治大精神」第三版刊行につ		会開催通知方指示と対する国民精神振作訓示し会開催通知方指示
管長	教監 畑徳三郎	主催者 宮本嘉一郎	臨時教監 佐藤範雄	福岡県連合会事務所	福岡教会長 吉木 茂			福岡県連合会			福岡県連合会事務所	福岡県連合会長	"	"	"	教監 畑徳三郎
山口県知事	各支部々長	高橋正雄		方他五教会所、直	甘木教会長安武松太郎	宣教部	方委員 第一二教区地		各教会所 新塚、小倉東部、三井	幹事と、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	各幹事	管長 金光大陣	各支部々長	第三教区支部々長	第三、四教区支部々長	各支部々長
	八監第一七号		八監第一四号										七監第一号	号外	六監第五号	

	,														
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
"		11 •							10			<i>"</i> " -	"	9	8
	· ·	17	12 • 10	8 • 23	•	. "	21	7 7	1		12 1	" 27	8 • 25	5 8	
神道各教大会事務規程	神道各教大会規程	許可願神道各教大会開催につき宮城、新宿御苑拝観	「我皇太子殿下」頒布につき普及方再指示	「我皇太子殿下」頒布につき普及方指示	"	"	"	内務省主催社会事業講習会出席指導方依頼	日本之富力表(大正一〇年一月現在)	「国勢調査に就きて」(パンフレット)	第一回国勢調査後援感謝状	社会事業講習会終了証	示 回国勢調査につき趣旨徹底実施協力方指	移牒・文部省宗教局照会による各教会所公益	敬神崇祖之大精神幻灯講演会状況一覧
		御嶽教管長神宮徳寿村本管長柴田孫太郎村本中国中国中国市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	教監 畑徳三郎	"	"	"	"	臨時教監 高橋茂久平			八幡市長 堀口助治	内務省	教監 畑徳三郎	第三教区支部々長	
		文部大臣 中橋徳五郎	,	各教会長		第二、三教区支部々長	長 一教区支部々	部長 四、五教区支部			"	野中伊之吉	"	各教会長	
	-		1○監	第一六号	第一三号	第二号	第二一号	第一〇号					九監号外		

67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
" "	" 6	" "	" 5	. "	4	<i>" "</i>	. "	. "	"			" 3	" 2	13 •	". 12	12 • 9
13	9	28	18	24	18			24	22	· 21	20	6	29	i	25	3
静岡県小笠郡宗教家招待協議会状況報告	\ 7₺	同県神道各教派同盟会規則	神道各教大会並びに大講演会実状報告	況報告と精神作興に関する宗教家協議会概	報告。	「実行組合の栞」(静岡県)	「静岡県社会事業要覧」(静岡県社会課)	兵庫県神職及び宗教家協議会概況報告	長崎県宗教代表者合同協議会概況報告	岡山信徒会発会式につき時局講演会開催案内	高知県宗教家合同協議会状況報告	回答 ・ は東県宗教家合同協議会出席者照会に対する	びに協議事項びに協議事項	「方面委員の栞」(静岡県社会課)	教導上参考、趣旨普及方指示国民精神作興詔書煥発、詔書大意頒布につき	協力方依頼融和促進事業、地方改善事業促進につき援助
係四教区支部々内情報	大津教会長	鳥取教会長代理	長谷川雄次郎	富士教会長	属員 斎藤俊三郎			古瀬利義 多田碏次郎片島幸吉 浜田幾治郎	長崎教会長大淵益太郎	岡山信徒会	高知教会長道願政治郎	本部	兵庫県知事 平塚広義		教監 畑徳三郎	沢栄一、他二名 渋
本部	"	宣教部	教監 畑徳三郎	臨時宣教部長	宣教部				教監 畑徳三郎	高橋正雄	臨時宣教部長	兵庫県知事 平塚広義	管長 金光家邦		各教会長	管長 金光家邦
															第一八号	

84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
. "	".	"	" 10	" 9	" . "	"	. "	"	. "	<i>"</i> 8	" 7	14 • 5	" 10	" 9	" 8	13 • 7
24	22	8	5	8		23	"	10	"	3	10	7	14	8	30	11
大成会維持会員申込取扱方照会に対する回答	大成会維持会員申込につき取扱方照会	第」説明要録	大成会「宣言五大精神及会規」	神道大会概況報告並びに北海道教師会通信	大阪神道各教連合会規約及び委員役員名簿	依頼並びに出張不能の旨返電文案神道大会開催につき近藤良助専掌講師出張方	神道大会開催補助委員依嘱通知	神道大会開催補助委員依嘱につき通知	に対する回答 ・ は対する回答 ・ は述述述述 ・ は述述	準備上諸注意につき通知神道大会開催準備委員、補助委員依嘱並びに	「大成会趣意書」	愛知県神道一三派主催建国祭執行概況報告	つき照会 内発第三一号による神道大会開催準備状況に	準備上諸注意につき通知神道大会開催準備委員、補助委員依嘱並びに	よりの照会に対する回答方につき伺山口県下宗教関係者懇談会に関する大島郡長	に同会々則、高知県伊野町報効会規則高松市神道会発足につき援助協力方依頼並び
大成会幹事	宣教部長 和泉乙三	:	16	五十嵐孫太郎		畑 道 雄	教監 中野辰之助	内局主事 今田周吉	"	教監 中野辰之助		第四教区支部	内局主事	教監 畑徳三郎	大島小教会所向山亀一	
宣教部長 和泉乙三	大成会			本部	÷-	和泉乙三	札幌教会長 西村務道	太郎 矢代代次 本部出張所 五十嵐孫	本部出張所書記	矢代代次 五十嵐孫太郎		本部	第一二教区支部々長	郎 吉木 茂 石橋松次	教務部	
													内発第三五号	内発第三一号	-	

4	3	2	1	89 44	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85
\ \ 4 \ 5 \ \cdot 1 \ 12 \cdot \cdot \ \	3 3 30	" 26	3 1 21	救援活			" " 17	" " 7	" 10 6	8 • 16	" 6	15 • 4 • 12	" 11 · 14	" " 28	14 10 27
第一区府県立全生病院統計年報	東北、九州災害救済義捐金寄贈者名簿	号	金募集につき取扱方指示東北地方凶作及び桜島噴火罹災に対する義捐	動	風俗改良事項一覧	大成会各教区・教会所入会数一覧	松本重敏大成会幹事長就任挨拶	大成会事務所移転通知	大成会々報送付部数変更通知	救はん」送付、会員宛送付方依頼 大成会々報休刊につき上杉慎吉著「斯の心国	師依頼と観生高等女学校時々記念講演会開催につき講	準備上諸注意につき通知神道大会開催準備委員、補助委員依嘱並びに	一覧といいまでは、一覧のでは、一覧のでは、一覧のでは、一覧のでは、一覧のでは、一大成会岡山県支部規約並びに同会本支部役員	布につき教導上参考方指示「普選準備臣民翼賛の道」刊行、各教会所配	会員募集要項通知 会員募集を可通知
	八幡小教会所	佐世保教会所	教監 佐藤範雄				松本重敏	大成会	大成会庶務係	大成会	観生高等女学校	教監事務取扱	大成会岡山県支部事務	宣教部長 和泉乙三	教監 中野辰之助
	東北九州災害救済会 東議院図書館内	第一二教区支部々長	各支部々長				"	,	"	大成会金光教支部	高橋正雄	郎 森清眞壽 早川関次		"	各支部々長
			三監第一号									一五監第九号			

90

宗教制度調査会

	i .
1	
15	
2	
宗教法	
案要細	
促進	
連動案	
210	

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
	14 · 7 · 24	*· · · · ·	" 11 5	12 • 9 • 22	9 8 20	8 1 ·	" 12 · 10	7 9 20	". 12 28	" " 10	" " " "	". 11 •	6 10 • 8
水害被害状況届	南鮮地方水害罹災者義捐金募集につき通知	関東地方罹災状況報告	につき報告方指示 関東大震火災罹災者義捐金応募総数、総額等	関東地方震災義捐金受領書	告方指示 水害による部内各教会所、教信徒被害状況報	与	配贈取計方指示というのである。一つのでは、これである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	方指示 一方指示	六監第一一号による義捐金報告(教報号外)	配贈取計方指示 一円による義捐金につき教内罹災者	六監第一一号による義捐金受領通知	状況報告方指示し、おる罹災者義捐金募集しお課・六監第一一号による罹災者義捐金募集	き取扱方指示 東京府他数県下風水害罹災者義捐金募集につ
笹間小教会長中谷富隆	教監	会所	教監 畑徳三郎	第一教区支部	教監	福岡県知事	"	教監 畑徳三郎		教監 畑徳三郎	本部会計課	第三教区支部々長	教監 畑徳三郎
管長 金光大陣	各支部々長		各支部々長	洲本教会所	支部々長 二二教区	野中猪之吉	長一、一○教区支部々	各支部々長		第三教区支部々長	洲本教会長	"	各教会長
	一 第一四号		第一四号		九監第一五号		七監第一一号	七監第一〇号		六監第一四号		六監第一三号	六監第一一号

6	5	4	3	2	1
12 · · · · ·	9 6 24	\	₹ 6 7 • • 4 3 •	". 12	4 8 •
神仏道教会所規則制定通知	教代表者山本豊任命の旨回答山口県各宗代表者異動に関する照会につき本	文部省第四五年報 下巻 宗教の部	文部省第四五年報 上巻 宗教の部	請書並びに規約書雛形 大阪府令第五八号に基づく教会所設置許可申	神仏道教会所説教所に関する規程制定通知
文部大臣 鎌田栄吉	管長 金光家邦				大阪府知事
	山口県知事 中川 望				
文部省令					

⑨ 文部省・県当局

10	9	8	7	6	5	4	3	2
15 	27 1	2217	7 6 2521	% 8 6 8 14	" · " · □	5 17	2 · 6 5 · · · 8 15	15
宗教法案記事	"	"	宗教制度調査会記録	佐藤範雄、下村寿一「往復書簡」写	宗教制度調査会官制及び同議事規程	準備方指示と対する教内意見取纒めにつき答申	"	宗教制度調査会記録
				下村寿一		教監事務取扱		
				佐藤範雄		各支部々長		-
						一 第 一 一 号		

10	10		10					_					92
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	事
		".	<i>"</i> .		9	".	7	6	5	".	4	2	
": :	. 01			•	7		2				1	6	務
	31	19	18	"	5		28	<u> </u>		15	11	30	統
告 大正九年上半期第五教区支部々内事務統計報	告 大正九年上半期第四教区支部々内事務統計報	I -	告	大正九年上半期撫順教会所事務統計報告	大正九年上半期奉天教会所事務統計報告	大正七~一五年度古月教会所事務統計報告	大正六年度事務報告	大正六年度教務課事務統計	大正五年度事務報告	き・	事項、提出期限指示主務省訓令による年度報告例改正につき取調	教会所、教師、教信徒数府県別表	計
第五教区支部々長	第四教区支部々長	第一一教区支部々長	第八教区支部々長	撫順小教会長 稲津博見	奉天教会長 稲津博見	古月教会長野中伊之吉	管長			第一二教区支部々長	教監 佐藤範雄		
		本部	教務部長 高橋茂久平				文部大臣 岡田良平			各教会長	各支部々長		
					-					"	四監第一号		

県令第七三号			神仏道教会設立手続並びに取締規則		8
二号五七九	近衛教会所	上京区役所	による教会所現状届提出方指示のおのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	12 12 12 7	7

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
									"	11	10	<i>"</i>				9
	". 29	" 21	20	". 15	" 10	. "	9	" 3	7 . 1	6 30	1 • 8	" 31	." 26	12 • 25	10 16	9 • 25
大正一一年上半期奉天教会所事務統計報告		報告 大正一一年上半期第五教区支部々内事務統計	 	大正一一年上半期安東教会所事務統計報告		大正一一年上半期上海小教会所事務統計報告	部内事務統計報告 一教区支部台湾事務所	大正一一年上半期長春教会所事務統計報告	統計報告	一一年上半	式変更につき通知 移牒・九監第二五号による取調事項報告書様	大正九年下半期長春小教会所事務統計報告	式変更につき通知移牒・九監第二五号による取調事項報告書様	公益事業等報告様式変更、趣旨徹底方指示教勢報告正確化につき事務統計、教会所現状、	可証返却方照会 下津教会所事務報告書作成につき総領事館認	告 大正九年上半期第二教区支部々内事務統計報
奉天教会長 稲津博見	第一一教区支部々長	第五教区支部々長		安東教会長福岡信十郎	寿長	上海小教会長	台湾事務所属員	長春教会長 藤岡栄槌	大連、西崗子小教会長	第八教区支部々長	第三教区支部々長	長春小教会長	第一教区支部々長	教監 畑徳三郎	天津教会長 杉本 薫	第二教区支部々長
										教務部	各教会長		各教会長	各支部々長	本部	
											九監第二五号			九監第二五号		

·															
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
".	"·		" • 0								12	<i>"</i> .			11
15	" 13	. "	2 7	_	· .	· .	" 31	 15	7	5	$\begin{vmatrix} 1 \\ \cdot \\ 2 \end{vmatrix}$		•		12 • 31
計大記表正記	計大	—— 報大 告正	計大報正	大正	報大 告正	報大 告正	 大 正	一十 計大 報正 告一	大正	大正	大正	一一 報大 告正	一人に大政正	—— 統大 計正	部大 内正
1 一年下半期第一一教区支部々内事務統	一一年下半期第一〇教区支部々内事務統	1 一年下半期第八教区支部々内事務統計	告一	一一年下半期遼東小教会所事務統計報告	1 一年下半期第五教区支部々内事務統計	1 一年下半期第二教区支部々内事務統計	一一年下半期鞍山小教会所事務統計報告	 一年下半期第一五教区支部々内事務統	二一年下半期安東教会所事務統計報告	一一年下半期奉天教会所事務統計報告	一一年下半期長春教会所事務統計報告	_	説事項報告一一年下半期上海小教会所事務統計並び	記報告 一一年下半期大連、西崗子小教会所事務 	事務統計並びに基隆教会所公益事業報告一一年下半期第一二教区支部台湾事務所
カ長ー	第一○教区支部々長	第八教区支部々長		選東小教会長	田々 安長 太	第二教区支部々長	敬山小教会長 一	万々 寿長	安東教会長	奉天教会長 稲津博見	長春教会長 藤岡栄槌	第二教区支部々長	上海小教会長 古藤重光	大連、西崗子小教会長	基隆教会長 羽田 猛 台湾事務所属員

2	1	93 z	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
6 3 ·	1 10	その	" 3 • 9	2	14 · 1 · 20	" 31	8 •	" " 31	" . "	" . " . 10	" . "	" . 9	" 3	" · 7 · 2	12 6
前教監佐藤範雄に対する記念品贈呈計画通知	「勅語」受書	他		 報告 大正一三年下半期第四教区支部々内事務統計	報告	報告 大正一二年上半期第二教区支部々内事務統計	計報告	報告 大正一二年上半期第八教区支部々内事務統計		大正一二年上半期上海小教会所事務統計報告	計報告	部内事務統計報告	大正一二年上半期安東教会所事務統計報告	大正一二年上半期長春教会所事務統計報告	統計報告 、西崗子小教会所事務
小林 鎮	笹間小教会長中谷富隆		第二教区支部々長	第四教区支部々長	第一教区支部々長	第二教区支部々長	第一二教区支部	第八教区支部々長	第一五教区支部々長	上海小教会長	第一一教区支部々長	台湾事務所属員	安東教会長福岡信十郎	長春教会長 藤岡栄槌	大連、西崗子小教会長
	管長 金光大陣						教務部							lee?	
							!								

19	18	17	16	15 ——	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
		15	".	14	".		13	12	11	13 ¹¹	9	8	<i>"</i>	7	".	6
	6	5	9	1	12	10		8	3	5 3	5 2	12		12	11	6
	25	10	19	16	27	23	30	5 —		16 ¹⁶	4 23	10			19 ——	11
諡号結語等差表	浅口郡酒造講習会講演依頼	青年会幹事長北米視察につき海外渡航願認可	定通知金光中学校費予算更正決議可決につき増額決 金光中学校費予算更正決議可決につき増額決	教祖の御子孫一覧	指示金光中学校盗難被害金につき会計事務処理方	金光中学校盗難被害報告、盗難始末書	「立教神宣」感想文執筆依頼	協力方要請神祇官衙復興特設請願につき趣意賛同、署名 神祇官衙復興特設請願につき趣意賛同、署名	神仏道各宗派教師等級名称一覧	金光教研究会創立協議会、総会記録	高橋正雄日記抜粋	私立金光中学校創立満二五年記念式次第	「皇国経典」出版案内	進言書	信河手九平来談要旨並びに教内情弊観につき書	佐藤範雄記「井上頼圀先生勅問奉答次第他」
	浅口郡酒造講習会長	管長	教監		教監	金光中学校長佐藤金造	部 片島幸吉 片島幸吉	日乃本振興会長						佐藤範雄	高橋正雄	
	高橋正雄	片島幸吉	金光中学校長		金光中学校長	教監 畑徳三郎								管長	教監 畑徳三郎	
		一五指 第四一号 一			一三 第一九 号											

22	21	20
「憤怒」の発生過程図解	本邦普通教育之発達概況(文部省)	金光町民会役員名簿

昭和六十一年度研究論文概要

とこに掲げる。 並したもの以外の、各所員、助手の研究論文と業務報告の概要を 対十一年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲

第一部

金光大神事跡資料集解説

-小野家資料編年編(粂治郎没年まで)--

金光和道(所員)

小野家資料のうち、金光大神に関する資料を取り出し、粂治郎小野家資料のうち、金光大神事跡集」を編み、その資料の解説を試みた。その項目は次の通神事跡集」を編み、その資料の解説を試みた。その項目は次の通りである。

一、文治郎の没年まで

銀(象治郎)○与八の借金とその働き ○博奕 ○州割帳を中心に ○象治郎・与八の江戸奉公 ○御救 ○借

二、粂治郎の地位の向上

○家老の巡村 ○庄屋と粂治郎 ○粂治郎の働き (年代順)○伊勢神宮のお札配り ○火消し ○洪水と里見川の治水

成立過程をたずねて本教における葬儀・祖霊祭祀の

―維新政府の神葬祭普及政策を追う―

松沢光明原

日本人の宗教感情の根幹に、家を前提とした祖先崇拝のあるといと考える。

の関わりから、その考察を試みた。その結果、次のようなことが識のもとに、維新政府の宗教政策、とりわけ神葬祭関係の法令とつ頃からどのような状況下で成立していったのか、という問題意本稿では、右の前段的作業として、本教祖霊祭祀がそもそもい

(4916)

○明治五年六月、神官にも葬儀の 執行が許されるととになるがのかった。

○その後、 *神社は宗教にあらず、として政教分離が図られるに ○その後、 *神社は宗教にあらず、として政教分離が図られるに 立ととが制度上は認められていたわけであり、従って、 の教派教師による葬儀が始められていたわけであり、従って、 の教派教師による葬儀が始められていたわけであり、従って、 の教派教師による葬儀が始められていたわけであり、従って、 の教派教師による葬儀が始められていたわけであり、従って、 の教派教師による葬儀が始められていたということになる。

進めることが求められる。 に見られる教義的意味づけについて、その歴史的、客観的把握を今後は、教団組織以降今日までの本教祖霊祭祀の実際及びそと

覚書」安政五年十二月二十四日の

記述にみられる「無礼」の解釈試論

竹

弘

う観点から、そとにみられる「無礼」について考察した。でに経験した家族や飼牛の死という不幸なでき事について、との内容は、この記述を順序通りに辿っていけば、因果的な関係を呼う図式として捉えられるが、お知らせが下がった原初の開けの中にはそうした図式に収まらないものがあったのではないかとい中にはそうした図式に収まらないものがあったのではないかとい中にはそうした図式に収まらないものがあったのではないかという観点から、そとにみられる「無礼」について考察した。

一章では、金光大神の心意が推移していく過程を辿りながら、一章では、金光大神の心意が推移していく過程を辿りながら、有しの銀念を経た、宥されたところからみて感じられる相が認められる個念を経た、宥されたところからみて感じられる相が認められるのではないかという点を仮説的に提出した。

教典を通して、

金光大神の生と信仰に触れていくと、

金光大神

る「この度」に於て同時的に成立するものではないかということ 序を踏まねばならぬものとしてあるのではなく、お知らせを受け 神の宥しの意志の表明という順序で記された内容が、そうした順 即ち、お知らせによる「無礼」の指摘―金光大神の回顧と承服― りも同時性に注目して捉えることにより、検証することを試みた。 二章では、 相互間の時間的関係から考察した。 一章で提出した仮説を、記述内容の継起性因果性よ

経験されるものであるのかを考察した。 の度」に於て知らされた「無礼」がどのような時間性格をもって 関係について、一章・二章で論じたととをもとにして述べ、「と という隔たりにある先祖と金光大神との、 三章では、 お知らせによって示された、時間にして四百数十年 「無礼」を媒介とする

性を備えたものではないかとの推論を加えた。 的な事実性ではなく、そこからの飛躍を果たすべき象徴的な事実 以上の論述をもとに、 「覚書」の記述が語る「無礼」は、 実在

第

病気・ 信心 医

岩

本 徳 雄 (所員)

> 分析を通して、金光大神が言うところの「信心」の意味と、病気 の位置づけを考察した。三章では、病因をめぐる金光大神理解の 光大神理解によって示し、二章では、金光大神における医薬・医 検討を通じて明らかにすることの課題性を提示したものである。 ら、本稿は、金光大神のもとに病気の問題を持ち込んだ人々にお がその「信心」の中でどのように位置づけられているかについて 療に対する見方と関わらせながら、その信仰における医薬・医療 の教え・教義を、金光大神理解や医学史・民俗関係資料の分析 ける病気と信仰・医療の関係実態と、それに向けられた金光大神 領域は、かつてのそれに比して相当に縮小されているとの観点か の意義を確認せしめていくべき重要な契機であったと考えられる。 せるところが多々見受けられ、病気は、人々を信仰に誘い、信仰 を含めて、当時の人々における病気と、病気に関わる信仰を窺わ 一方現代では、本教を含めて宗教が病気の問題に関与し得ている 一章では、病気が信仰上の問題とされた当時の情況を、主に金

る可能性が認められることを示した。 の金光大神の教え・教義は、人類史的にも極めて貴重なものとな 題や医療は包摂されていること、そして、 まとめとして、金光大神においては、信仰の領域内に病気の問 当時の情況とその中で

教祖広前直参としての教制審議

審議おける歴史認識を中心に

川 太(所員)

生み出したものであったのである。

西

戦後教団が一定の方向性をもって出発したのは、敗戦直後の和戦後教団が一定の方向性の内容、すなわち、戦後教団のによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということの究明が、戦後本教史研究のひによって規定されたかということを基本課題としたのである。従って助国とつの課題となってとよう。なぜならば、当時捉えられた「教祖とつの課題となってとよう。なぜならば、当時捉えられた「教祖とつの課題となってとよう。なぜならば、当時捉えられた「教祖と記録」の内容こそ、一定の方向性の内容、すなわち、戦後教団の出発の枠組みを形づくるものであったと考えることができるからである。

たものである。とりわけ、歴史認識を中心に論じとに見られる審議内容のうち、とりわけ、歴史認識を中心に論じ教制の在り方の上に実現しようとした教制審議に焦点をあて、そ本稿は、との課題を明らかにすべく、「教祖広前」の在り方を

そこで明らかにし得た点は、

「教祖広前」の在り方を求める当

に対する問題意識、そしてさらには、それを規定する歴史認識が導き出されたものではなく、戦後の混乱した教団状況・信仰状況を体」や、結合原理を根本的に支える 信仰理念で あるととろの実体」や、結合原理を根本的にすべく求められた「教祖広前のわち、教団の結合原理を明らかにすべく求められた「教祖広前のおる意志に深く規定されたものであったというととである。すなする意志に深く規定されたものであったというととである。すなけの視点が、戦後の混乱した教団状況・信仰状況を克服しようと時の視点が、戦後の混乱した教団状況・信仰状況を克服しようと

「お知らせ事覚帳」との関わりについて慶応三年十一月二十四日の神伝と

井潔鼠

 との結論に至った。 ちには、 的契機を有していたと捉え、そうした行為を可能にする主体のう の生を言葉のうちに決定していく、というすぐれて創造的な行為 言葉のうちに書きとどめていくという行為が、単に客観的な事実 そしてさらに二章においては、 相対化しうる視座を与えることとなったのではないか、と解した。 を、神伝中の言表「神の頼みはじめから十一か年」の歴史として に展開されてきた現実世界における神開示の営み (=救済) の歩み た。そして、とうした聖なる時空の創出が、金光大神のそれまで 四」「月天四」との神性のもとに象徴的に開示するもの、と捉え 仰世界としての 「天地」 を構成する 聖なる 時空世界を、 にとどまらず、神と金光大神において想起された独自の新しい信 対象描写のみを意味するものではなく、金光大神自ら、そ 一章で述べた独自の視座が内在していたのではないか、 「覚帳」執筆という、自らの生を 「日天

金神信仰に関する一考察

――方角日柄説との関わりで――

岡成敏正(學)

言い換え得る内容をもって使用されている場合と、当時の人々に『金光教教典』に散見する「金神」なる神名は、天地金乃神と

神名として把捉されていたことを物語るものと考えられる。神と当時の民間信仰における金神とが、何等かの関連性を有したいをもっても示している。それは、金光大神は、その内容を一方で障りの神としての金神について、金光大神は、その内容を一方で障りの神としての金神について、金光大神は、その内容を一方で降別の神としての金神について、金光大神は、その内容をもって使用されていた祟り障りの神としての金神と言い得る内容をもっ

において究明することを試みた。時の民間信仰における金神像を、主として方角日柄説との関わり時の民間信仰における金神像を、主として方角日柄説との関わり位置付けていたのかという観点から、その予備的作業として、当

とに大別されることを示した。 とに大別されることを示した。 とに大別されるととを示した。 とに大別されるとを示した。 とに大別されるとを示した。 とに大別されるとを示した。 とに大別されるとを示した。 とに大別されることを示した。 とに大別されることを示した。 とに大別されることを示した。 とに大別されることを示した。

三章では、さらに方角日柄説における方忌と対照できない金神等)と方角日柄説における具体的な方忌(たとえば八将神方、金神七教神等)と対照し、その金神名が、平安期以降、わが国で最も方、鬼門等)と対照し、その金神名が、平安期以降、わが国で最も対に民間で使用されていた金神名(たとえば八将神方、金神七教神等)と対照し、そうした方角日柄説に関わる諸文献をもとに、幕末二章では、そうした方角日柄説に関わる諸文献をもとに、幕末二章では、さらに方角日柄説に関わる諸文献をもとに、幕末

であったということを指摘した。いわば天地に充満する凶方とでも言うべき普遍性を有した金神名いわば天地に充満する凶方とでも言うべき普遍性を有した金神名(たとえば八百八金神、天地金神等)について、当時の歳徳神祭祀や金

を提示した。 具体化できない不可知的な凶方としても祭祀されていたとの見解 説における方忌として具体化されていると共に、方角日柄説では 以上の考察から、当時の民間信仰における金神像は、方角日柄

をもとにして以下のように述べた。

金光大神と遊行宗教者の救済形態について

木義雄(動手)

議に立って論を進めた。

一数成規によれば、教祖金光大神が常時神前に奉仕したことを本教教規によれば、教祖金光大神が常時神前に奉仕するとが明記に各教会においては、取次者が常時神前に奉仕すべきことが明記に各教会においては、取次者が常時神前に奉仕すべきことが明記にかいる。しかし、本教の教会の現状は、常時神前に奉仕する、されている。しかし、本教の教会の現状は、常時神前に奉仕して取次に従い、更規範に立って論を進めた。

まずはじめに、「お知らせ事覚帳」、「金光大神事蹟集」を手

に焦点を当て、近世後期までの救済形態の変遷を、民俗学の成果遊行形態をもって救済活動に当たった伊勢御師・念仏聖・修験者ていたことを示した。そして次に、このことに一目を置きながら、年以後、金光大神は専ら居宅において戸外不出の救済形態をとっ掛りにして金光大神の救済形態の変遷を追い、遅くとも、慶応三掛りにして金光大神の救済形態の変遷を追い、遅くとも、慶応三

伊勢御師・念仏聖・修験者の救済形態の基本と考えられる遊行 での では、いずれも中世期に確立したと考えられる。しかし、これ の救済形態は、近世期、江戸幕府の宗教政策は寺請制度・本末制 度・諸法度を柱としたものであったが、これらの政策は、遊行宗 教者の定着化や遊行形態の形骸化を招くことになった。そしてさ あに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 でに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 をに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 をに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 をに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 をに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 をに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影 をに、近世中後期になると、江戸幕府の宗教政策によって大きな影

ような近世後期の信仰状況と何らかの関係があると考えられる。り、金光大神がとったと考えられる戸外不出の救済形態は、この救済活動が成立し難く、遊行宗教者の定着化が進行した時期であ以上のように、近世中期から後期にかけては、遊行形態による

管長退任要求の思潮と高橋内局

文部省との交渉を中心として――本部出張所報告にみられる

佐藤光俊(所員)

影響を捉えようとした。即ち、管長退任要求を焦点とした本教と 解明に努め、 論点として、との間における本部出張所と教監との間に交わされ たそれはどのように支配を批判し、抵抗を示すものであったかを 点から、それは国家の支配をいかに導くものであったか、逆にま 任を要求する思潮が胎動し続け、 た書簡四十五点を採り上げ、そこに示される交渉経過とその内容 国家との関わりには、 との具体的交渉過程から、該事件が本教史上にもたらした歴史的 きたとの仮説に立ち、 ての高橋内局の時代においても、教内には依然管長金光家邦の退 本稿では、 国家と本教との対抗的様相を捉えた。 「昭和九・十年事件」以降、 管長退任要求をめぐる本教と国家(文部省) いかなる対抗関係が見られるのかという観 との間の教政動向を性格づけて 昭和十六年にかけ

た

ぎ」に示される教監の基調方針と文部省側の対応、三、四章では、宛書簡の概要を示し、二章では、「大教会所復興造営部事務引継一章では、 本部出張所の 沿革と当時の 役割、 出張所長発教監

に論及した。 局の対応と文部省の動向及びとの間に処した本部出張所長の活動所謂「金光家血脈裁判」の訴訟事件と大審院判決をめぐる本部当

過的で限定的なものとし、国家への同調を内包するものでもあったの。とれらのことから、当初から文部省は管長の身辺に刑事事件のとれらのことから、当初から文部省は管長の身辺に刑事事件のとれる国家の政治的権威に対して、あくまで神前奉仕の信仰的権威の発揚が見られ、その限りにおいては明らかに国家への独力れる国家の政治的権威に対して、あくまで神前奉仕の信仰的権威の発揚が見られ、その限りにおいては明らかに国家への独向ながたと批判が示されている。けれども、その対抗は、管長個自な対抗と批判が示されている。けれども、その対抗は、管長個人の退任に終始固執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を力れる国家の政抗が示され、政治的権威をはるかに凌駕する信仰的権威の発揚が見られ、その限りにおいては明らかに国家への独勝を導いた。もとより、それは国家の監督権に対して大審院判決に対する信仰的権威の発揚が見られ、その限りにおいては明らかに国家への独勝を導入の退任に終始固執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を一人の退任に終始固執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を一人の退任に終始固執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を一人の退任に終始固執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を一人の退任に終始間執するものに過ぎなかった点で、対抗関係を一人の退任に終始を対抗と批判がよりに対抗して、対抗関係を一人の退任に終める。

「昭和九・十年事件」と教団粛正期成会

教師論、信徒論の模索

創造を目指して---

上坂隆雄(所)

りも信徒団の歴史的限界性を確認した上で、その信仰的可能性ととの立場・主張の具体的な相違点を明確化することにより、何よして、非妥協的運動を展開し得たことは、該事件の歴史的意義の一つとして認め得る。以上、概ね、五点を確認し得た。一つとして認め得る。以上、概ね、五点を確認し得た。一つとして認め得る。以上、概ね、五点を確認し得た。一つとして認め得る。以上、概ね、五点を確認し得た。で発揚された、信徒の信仰的エネルギーを有効に導き得なかった。び示されている。四、有志盟約は、「昭和九・十年事件」においが示されている。四、有志盟約は、「昭和九・十年事件」においが示されている。四、有志盟約は、「昭和九・十年事件」においが示されている。四、有志盟約は、「昭和九・十年事件」においが示されている。四、有志盟約は、「昭和九・十年事件」におい

『北支事変』勃発以後の金光教教団の

は何であったのかを究明して行くことが求められる。

原田道守軍

本稿では、金光教教団の戦時時局対応とその諸活動とは何であるるとを目指した。

章では、

「北支事変」勃発当初の教団内にみられた時局活動

果的に一定限度ではあるが、国家権力を相対化する信仰的可能性

の展開等)及び教政方針と時局対応活動とが如何に関わりつつ展開 業について、三章では、金光教報国会結成前後から敗戦に至るま の教団の時局対応について、二章では、日本軍占領地域での民間 での教団の時局対応(聖旨奉戴必勝生活確立運動から全教一家挺身奉公運動へ レベルによる文化工作宣撫事業の一翼を担った教団の宣撫工作事 状況、事変対処事務局設置・国民精神総動員金光教委員会体制下

ととが概観された。 とその活動が推進されていく、という様相を呈するものであった 各教会所・各地域に於て、個々の信念に基づく個別的な時局対応 ての時局対応を目指すものであったが、教団内にみられた実情は、 会主管者) 御取次を中心に、全教の信仰的意志と総力とを一つにし これらのことから、教団の戦時時局対応とその活動は、 松山内局、白神内局と、一貫して大教会所神前奉仕者(本部教

点とを、模索していきたい。 遷の様相を把握することと、その有効的確な把握を可能とする観 とこからは、教団の戦時時局活動個々の内容とそれらの推移変

> ○福 嶋 義 次 (第二部所員)

『金光教教典』用語解説作成のための基礎資料のカード化を進

めた。 「『金光教教典』英訳作業畧史」を作成した。

○藤 井 喜代秀(第二部所員)

していったかについて、各々に考察を試みた。

「岡本駒之助手記」 (巻物八巻、六一五項目の教語類を収録)

進めた。

○堤 「本所収集資料に関する関係者一覧表・資料収集年表」作成の 光 昭 (第二部所員)

ためのカード化を進めた。

その他、資料の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

○眞 田 夫 (第三部助手)

資料・図書の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。

〇岡 干 秋 (第一部所員)

その他、 教内紙誌掲載教団史資料目録」 資料の整理・保管に関わる資料室業務に従事した。 (明治期分) を作成した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

会を開催した。
会を開催した。
会を開催した。
会を開催した。
会に、昭和六十一年十二月一日に、第十八回の検討からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催して本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所外

あろう。

坂本論文

位置づけられている点に疑問が残る。確かに、教団の草創期には、への論及が、ストレートに、また全面的に「教団」の動向として〇一「戊申詔書下の金光教団」として、佐藤範雄個人の社会活動

位置関係にあるのかという点の検討もなされなければならないで内実が、本教信仰の本質とどのように対応し、両者はどのような教団の動向と教政者との関連性に論及するについては、両方の区別をも明確に押さえていくことが不可欠の作業ではないか。その別をも明確に押さえていくことが不可欠の作業ではないか。その別をも明確に押さえていくことが不可欠の作業ではないか。その別をも明確に押さえていくことが不可欠の作業ではない。しかし、団の動向を規定する面が非常に強かったことは否めない。しかし、対の動向と教団の動向とは不分明であり、教政者個人の在り方が教教政者と教団の動向とは不分明であり、教政者個人の在り方が教

筋合いにおいてはそれと矛盾し、ぶつからざるを得なかったとい の宗教政策に規定され、順応してきた面と共に、人間救済という 面」については分析が不充分である点などである。 のメリット」として位置づけながらも、 盾』の局面」をも指摘しているが、一方で前者の局面を「布教上 使命との間に「『調和』と『ゆ着』の局面」を指摘しつつ、「『矛 国家の国民統合政策の中に位置づけ、その国家目的と民衆救済の は言い難い。たとえば、筆者は国家と本教との関わりを、 おいてとの歴史的出来事に対する意義づけが充分なされていると として、評価できる。けれども、そうした関心に立つ時、本稿に 在り方と金光大神の信仰内実の照応関係の再検討を要請するもの きる。その意味で、本教史を通史として構想する時、本教教団の 時以来の教団の動向を決定づける重要な出来事であったと理解で ○ との論究で扱われた戊申詔書と本教との関係の問題は、 他方の「『矛盾』の局 従って、 天皇制 との

ことからさらに詳細な分析がなされる要がある。 う動きは、常に重層的に存在したのであるから、その点について、

のではないか。そのことによって、遊廓改善、同和問題、 との点で本教が示した判断なり、教団としての行動が、不可避的 時の教団中枢が第一義的には何を志向していたと言い得るのか。 方を相対化し、模索する上でも、戊申詔書下の教団にあって、当 その意味において、今日及び今後の教団における社会活動の在り それにしても当時の社会活動には目を見張らされるものがある。 方と、対外的活動をする時の立場では葛藤や矛盾もあったろうが、 継がれ得ず、個人的活動の範囲に留まったことの理由も解明され 運動など多岐にわたった社会活動が、教団活動として後世に引き で積極的な選択であったのかということを明らかにする要がある な選択であったのか、 育者など、様々な側面が見うけられ、宗教的救済者としての在り 佐藤範雄の立場として、「臣民」、宗教者、社会事業家、 戦略的選択であったのか、あるいは主体的 赤十字 教

不本論文

○、それらに随順する信仰姿勢を否定していたとして、結論的に当時の民間信仰にみられる「不浄・汚れ」の観念や諸禁忌に対峙らといった信仰姿勢を示したことを特徴づけ、同時に他方では、や忌み・汚れなどの不浄観念に対して、「お断り」「お願い」すや高み・汚れなどの不浄観念に対して、「お断り」「お願い」する人間の不敬行為

めて明らかにするという、教学の今日的課題でもあろう。 であり、 そうであるとするならば、 回という捉え方にも疑問を投げかけようとしている。けれども、 と位置づけられてきた祟り神から救済神へという神性の画期的転 う点に根拠を置き、これまでの研究史の中で金神の「神性転化」 との点後者の論点との間で論理の一貫性を失うととにならないか。 金神への無礼や不浄行為の不可避性が前提とされるのであるから、 来の金神信仰にみられる「不浄・汚れ」観念とその禁忌の否定に けれども、との論文全体で示される金光大神の信仰の基調が、従 そとには「矛盾」が存在することを肯定する立場をとっている。 先の「矛盾」をどう説明し得るのかという点とも関わる重要課題 実態に即した構造解明が理論的になされる要がある。とのことは 金光大神晩年に至る信仰内実に「金神」の存在が確認されるとい けても大地に対する人間としての慎みの相が認められることや、 あるとすれば、前者の信仰姿勢が是認される時、そとでは人間の また、その「矛盾」の存在を肯定すると言う時、筆者として どのような神性展開を示すものであったのかについて、その 天地金乃神の神性開示等、様々な解釈が示されてきている今 金光大神と金神との関係に、神の神体としての「天地」、わ 金光大神の信仰における金神と天地金乃神との関係を改 福神化、教祖における神そのものの転

観点から どのような 構造的連関を 持つのかという 点について、な信仰と従来人々を捉えてきた金神とが、神と人間の営みというの「教義学的な問題を論究していく場合、金光大神の示した新た」。

察がなされる必要があろう。 容に具体的に今一歩踏み込んで、人々の心の中に分けて入った考容に具体的に今一歩踏み込んで、人々の心の中に分けて入った考容に報め」とか、「一段と積極的」という表現に留らず、その内

松沢論文

○ 「明治二年三月十五日の神伝」を問うととにより、教祖の信 ○ 「明治二年三月十五日の神伝」を問うととにより、教祖の信 ② 「明治二年三月十五日の神伝」を問うととにより、教祖の信

の親族関係に繋がる新たな同族集団結合が、単に従来の地縁的・ひとつの示唆を与えるものとして評価し得よう。しかし、ことで金光大神における集団構想の一端を明らかにし、今日の教団論にころからの、金光大神による新たな共同体構想についての論及は、この神伝を、「神縁的な同族集団」形成の起点と押さえたと○ この神伝を、「神縁的な同族集団」形成の起点と押さえたと

の意味からも、「先祖祭り」が合わせられた「金光大神祭り」のあるのか、という点がさらに追求して表現されるべきであり、そ共同体とどのように違い、そこでの結合原理はどのようなもので同体形成への広がりをもつものと言うについては、それが既存の血縁的結合ではなく、神縁的集団結合への志向を示し、信仰的共血縁的結合ではなく、神縁的集団結合への志向を示し、信仰的共

意義を明らかにすることは不可欠であろう。

○ また、ことで言う共同体の概念を明らかにするについては、
 ○ また、ことで言う共同体の概念を明らかにするについては、

堤資料概説

○ 資料収集と、研究体制の確立・研究テーマの設定・研究動向とは密接な関係があり、その変遷理由は研究史の重要部分である。とは密接な関係があり、その変遷理由は研究史の重要部分である。

てきたというが、ここからはそれと同時に研究テーマ、研究動向

研究体制の確立・動向などによって決定され

資料の収集は、

究所資料室は、独自性をもった役割を果たされたい。体にとって何より大事なことである。そうした意味において、研あらゆる分野にわたる資料収集及び整理がなされることが教学自に先立って、どのようなテーマに対しても資料を提供し得るよう、

全体に関わって

表の仕方についても考慮されてよいのではないか。
○ 紀要には、掲載論文の他に年間の研究報告を要約した研究論表の仕方についても考慮されてよいの要には、関心を引文概要も載せてあるが、そのタイトル、要旨を読むと、関心を引文概要も載せてあるが、そのタイトル、要旨を読むと、関心を引文概要も載せてあるが、そのタイトル、要旨を読むと、関心を引文概要も載せてあるが、そのタイトル、要旨を読むと、関心を引文概要も載せてあるが、そのタイトル、要旨を読むと、関心を引文概字を表示した研究論表の仕方についても考慮されてよいのではないか。

教団を根本的に問うてくる程のものになるととを期待したい。られる。その点で、各論文の提起している様々な問いが、自分やおける信仰状況や、教団の状況が大きくゆさぶられる何かが求めえられる面が少なくない。しかし、それと同時に、今日の教団にえられる面が少なくない。しかし、それと同時に、今日の教団にえられる直が少なくない。しかし、それと同時に、今日の教団に入りれるという点で、教会団を根本的に問うてくる程のものになるととを期待したい。

教学研究会記録要旨

十六回教学研究会を開催した。 会場として、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに、第二会場として、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに、第二十六回教学研究会を開催した。

本所は昭和二十九年に本教研究機関として開設以来、時々の教を即する調査」を実施してきた。

中間報告、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに行われた中間報告、「陰陽道と金光大神」というテーマのもとに行われたの調査・研究の成果との関係を見据えながら確認し、今後の方向の調査・研究の成果との関係を見据えながら確認し、今後の方向の調査・研究の成果との関係を見据えながら確認し、今後の方向の調査・研究の成果との関係を見据えながら確認し、今後の方向の調査・研究の規模との関係を見ばれば、との調査を開始してから二年を経過し

出席者は次のとおりであった。

及び、討議内容を要約したものである。

·——本所職員、嘱託、研究員·——牧田茂(民俗学界関係者)、佐藤米司(同

〈調査報告 Ⅰ〉

金神祭祀の形態と民間信仰

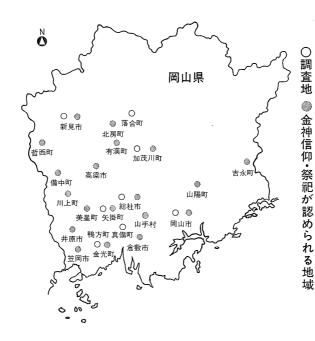
岩本徳雄

一、金神祭祀の所在と神性のうち、金神祭祀の所在と神性のことのうち、金神にまつわる伝承や祭祀習俗等を中心にとりまとめた。向いて、その地に在住の民俗研究家・古老達から民間陰陽道・金岡山市・御津郡加茂川町・小田郡矢掛町など、岡山県下各地に出岡山市・御津郡加茂川町・小田郡矢掛町など、岡山県下各地に出田が、金神祭祀の所在と神性

・南部一帯に分布していると言う。 民俗調査の実績を踏まえて、金神信仰は備中地方を中心に県西部民俗調査の実績を踏まえて、金神信仰は備中地方を中心に県西部長谷川明氏(民俗研究家)・鶴藤鹿忠氏(同上) は、岡山県下各地の

●印で示した地域に、金神信仰・祭祀が認められることが明らか、●印で示した地域に、金神信仰・祭祀が認められることが明らかた通りであり、また、この調査によって、形態は様々ではあるが、本調査において足を踏み入れたのは、図(次頁)に○印で示し

申金神が広く知られている。方位家によれば、金神はすなわ①方位の吉凶と結びついた祟り神であり、ことに丑寅金神・未金神の神性については、次のような点が主要なものである。



②金神は汚水・火・植木・土木などを嫌うとされ、屋敷の丑寅ち方位であるとまで言われる。

方・未申方を空地にしたり、風呂・便所の設置を避け、

塀の

場合によっては難を逃れるために特に七殺金神を祀るととも③不幸や不運の原因として金神の祟りが想定されることが多く、角を落とすなどする。

二、総社市新本における金神祭祀

よれば、「どこの家でもお祀りしている一切金神は、方位の金神よれば、「どこの家でもお祀りしている一切金神は、方位の金神とれば、「どこの家でもお祀りしている一切金神は、方位の金神とれば、「どこの家でもお祀りしている。との国司神社前の民家を訪赤米の祭りで有名な国司神社がある。との国司神社前の民家を訪っていた。その他、天照皇大神・石鎚・歳神・出雲大社・恵比須っていた。その他、天照皇大神・石鎚・歳神・出雲大社・恵比須っていた。その他、天照皇大神・石鎚・歳神・出雲大社・恵比須っていた。その他、天照皇大神・石鎚・歳神・出雲大社・恵比須っていた。その他、天照皇大神・石鎚・歳神・出雲大社・恵比須っていた。その世の神社がある。ととには、家の神事に携わってきている。新本の民家における金神祭祀は、現在の小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏に現在の小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏に現在の小野氏による家祈禱によって受け継がれている。小野氏に現ている。

座に祀る」ということである。 番大事な神様として、床の間、あるいは床のない家では、一番上

あるいは天の神地の神で、あらゆるものを守護する神であり、

(4930)

いう金神だけの祭りをしていたと言う。との間に丑寅金神と未申金神が各々祀られており、現在も毎年正上の間に丑寅金神と未申金神が各々祀られており、現在も毎年正上の間に丑寅金神と未申金神が各々祀られており、現在も毎年正上の間地の石鎚先達の神崎鉄男氏宅では、床の間に「一切金神」、

が見られる。 を祀っている家、丑寅方・未申方の塀の角を落としている家などを祀っている家、丑寅方・未申方の塀の角を落としている家などを祀っている家、丑寅金神

三、方位と金神信仰

是民正治氏(新見市千屋在住・七十五萬)・地上海氏(総社市井百住・七十三萬)・角田栄氏(総社市井瓦野在住・八十四萬)などの方位家において土三萬)・角田栄氏(総社市井瓦野在住・八十四萬)などの方位家において北、豊富な経験に基づいた方位への信念が形成されており、金神い方位と言う程、凶方の実在性と金神の実在性が一体のものとして把握されている。諸氏においては、金神や凶方は実在するものであり、人は方位の法則に従う以外になく、金神祭祀や金神除けの祈禱はほとんど意味のないこととされている。他方、総社市新本の小野氏の先代官司は、方位家としても知られ、方位の鑑定をあり、人は方位の法則に従う以外になく、金神祭祀や金神祭祀を書るという営みが、車の両論・知識を広めると共に、金神祭祀を掌るという営みが、車の両輪のごとく継承されていた。

浦々に至るまで方位の知識と共に凶神金神の存在が伝播され、人営みが、神官・僧侶・修験者などによって継承されていき、津々とうした実際から、かつては専ら陰陽師のものであった方位の

神祭祀を行うようになったのではないかと考えられる。々は、その金神への対応を色々と試みる中で、屋内外における金

四、本調査の意義と課題について

「民間陰陽道・金神信仰に関する調査」とは言うものの、私にして、「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手「民間陰陽道」とは何か、という問いを携えながら、ほとんど手に間陰陽道と金光大神の信仰の接点を探る上でも、金神信の、天に、方位信仰と共に重要な位置にあるものと考えられる。

の存在と共に張り巡らされた網の目のような堅固な価値体系をな位の外に「不浄・汚れ」などの宗教的禁忌があり、方位・金神等かつて、人間の営みに制限を加えるものとしては、金神とか方

不幸の原因を、

方角日柄説に おける具体的な 凶方に 抵触する行

素を多分に持っている。された道教・陰陽道の思想・教義に端を発するものと解される要された道教・陰陽道の思想・教義に端を発するものと解される要していた。そうした禁忌の多くは、はるか古代に大陸からもたら

一方、土公神信仰のように、人間の生活に密着してその営みを与えたのではないか。 を与えたのではないか。 で与えたのではないか。 で与えたのではないか。 で与えたのではないか。 で与えたのではないか。 で与えたのではないか。 で与えたのではないか。 であるいは、祭祀することによって、守護 でいるではないか。

直していくという意味を持つものと言えよう。 展開について、民間信仰と金光大神の接点を、より実態的に捉えそうした視点とも関わって、本調査は、金光大神における信仰

いく必要があると考えられる。

〈調査報告 Ⅱ〉

「方角日柄」説とその受容形態

成敏正

を、吟味し、再把握することによって成立するものであるが、それる。もとより体験談は、自身の許に生じた個別的な事柄・事実明治七年時点から振り返って割き残された体験談であったと考えらずれば、金光大神によって書き残されたものであるという点を考慮明治七年時点から振り返って記されたものであるという点を考慮明治七年時点がら振り返って記されたものであるが、それが角目柄説に関わる体験が記されている。この記述内容は、それが角目柄説に関わる体験が記されている。この記述内容は、それが角目柄説に関わる体験が記されている。

を踏まえながら、その背後にある文化的側面を多面的に把握してには、そうした事実を体験談に昇華させる人間的思考が介在してには、天の月構成された内容をより的確に究明していた当時ものであるが、その信仰世界は、方角日柄説の知識を受容し、それを根本的に枠付ける何等かの文でおり、その再構成された内容をより的確に究明していた当時われる。その再構成された内容をより的確に究明していた当時われる。その再構成された内容をより的確に究明していたと思われる。その再構成された内容をより的確に究明していた人々の実際は、方角日柄説の知識を受容し、それを表述していた人々の実際は、方角日柄説の知識を受容し、それを表述していた人々の実際は、方角日柄説の知識を受容し、それを表述していた人々の実際は、方角日柄説の知識を受容し、それを実践していた人々の実際は、方角日柄説の知識を受容し、それを実践していた人物の主なが、その背後にある文化的側面を多面的に把握してといい、その計画を表述していた人々の実際といいますが、その背後にある文化的側面を多面的に把握していたり、その計画を表述していた。

そこで本報告は、ここまで進めてきた「民間陰陽道・金神信仰 そこで本報告は、ここまで進めてきた「民間陰陽道・金神信仰 をもって介在していたのか、という問題について考えてみたい。 をもって介在していたのか、という問題について考えてみたい。 をもって介在していたのか、という問題について考えてみたい。 をもって介在していたのか、という問題について考えてみたい。 をもって介在していたのか、という問題について考えてみたい。 た。その信念を支える核心的なものと思われる。本調査では、現 は、その信念を支える核心的なものと思われる。本調査では、現 は、その信念を支える核心的なものと思われる。本調査では、現 は、その信念を支える核心的なものと思われる。本調査では、現 に関する調査」での聴取内容を基に、幕末当時の民間の人々がど である、児玉正治氏及び池上満氏から、数多くの体験談を聴取し た。その両氏の体験談とは、端的には、自身の許に起きた体験、 (4932)

内容に基礎付けられているのかという点が問題となる。内容に基礎付けられているのかという両氏の観念が、どのようななら、自然界に吉凶が実在し、その吉凶が方角目柄説によって具体化されてい為に結びつけて究明するものであると言える。そこには、自然界

区の問題を考えるために、池上氏による次のような言に注目した。すなわち、年・月・日・時という時間は、日月の運行によった。すなわち、年・月・日・時という時間は、日月の運行によって生じるものであり、それが常に変化するからこそ、自然界に吉 区には、変化する時間という観念があり、その変化そのものが吉 との問題を考えるために、池上氏による次のような言に注目し

る。

のであり、天文暦術に関わる専門的知識を必要とし、一般の人々のであり、天文暦術に関わる専門的知識を必要とし、一般の人々の規則によって作成されるものであるが、今日までわが国で使々の規則によって作成されるものであるが、今日までわが国で使々の規則によって作成されるものであるが、今日までわが国で使い間を規定するものであり、誰にでも、また何年先のものでも作成間を規定するものであり、誰にでも、また何年先のものでもであると、太温を対してみると、大温を対してみると、大温を対してみると、大温を対してみると、大温を対している。その暦法から大きく太陽暦と大陰暦とのでもり、天文暦術に関わる専門的知識を必要とし、一般の人々と地球とのは関いに対している。

児玉・池上両氏が方角日柄を改める場合、その基本的なテキス

には容易に作成できないという。

によって成立した暦法であったのかということが問題となってく想像され、さらにそうした太陰太陽暦が、どのような思想・文化化する時間という観念は、そうした暦法に由来するものであるとって、吉凶が実在するという信念の前提になっている池上氏の変トにしているのは、右の両暦のうち、太陰太陽暦である。したがトにしているのは、右の両暦の

(4933)

太陰太陽暦は、古代中国において成立したものである。そこでは、本来混沌無差別の一気が、軽くて澄んだ天と、重くて濁ったは、本来混沌無差別の一気が、軽くて澄んだ天と、重くて濁ったいるとされる。この思想から天体の運行と自然界の諸現象が相ているとされる。この思想から天体の運行と自然界の諸現象が相ているとされる。この思想から天体の運行と自然界の諸現象が相切来明治六年まで、わが国で一貫して使用されたものであり、明以来明治六年まで運勢暦、雑暦等という形で普及し続けたものがあるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、そうした暦法の成立のであるが、児玉・池上氏の言のなかには、古代、大陸より伝表のである。そとで関わるとは間では、古代中国における宇宙生成を説明する論理を背景にして関わって古代中国における宇宙生成を説明する論理を背景にしていると位置付け得ると考えられる。

よれば、方角という空間は、人間の基本的な生活の場である母屋念をもその前提にしたものである。児玉・池上両氏からの聴取に「方角日柄説は、右に示した時間観念と共に、方角という空間観してと位置作り得えるオラミオス

古代中国における天文暦術と密接な関係を有したものである。古代中国における天文暦術と密接な関係を有したものである。とされる。そして、その捉え方は、一方でそれぞれの母屋とその人間囲という個別的生活空間として具体化されていると共に、他方周囲という個別的生活空間として具体化されていると共に、他方周囲という性格のものであるが、そうした空間も時間と同様にで中心が存在し、したがって方角が存在するという意味で普遍性に中心が存在し、その周囲を八方もしくは二十四方に分割したものを中心点とし、その周囲を八方もしくは二十四方に分割したものを中心点とし、その周囲を八方もしくは二十四方に分割したものを中心点とし、

面を究明していく必要があろう。

「事末期に深く浸透した陰陽道の実際を考えたとき、当時の陰陽があるが、その意味では、方角日柄説の受容は、そうした陰陽道の対かるが、その意味では、方角日柄説の受容は、そうした陰陽道の姿容の一形態というべきものであり、今後は、さらに陰陽道の諸受容の一形態というべきものであり、今後は、さらに陰陽道の諸の信仰形態の実際を押さえ、それぞれの背後にある文化的諸側を究明していく必要があろう。

継承されてきた時間、

両氏の思考法の背景には、古代中国で成立し、わが国で古代からの信念、あるいは方角日柄説との関わりで自身の体験を吟味する

空間に関わる観念が横たわっているのでは

以上述べてきたととから、自然界に吉凶が実在するという両氏

〈課題発表 Ⅰ〉

金光大神と社会的文化的構造

山崎達

彦

えるであろう。

なるであろう。

なるであろう。

なるであろう。

なるであろう。

ないう大淵師の所説を原点として、その後の教学者によ味であるという大淵師の所説を原点として、その後の教学者によいな などは何かという教学観については、教学とは信心の自己吟

数学とは、神願をかけられての学問であり、このことが、数学 の前提・背景になる。とはいえ、数学が学問である限り、世界に の前提・背景になる。とはいえ、数学が学問である限り、世界に の前提・背景になる。とはいえ、数学が学問である限り、世界に がする知的整序の営みであることに変わりはない。このような数 がする知的整序の営みであることができる。そして第二 には、数祖における理解の営みを挙げることができる。数学的契 には、数祖における理解の営みを挙げることができる。数学的契 には、数祖における理解の営みを挙げることができる。数学的契 には、数祖における理解の営みを挙げることができる。数学的契 には、数祖における理解の営みを挙げることができる。数学的契 には、数祖における理解の営みを挙げることができる。数学的契

わち助かるための知的な手立てを用意するところにあると思われ意味で、教学の基本的役割とは、合点・得心を得るための、すな金光教における教学と信心との最大の接点はこの点にある。その話を聞いて合点・得心がいけば助かる道であると言うだけでも不十分である。が、単に話を聞いて助かる道であると言うだけでも不十分である。が、単に話を聞いて助かる道ではないということはもちろんである金光教が拝んで助かる道ではないということはもちろんである

点を獲得していくためには、所謂学者にならないこと、逆に言えら……」というような表現に窺い得るものであるが、こうした視の視座は、「道を開くというても、匹夫の俗人から開くのじゃか民衆としての生活者の眼を視座として持つことが大切である。こる。しかも、金光教における教学が教学であるためには、農民的

ば「肥かたぎの学者」になることが求められる。

このような教学の課題となる。 とが、教学の課題となる。 とれは、理解の主題でもあるが、教学の主題でもある。 とれは、理解の主題でもあるが、教学の主題でもある。 とれは、理解の主題でもあるが、教学の主題でもある。 とが、教学の主題は、天地金乃神と氏子との間柄のことでとが、教学の課題となる。

題について、以下、述べてみたい。調査を進めるに際して、踏まえられなければならない理論的諸問調査を進めるに際して、踏まえられなければならない理論的諸問に、た荒木提言の意義は、右のようなととして確認できるが、との

眼差しであって、これは、従来、合理性・開明性をもった近代宗の対応は、「民間陰陽道」「金神信仰」への対応の中に窺うとができる。ひとつは、「疑えば、ひとつ、鬼門へ普請をやってとができる。ひとつは、「疑えば、ひとつ、鬼門へ普請をやってとができる。ひとつは、「疑えば、ひとつ、鬼門へ普請をやってとができる。ひとつは、「疑えば、ひとつ、鬼門へ普請をやってとができる。ひとつは、「疑えば、な光大神は日本の「近代化」をず押さえられねばならない点は、金光大神は日本の「近代まず押さえられねばならない点は、金光大神は日本の「近代まず押さえられねばならない点は、金光大神は日本の「近代

るのではない。めげるのぞ」という世の見方に窺える、一見合理てはならない。もう一つは逆に、「世が開けるというけれど開け職業的宗教家への批判、憤りといったものがあったことを看過ししの背後には、所謂「金神信仰」をまきちらし、商売にしている教たる所以として評価されてきたものである。しかし、この眼差

深く関わっていると思われる。
本教が「近代化」をどのように確認し、超克するかという問題に大力を超克する視座が潜在していたと考えられる。この視座は、ためような 複眼的な 眼差しの中には、いわば 「伝統」と「近的・開明的な動きに対する批判的な眼差しである。

「近代化」の一般的問題については、マックス・ウェーバーが言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・官僚制化等から言う形式的な合理化、すなわち産業化・民主化・民主化・官僚制化等から、諸々の民俗・習俗の財題というに、すないと思われる。

次に、「近代化」の問題とも関わるのだが、社会的存在として

つの角度から考えてみることができる。 の金光大神という問題について考えておきたい。この問題は、

 \equiv

とが少なくない、という問題である。 ジレンマという問題である。具体的には、理解とは、世界に対す 時、この問題を避けて通ることができない。金光大神の家族観・ 能にするかという問題である。金光大神の社会性の問題を考える 性の問題とは、大状況のもとでは、個人の意図的行為が意図せざ るからである。 れが伝えられた時に、いわば客観的なものとして独り歩きすると る主観的な再構成・意義づけを、氏子に伝えたものであるが、そ 村落共同体観・国家観が、ここから問われてくることになる。 る結果を招くことが多いが、その時に、この意図をどのように可 ける個人は、個人分解のプロセスにさしかかっていると考えられ ると確認すべきであろう。なぜなら、今日、「近代化」過程にお 大神における個人性とは、神的なものとの出合い・交流の場であ 第二は、金光大神における主観的なるものと客観的なるものの 第一は、金光大神における個人性と社会性の問題である。 したがって、この確認は重要な意味を持つ。社会

る営みであったと言えるが、今日の状況が、神・自然・人間等に 直接的な関わりをもって進められた。その意味で極めて具体的な いう問題である。金光大神の信心は、神・自然・人間等に対して 対して間接的・抽象的な関わりしか生み出していないことを顧み 第三は、金光大神における具体的なるものと抽象的なるものと との点は重大な意味を含んでいる。金光大神の信心の具体

> 性は、 関わるものである。 という視座に由来しているということを看過してはならない。そ 論的に取り込み、絶えず再生産することができるかという問題に れは、この農民の生活の立場を、金光教学がどのようにして方法 何よりも金光大神が肥かたぎ農民として天地を仰ぎ続けた

り超えていくことにも繋がるものである。 の社会観の確立である。それは、社会科学の近代主義的限界を乗 ず、具体的・主体的な把握をした上での神・金光大神の視座から 金光大神を把握すること、すなわち客観的な社会の把握のみなら 社会を金光大神のなかに取り込むところの、社会の担い手として してスタティックに扱う傾向が見られた。しかし、重要なことは 社会を所与の条件・環境として、あるいは、対応の客体・対象と たい。従来の教学研究においては、社会に論及がなされるとき、 最後に、金光教学における社会認識の射程の問題に触れておき

重要な意味を有したものではないかと思われる。 陰陽道・金神信仰」の調査・研究は、その意味において、 農民的民衆の視座を方法論的に特定化することであって、 今日の金光教学にとって重要なことは、先にも述べたように、

へ課題発表 I

民間信仰・陰陽道と宗教改革者金光大神

金光大神の信仰世界と金神信仰をはじめとした民間陰陽道との

美 智 雄

間には、様々な相違を見ることができる。

民間陰陽道には、非常に多くの厳格な儀式・呪術・被の体系や民間陰陽道には、非常に多くの厳格な儀式・呪術・被といったことがあるが、金光大神の信仰世界には、内面の信仰・道理ということがあるが、金光大神の信仰世界には、内面の信仰・道理ということがあるが、金光大神の信仰世界には、内面の信仰・道理といいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいっとになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、天地金乃神はオール・タイム、オールいうことになっているが、大神というによりの厳格な儀式・呪術・被の体系や民間陰陽道には、非常に多くの厳格な儀式・呪術・被の体系や

救済の道を開かれた金光大神の信仰世界は、かえって、時間・空無礼をしてしまうのが人間であるという捉え方があり、そこからが、金光大神のところでは、無礼をしないでおとうと思っても、に見られるように、無礼をしなければよいという態度が生まれるが生まれてくる。金神信仰においては、方角を改めるという行為が生まれてくる。金神信仰においては、方角を改めるという行為が生まれてくる。金神信仰においては、方角を改めるという行為が生まれてくる。金神信仰においては、方角を改めるという行為が生まれている。

な違いを見いだすととができる。ととに女性観や、社会集団を構成する際の考え方について、大きさらに、金光大神の信仰世界と民間陰陽道との間には、人間観

間に関わる禁忌からは自由である。

したがって、教祖が民間の信仰をどう見ていたのか、どう関わっのようにさせるものが金光大神の宗教体験にあったわけである。話化の同時進行から生まれてきたものと捉え得るのであって、そこのような違いは、金光大神における信仰の歴史化、歴史の神

たのかということが問題となる。

教は制度化した宗教のはるかに及ばないところ、日本文化の基層的なものであったということであるが、しかし、それゆえに、道教になったことがないというところにある。ということは、断片く浸透し、展開している。道教の日本での最大の特徴は、教団道と捉えることができるほどに、陰陽道は日本の民間信仰に深く広日本の民間信仰全体は、「民間陰陽道」あるいは「民間道教」

皇室に根を下ろしていった。皇室に根を下ろしていった。学問的であろうとなかろうと、役になり入れられていった。また、その過程で、陰陽道は天皇家、日で取り入れるという態度であった。陰陽道をはじめとした中立でば取り入れるという態度であった。陰陽道をはじめとした中国文明は、大化の改新のときの国家構造を用意したが、陰陽道はとの時、首都を造るときの技術、暦、医薬、その他種々の技術とるの時、首都を造るという。

にまで行き届いていると言える。

基の土木工事の中に、陰陽道を見ることができる。でいる。また、仏教、神道の中にも陰陽道は浸透していって、行団道教がなくなるが、このことは、民間への道教の浸透を物語っがそれである。この運動は権力から弾圧され、以降、日本には教がそれである。との運動は権力から弾圧され、以降、日本には教しかし、陰陽道は民間にも入っていった。大生部多の宗教運動しかし、陰陽道は民間にも入っていった。 ##*(*##*)

神信仰が流行した。六条天皇のときには、大内裏の修理と中和院道なしには考えられない。院政期、律令制度の解体期に入ると金平安時代の貴族の生活の中心は方達であり、貴族の生活は陰陽

る。 新造に関わって、 金神七殺方を避けて方違をしたという事例があ

先に、金光大神の宗教体験があったと見ることができる。 間にも急速に浸透していって、複雑な様相を呈していくが、その に劣らないぐらい方違をしている。このあたりから、陰陽道は民 きたが、当時の記録を見ると、慎重に日柄方位を見て、平安貴族 鎌倉時代、武士階級を支えたものは鎌倉仏教であると言われて

られないものがある。 受け止め方には、道教的なものではない、日本文化からしか考え 言い、大本の系統の神は金神である。しかし、金光大神の金神の ている。黒住は易をやり陽気を問題にし、天理は「陽気暮し」を 宗教が生まれているが、これらには道教的なものがたくさん入っ 幕末期以降、黒住・天理・金光・大本というように、いろんな

時

は、

けでなく、 である。 れたのは、 金光大神の生涯において、 しかし、民間道教の問題は、金神とか日柄方位の問題だ その背後にある諸々のことであり、日本の文化全体で 仏教でも神道でもなく、金神であり、日柄方位の問題 強い影響を与え、中心的に問題にさ

であるが、法然は、仏教の伝統の中でのリフォーマーである。そ ー)である。日本で最大のリフォーマーと言われてきたのは法然 ティであるが、同時に、それまでの伝統をなんらかの意味で改革 (リフォーム) している、宗教改革者 (レリジャス・リフォーマ 教祖と言われる人はいつも、人類の中で最大の宗教的オーソリ

> 験を通してなされていったということである。 ら、その民衆の宗教を昇華・純化するということが、その宗教体 の大切なところは、民衆の宗教的問題と真正面から取り組みなが 創出した、そういうリフォーマーである。金光大神のリフォーム れと比較すると、金光大神は、そういう伝統の中ではなく、 宗教といってもよいような伝統の中から出てきて、新しい伝統を

との関係を問うということは、このように、 光大神が立っておられたところとは、違うところがたくさんある。 るところは、日本の近代化、高度経済成長という段階を経て、金 のなかで我々は今日も生き続けているのか、そのようには言えな ものは、当時の実情にのみ必要な一回切りの世界創造であり、そ ことになる。金光大神の宗教体験によって、信仰世界が確立する を教学に問わせることになるのである。 らないという問題に直面することになる。民間陰陽道と金光大神 ているとすれば、 それが、世界の難儀が救われるまで完結しないという構造をもっ いのではないかという問題である。今日我々が立たしめられてい 金光大神による世界創造が一回切りのものではなく、したがって このように金光大神の宗教体験を問題にしていったとき、 それは言葉によってなされたわけであるが、その言葉という 金光教のコスモゴニー(宇宙創生論・世界創造論)の問題と出会う 教学は、 その違いを乗り超えていかなければな 日本文化全体の問題

〈討議

の要旨を、内容別に整理して取りまとめたものである。以下は、コメント発表、パネル討議、総括発表で出された意見

本教の教義史との関わりをめぐって

題性を明確にしておく必要がある。
○ との調査・研究を進めるについては、金神について、今日ま

○ 陰陽道・金神信仰は、教祖四十二歳までの事蹟解釈上意味があるにしても、基本的には、それが迷信・俗信という過去の遺物あるにしても、基本的には、それが迷信・俗信という過去の遺物を光大神はそれを乗り超えて本教を創唱したという通念が定着している。そうしたなかで、今、なぜ改めて陰陽道・金神信仰を教学の爼上に載せるのか、その必然性を明らかにする必要がある。で、金光大神の信仰世界を強く打ち出していると思われる表現が散見する。そして、その「世間」の中には、当時の民俗レベルでの陰陽道という独特の記号体系と近代合理主義における科学という記号体系とによる概念装置で、現象・事物を理解する世界があったと考えられる。本教が陰陽道を乗り超えたという場合、科学という記号体系によって陰陽道を否定した以上のものではなく、右の「此方」という宗教世界によって陰陽道を問題化する、すなわち陰陽道と同時に科学という記号体系をも問題化する、でには、当時の民俗レベルでの陰陽道という独特の記号体系と近代合理主義における科学という記号体系とによる概念装置で、現象・事物を理解する世界があったと考えられる。本教が陰陽道を否定した以上のものではなく、という記号体系によって陰陽道を否定した以上のものではなく、おり記令は、という記性を表しているという。

至っていないのではないか。

金光大神による宗教改革(荒木発表)の内容をめぐって

○ 金光大神が陰陽道の何を、どのように改革したのかが具体的 のまるとして、その宗教体験の内容・意味を、具体的に明示する必要 がある。

○ 日本近代化過程を通して文化状況が急激に変容し、日本人があることを見失ってしまっているのではないかと言われ日本人であることを見失ってしまっているのではないかと言われ日本人であるとととに繋がるのではないか。また、それは、近代取り戻していくことに繋がるのではないか。また、それは、近代取り戻していくことに繋がるのではないか。また、それは、近代取り戻していくことに繋がるのではないか。また、それは、近代取り戻していくことに繋がるのではないか。また、それは、近代取り戻していくことに繋がるのではないか。また、それは、近代取るとか、あるいは無欲を標榜する宗教であるとかいうようなであるとか、あるいは無欲を標榜する宗教であると思われる。それきなテーゼというものを見出し難い状況にあると思われる。それきなテーゼというものを見出し難い状況にあると思われる。それきなテーゼというものを見出し難い状況にあると思われる。それきなテーゼというものを見出し難い状況にあると思われる。それとないよいによるによるではないと思われる。それをないます。

(4939)

のではないかという期待がある。て本教信仰が歴史社会にどのように存在するのかを浮上させ得るて本教信仰が歴史社会にどのように存在するのかを浮上させ得るで本教信仰が歴史社会にどのようによって、今日から将来に亘って本教信仰が歴史社会にどのように存在するのかを浮上させ得るである。

○ 「覚書」「覚帳」には、最後まで金神という神名をもって天 いたという場合、この再構成、あるいは新しい意味の明確化とした である。したがって、連続面といっても、それは、単に系譜 いに繋がっているというものではなく、陰陽道の呪術体系や日柄方 に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神による宗教 に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神による宗教 に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神による宗教 に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神による宗教 に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神による宗教 に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神の信仰 世界を打ち出 してもいる。したがって、連続面といっても、それは、単に系譜 的に繋がっているというものではなく、陰陽道を再構成し、そと に新しい意味をも込めていたと考えられる。金光大神の信仰 世界をより的 で提言されたものであれば、我々が金光大神の信仰世界をより的 でに理解するために、有意義であると思われる。

信仰展開をもっと明確にしていくことの方が教学の本道ではない「覚帳」を熟読し、そこに表現されている金光大神の信仰内実、させるためには、陰陽道を採り上げて研究するよりも、「覚書」させるためには、陰陽道を採り上げて研究するよりも、「覚書」

民俗学的調査の意義及び問題をめぐって

○ 金光大神の生きた時代、金光大神の残したものを理解するに○ 金光大神が進得するための一つの方法として有意義である。○ 金光大神の生きた時代における時間、空間の感覚を掘り起とし、取光大神が生きた時代における時間、空間の感覚を掘り起とし、取れるが、その理解をリアリティのあるものにするためには、金のいるが、その理解をリアリティのあるものにするためには、金のいるが、そのでは、金のいるが、

○ 金神信仰は、今日の民俗調査でもしばしば出会うことのできる方法・視点が求められなければならない。○ 金神信仰は、今日の民俗調査でもしばしば出会うことのできる方法・視点が求められなければならない。

○ 新教典刊行後、教内ではその基礎資料の収集作業の一環に位置づける。この調査は、そうした基礎資料の収集作業の一環に位置づけるとともできる。

課題の整理をし、まとめとしたい。研究会の意味を明確にするために、本会の成果と今後に残された以上、発表・討議内容についての要旨を記した。最後に今回の

を確認し、今後の方向を見定めるために、「陰陽道と金光大神」してきた民間陰陽道・金神信仰に関わる調査研究の課題、問題点先にも記したように、本会は、昭和五十九年以来今日まで実施

金神の守護性を認め得るという、いわば民間信仰と金光大神の信 た金神にまつわる伝承をとりまとめたもので、民間信仰のなかに、 金神祭祀習俗、及び各地在住の民俗研究家・古老たちから聴取し というテーマをめぐる発表、討議を主な内容として開催した。 調査報告Ⅰは、 調査で聴取・収集した内容のうち、岡山県下の

仰世界との連続性を問題にしたものである。

付けてきた本教通念に対する問題提起を試みたものである。 で、その背後にある時間、空間に関わる観念を考察することによ 改め、それを遵守する根拠として語られた体験談を紹介したもの 及びそれに関わって収集した諸文献をもとに、人々が方角日柄を 調査報告Ⅱは、方位家から聴取した方角日柄説に関わる内容、 今日まで陰陽道・方角日柄説を単なる迷信・俗信として片

題性を提示したものである。 落していた理論的側面、 って実施されてきた民間陰陽道・金神信仰に関する調査研究に欠 ね備えて進められるべきものであるという観点から、二年間に亘 課題発表Ⅰは、調査研究が本来実証的側面と理論的側面とを兼 換言すればこの調査研究のもつ意義・課

テーマが持つ意義・課題性を明確にしようとしたものである。 宗教改革者と捉えることによって、 ば民間陰陽道とでも呼ぶべき問題に真正面から取り組んだ唯一の 透していた陰陽道、とりわけ民間の基層にまで届いていた、いわ 討議では、これらの発表をめぐって、活発な論議が交わされる 課題発表Ⅱは、金光大神を、日本の文化・伝統のなかに深く浸 「陰陽道と金光大神」という

い問題である。

との調査・研究は、

大神の信心とがどう関わるかということを問う作業である。それ 掘り返していく作業であり、そのことと我々の信仰、つまり金光

きるのかという研究の出発点に関わる問題が主要な論点になった。 仰研究に取り組むことの今日的意義・必然性をどのように確認で ると考えられ、そこでは、金光教学として、民間陰陽道・金神信 な二側面、 ではないかという期待があるとも言える。討議内容は、このよう 代社会と金光大神在世当時との間にある距離を乗り超えられるの 光大神における社会との緊張関係、あるいはその対峙によって指 うえで、その研究の具体的・積極的な意義を提示する必要がある。 般的、本教的通念が持つ本教信仰にとっての問題性を明確にした 信仰状況がある。その意味では、この調査研究を通していわば現 し示された金光大神の信仰世界を容易に理解し難いという今日の に潜在していたであろう現実性、とりわけ金神信仰に対峙する金 しかしながら、反面、『金光教教典』に盛り込まれた内容のなか 研究の爼上に載せるためには、研究の出発点として、そうした一 れてきている。このような状況のなかで、その問題を改めて教学 神信仰については、今日では科学的根拠を持たない無意味な迷信 中で、先にとりまとめたような意見が出された。民間陰陽道・金 大神はそのような迷信・俗信を乗り超えたという位置付けがなさ ・俗信であるという通念が一般的であり、本教においては、 右の論点は、 すなわち問題性と可能性に関わってのものに代表され との調査・研究を進めていくうえで避けて通れな 日本の信仰的・文化的土壌を

究を通して、さらに視座の明確化が図られていくことが望まれる。の問題性が意識化され、その場と対決することになった、その意義を問う視座が明確になっていかねばならないのである。 研究の意義・必然性に関わっての論点は、根本的にはこのよう 研究の意義・必然性に関わっての論点は、根本的にはこのよう でいた 関係を通して、 逆にその場 とがけに、 調査・研究の視座、すなわち、日本の伝統的な信仰の場だけに、 調査・研究の視座、すなわち、日本の伝統的な信仰の場

彙

報

昭和六一・四・一~昭和六二・三・三一――

昭和六十一年度の業務概要

昭希ブーー 年度の 業 整 棚 宴	
研究題目の認定	
研究講座	
研究発表会	
資料の収集・整理一六六頁	
教典に関する基礎資料の編纂一六七頁	
教学研究会二六八頁	
教学に関する懇談会一六八頁	
教団史に関する懇談会一六八頁	
各種会合への出席一六九頁	
研究生	
評議員一七〇頁	
嘱託・研究員二七〇頁	
人事異動二七「頁	
学院生の研修・その他一七一頁	

教教典』については、五十九年度から、その内容理解に資するた の態勢を整え、研究活動の拡充を図ってきている。また、『金光 体制を敷き、併せて所員の研究題目認定を実施し、以来共同研究 に進められていくことを願って、昭和五十七年度から、研究講座 本所は、本教における教学研究機関として、諸般の業務が円滑

われることとなった。 化、といった運営上の諸点について、さらに配慮すべきことが願 究的交流の促進、⑵研究上の指導関係の充実、⑶部長職責の明確 一方、そうした研究活動をとり進める中で、⑴研究者相互の研 めの基礎資料の編纂を進めてきている。

の明確化を図り、研究講座をはじめ、その他全般にわたっての研 部長を中心として指導関係をより充実させると共に、部長の職責 年度以来とり進めてきた研究講座体制に検討を加え、部制と研究 究活動の充実を求めてきた。 講座制との関係を具体的に求めていくこととして、研究分野をべ ースとした研究室の構成を行い、研究者相互の研究的交流を深め、 そとで、六十一年度は、これらの諸点に取り組むべく、五十七

点である。 (1)五十九年度以来進めてきた民間陰陽道・金神信仰に関する調 また、この他、六十一年度に実施した主な研究業務は、次の二

査については、今年度は三回実施し、引続き、関係嘱託の参

のプロジェクト化による共同研究体制のあり方について模索 のことを通して、今後の研究の基礎となるべき、調査・研究 画・協力を得るなどして、その内実を培ってきた。また、 そ

②第二十六回教学研究会は、五十九年度以来進めてきた民間陰 した。

陽道・金神信仰に関する調査の中間報告を兼ねて、 「陰陽道

催した。 と金光大神」というテーマのもとに、シンポジウム形式で開

た。また、新たに、本所所蔵図書の目録(原簿)をコンピュータへ 関係資料を中心に資料の複数化(複写)及び資料目録の作成を行っ その他、資料の保管・整理については、 昨年に引続き、 教団史

研究題目の認定

入力した。

四月二十二日、一一名の所員による研究題目が認定された。

〈第一部〉

o 金光大神事跡の資料化

小野家資料をもとに

「覚書」「覚帳」のテクスト分析ノート3― 早川 公明 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリッ

金光教の祖霊観

松沢 光明

(第二部)

o金光大神理解研究

病気に関する教義

o戦後教団の動向について

-昭和二十九年教規に見られる教団体制

西川

太

「お知らせ事覚帳」執筆の動機とその意味につい

0

-慶応三年十一月二十四日の神伝解釈

〈第三部〉

o 「昭和九・十年事件」における教内各層の動向について o 「昭和九・十年事件」をめぐる教政動向について

金光教教団粛正期成会の動向に焦点をあてて-

〈資料室〉

o 佐藤範雄と感化救済運動について

o資料編集H 本所所蔵資料に関する関係者一覧表・資料収集年

○歴代内局別資料集の作成 表の作成

研 究 講 座

金光

和道

通り実施した。

五月一日、本年度(六十一年度)の研究講座を発足せしめ、以下の

岩本

徳雄

7

藤井 潔

光俊

上坂 隆雄

順一

岡

光昭

一、第Ⅰ講座

①教学論総論――担当者、所長・部長・幹事・所員・資料室主

た嘱託による次の講義を実施した。教史研究、及び本所資料についての講義を七回実施した。ま教史研究、及び本所資料についての講義を七回実施した。まで、歴史・方法論、金光大神研究、教義研究、教団史・布研究生を対象に、本所の活動内容に関する講義、教学の基本

o「布教史研究について」藤尾節昭(61·6·24)

○「最近の近代史研究の動向について」坂本忠次(fi・6・26)

「『教学とは何か』について」瀬戸美喜雄(61・8・22)「宗教学の現状と課題」荒木美智雄(61・7・9)

0

○「教団史研究への基礎視点」坂本忠次(61・9・4)

(2)教学論各論

(1)原典講読1——担当者、竹部

した講読会を八回実施した。「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読を主と

四原典講読2——担当者、岡成

講読会を八回実施した。「金光大神御理解集」をテキストとして、通読を主とした

| 10月 | 1

した講読会を一〇回実施した。『信仰回顧六十五年』上巻をテキストとして、

通読を主と

毛筆によるくずし字の解読や資料調査方法の基本的作法を19資料解読1――担当者、金光

等の解読の実習を五回実施した。習得するため、「お知らせ事覚帳」(写真版)・小野家資料

★資料解読2——担当者、小関

祈念帳」(仮称)の解読と資料説明を主に五回実施した。教祖直筆の原文資料にふれることを目的として、「教祖御

文をテキストとして、講読会を三回実施した。(二)、福嶋義次「維新期における金光大神の視座」の各論男「教団統理者 選出の変遷」・「教団統理者選出の変遷研究生を対象に、真鍋司郎「民衆救済の論理」、宮田真喜

16金光大神関係資料講読——担当者、小関

「奉修所資料」の講読会を中心に、二八回実施した。

読会を六回実施した。『聖クラーン』(世界イスラーム連盟刊)をテキストとして、講伊哲学文献講読――担当者、橋本

二、第Ⅱ講座

(1)原典ゼミ1――担当者、金光

竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。 竹部教雄が本講座に出席し、討議を通して新たな問題点の発掘究明を行うととを目的として四回実施し、テキストの最終掘究明を行うととを目的として四回実施し、テキストの最終を通して新たな問題点の発の確認作業を行うとともに、討議を通して新たな問題点の発

(2)原典ゼミ2――担当者、早川

めた。なお、嘱託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討は一二回実施し、第二一章三八節から第二五章三〇節まで進現代語訳の検討、及び注釈箇所の抽出を行っている。本年度新教典注釈書編纂事業の一環として、「お知らせ事覚帳」の

(3教義ゼミ――担当者、岩本

議に加わった。

教義研究の課題・視座を求めるべく、七回実施した。『概説金光教』第二章をテキストとして、講読・討議を通し

「第七回教団史に関する懇談会」の事前準備のための資料講仏教団史資料ゼミ――担当者、佐藤

後期分の分類、整理作業を一一回行った。読、討議を中心に八回行った。また、教団史資料の戦前・戦

、第Ⅲ講座

(1)(イ金光講座

跡の資料化をすすめると共に、小野家資料目録を作成する研究題目に基づき、小野家資料をもとにした金光大神の事

(中早川講座) ため、五回開設した。

でなすべく、四回開設した。 研究題目を追究すると共に、テクスト研究の方法論的検討

ハ松沢講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

(2)(1)岩本講座

研究題目を追究すべく、五回開設した。

()西川講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

い 藤井潔講座

(3) (7) 佐藤講座

研究題目を追究すべく、関係文献の講読を進めた。

研究題目を追究すると共に、方法論、研究史の整理・検討

印上坂講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

い渡辺講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

(4) (イ) 堤講座

研究題目を追究すべく、五回開設した。

(1) 岡講座

研究題目を追究すべく、四回開設した。

究講座について、各講座どとに反省会をもった。 なお、六十二年三月中旬から下旬にかけ、本年度実施された研

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究

(4946)

願って、以下の通りに実施した。 の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを

文献解題 赤澤史朗著『近代日本の思想動員と宗教統制』

o 金光大神と直信布教者の布教意識と神の容認 原田 道守 (61・10・16)

鈴木 義雄 61 10 25

―「覚書」安政二年・安政五年の記述から―

「無礼」の時間的性格について

竹部 弘 61 10 27

―.一お断り申しあげ」の内容に関わって――

○金神信仰と教祖との関わり・展開について

岡成 敏正 61 10 30

o戦後和泉内局の教政課題

国家からの宗教分離政策を背景として――

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

、資料調査·収集

①民間陰陽道・金神信仰に関する、今井龍仙、小野忠紀両氏か らの聴取調査(61・6・4)四名 加茂町、総社市

(2)戦後教団史資料 (二三点) の収集 (61・6・9) 四名 本部教庁

(祭場東倉庫)

③コンピュータ新ソフトの調査(61・6・20)四名 ⑷民間陰陽道・金神信仰に関する、 今井龍仙、小野忠紀、橋本 岡山玉姫殿

吉備津神社・福頼神社の調査(61・7・4~6) 七名 基、森分改一、平松寛峰、中山薫各氏からの聴取調査並びに 総社市

(5)民間陰陽道・金神信仰に関する、 加茂町、岡山市、矢掛町 角田栄氏からの 聴取 調査

(61・7・9) 二名 総社市

⑥近畿布教史編集室からの嵯峨教会資料(七点)の寄贈(61・8・

(7)天理図書館への調査収集(七〇点) (61・9・15~17) 三名 天理

|8||天理図書館への調査収集(||三四点)(61・11・13~15) 二名

(9)大教会所関係資料(点数未確認)の収集 (62・1・24) 三名 会

堂(南倉庫)

一、資料管理

(1)資料の管理・運用 新収図書(五四八点)をコンピュータへ入力した。

(2)資料の複写

(1)小野家資料 四三二点

(7教団史資料(新聞スクラップ、戦時活動、戦後資料) 二九九点 回教内図書・新聞類(『教報』、『金光教徒』) 三○点 (4)

図書の整理・保管

二高橋正雄師関係資料(書類) 四五点 一四三〇点

()大阪教会資料 一五八九点 **从陰陽道関係資料**

小その他

(3)資料の整理 (1)金光大神関係資料

○新たに追加された資料二○点をカード化し、撮影した写 真を整理し、資料目録を作成した。

问小野家資料

○文書の補修は、雑帳類約一○○点を専門家に依頼し、 なお、今回をもって、文書の補修(裏打ち)は、完了した。 打ちを行った。 裏

文書の複写本作成は、昨年に引続き、村政・私文書関係 (小割帳・当座帳)、地図等四三二点について、各一部ずつ

い教団史関係資料

複写・製本した。

o昭和期戦後分資料の整理・カード化を行った。 o昭和期戦前分資料の整理・分類を行った。

o高橋正雄師関係資料の整理・分類を行った。

o 大阪教会資料の整理・分類・ 目録作成を行った。

二教義資料

o 教語関係資料の整理・目録作成を行った。

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認・補充及び新収 分の整理・保管を行った。

(5)雑誌の整理

成の上、昭和六十、六十一年のものについて処分した。 新たに設けた「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作

三、資料編集

② 「 △教団史資料目録 9 〉教団史資料七― (大正元年~同十五年) (1) 「〈資料〉金光大神事蹟集臼」を紀要第二六号に掲載した。 ②」を紀要第二六号に掲載した。

教典に関する基礎資料の編纂

⑴原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」の現代語訳、及び 本年度は、以下の企画・作業をとり進めた。

注釈箇所の検討を二五章三〇節まで進めた。

(3)「教典用語解説」に収録すべき用語の検討及びカード化、 (2)「金光大神事蹟集19」の原稿を作成し、紀要第二六号に掲載

びに「教典便覧口」の作成作業を進めた。

並

教 学 研 究 会

第二十六回教学研究会 (61·12 . 16 17

第一日

⑴調査報告Ⅰ 岩本徳雄

(2)調査報告Ⅱ 岡成敏正

(3) コメント 佐藤米司、 斎藤東洋男

第二日

1)課題発表Ⅰ

山崎達彦

⑵課題発表Ⅱ 荒木美智雄

(3)パネル討議 パネリスト 牧田茂、 荒木美智雄、 山崎達彦、

4)総括発表 瀬戸美喜雄

本徳雄

早川公明、

岩

教学に関する懇談会

日の教団状況との関わりで教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべ 本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、 教学に関する懇談会を時々に開催してきている。

向を見通す中で浮上する教学研究上の諸問題について」とのテー

第九回教学に関する懇談会は、

「今日及び将来にわたる教団動

れに対する質疑を内容として、七月十二日、開催した。 めるとともに、研究上の課題意識を培うことを願って、講演とそ が担ってきた諸課題の性格、取り組みの変遷についての認識を深 マのもとに、戦後から今日に至る教団の動向、とりわけ教務教政

などについて、質疑を中心とする懇談がなされた。 い返される教祖性の問題、また戦後教政史上の諸問題とその背景 研究、本教史研究の各立場から、今日の教団状況との関わりで問 後教政史に関する総括的な発表があり、引続き、教祖研究、 講演では、講師の長年にわたる教務教政上の経験に基づく、戦

教団史に関する懇談会

なお、出席者は、安田好三 (講師)、本所職員であった。

解を聴取し、資料化してきている。 する懇談会を時々に開催し、テーマごとにその当事者の体験や見 本所では、教団史・布教史資料収集の一環として、教団史に関

う願いのもとに昭和五十八年度から着手してきた本教戦後史の資 動向について(昭和三十八年から四十八年までを中心に)」というテーマの 料収集の一環として、一昨年度・昨年度に引続き、「戦後教団の もとに、以下のごとく開催した。 第七回教団史に関する懇談会は、研究領域の拡大を目指すとい

(2) 会 (1) 期 本所会議室 昭和六十一年六月十日~十一日

(3) 出席者 佐藤博敏、 坂憲三、田淵徳行 岩崎猛、 本所職員八名 市川彰、杉本光夫、 浅野寛、 八

各種会合への出席

(1)学会

歴史学研究会 (61·5·17~18) 二名

日本宗教学会(61・9・13~15) 三名

日本民俗学会(61・10・4~6) 二名

日本史研究会(61・11・15~16) 二名 日本人類学会・日本民族学会連合大会(6・11・2~4) 二名

日本社会学会(61・11・23~24) 二名

岡山民俗学会(62・2・15)二名 民衆思想研究会(61・12・13)二名

(2)教内会合

金光教平和祈願広島集会(61・7・27)一名 金光教信徒大会(61・7・27)一名

布教史研究連絡協議会準備会(61・8・25)二名

(3) その他

NCC夏期研修ゼミナール(61・9・2~4)二名 山口昌男講演会(61・5・23)五名

南山宗教文化研究所シンポジウム(62・3・16~18)二名

研 究 生

本年度は、左記の二名が五月一日から六か月間研究生を委嘱さ

れ、実習を行った。

なお、藤田省三は、八月十五日をもって委嘱を解かれた。 橋本美智雄(伏見教会)、藤田省二(柳谷教会)

実習の概要

(1)レポート

イン対解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポー

トを三回提出した。

(中実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポート

を十月に提出した。

自らの価値観に基づく科学的・合理的な教祖認識の在り方 三回の文献解題レポート執筆とその検討会を振り返りつつ、

に、改めて反省を加えた。

(2)講座実習 教学研究の 基礎的素養を 培うために、

第I講座

「教学論総

論」「教学論各論」の各講座に参加した。

資料の意味を把握し、 本所における資料の収集・整理・保管

(4950)

習を行った。の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実

用奉仕に従事した。所内各種会合に傍聴出席した。また、図書整理、仏その他

儀式事務御

った。

評 議 員

①第四十二回(61・9・12~13) 本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

議題 (州昭和六十二年度の方針並びに計画案及び経費予定につ

仰その他

何その他

についても質疑が交わされ、昭和六十二年度の方針並びに計画案所施設の充実について、等であった。とれらの諸点に併せ、経費教義的探究について(4本所所蔵資料の公開性をめぐって(5本及び「教典」収録理解の資料批判について(3教祖晩年の信仰の的課題とその教義概念について(2)「教典」の基礎的解明の方向的課題とその教義概念について(2)「教典」の基礎的解明の方向的課題とその教義概念についても質疑が交わされ、昭和六十二年度の方針並びに計画案

こ5、155年に、永三子、11世紀7、12及び経費予定案について了承を得た。

宮田真喜男(欠席 岡開巻)の各評議員と、所長以下六名の職員であなお、出席者は、森定斎、田淵徳行、内田守昌、高阪松太郎、

 C

嘱託·研究員

なお、嘱託カルロス・ホベルト・コドニャットは、金光教教典査への出席・参加を通じて、本所の業務に参画した。本外二回研究員集会、民間陰陽道・金神信仰に関する調味託・研究員は、各研究講座及び第二十六回教学研究会、嘱託

金光大神御覚書のポルトガル語訳を終了し、引続き、

同教典金光

金光教教典 は (4951) (4951)

同 部 長

徳雄 公明

早川

(61・4・1) | 再任-

職員

大神御理解集(第二類) のポルトガル語訳に従事している。

事

渡辺

順一 光昭

金光志津子

開催した。 嘱託小集会は、 本年度は、嘱託小集会及び第十二回研究員集会を各々次の通り 九月二日、本所所蔵資料(本教史関係を中心に)

免

宮崎美代子

記

高橋美智雄

62 1 . 61 4 . 30 62 1 . 61 5 1 61 4 1 61 4 . 1

亩

畑中

浩一

託と本所職員四名であった。 出席者は、坂本忠次、宮田真喜男、藤尾節昭、山田実雄の各嘱

して開催した。

員及び本所職員五名であった。 事への参加及び研究員集会の開催等についての要望が出された。 筆の申し出を条件とすることとして合意が得られ、また、本所行 とのテーマのもとに、懇談を行った。研究員からは、自発的な執 続いて開催し、「研究員による紀要へのコラム執筆方について」 出席者は、金光寿一、鈴木甫、 方、第十二回研究員集会は、十二月十七日、教学研究会に引 斎藤東洋男、 松村真治の各研究

事 異 動

関する教内外からの要望に対し、本所としてどのような対応の在 り方が望ましいかという点について意見を聴取することを目的と

研究生 委

藤田 橋本美智雄 省三 (61・5・1) 61 5 1

藤田 省三 (61・8・15)

解

橋本美智雄(61・10・31)——委嘱期間満了—

宮田真喜男 61 6 .

任

評議員

本所関係者(62・3・31現在

嘱託一三名 職員一四名(所長1部長3幹事1所員7助手7事務長1主事2書記2) 研究員五名 評議員六名

学院生の研修・その他

うち、 研修レポート検討会(62・3・3)へ以下の職員が出席した。 本年度は、学院からの要請により、 教祖研究・布教者研究・先師のみ教え研究コースにおける 学院後期研修・実習課程の

(4952)

松沢光明、渡辺順一、岡成敏正、橋本美智子、竹部弘早川公明、藤井喜代秀、堤光昭、西川太、藤井潔、上坂隆雄、

本語の習得及び本教に関する理解を深めるべく、以下の通り研修晴子 (ビリグイ教会在籍教徒) は、十月十四日から、本所において、日海外特別研修生、新田・セーリオ・宏、新田・クリスチーナ・

2)教祖・教養・教団史の各11『金光大神覚』の通読

を進めている。

(3) 『教祖さま』上下巻の講読及び懇談(2) 教祖・教義・教団史の各講義の聴講

○牧田茂(自海学園短期大学教授)(61・5・10)本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下の通りである。

○池田昭 (中京大学教授) (61·10·15)

金光教学第二十六号正誤表

165		123	107	97	75	6	1	頁
5 段		上段	下段	下段				
8		1~2	2	△11	△2	△1	4	行
朝鮮総督在・	当時、勅願社となるを不行	(事五)(二)	(4)村関係	この頃期	「九日九日十日」	「義醇厚俗	大谷村出生	誤
朝鮮総督府。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	言七 122頁上段 1行目の前へ	(4) 村政関係	この時期	「九月九日十日」	「醇厚俗	大谷村	Œ

昭和62年9月20日印刷 昭和62年9月25日発行 金光教学第27号

編 集 · 金 光 教 教 学 研 究 所

印刷·凸版印刷株式会社

発 行 ·金 光 教 教 学 研 究 所 岡山県浅口郡金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所 までお送り下さい。



発刊に当って

このたび、当研究所紀要"金光教学,を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もととのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

数学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に"金光教学"の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 干 仭)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by Konkokyo Research Institute Konko, Okayama, Japan 1987 No. 27

CONTENTS

KIMIAKI HAYAKAWA
An Analysis on the Rhetoric of "Konko Daijin's Memoirs" and the "Notebook of Divine Revelations" 1
JUNICHI WATANABE
Norio Sato's Reformatory Works on the Political Offenders Arrested on the Charge of Dangerous Ideas from World War I to World War II
MICHIKO HASHIMOTO
Japan's Post War Democratic Reformation's influence on the Reorganization of Konkokyo 77
TERUO OZEKI
An Analysis on "Konko Daijin's Filed Notebook of Hiromae Attendants and Seekers"117
Collected Materials: Facts of Konko Daijin's Life and Events (4)159
Categorical Subject Listings of the History of Konkokyo (10)20
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 1986
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of Papers Contributed to the Previous Edition
The Summarized Record of the 26th Research Seminar24
A*List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1986